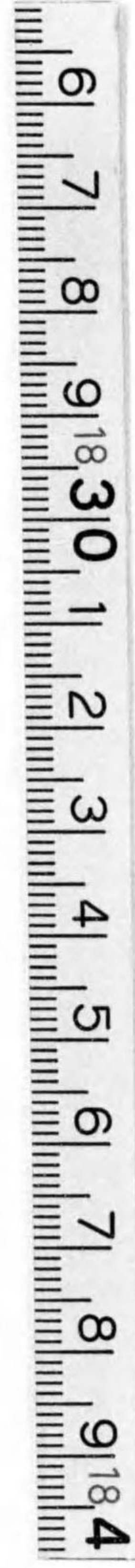


弓道講坐



第貳拾卷



始



特 211
492

卷二十二第

弓

道

辭

典

道

鎮

實

ヒシネ 菱根 鏡の一種。菱形をしたもの。その形より名づけられた。

ヒジノコガエシ 肘の小返 肘の小反 肘先で折返す様に、折り返すのではなく、肩と掛口と肘との詰合を云ふ。大和流小的全鏡・上巻「肘の小反と云は心持の大事也、先づ最初弦へ指をかける時より弦捻りより弦を内へ少しひねる意を含んで打起し、引込み勝手の肩に付に隨て其意を失はず、弦捻りより弦を内へ捻り込む心に掛口指先より延て臂の上の方の肉を臚の方へ捻り反して、臚の肉と喰合如くして肘を前へ折り返す心に肩と掛口と肘との詰り合を云也」

ヒジノヤ 祕事の矢 小笠原入道宗賢記「一、ひしの矢といふ事。かふら、とかりやたるへし。魔障のものをしりそくる心もあるへし」射御持長記「祕事の矢の事、山鳥の尾にてはきたる矢を以て右の足をさきへふみはじめて、魔まんの物を射るに退かずと云事なし、去らばうつばのみに三つする事也といへり、大なる祕事也」

ヒジハリニ 臂張りに射たる所は見

ヒシネ ヒジノ ヒジハ ヒシヤ ビシヤ ビシユ ヒジユ

よけれど矢の大わざはならぬものかな 竹林派勝手懸の歌。臂張は射尻の張り上つたもの。

ヒジハリニ 眩張りに射たる所は見よけれど矢の大業はならぬ成けり 吉田流勝手懸の歌。

ヒシヤク 皮繳 いぐるみを飛ばしやる事。陸機「飛繳入三紫霞」

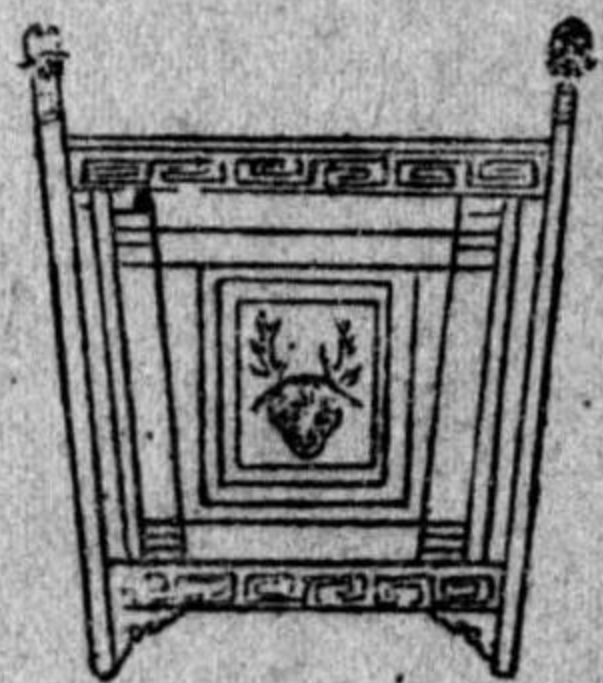
ヒシヤクバナ ひしやく花 矢羽の一種。角鷹の羽の斑の一種。羽先に白みの深くあるもの。ひさくばな。「碁石」の條参照。

ヒシヤノシンジ 飛射の神事。備後御調郡山中村の加羅加波神社の神事。例年正月に梅の木で弓を作り、鬼の字を書いた的を射る。祠官が先づ東に向つて矢を放ち、氏子の來會者は、各々一矢を射放つのである。(藝藩通志)

ビシヤク 微繳 矢に細い糸をつけたもの。
ヒシヤレイシユ 秘射禮聚 自第一至十 寫本五冊、射禮の故實を記録したもの。(生弓齋文庫本 第十六帙 第百六

十九百七十三號)

ビシユコ 襲首侯 支那の侯の一種。布侯である。地が赤で正面に麋の頭を描き、外側を雲氣で飾る。王の燕射の時、諸侯が射るので五十弓の距離に侯を置く。



ヒジユチユ 皮樹中 投壺の時、算木を入れる具。人面獸形で燕射に用ひる。



ビシユーチクリンハ 尾州竹林派
弓道流派の一。尾張で發達した日置流竹林派の一派。尾州の人、石塔竹林坊如成より石塔彌藏貞次、長屋六左衛門忠重と四傳して星野勘左衛門茂則に傳はる。茂則は竹林派の弓道の達人で、尾州家御弓役の一人である。特に草射に長じて、大矢數を屢々行つた。以上の人々より傳はる所の流を尾州竹林派といふ。

ビシユーチクリンハキユージツシヨ
尾州竹林派弓術書 刊本一冊 東京帝國大學運動會弓術部編 東京 大正六年一月刊「尾州弓術書」の條参照。(生弓齋文庫本、第七十三帙 第八四四號)

ビシユーチクリンハチユীগクシユ
尾州竹林派中興集 寫本一冊、石塔竹林坊如成作、美濃半截、尾州竹林派の射術、第一惣十文字之事より第十三萬心之事迄に就いて記したるもの。第一註釋は瓦林與次右衛門成直、第二註釋は星野勘左衛門茂則によるものと云ふ。中學集は本書の補足書として著されたものか。「日置流竹林派弓術書」「尾州竹林派弓術書」所收。前

書には本多利實翁の再註がある「中學集」の條参照。(生弓齋文庫本 第八十號 第八百七十六號)

ビシユーチクリンハモクロクノブ
尾州竹林派目録之分 寫本一冊、美濃版廿二枚、尾州竹林派の射術の綱目を記したるもの。(生弓齋文庫本 第八帙 第八十四號)

ビシユーチナリ 尾州勢 弓の勢の一。姫反りの多いこと、上成の下り、下成の下つて居ること等を特長とする。「勢の圖」の條参照。



ビシユエミ 尾州弓 尾張に産する弓。

ヒシユルミミ ちぢゆるみ心たるめる射手をこそ弓にはなさる射手といふなれ「日置流射學」所收離の歌。肘尻ゆるみ、心ゆるむ射手を弓に放さるゝ射と云ふの意。

ヒシヨ 祕書 射義指南歌之卷釋書、寫本一冊 美濃版廿四枚、本書は石川春峯所藏本で射義指南歌及びその註釋を記したるもの。(生弓齋文庫本 第十七帙 第八十八號)

ヒジンソ 美人草 寫本一冊。美濃大阪 廿八枚 美人草實時、一「右之抄大形御合點餘暇摺」書證無之兵家ニ他見より成間敷候、加様ニ念比ニ書付者無之尋ま、貴殿御執心不淺ニ間如此候、閏四月三日 蒔田權佐花押 堀又七郎殿とある。(生弓齋文庫本 第九帙 第九百十五號)

ヒジンソ 美人草 正統日置流の射術に關する祕歌三十首、即ち、「武士のしらで叶はぬ弓のみち弓馬ふたつは左右とぞ聞け」より「弓道は紫衣の位に納まりてつかの二字本來に歸す」までを收め、註が施されその名目に就いては「美人草と名けたるは人々の射前を美敷花の如く、此書を以て取立る故に美人草と名付、依て射前を花形ともいふ也」とある。「日置流竹林派弓術書」所收のものは、本多利實翁の再註がある。「中免許美人草」の條参照。

ヒジンソ 美人相 美人草、美人粧、比人双 射術上、とくに的前にて大方左右

同力に、釣合をとる時の術語として用ひらる。この語は如何にも美しい相合と云ふ所から、弓術にも相應しいこととして用ひらる。的を射よるとする動作が如何にも立派であり、美しいと云ふ美の形容から來た言葉。竹林派(日置流)及び小笠原流でも比人双といふ語を用いてゐる。次に諸説を擧げれば左の通りである。竹林派では比人双の三字のかたちを射形の恰好に喩へ、比の字は弓構のかたち、人の字は引渡の恰好、双の字は引納て左右かたつりなく、釣合つたかたちで、是は父母の收りに通ずる形である。比人雙は詩經の「小雅」に比は其力を齊うすること。雙は古の右の手の字で、右の手を以て左に勝たず、左の押を待て其力を齊うする事である。射學中目録(竹林派)「比人双 比は構より打起までを云ふ、人は引渡の恰好を云ふ、双は引收めて弓手妻手左右の肩共に一文字曲尺に合たるを云ふ。」自他射學師弟問答(竹林派)「吉田美人相の事、第八 一、問、吉田に美人草といふ事如何。答、吉田の美人草は弓法の萬事を註したる書物を號して云、家の重寶

もの。(生弓齋文庫本 第十九帙 第二三號)

ヒシン 庇軫 長さ四尺の弓をいふ。周禮・冬官・輪人「弓長六尺謂之庇軾、五尺謂之庇輪、四尺謂之庇軫」

ヒシンキユ 祕信弓 (一) 世平弓の異名。或は自己の戰場へ持つ塗弓(射義成功紀卷一) (二) 下地も籐も青籐の弓に同じ。但し多分百人に塗る。籐の上を紫色に塗つた弓。紫の弓。傳に、紫は赤黒混じた色で、間色の内である。倭國では之を賞する。常には用ひない弓である。(弓箭根元記)



ヒシンセン 眉針箭 支那箭の一。

ヒジンソ 美人草 二卷 多賀高忠著 弓馬故實の聞書。これは著書が小笠原殿へ弓馬の故實を尋ねた聞書である。上巻は「にぎり巻様の事」より「うつばのみ

なるに依て人に見せまじき爲に付たる名なりと、口傳書に見へたり、是は小笠原流弓法の荒増の抜書なり、我が比人双のやうに云心はなきなり、日置流射學の理を書たる美人相と云書を疎弟につかはすまじき爲に美人相を望む者には是なりとて遣すなり。當家の比人双の事第九、一、問、我が比人双は如何、答、比人双は構より打起までを比の位と云ひ、人とは押大目引三分一之事と引收て弓手馬手左右の肩共に一文字の曲尺に合たるを云、比の字は偏つくり恰好の字にたとへて弓手馬手左右の肩ともに陸にして構たるなりに打起たる曲尺を云ひ、人はへつほつ二つに引姿をたとへ、收りて双の字へんつくり恰好なると譬へて弓手馬手肩共に曲尺の一文字に合せたるを双の收りと云なり。註(本多利實翁)曰、當流の比人双は打越しより初めて引取收り離まで都て弓手馬手の活用同し、恰好に形も力もはたさきも同じ様にたくらべるとの故に美人草の形を取りて名けしものなり、當流と他家との相違如此なり、鸚鵡の離れに相生の手裏といふも則ち是なり、按するに美

人草とは射形のうるはしきを云なるべし。」「**ビジンゾー** 美人雜 寫本一冊 美濃大版、目錄十枚、本文四十一枚、「就弓馬大概開書」に同じ。奥書に「延享三年丙寅極月吉辰 野村儀左衛門花押 大坪運大夫殿」とある。(生弓齋文庫本 第百六帙 第千八十八號) **ビジンソークデンノシヨ** 美人艸口傳之書 寫本一冊、美濃版 三十五枚、射術の秘歌「武士のしらてかなわぬ弓のミち弓馬二つは左右とそきく」より「弓道は紫衣のくらしいに納りてとつかつ」の二文字本來に歸す」に至る三十首を收め、細註が墨書及朱書の二通り加へられてゐる。 **ビジンソークモク** 美人相綱目 大和流秘隱の弓書「高忠開書」の綱目を記したるもの。 **ビジンソークライ** 比人双の位 射術、引取の小目錄の一。射法輯要(竹林派)「双もならぶと云ふ字なり、偏つくりとも恰好したるに喩て片心なく引收る事なり。」「美人草」の條參照。 **ビジンソークライ** 比人双

の人の位 射術、打起小目錄の第三。人の字と齊しく左右共に釣合のよく揃つた形容。此心持で左手も右手も同様に眞直に力も曲尺も同じ心で打起するのである。射法輯要(竹林派)「人といふ字をノッ、ツと分て、弓手へ押をへつに喩へ馬手へ引をホツに喩へて片釣合なきやうに引收る事なり」「美人草」の條參照。 **ビジンソークライ** 比人双の位 射術、弓構小目錄の一。比の字は扁も作りも同形の様に、左右の拳が對々になる様、甲乙ない様に構えよとの意。騎射では比の字の様に左右、上下のない様に水平にせよとの意。射法輯要(竹林派)「弓手馬手に上り下りの無い様に引分るなり、比の字はならぶ或はたくらぶると讀むゆへ字義に付て心得べし、根管上り下り無きを比ぶと云ふ。目當物へ向ふを比と云ひ、又遠近を知るを比と云ふ。」 **ヒスイ** ひすい 空穂の名所。「空穂名所」の條參照。 **ヒスツ** ひすつ 矢音の一種。四目、神頭箭矢等を射はつた時の矢音。高忠開

書「一、四目にて式のはきまものを射てはひいはたと射てと云也、はづれたる時はひすつとはつしてと云也」狩詞記「一、じんどうにて草鹿、丸物、鳥、うさぎ、たぬき木草の葉、はな紙風情のものを射ては、ひしと射てと云なり。はづしたる時は是もひすとはづしてと云なり。」弓張記「一、かふら矢の音の事。ひいふつと、いきりてと云、はつしたる時は、ひすつとばつしてと云也」

ヒスツバ ひすつば 矢音の一種。箭矢をはづした時の矢音。弓馬故實「かぶら矢の矢音の事。ひいふつと射切つてと云べし、はづしたる時はひすつばとはづしてと云也」

ヒズミナク ひずみなく 四角柱の如くにて動かざるこそ是眞の胴。「大和流小的全鑑」上卷所收、眞之胴作の條の歌。

ヒズメ ひづめ 猪の名所。同條參照。

ヒズメ 臂詰 射術詰合の一。引込で後手のあはひへ物を入れはきみ切る様にして後へ引廻す事。緩まる射手によし。(吉

ヒスツ ヒズミ ヒズメ ヒゼン
ヒダカ ヒダシ ヒダス ヒダタ

田流)

ヒズメシローザエモン 日詰四郎左衛門 射士 齊藤勘兵衛弟子 寛永七年(皇紀二、二九〇)庚午四月廿日 三代將軍徳川家光公の時、惣千九百七十射の中、七百本通矢した。(年代矢數帳)

ヒゼン 飛箭 飛んでゐる矢。飛矢。晉書・嵇紹傳「飛箭雨集」

ヒゼンマト 肥前的 的の一種。(類聚名物考)

ヒゾーク 飛鏃 「飛矢」に同じ。射手の命弓。

ヒタイギ 額木 弓の名所。弭より三寸程の木の名所。大鳥打の上部。關板(弓工の語)。

ヒタカ 緋鷹 矢羽の斑の一種。柿色で黒く地に少しうるみがある。

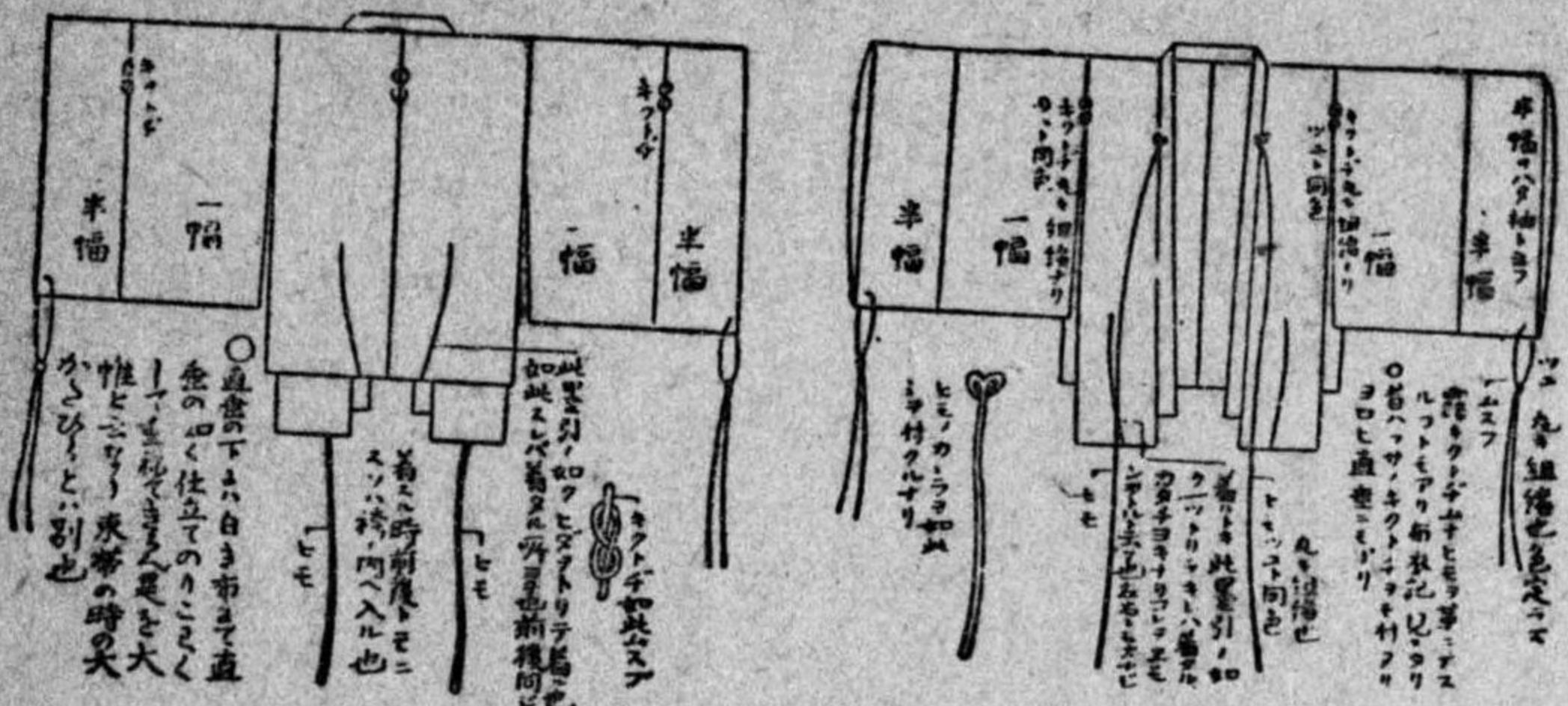


ヒゼン ヒゾーク ヒタイ ヒタカ

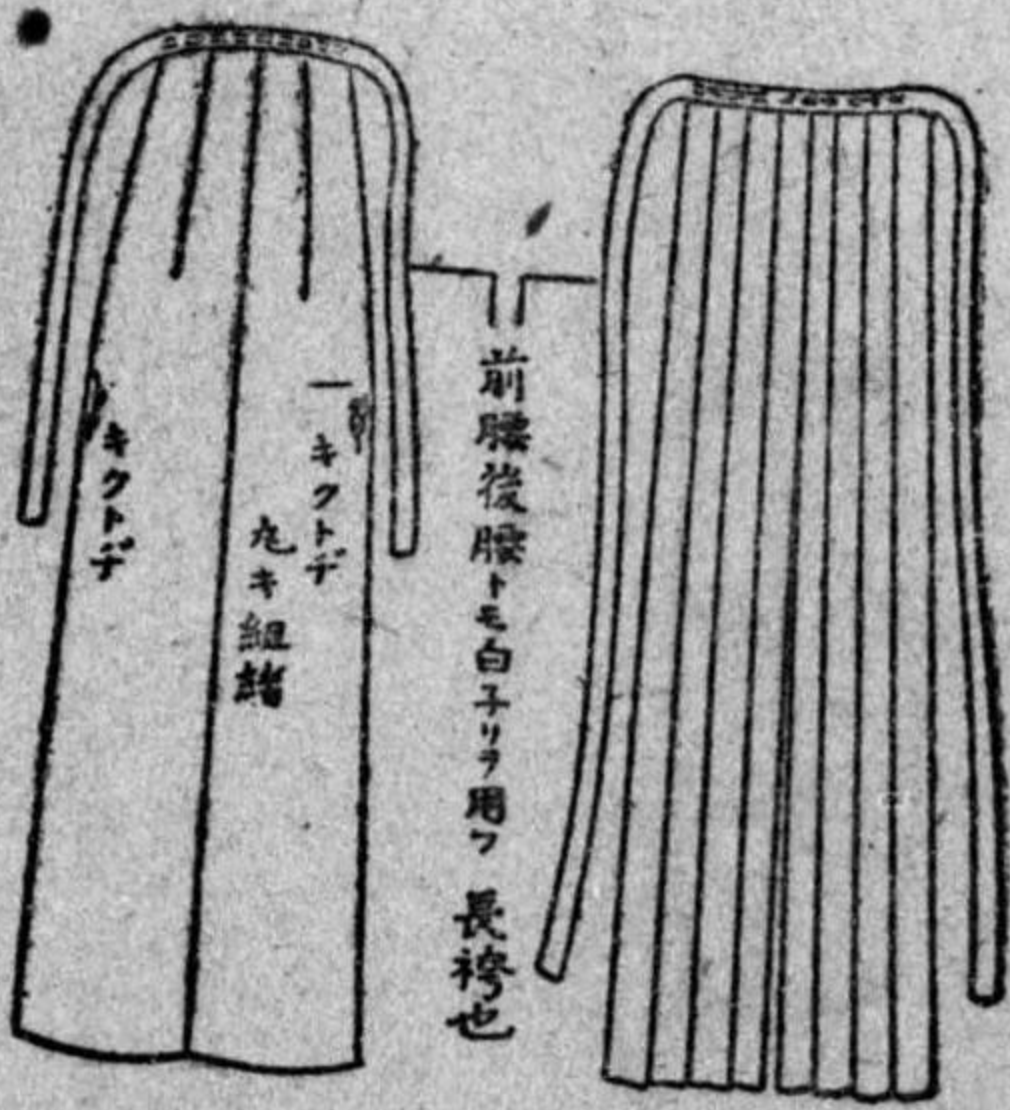
ヒダカセイサブロー 日高盛三郎 射士 日高勝當伴 竹中惣藏指南 寛政七年(皇紀二、四五五)乙卯九月廿三日 一代將軍徳川家齊公の時、江戸三十三間堂に於て、十一歳にして、半堂、惣百射の中、九十六本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ヒタシノ 浸篋 「浸篋」に同じ。つめて放ちてやらば直になほらん 小笠原流離の歌。一途に勝手の手に入力入れ詰め掛の力身を去つて放ち遣れば大放の癖は直に直るとの意。

ヒタタレ 直垂 衣服の名。方領で袖括があり、組緒の菊綴、胸紐をつける。色は一定しない。紋はなく、袴は室町時代以降長袴を用ひる。布地は生絹、紗、精好である。もと庶民の服であつたが後、武家の禮服となり、堂上の人も着用することゝなつた。徳川時代より演武に着用する。



「貞丈雜記」卷之五に「直垂は本は地下無官の者の服也、堂上の人の着給ふべきものにあらず、鹿苑院將軍義滿公の比より堂上衆も着用し給ふなり、袖括の緒あり、是れ地下の直垂とわかつたん爲なるべし、本は武家にも袖括あれども、今關東の制には袖括なし、露ばかりあり」とある。直垂の袴は足利時代より長袴に定まり、素襖の袴に略と同じであるが、相異點は前腰（腰とは袴の紐）後腰ともに白練を用ひ、ふとい絲の上刺があり、後腰に板を入れ板の上の兩角を丸くする。袖の下に露がある。此露も胸の紐も



菊綴も粗緒である。色は木蘭地・萌黄・紅・朽葉其他の色もある。但し、紫・紅は將軍家所用の色として平人は遠慮する定めである。なほ徳川幕府の制は侍従以上がこれを着し、地は精好、色は不定である。此服の時は下着は小袖に風折烏帽子を用ひた。直垂は單衣であるが裏打ちしたものもある。又白直垂・染直垂・顯文紗の直垂・箔押の直垂・曳柿の直垂などがある。又鍔直垂もある。

ヒタタレノソテオフキカエス 直垂の袖を吹返す 射鏡「ひたたれの袖もふきかへずしてと云義は、笠懸の時袖を吹きかへずを云也、然る上はいかにも大口直垂にて可仕事、尤もの由持長は被申也（貞丈云、笠懸には小手さす事なし、直垂の袖を尻に吹返させて射る也）」

ヒタタレノヒモオサメルシタイ 直垂の紐納る次第 大的體拜記「一、左は水干のごとく刀の下に納る也。右は素襖の紐納る様に直垂の中へ入て、右の脇のあきたる所へ引出して、其儘右の腰にはさむべし。」「水干の紐納る次第」「素襖着の時

紐納る次第」の條參照。

ヒタチノマユミ 常陸眞弓 常陸權

弓 常陸の國に産する眞弓。年中行事歌合「爲盛 ゑひらにはあやめやさしくさしそへてひたちのま弓けふや引らん」

ヒタチヘイシロー 常陸平四郎 源

頼朝公の臣。弓馬の達者 勝長壽院の供養の時、隨員として、御堂の東方へ候した。（吾妻鏡・卷五）

ヒタヒタトアウ ひたひたとあふ

犬追物類鏡卷四「一、ひた／＼とあふと云事。ばうとおうと云に同じ、射手大勢外へあふ事也、三四騎もあらはの事也、雜々に見へたり」

ヒタヒタト… ひた／＼と續けて通る

調子には休みばしすな通る迄射よ 大和流弓道地之卷七段第一所收、指矢の取調子の歌。

ヒタモノイリノ 混物炒筈 矢筈の

一種。矢筈の上皮と筈との中のこげるもの。筈が堅く軽くなるので的矢などに用ひる。

ヒタリ 左 筑前 元應頃 正宗の弟

子（矢鏃銘鑑）

ヒタチ ヒタヒ ヒタモ ヒダリ ヒチヨ ヒチリ ヒツ

ヒダリ 一 射手方文字。かちまへ。

ヒダリ 左 右の對。的に向つて、左と云へば的の後（裏ではなく）の意。射禮の體配は進む時左足よりする。

ヒダリニワ… 左には弓たてながら座

着してめてにまと箭をなす武士「弓禮祕歌卷」所收の歌。

ヒダリハ 左羽 左の尾羽。

ヒダリバカリ 左計 「左計」の條參照。

ヒダリミギ… 左り右肩と押手と勝手又胸の五つそ五部の詰なれ 本多利實翁「射形百首」の中の一節。

ヒダリユガケ 左ゆがけ 歩射の時

左の方の押手躑のこと。射御拾遺抄「ふせ鳥もかけ鳥もかちにて射る時は左ゆがけをさすべからず」

ヒダリユミ 左弓 左手で弓を握つて

射ること。奥相茶話記・九「此の源兵衛左弓にて、中たりの上手なれば左源兵衛と不定名に申しけり」

ヒチヨ一カクチヨ一シヨ一ボクト

一セン 皮頂角頂小横頭箭 支那箭の

一種。演射用。



ヒチヨ一ツキテリヨ一キユ一カク 飛鳥盡良弓藏 捕るべき鳥が居なくなると、弓は不用の物として仕まひこまれてしまふとの意。轉じて世が太平になれば、戦功あつたものは却つて邪魔物あつかひにせらるゝ義。用のある時は使はれて、用がなくなると捨てられるゝ意。（十八史略）

ヒチリキドー ひちりき藤 空穂の名所。堅にして七つ穴があるので、ひちりきと云ふ。或はひちりきに似てゐる故である。三本堅にあるを云ふ。天地人の三歳を表はすと、亦三光とも云ふ。「空穂」圖參照。

ヒツ 弮 弓を直すに用ひる器。ゆみだめ。洪武正韻「弮、正弓之器、以三竹若木二爲之」

ヒツ 彈 (一) 射る。説文「彈、射也」楚辭・天問「羿焉彈日」(二) ゆみづ

る。弦(類篇)

ヒツカケ ひつかけ 弓の外竹節の

一五六五

ヒツカ ヒツコ ヒツシ ヒツス
 ヒデヒ ヒトイ ヒトオ ヒトカ
 ヒツト ヒツハ ヒツバ ヒテキ ヒデサ

名所。下の姫反の邊。

ヒツカケ 引掛 指矢前の矢の番ひ方の一。管を引いて掛けること。槍掛の對。

ヒツコミノイヌ 牽込の犬 「引込の犬」に同じ。犬追物付紙日記「一、一番に放す犬は、牽込の犬として射ぬ事也。二足めより可射也。二百疋目の犬を検見牽込より被遊候へと云事有。其時は可射也。夫も射さるはよかるへき也」

ヒツコリ Hickory. さはぐるみの一種。アメリカ弓の材として用ひる。價値は低い。日本ではスキー材として有名。

ヒツシキ 引敷 毛皮の敷物。腰當のこと。毛の方を表にして腰に纏ひ、緒は前で結ぶ。貞丈雜記・卷之八「敷皮と引敷と替る事、敷皮は云々、引敷は羚羊の皮にて作る。鹿の皮をも用ふ、作り様大體敷皮の如し、是は緒を付けて、毛の方を外にして、裏の布の方を腰にあて緒を前にて結ぶなり、腰につけたるまゝにて敷くなり、其の時布の方は上になり、毛の方は地に付く也、腰の緒をときて敷くとも同じ事也、敷皮、引敷、犬追物類鏡に委しく記し置く也」

ヒツシト ひつしと 矢音の一種。四目で射た矢音。弓法私書「一、四目にて射たるをばひつしと云也」

ヒツスツ ひつすつ 矢音の一。射はづした音。京極大草紙「一、射當たる音の事。ひつはたと云也。射はつしたる音。ひつすつと射はつしたると談るへき也。」

ヒツトリワ ひつとりわはたかく取つき高引射をよくつめ一味三骨 雪荷派・道雪派七道歌知射の歌。ひつとりは引取、一味三骨とは手先三所（腕口二つの節肩根）のふしによく心を付て手先を勝手とむらのない様にはり合ふを云ふ。

ヒツハタ ひつはた 矢音の一。射當てた音。京極大草紙「一、射當たる音の事。ひつはたと云也。」

ヒツバリガオトユコト 引張顔といふ事 日置流秘書百七箇條ノ第廿二引張顔と申は弓の善悪を見知らせん爲めに御座候、張顔見事に候ても引心悪敷弓御座候之れに付き張り顔としるし申候

ヒテキ 飛筒 飛んで行く矢。飛筒。筒はヤジリ。曹植の犬司馬曹植誄「足躓三白

し。(三) 征矢とか野矢廿或は廿五のこと。或は十二本、十六本、廿四本。鹽尻卷之四十二「間矢一腰といふ其矢數如何、答一腰の矢數凡二十五なり」道照愚草・諸道具數書事「矢一ことと云は廿の事たるべし」(四) 矢數廿一のこと。甲陽軍鑑・卷七一腰とは矢數廿一の事なり、是はうしろの骨をかたどる故なり。」

ヒトゴトニ 人ごとに生れ付たる射形をば皆一やうと思ふ拙なき 吉田流の歌拙さは教へ方の下手さを云ふ。「射義指南」のは生れつきたるとある。

ヒトゴトニ 人ごとに生れ付ぬる弓形をたゞ一すじと思ふ身ぞうき竹林派の歌。弓形は身形に應じてこゝでは姿勢の意。

ヒトゴトニ 人毎に其師をまねぶ心あり己が射形ぞ大事なるべし 吉田流「射義指南歌」の歌。善惡ともに其師の眞似するを戒しめた歌。各目は骨格に應じて其強

又、手按三飛筒「杜甫の詩「銷魂遊三飛筒、累足穿三豺狼」

ヒデサトリユ 秀郷流 弓道流派の一。古流。此流は魚名公の四男伊勢守藤成五世の孫鎮守府將軍藤原秀郷より傳はる所の射道であるといふ。

ヒデサトリユ 秀郷流 弓書 寫本一冊 藤原秀郷より傳はる流派の弓書。(生弓齋文庫本 第九十帙 第九百六十二號)

ヒデヒラユミ 秀衡弓 「蒲鋒弓」に同じ。同條及び「十萬弓」の條參照。

ヒト 比投 投壺の時、相手の投げたる番の時に誤つて投げる事。比は類である。これは算をおかなく。

ヒトオケ 一桶 弦二十一筋を云ふ。又廿四筋とも云ふ。桶はわけ物で一つのわけ物に廿一筋入れる。進物の時に用ひる。

ヒトカケフシ 一掛節 弓の外竹節の名所。「失矢掛」に同じ。

ヒトカタ 一肩 通し矢の時、一回分の意で、矢數五百本射ることを云ふ。

ヒトクミ 一組 二手の矢。矢四本の

い處を發揮する事の肝要きを述べたもの。

ヒトゴトニ 人毎に羽ひくき弓をこのめるは手の内つよく射べきゆへかも 大藏派の歌。羽は弓の張、人毎には誰でもの意。

ヒトサシ 一さし 引目四つの稱。弓馬開書「引目一さしと云は四つの事也」

ヒトシオワ 一入は薄紅に生れ來て千しほになれば紫の色 竹林派の歌。一度紅の中に漬したばかりでは薄紅であるが、幾度も染めて千度にも及べば紅色は遂に紫色となる様に稽古も功を積むに従つて上達し至極の位になるとの意。歌智射は五段の註に「うすくれなるを千入に染めは終にむらさきの色と成べし、初學はうす紅の如くにして至ては紫の色となる如し、紫を眞の色と云、上位の人は紫衣を着る也」とある。

ヒトシリ 一尻 一尾 羽一羽の稱呼。小笠原人道宗賢記「一羽一尻といふ事。眞鳥羽鷹羽にかきル事也。大鳥羽は十四枚。小鳥羽は十二まい也。鷹羽も十まいなり。」

ヒトスジ 一筋 (一) 弦一本のこと。(今川大草紙) (二) 根矢一本のこと。(大和流弓道傳書)

ヒトク ヒトコ ヒトゴ ヒトサ
 ヒトク ヒトコ ヒトゴ ヒトサ

| 名 | 小眼 | 小眼ノ | 山形 | 山形 |
|------|------|------|------|------|
| 的ノ | 白 | 黒 | 白 | 黒 |
| 大サ | 徑半 | 徑半 | 徑半 | 徑半 |
| 一尺二寸 | 二寸二分 | 二寸二分 | 二寸二分 | 二寸二分 |
| 一尺 | 一寸一分 | 一寸一分 | 一寸一分 | 一寸一分 |
| 九寸 | 一寸一分 | 一寸一分 | 一寸一分 | 一寸一分 |
| 七寸 | 九分六分 | 九分六分 | 九分六分 | 九分六分 |
| 五寸 | 七分五分 | 七分五分 | 七分五分 | 七分五分 |

ヒトクミマト 一組的 的の一種。小的、五寸、七寸、九寸、一尺、一尺二寸の五つを一組としたもの。又「組入的」とも云ふ。名所は内の白を小眼の白、中の白を霞の白、外の白を山形の白、内の黒を小眼の黒、中の黒を霞の黒、外の黒を山形の黒と云ひ、その大きさは次の通りである。

ヒトコシ 一腰 (一) 引目四つの稱。法量物異本「引目一腰とは四つ、一束とは二十の事也」(二) 空穂の稱呼。空穂之次第「一、うつばをば一ほとは不可云、一腰などといふべき也、又一ツ二ツと云ふ

ヒトスジニ… 一寸ちにおもひきりたる弦の道とむるとめぬは射手に社よれ 竹林派持満の歌。弓を引込む時より満つる時は放れるものと一筋に思ひ定めて居る弦道であるから、長く持満て弦を止めるも又早く満ちて弦を止めずに放すのも射手の満ちの遅速によるもので強いて拘泥する事ではないとの意。

ヒトスジノ… ひと筋の道といふこそ極意なれ心おさめば道は見えなん 「中用秘術弓要集」所收、弓病(遅氣)の條の歌。

ヒトダスキ 人介 射術狙の一。目中物を自己の方に着けること。射法輯要(竹林派)「一、人たすきと云ふ事も目中物を己れに着くる事なり、界の字に介と此字を書とも人たすきの口傳と云へり。註(本多利實翁)曰、界は的の全面を指して云ふ、我心的に取らるゝ時は我にたすきかゝる也、的を我方に取れば的をたすきにかくる也。」

ヒトタビワ… ひと度は薄紅ひは色なれど百しほの色のうへはむらさき 本多利實翁「射形百首」の中の一。竹林派の弓

歌「一入は薄紅に生れ来て云々」に歌意同じ。

ヒトチカラ 一力 弓を削つて本竹の削り層が両手に一握りあるを云ふ。高忠聞書「一、弓を一力二力といふ事は弓をけづりたる木竹のくづを兩方の手にてかいかにきりて手の内一ぱいあるを一力と云なり。つよくもにきらず、そともにきらず、よき程にぎるなり、されば弓の一ちから二力などと云事は弓をけづりてならではしらぬ事也。」

ヒトチカラ… 一ちから二ちからとは人毎にいへどもわけは知らずかちなり「弓禮秘歌之卷」所收の歌。

ヒトツオキラウ 一つを嫌ふ 早氣の事(尾州竹林派中學集)

ヒトツノテノウチ 一つの手の裏 射術、手の内の一。手の裏深からず浅からず、上を押し過ぎず、下に居付かず、強くなく、弱くなく、只自然のままの手の内を云ふ。道雪派では「のぼりの手の裏」大和流では「惣まくり」「紅葉重」のこと。各條参照。

ヒトツメ 一つ目 射術手の内の小指をしめること。(射法指南抄)(二)手の掌の筋一文字より弓を少し内によせて取るを云ふ。「大筋違手の内」の條参照。(三)引込んで臂力に納めること。(竹林派)

ヒトツメノコト 一つ目の事 備忘集(日置流正統)第三卷「是によりて引くべき矢束をひかすして押すゆへに引く矢束引かぬ矢束といふ、唯矢束とは我矢束を云ふ也、三つの矢束をみじかくば切れ長くばつげとは押手をさし延ては矢束大目引て有

ヒトツノヤズカ 一つの矢束「三段之矢束」の條参照。

ヒトツフタツ… 一つ二つ三つ四つ五つ幾度も心の水の澄すべきかな 大和流澄見所の歌。五つ迄幾度も其一動作ごとに心の水に波立つもの故、心の水波を静め平らにして射よとの意。

ヒトツフバ ひとつふ羽 矢羽の斑の一種。



ヒトツメ 一つ目 射術手の内の小指をしめること。(射法指南抄)(二)手の掌の筋一文字より弓を少し内によせて取るを云ふ。「大筋違手の内」の條参照。(三)引込んで臂力に納めること。(竹林派)

ヒトツメノコト 一つ目の事 備忘集(日置流正統)第三卷「是によりて引くべき矢束をひかすして押すゆへに引く矢束引かぬ矢束といふ、唯矢束とは我矢束を云ふ也、三つの矢束をみじかくば切れ長くばつげとは押手をさし延ては矢束大目引て有

物也、さるにより長き方へいよ／＼つげと云ふ事なり、加程までいよ／＼不云とも聞えべき事なれども餘り秘事しての事也、但し弓を引くといはん爲なり、能位の内なれば常の事にはあらず、此重位よりも弓つよくひかれ矢を指す事當流の強み是等を始めとしてけり、常には矢束の重位と斗りいふ也」

ヒトツヤ 一矢 (一) 一本の矢。(二) 紋所の名。

ヒトツガケ 一指掛 食指だけで大指を抑へること。普通二指かけて射ると離に凝が出る場合、或は遊びに射る場合に用ひる。

ヒトテ 一手 (一) 手に執る矢二本の稱。内向の矢と外向の矢との稱。道照愚草・諸道具數書事「矢一手といふは、内むき、外むき一手あるをいふ。不然は一二といふ」の出張記「一、矢を一手と申し候は的矢じと二つづの事也(貞丈云又一手四目もあり、一手神頭は常の神頭とは拵違あり)(二)支那では矢四本のこと。(三)大迫物の時十二騎を一手と云ふ。

ヒトツメ 一つ目 射術手の内の小指をしめること。(射法指南抄)(二)手の掌の筋一文字より弓を少し内によせて取るを云ふ。「大筋違手の内」の條参照。(三)引込んで臂力に納めること。(竹林派)

ヒトツメノコト 一つ目の事 備忘集(日置流正統)第三卷「是によりて引くべき矢束をひかすして押すゆへに引く矢束引かぬ矢束といふ、唯矢束とは我矢束を云ふ也、三つの矢束をみじかくば切れ長くばつげとは押手をさし延ては矢束大目引て有

ヒトツメ 一つ目 射術手の内の小指をしめること。(射法指南抄)(二)手の掌の筋一文字より弓を少し内によせて取るを云ふ。「大筋違手の内」の條参照。(三)引込んで臂力に納めること。(竹林派)

ヒトツメ 一つ目 射術手の内の小指をしめること。(射法指南抄)(二)手の掌の筋一文字より弓を少し内によせて取るを云ふ。「大筋違手の内」の條参照。(三)引込んで臂力に納めること。(竹林派)

ヒトツメ 一つ目 射術手の内の小指をしめること。(射法指南抄)(二)手の掌の筋一文字より弓を少し内によせて取るを云ふ。「大筋違手の内」の條参照。(三)引込んで臂力に納めること。(竹林派)

ヒトツメ 一つ目 射術手の内の小指をしめること。(射法指南抄)(二)手の掌の筋一文字より弓を少し内によせて取るを云ふ。「大筋違手の内」の條参照。(三)引込んで臂力に納めること。(竹林派)

ヒトテシメ 一手四目 神頭の一。種。目のあるもの。草鹿、丸物、ぶり／＼用の矢。的矢の代にして用ひる故に一手と云ふ。的を損傷せぬための矢である。春草・卷之上「卅六 一手四目の事 四目は四つ目をさす故四目と云ふ。一手四目と云へど、形かはりなし。一手とは的の如く羽を内向外向に用ひて二筋を一對に作る故一手四目とは云也。しかるに近世四目の様なる物を二つ作りて、一つに目を二つとして二つの根を合て目四つあるを一手四目と云、如此作る事古傳書には曾てなきこと也。古制は羽の内向外向にて一手と云。根は一つに目四つ、二つの根にて目數八つある也。高忠聞書に、四目の寸は三伏也。目は四つあるべき事本也。四つあるによりて四目と云也。但目を三つにするもくらしからず、是は略儀也と見えたり、目を二つにすることは見えず、一手にて目四つにすることなきことなり、用る事勿れ。」丸物草鹿之記「一、一手四目こしらへ様、長一寸五分計りひいら木にて作る、目を四つあくべし、又目三つにもする也、是は略儀也。目の上頭篋口

以上三所あり、糸にて巻て、まきめのみへぬ様に地をしてらう色を取て黒くぬる。又きうにこしらゆる時ハ、あかうるしにぬりて巻めはかり地をして黒くぬる也。是ハ略儀也、からはふしかけをとりてぬるへし、羽は眞羽うるしはき也、管はつのにてもする也。」

ヒトテジンドー 一手神頭 神頭の一。種。神頭の矢一手の稱。挾物、草鹿、丸物、ぶり／＼等を射るに用ひる。大和流弓道七段地之卷第八「一、一手神頭篋之事。フシカケ本也、略シテハ拭篋ナドモ用ル也、一、フシカケ之事、的矢ノカワリナレバ五フシヲ用ル、三フシヲ用ルト云ニハ非ト也、一、スケフシホドライ之事、神頭ギワヨリ三ツ伏セ有之ヤウニスル也、一、管之事、フシ管ニスル、又ヌタヲノコス也、略テハクダ管ニモスルナリ、一、作目之事。クロヌリニスルナリ、一、羽之事、眞羽ヲ用、略シテハ何羽ニテモ用、一、フシ管ヨハツノ事、本式ニハフシ管也、略テハヨハツトテ常ノ芝矢ナドノ管ノゴトクスル、是ヲクダ管トモ云、一、子タマキ有無之事、神頭眞ニ拵ル

以上三所あり、糸にて巻て、まきめのみへぬ様に地をしてらう色を取て黒くぬる。又きうにこしらゆる時ハ、あかうるしにぬりて巻めはかり地をして黒くぬる也。是ハ略儀也、からはふしかけをとりてぬるへし、羽は眞羽うるしはき也、管はつのにてもする也。」

以上三所あり、糸にて巻て、まきめのみへぬ様に地をしてらう色を取て黒くぬる。又きうにこしらゆる時ハ、あかうるしにぬりて巻めはかり地をして黒くぬる也。是ハ略儀也、からはふしかけをとりてぬるへし、羽は眞羽うるしはき也、管はつのにてもする也。」

以上三所あり、糸にて巻て、まきめのみへぬ様に地をしてらう色を取て黒くぬる。又きうにこしらゆる時ハ、あかうるしにぬりて巻めはかり地をして黒くぬる也。是ハ略儀也、からはふしかけをとりてぬるへし、羽は眞羽うるしはき也、管はつのにてもする也。」

以上三所あり、糸にて巻て、まきめのみへぬ様に地をしてらう色を取て黒くぬる。又きうにこしらゆる時ハ、あかうるしにぬりて巻めはかり地をして黒くぬる也。是ハ略儀也、からはふしかけをとりてぬるへし、羽は眞羽うるしはき也、管はつのにてもする也。」

以上三所あり、糸にて巻て、まきめのみへぬ様に地をしてらう色を取て黒くぬる。又きうにこしらゆる時ハ、あかうるしにぬりて巻めはかり地をして黒くぬる也。是ハ略儀也、からはふしかけをとりてぬるへし、羽は眞羽うるしはき也、管はつのにてもする也。」

トキハ根タマキスル也、但香卷ハセヌナリ、如レ此トナレハ神頭ヲスクル故ナリ、草ニ拵ルトキハ子タマキモセヌ也、然ルニヘニ有無ト云ナリ「神頭」の條参照。その拵へ様は「丸物草鹿之記」に「ひいら木にて作るへし、長さ二寸はかり、二所巻て糸の見えぬ様にうるしにて黒ぬるへし云々」とあり、「高忠開書」に「筈はさはしのたるべし、ふしかげをとりてぬるべし、はずはふしはす也。腰巻にうるしをためべし。羽は眞鳥羽たるべく候。はぎめは、黒くぬるべし。但こき栗色なり。〇ふしはすげふしを本にすべし。すげふしのほどらる、じんどろのすげはより三つふせたるべし。じんどろのきはのかひを三分計巻て、それをも黒くぬるべし。〇ふしは三ふし筈本なり。すげふし一所、羽中一所、筈中のふし一所、以上三所なり。如レ此こしらゆべき事、一手じんどろの本也。又四ふし、五ふし筈にてくるしからず。但略儀也。いくぶし筈にてあれすげふし本なり。〇一手じんどろをさうにこしらへゆる時は、〇ごひ筈にする也。其時は、はぎめあかうるしにぬ

りて、いとめばかりは黒くぬる也、是は略儀なり。じんどろの木は不定。ひいらぎふくらしばなど用るなり。」一名ヒサキヌヒサカキトモ云。

ヒトテジンドーヤ 一手神頭矢 神頭の略のもので、用途も神頭に同じ。筈は焦筈、拭筈等を用ひ、管はぬり管、笠管等である。羽は神頭と同様であるが眞羽でもよい。羽長は五寸。前條参照。



ヒトタズナツカイテモノノシリオ オシキツテトエーコト 一手綱つかひて物の尻を押切てと云事 馬手のこと。弓手は只一綱つかふてと斗云ふ。(眞鏡大迫物之記)

ヒトテトエーヤノコト 一手と云矢の事 岡本記「一、ひとてしんとう、ひとてしめ、おひ矢のうはや、まともや也。」ヒトテミテ： 一手三手五手と射るも

同じこと一筋きりて射る心せよ 小笠原流稽古修業心得の歌。只一筋を射ると思つて丁寧射よとの意。

ヒトテヤ 一手矢 一對(甲矢・乙矢)の矢。諸矢。片手矢の對。狂言記・富士松「一手矢を片手は天へくり上げて上にかたかた下にかたかた」職人盡歌合 五十四番、矢さいく「のこもさらにかはらでひとて矢のおなしふしにはいつかなれまし」

ヒトテヤオ： 一手矢を射るは同じき法ぞかし弟矢のときは居直りてつけ 日置流射學の歌。居直りてつけとは躰ひて番への意。

ヒトトユミノ： 人と弓の力盡して弛みなく弦ばなれする矢こそ見まほし「大和流小的全鑑」下卷所收、弦に離の條の歌。

ヒトトリ 一鳥 (一)尾羽兩翼の事。諸書常用抄「羽は一尻ほろのそひたるは一鳥と云也」(二)き、羽の時一尻のこと。尾のない鳥の時の稱呼。

ヒトナカデ： 人中で暗な工面をする人は自慢有ゆへぞかし 大和流稽古修業心得の歌。人中では大勢居る所、暗な工面と

は暗ケ間敷事をしよらと工夫するを云ふ。ヒトニギリ 一握 四つ伏のこと。「一束」に同じ。

ヒトニヨリ： 人により時によるとはしるうへに初心の人は少したかまれ 竹林派遠矢の歌。遠矢を射るには人によつて射出す高きに差があるものであるが、初心者少し高く射出すがいとの意。

ヒトニヨリ： 人により物見の付は變るとも右りの目にて見定て射よ 小笠原流見所の歌。

ヒトニヨリヤズカサダメノコト 人により矢束定の事 日置流弓目録抜書三十條講釋覺書「一、弦坪とて馬手の肩根に胃有り、夫へ勝手の大指の本節を引付る是矢束の定也、此弦坪にてつけの高きも究むる也、のき勝手にてつかず共同し心持也、惣而矢束長きハ強ミえて好む所なれとも弦坪より無理に引過れハ發あらくて却て弱ミ也、勿論小引なるは猶弱ミにて損なり」日置流祕書百七箇條ノ六十六「人に依り矢束定めと申すは初心の射手には定まり申さず重ねて引くことも御座候、又縮みのことも

ヒトニ ヒトノ ヒトハ ヒトビ

御座候、定まりたると申すは弓弱きにても同然に引き申すを定め矢束と申し候、矢定め申し候寸の取り様は大指をのけ残り四つの指を並べ之れを一束と定め申すことに候

ヒトノウエ： 人の上矢よりも早く見ゆれども我身のうへにいざしらま弓 竹林派稽古修業の心得の歌。人の射の善惡特に缺點は矢の飛ぶより早く直ぐに目に付くものだが、我が身の上の缺點となると一向御存知ないとの意。

ヒトノウエワ： 人の上は矢よりも早く見ゆれども我身の上はいざ白眞弓 日置流・大和流・雪荷派・大藏派・印西派等の稽古修業心得の歌。白眞弓は知らま弓で我弓の射前は知らぬとの意。大藏派の分は見ゆれどもを見けれ共とある。歌意前に同じ。

ヒトノテオカケタルイヌ 人の手を懸たる犬 犬追物類鏡・卷四「一、人の手を懸たる犬とハ犬繩の外へ走り出たるを射手追かけて能矢を射置たる時ハ直す犬を犬放の者たらへて竹垣の外へ出す也、とらへて手をかけたる犬をハ射ぬ事也、明鏡ニ

云、筒をかけ人の手をかけたる犬をハ射ましき也。」

ヒトノテシ： 人の弟子かまひて弓をそしるなよ其人ごとと心あるべし 竹林派稽古修業心得の歌。かまひてはからかふ意。一本「かまひて弓を」を「構て人を」とある。

ヒトハリ 一張 弦七筋の稱。

ヒトハリユミノキガキ 一張弓の開書 寫本一册 小笠原家の一張弓の由来を記したもの。もと小笠原家に「曼陀羅滋藤」又は「雷上動」と云つた一張の弓の圖があつたもので、一張弓と呼ばれた一書があつた。今この一張弓の由来を述べたものである。

ヒトビトノ： 人々の生れ付ぬる筋骨を正しく射るぞ分の曲尺なる「大和流小的全鑑」下卷所收、分之規の歌。

ヒトビトノ： 人々の生れ付ぬる骨法をろくに合する中道の曲尺「大和流小的全鑑」下卷所收、中道の條の歌。

ヒトビトノ： 人々の己が力にかつ弓を好みて早くなるぞおほけれ 小笠原流持

満の歌。各自の刃に相應せぬ強弓を好んで引くために押手勝手が共に納まる所に納まらず氣力が共に詰まつて早く放す様になるものが多いとの意。

ヒトビトノ： 人々の心のかねに替りあり押手三分に勝手三分に 小笠原流引込の歌。人々の骨格力量によつて押手勝手の力が相違するから其心に感じる所も亦相違するものである。押手勝手の力の相違を感じる時は引取つて片釣となるから、押手三分勝手三分と心の規矩を平等にして引取れよとの意。三分と三分合せて六分となり、十分とならぬのは残り四分は體でこの三者一つになつて十分となるのである。これを三分一の大事と云ふ。

ヒトビトノ： 人々の委によりて替りあり得たる所を早く知れかし 小笠原流の歌。

ヒトビトノ： 人々の弦音つばねつるおと弦拍子折ひらによりての言の葉ぞかし 小笠原流弦音についての歌。

ヒトフクラ 一ふくら 弓杖一枚のこと。「小笠原入道宗賢記」によると一ふ

くら、二ふくらとは云ふも、三ふくらとは云はずに三杖よりはいくつえといふと。大追物雜々「一ふくらと云事は弓杖一枚の事也、一ふくらの内をば繩近と云べし、それ迄は繩近と云べからず、けずりぎはの内的事也(貞丈云けずりぎはより内を内と云、けづりぎはより外を外と云)」

ヒトフリ 一振 矢四本の稱。

ヒトマエニテニミオハルコト 人前ひとまへにて弓を張る事 宮參之次第「一、北にむかひて張る事を凶む、東南を本とすべし」

ヒトマエニテイルココロエ 人前ひとまへにて射る心得 家中竹馬記「一、人前にて弓を射て見せん時は、射様は射ることく紐を納めて、中弓のたいはいにて射る可し、前弓のたいはいでも苦しからず、後弓のたいはいにて射まじき也。弓は白木、そばしら木、的、丸物の時の如し、矢はじんとらたるべし。」

ヒトマエニ： 人前ひとまへに出てゐるきの三日の月見るあひもなき弓ぞかなしき 竹林派の歌。人前に出て射る時にせか／＼として落付かず早く射る弓は三日月の出て入る

様に貧弱で見る間もなく憐れであるとの意。

ヒトマトバ 一的場 一所(一處)の意。的場は弓を射る場所。太平記・卷十七。義貞軍條「敵を一的場の内に攻寄せれば、今はかうと大に悦び」

ヒトマワリ 一廻まはり 大百疋のこと。の出張記「大追物に一まはり、二まはり、三廻り過ぐれば四百疋、五百疋と申也、二百疋と申しても不苦候也」

ヒトミシユンタロ 人見俊太郎 射士 尾州 杉立権右衛門 同信吉門人 人見良藏嫡子 父指南 天保十三年(皇紀二、五〇二)壬寅五月六日 十二代將軍徳川家慶公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、六百卅八本通矢した。(年代矢數帳)

ヒトメツカウコト 一目遣ふ事 目遣の一。矢的を射時前の射手の射果てかしまるを一目見て打上げにかゝること。

ヒトリゴトモースコト 獨言申す事ひとりごとをまう 圖的の時射手の獨言のこと。圖的開書「一、圖的の時射手のひとりごと申す事あり、一

手射たらばさか羽を打つべし、其時誰にいふ共なく一手仕候程によさか羽にはかり候など、申すべし、數多さか羽など打ちたる時もよの逆羽にはかはり候と申すべし、是をひとりごとと申す也、一手射たる時も又一つ射たる時もさか羽の打ち様は同前也、一手射て此時ひとりごとを申す也」

ヒトリタイハイ 獨體配 一人で射る射禮「體拜式」の條參照。

ヒトリハルマジキコト 獨り張るまじき事 用射錄上「一、弓は力弱き弓たりとも上をかへさせはるべし、反の高き弓はとりわきかへておしはる事第一の義也。」

ヒトリユク： ひとり行道白浪の立田山夜半には弓をしるものはなし 弓道修業心得の歌。

ヒトリユミ 獨弓 相手なく一人で弓射ること。吾妻鏡・卷四十一(建長三年正月八日)「九番、東右近三郎、獨弓」大的式「獨弓の事 相手俄に障ありて、不參事あるべし、其體拜は前後の數塚の眞中にさし寄、的に向てかしまり紐を納べし、又少御前

へ向ふ様に畏る事も有べし、足づかひは前弓のごとく、左足よりふみ初て、三足にふみ寄べし、扱ふみ揃へて、左の足を的に向て先へふみ、扱右の足をふみくつるべし、扱射はて、足を引時も、左より引、よくふみそへ、又左よりふみ出し、扱右ふみ出し、其足よりうしろむきに、もとの座に畏る也、總じて御的ならねども、一人弓の時ひとりごとは如此なるべし。「獨弓體配」の條參照。

ヒトリユミニカズサスコト 獨弓に數さす事 射禮私記「ひとり弓に數さすこと。是も數は五十づゝなるべし、をきやうは前弓の數の置所より少し後へ寄べし、さし様は同前也」

ヒトリユミノイワイノアシヅミ 一人ひとりの祝いはひの足踏 大的拜記「一、足踏の次第、惣の前と惣の後とは御的始の時同レ之、中は皆始、紐納る時よりの向、但少前弓の方へむかふ様に畏るべし。足踏は左足より踏始て三足に寄べし、歸る時も左の足引て、又右の足を先一所へふみ寄て、其まゝ左足より後へしざりて、始の所に畏るべし。但歸る時の足踏に一足。口俣在

之、是は御的始の時、一人弓の祝の足踏と云々」

ヒトリユミノタイハイノコト ひとり弓のたいはいの事 一人よび出の時を獨弓のたいはいと云ふ。靜かにするのがよい。右へ歸る中の弓の體配を用ひる。高忠開書「一、的にむかひ、少めてをひらき、少すちかひ様に畏て、まへ弓のごとくひもをおさめて、左よりふみ出し、何事もまへ弓のごとくして、射果て左の足より引、よくふみそへ、又左よりふみ出し、扱右を踏出し、其あしよりうしろむきにもとの座敷に畏也、大人の前にても是也、外には有べからずとなり、くじのおほくうちならば、たる中のいは、此ひとり弓の心なるべし、前後は二弓のたいはいなるべし。」佐竹宗三開書「一、日とり弓のたいはい、本式にする事なし、數塚二の中に長紐をさむる事常のごとくして、中のたいはいおして射也、御所的を一人して、勤時の事也、三弓立獨して仕儀也。」

ヒトリユミノレイノコト ひとり弓の禮の事 射禮私記「一、數つか二つの

中の的の方にむかひて、すこし御前へ對して畏るべし、又的の方へむかひて畏ることもあり、足ふみは、是も左の足よりふみよりにて、同左の足を的に向て後、右の足を踏定むべし、射はて、引足の事。大方前弓の様に引て、歸る足はなくて畏る也、着座のことは、前の方の座に着べし。」

ヒナガタ 雛形 南山を築き、其場に於いて始て執行する。的の勢一尺二寸、人數ハ卅六人が定めである。射家忘説集「雛方ノ所務トモ云、包圖ノ所務ノ付ヤウ同コトナリ、射手ノ人數ニカマワスヒナガタヲ三十六作ル、其内刻形十八、滑形十八也、兩方ハ分テ射ナリ、包圖ニ替事ナシ〇一説云、ヒナ形ト云ハ垂仁天皇十二年弟若子命ヨリ起テ地祇ヲ祭ルコトナリ、其後武内大臣此ヒナ形ノ意ヲ以テ滑形刻形ノ二色ノ串ヲ作り、ヒナ形ヲ挾ミ的ヲ射サシム、的的大又小的ナリ、甲矢乙矢ニ依テ數塚ヘヒナ形サシヤウアリ。」

ヒナカユミ 日中弓 草射之弓の一。(射義成功紀・卷一)
ヒナタノマ 陽的 的的一種。畫的的。(射義成功紀)(下圖)



ヒニクコツ 皮肉骨 弓の強弱と射手と(人の骨と力と弓と矢)の釣合の事を示したるもの。弓を引くには先づ自己の骨格力量を考へ、骨の射手には骨の弓、皮肉の射手には皮肉の弓を適度として定め、生れ付によつて品々をわける合せること。「皮肉骨九勘」の條參照。
ヒニクコツ 皮肉骨射手の修行の位にて弦のわかれにつよみ異なる「大和流小的全鑑」下卷所收、弦之別の條の歌。
ヒニクコツノキユウカン 皮肉骨の九勘 射手の骨力に皮肉骨の三品があつ

て、更にそれを始中終の三段に分けそれ／＼その性質に應じて適當な弓矢を勘へて用ひること。即ち「皮 一、細く弱き人は皮の皮 一、細くさいたる矢は皮の皮 二、細く和かなる人は皮の肉 二、細く和かなる弓は皮の肉 二、細くしたるき矢は皮の肉 三、細く強き人は皮の骨 三、細く強き弓は皮の骨 三、細く強き矢は皮の骨の肉 一、太く弱き人は肉の皮 一、太く弱き弓は肉の皮 一、太くさいたる矢は肉の皮 二、太く和かなる人は肉の肉 二、太く和かなる弓は肉の肉 三、太く強き人は肉の骨 三、太く強き弓は肉の骨 三、太く強き矢は肉の骨の骨 一、強く細き人は骨の皮 一、強く細き弓は骨の皮 一、強くさいたる矢は骨の皮 二、強く和かなる人は骨の肉 二、強く和かなる弓は骨の肉 二、強くしたるき矢は骨の肉 三、強く強き人は骨の骨 三、強く強き弓は骨の骨 三、強く強き矢は骨の骨」である。
ヒニクコツノシヤホ 皮肉骨の射法と云事 射義註解 下「一、皮肉骨の

射法と云事。皮は弱のかたち、骨は強のかたち、肉は沉重のかたち也、故に皮の射かたはうつかりと力なく、和らか過たるを云、骨の射形はぎこはに強み過て、力みばかり成るを云、肉のいかたは惣射重くれ、さへたる事なく、手前もたれて賤し。右三つとも離れ、にて何れも悪し、皮骨は強弱をかね、肉は筋道を一ばいにはまり、射る時は一味三骨おのづから備て三體具足の射形といはんもの也。」

ヒニクコツ 皮肉骨惟一向に押張りて四筋の糸を一筋になせ 大和流押手手の内の歌。皮肉骨惟一向に押張るとは押手の皮肉骨を一枚のものとして一向に推張ること。四筋の糸とは拇指中指薬指小指を一意にして柔かなうち角身の心あること。
ヒニクコツノミツノオサマリ 皮肉骨の三つの納り 弓手の腕口の所へ納る骨の納として上とし、件の腕口二寸許手前へ納るを肉の納として中とし、又件の腕口より四寸許手前にて納るを皮の納りとして下とする。(山村派傳來の註書)

ヒニクコツ 皮肉骨弓に有るなり人に有り矢にも有るなり能く口傳せよ 竹林派の歌。皮肉骨と云ふ事は弓人矢の三つにある故、能く相生するやうに口傳して教へよとの意。この歌は皮肉骨九勘を讀んだ歌である。
ヒネリ 捻り (一) 弓を引く場合引取より勝手の拳を弦の方へ伏せる事を捻りかけると云ふ。即ち、日の表にする事。勝手を肩の上へのせるやうにする引取り方を云ふ。的前の引取では必要な條件とする。(二) 押手を「捻る」と云ふ場合は弓を伏せる様にする事、拇指の根をきかせる事を云ふ。(三) 蹠の名所。「蹠」の條參照。

ヒネリガケ 捻掛 (一) 指矢前にて管を番へる時に右手の大指を人差、中指の三指で管を捻り廻して弦に番へること。(二) 取掛の一。母指へ弦をかけ弦捻りにて弦を捻つて取る掛。これは弦折れて悪い掛である。
ヒネリカワ 捻革 蹠の名所。蹠の拇指と人差指との間にあつて、腹革と向き合ひ、矢を番へて捻る所に當る革。流派により無いものもある。
ヒネリスギ 捻過 五加の一。捻りの過ぎること。「捻り」の條參照。
ヒネリズケ 捻附 弓弦の引き方が下弦である時の勝手の貌の稱。竹林派の「日の表」に同じ。
ヒネリフ 捻生 矢羽の斑の一。
ヒネル ひねる 神頭をつけること。弓箭記「一、神頭ヲヒネルト云」
ヒノイ 火篋 矢篋の一種。摺立てた篋に火を入れて火色をつけた篋。火色。
ヒノイテ 皮の射手 皮の弓射手のこと。射の具合充分でなく見分が大略なものである。日置流射學・第九十二「皮骨肉といふ

ヒノオ ヒノク ヒノシ ヒノマ
ヒバリ ヒビキ ヒフ ヒフツ
ヒボイ ヒマナ ヒミユ ヒメカ
ヒハガ ヒハタ ヒハハ

事。先づ皮の射手は具合かなはずして見分大略なるを皮の弓射手といふ云々「皮の射手」に同じ。

ヒノウラ 日の裏 右拳の收り方の一。(一) 平附となつて手の甲の前へ向く

貌となること。これは上弦を引き、指矢前によく、會は十文字になる。平附の條参照。(射法輯要)(二) 手の内を捻つた貌。(尾州竹林派中學集)

ヒノオモテ 日の表 右拳の收り方の一。少しく捻つた貌で手の甲、上に向つて收まるを云ふ。下弦を引く、的前によく、會は一文字になる。「捻附」の條参照。(射法輯要)(二) 平附のこと。(尾州竹林派中學集)

ヒノクライ 比の位 比人双にて弓構より打起を云ふ。「美人草」の條参照。

ヒノシカケ 日の仕掛 弓弦の名所。上仕掛の所。



ヒノマト 日の的 日々用ひる勤射の

的。緋の的とは別である。(射義成功紀・卷三)

ヒノユミイテ 皮の弓射手 「皮の射手」に同じ。

ヒノワ 日の輪 弓弦の上の輪のこと。

ヒハガキ 檜葉垣 塚の上に杉の葉を以てする垣。高さ一尺二寸、或は一尺六寸、けわい串を檜葉垣の前後に菱に指す。一方が十四本で兩方で廿八本になる。けわい串は春夏は菱、秋冬は目張にする。

ヒハタ ひはた 矢音の一種。四目、神頭の矢音。流鏑馬の的に射中した音。狩詞記「一、四目にも式のはきみ物を射ては、ひはたと射てと云也、はづしたる時はひふつとはづしてと云なり」高忠開書「一、じんどうの矢音、ひはたといてと云、是は御意をうけたるにて候、わるく覺候哉、へしと、いふ。是は物にかきてをきて候」同「一、小笠懸の矢音、ひはたといてと云。」

ヒハハ ひは、 矢音の一種。小笠懸の時の矢音を云ふ語。(高忠開書別記)

ヒバライヨノコト 雲雀射様の事

挾物之記「一、別儀なし、かたぬぎせずふせて射べし、しめじとうなどにて射べし。」

ヒビキヤ 響矢 鳴鏑の矢。

ヒフ 飛鳥 矢のこと。天箭「飛鳥電影自副」の注「飛鳥、赤莖白羽、以鐵爲首」

ヒフツ ひふつ 矢音の一種。四目に射外した時の矢音。かぶらで物を射切つた時の音。「ひはた」の條参照。

ヒフツト ひふつと 矢音の一種。「ひふつと」に同じ。延慶本平家物語、二中・頼政射「この矢に小かぶらとつてつがひ、ひふつと射切つて」

ヒボイ 飛鳥 箭の名。揚子方言「箭鏑長尺六者謂之飛鳥」

ヒボイシユ 備忘集 一至五 寫本五册 日置流正統の弓書「日置流備忘集」の條参照。「日置流竹林派弓術書」所收。(生弓齋文庫本 第六十四帙 第七百二十一七百二十四號)

ヒマナキワ： ひまなきは弓手の膝と妻手の肘に休ぬ所なりけり 大和流の歌。「張合は弓手の肘と妻手の膝是も張合所なり」

りけり」と對の歌。ひまなきとは寛ろぎ休む暇のない意。左の方の膝と右手の肘に力を用ひて射終る迄休めてはならぬ所であるとの意。

ヒミユミ 肥美弓 「へみゆみ」に同じか。東大寺獻物帳「肥美御弓一張」

ヒメカブラ 姫箭 箭の一種。(一) 小箭のこと。(賀茂眞淵説) 女箭。(二) 種目箭で、かぶらに種をまつたものと云ふ。(本居宣長説) 萬葉集・卷十六「梓弓、八多婆佐彌、比米加夫良、八多婆佐彌」

ヒメカブラヤ 氷目箭矢 小さい箭をつけた矢。

ヒメゾリ 姫反 弓の名所。鏑箭の下、大鳥打の上にある。丸木弓にはない。此所は細く全體に對して優しい所故この名がある。上の姫反、下の姫反とある。「弓の圖」参照。

ヒメゾリフシ 姫反節 弓の節の名所。内竹の節で姫反の所にある最上節を云ふ。

ヒメトイ ひめ藤 菖目藤のこと。

ヒメヤ 氷目矢 (一) 小さい矢。

ヒメカ ヒメゾ ヒメト ヒメヤ
ヒメニ ヒモ ヒモオ ヒヤ

(二) 嵌矢の義かといふ。古、木を割る時、その割目に挟む楔。古事記・上「即打離其氷目矢一而擲殺也」

ヒメユギ 姫靱 靱の一種。木製で錦を張つたもの。「錦靱」に同じ。延喜式・四・伊勢大神宮「神寶廿一種。姫靱廿四枚長各二尺四寸、上廣六寸、下四寸五分、矢着口方二寸九分、以錦作之、以錦爲裏、以錦爲刺、裏二緒四處、並用二紫革、長二尺廣一寸三分」



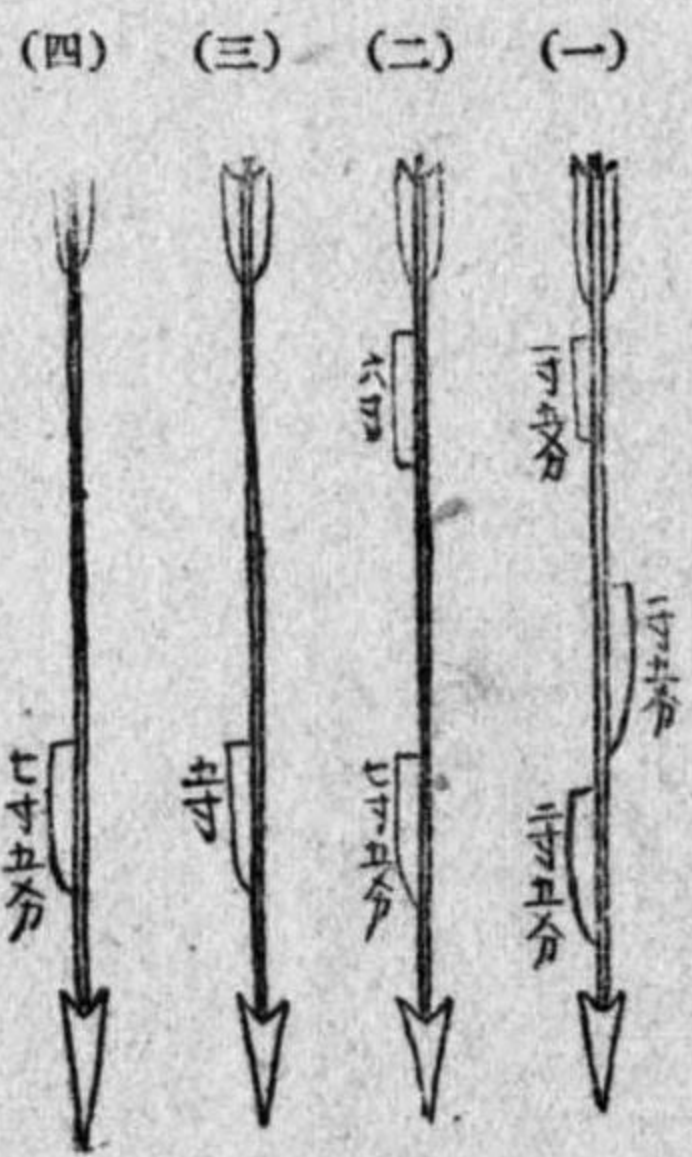
ヒモ 紐 鞆の緒紐のこと。

ヒモオサメヨ 紐納様 武田射禮日記「紐納メヤウ、先左ノヒチニ弓ヲカ、ヘテ兩方ノ手ニテ紐ヲトキ先ツ左ノ紐ヲハ刀ノ下ヘ廻シテ押カヒテ右ノ紐ヲ左ノ手ニテ肩ヘ打越テ頓テ左ノ手ニテ取テ左右ノ紐ヲ一ツニナシテ葛袴ノ腰ニヲシカウヘシ、打越タル紐三度マテカキテ夫ニカキアタスハ其納ル様ニテ可仕布革へ飯リテ式ニ納ルナリ。」

ヒヤ 火矢 火箭 箭(鏑・菖目・鐵)

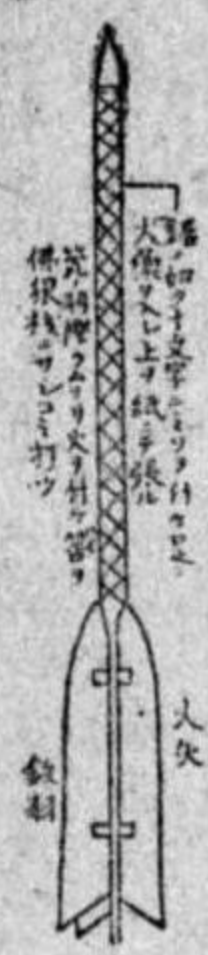
ヒメカ ヒメゾ ヒメト ヒメヤ
ヒメニ ヒモ ヒモオ ヒヤ

に火を仕掛けて射放つたもの。物に射中して、焼くために之を用ひる。後には火薬を根の方に仕掛けて口火をつけて射る。太平記・六・赤阪合戦「火矢を射れば、水彈にて打消し候」探樞集覽・二「問火箭といふ物如何、答欽明天皇の御宇新羅を攻る事有沙奇といへる人始て火の矢を射て拔取たる事國史の中に見えたり、是我國火箭を射るの始なり」火矢には「鐵火矢」「竹火箭」「筒火矢」「くま火箭」「包火矢」「雨火箭」等がある。各條参照。支那には「周禮」に枉矢、絜矢等がある。弓箭記「一、



(一) 如圖矢長三尺二寸羽八寸ワシノ羽ヨシ
(二) 如斯シテ羽長六寸能クカノ羽ニテ作
(三) 如斯シテ羽ハ何ニテモ作火括一ヶ所ナリ
(四) 如斯シテ羽長五寸但鷲ノ羽ニテ作
一五七七

矢火箭別傳ニ云、火矢拵火括以圖傳之・右
篋中墨打ノ所ヘク、リ付テ射也、藥ヲ紙ニ
カタクツキ込、少穴ヲアケ口藥ヲサシ火ヲ
付射放ナリ、火矢藥ノ法 生惱一匁四厘
イワウ五十匁 鼠糞一匁一分四厘 鹽硝百
三十匁 松脂一匁一分四厘 灰卅九匁八分



火矢

ヒヤカズ 日矢數 通矢の競技種目
の一。昔、三十三間堂で通矢を射る時その
當日の朝(六時)から暮(八時)まで射て
その通矢を争ふこと。江戸三十三間堂矢數
帳「三十三間堂由緒書、江戸三十三間堂の
はじめは、野傳にいへる所は、慈眼大師南
光坊御發起の由……傾日百射千射をはじめ
て日矢數江戸一に到るまで、諸家御丹誠の
跡を印といふ」
ヒヤクエキユ 白衣弓 村をして
未だ籐をつかはない弓のこと。
ヒヤクキンノユミ 百斤之弓 支那
にて百斤の重さを弦へかけて、矢の長さ丈
引ける弓。強弓を引く人の準となる弓。一

斤は百六十一匁二分八厘。矢は十二匁或は
それ以上の箭を用ふ。武經射學正宗卷下・
箭體式輕重宜擇第八「大約力量十斤者、用
箭一錢二分、百斤之弓、箭可三重一兩二錢一
弓勁至三百斤、箭重至一兩二錢一者猶可二復
重」
ヒヤクゲキユ 白樺弓 支那弓の
一種。



白樺弓

ヒヤクゲド 白樺弩
支那の弩の一種。
ヒヤクシ 白矢 五射の一。射つた矢
が的を貫いて的の裏へ矢尻が白く顯れるこ
とを云ふ。「五射」の條参照。
ヒヤクシヤ 百射 (一) 通矢競技の
種目の一。總矢數を壹百射と定めて通矢の
歩合を争ふこと。これも札に記して堂上に
掛る。武用辨略・四(射事)「百射と云ふ
は、總矢數一百筋と定めて、其内の通矢、
何分に當たりとする也」(二) 的前射の

一。矢數百射と定めて、相手との的中を争ふ
競技。

ヒヤクシユノカイ 百首之解 寫本
一册 美濃版、廿枚 射義指南之歌を註解
したもの。(生弓齋文庫本 第十九帙 第
二百四號)

ヒヤクスリアワセヨノコト 火矢
藥合様之事 指南書 下二、是ハ五ん
せう拾匁 硫黄八匁 灰壹匁五分也 五ん
せう硫黄ませせておろし扱灰入ておろす也
こまかなれハ強く成て早々たつ也」
ヒヤクスリ 火矢藥筒や袋と分けお
けど六七八にしくものぞなき 竹林派・大
和流等の用法の歌。火矢の藥、筒、袋と區
分して用意して置けども六七八即ち投火箭
に勝るものはないとの意。

ヒヤクチュ 百中 射發すること
に必ず中ること。百發百中。史記・周紀「楚
有二養由基者、善射者也、去三柳葉二百步而
射之、百發而百中」
ヒヤクド 百弩 弩は百日稽古すれば
能く覺えられるとの意。(武經射學正宗指
迷集)

ヒヤクバツヒヤクチュ 百發百中

百たび射つて、その度毎に的中する
こと。射術に妙を得てあること。また事を
爲して過たぬ事。戰國策・西周策「楚有養
由基者、善射、去三柳葉者、百步百射之、
百發百中」東鑑・一・治承四年八月廿四日
「振三發百中藥」伯昏瞀人の條参照。
ヒヤクバンオイル 百番を射る 遠
笠懸記「笠懸に百番を射ると云は、百度笠
懸を射ると云事也」

ヒヤクバンカサガケ 百番笠懸

百番射る方式を取る笠懸。即ち一人の矢數百
本を射るのである。馬は數多で乗かへて射
る。笠懸全記「百番笠懸之部 一、百番笠
掛も體拜常の笠掛に替る事なし、百番射る
を云也、百番は百度也、百度は一人の矢數
百也、一、百番の笠掛を射る馬、一四二匹
にては通りがたし、數多にて乗替て可射
也、馬によるべし、一、百番の笠掛を射る
時は、毎度十度めは馬場末にて馬よりおり
て、さくりの中を馬を引せて、馬場本へ歸
りて、又始めて射る事本儀也、十度め、
に如レ此する也、亦二十度射ておる、事も

ヒヤクマイガタ 百枚形 鐵の一種。

鐵鍛冶丹波の口人が天狗の彫の鐵を愛宕奉
納に切つた名作の鐵。

ヒヤクシラエヨノコト 火矢拵様

の事 射學聚方集(竹林派)「矢倉なら
ば鐵の根すけて射る、拵ならば竹に藥を包
込近き所は火吹出し射べし、遠き所成りと
も其加減すべし、是鍛鍊すべし、鹽硝拾匁
硫黄八匁 灰貳匁五分 鹽硝を合てあら
／＼とをろす、細なれば筒にてはやくたつ
なり、灰は桐の木の灰を用ゆ、拵やうは性の
よき竹の先に一つ節をこめ節より根先長貳
寸計ふとく木鉾の如く削り能尖らせ藥包を
ほそく削り、楮杉原の薄きをもみて藥を包
むほどに切り其上に藥をひろげ竹へはしか
ら巻込て大き七分程に包み細くして十文字
に巻てよし、又木綿糸を打少し薬をもみ付
て先に付て射るべし。註(本多利實翁)曰、
此火矢は凡間數一寸半内外たるべし。」

ヒヤクシヨ 火矢之書 寫本二卷

火矢の沿革種類用法藥法等を略記した傳
書。宮脇左馬尉家勝から、虎走彌兵衛尉眞
次に口傳し、眞次から平山治大夫正勝に傳

へたもの。本書は同人の綴るところで、正保二年己酉（皇紀二、三五三）八月の寫本である。

ヒョーシト ひゆうしと 矢音の一種。圓物の矢音。高忠聞書別記「ひゆうしと、射てと云は圓物の矢音也」

ヒューズバ ひうずば 矢音の一種。征矢、劍尻の矢音。弓法私書「征矢けんじりにてはひうずばと云也」

ヒューヒュー ひうひう 矢の風を切つて飛ぶ音。

ヒョー ひやう (一) 矢などが風を切つて飛ぶ音。平家物語・卷第四・鶴「矢取つて番ひ、南無八幡大菩薩と心の中に祈念して、よつびいてひやうと射る」(二) 犬射墓目の飛ぶ音。(三) 矢音の一種。神頭の矢音。鼻紙に中つた矢音。(岡本記)

(四) 三拍子の一。技音のこと。(佐竹宗三開書)

ヒョー 氷 矢筒の蓋。左傳・昭公二十五年「公徒釋甲、執冰而踞」の注「冰、檣丸蓋」の疏「檣丸是箭筒、其蓋可取取飲。」擗。

ヒョー 擗 箭筒の蓋。やぶゝのふた。説文「擗、所以覆矢也」

ヒョー 弰 弓の強い貌。

ヒョー 塙 あづち。「塙」参照。

ヒョー 標 まと。めあて。準的。

ヒョー 藁 ゆみぶくろ。字彙「藁、藁也」

ヒョー 鋸 鋸の一種。「鋸根」に同じ。弓張記「まとも又はびやうなどの類は根の方を持つ物也」

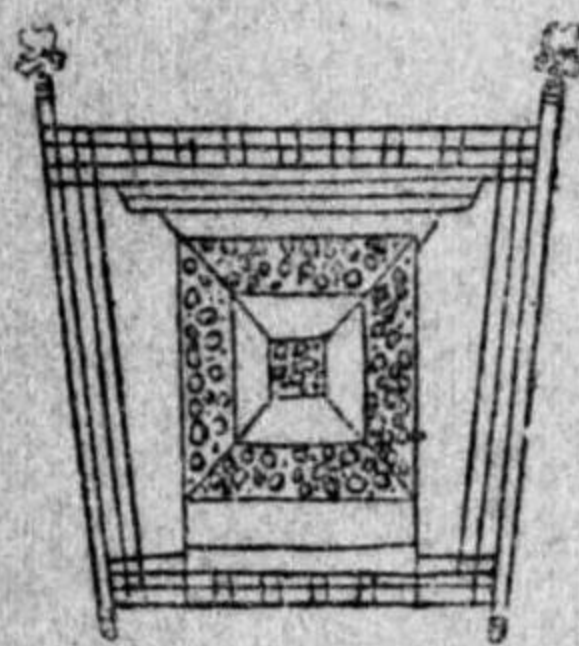
ヒョーオー 馮盜 支那、唐代の弩の名手。諸洞療が叛した時、七矢七人を斃したと云ふ。(唐書)

ヒョーカワノムカバキ 豹皮行騰 行騰の一種。豹皮でつくつた行騰。

ヒョーケイシヨ 馮繼昇「岳義方」の條参照。

ヒョーコー 支那の侯の中、皮侯の一。

王の大射に参加した卿大夫の射る侯。豹の皮で



侯の側を飾り、豹の皮で方形の鶴を作る。侯までの距離は五十弓、廣さ一丈、其の三分の一の三尺三寸が鶴の横の長さである。

ヒョーコノムカバキ 豹虎行騰 行騰の一種。豹虎の皮でつくつた行騰。(太平記)

ヒョーゴツケ 兵庫付 賭弓の時、勝負の方法の。立つくばい矢四本の中、矢置き、勝負、弓置の勝負、矢代の勝負、星の勝負等の四度の勝負を行ふ。あたりながしの對。

ヒョーシ ひやうし 矢音の一種。

(一) 一手神頭、四目等で丸物、草鹿等を射る矢音。(圖的開書) (二) 引目の矢音。引目をはづした時に云ふ語。(弓馬故實)

(三) 鼻紙に中つた矢音。(岡本記)

ヒョーシ 拍子 (一) 射術、弓構より打起、引取、納、放まで位の總體の揃うを云ふ。(日置流美人草) (二) 矢の別れの息相の拍子。即ち弦が胸によく收まつて正しい會口より矢の分れゆく時の味は、れる氣分のこと。(三) 早い發れで、約束へ落付き頭に發れるを云ふ。動物などを射るには

必ず此の拍子の發である。(大和流・小的全鑑) (竹林派・射學中目錄)

ヒョーシアタリ 拍子中 射術、格にはまつて、其の拍子の違はぬ様に射るを云ふ。斯様にすれば自ら中りが来るものである。(大和流)

ヒョーシト ひやうしと 矢音の一種。神頭の矢音。草鹿、圓物等を射て中つた時、或は射はづした時も同じ。(弓馬故實)

ヒョーシトユコト 拍子といふ事 日置流射學「第七十六、拍子といふことあり。射形には惣じて程拍子ありといふことも、先づ弓をかまへて打ちあげの間、打ち上げ引き込みの間、引きつけ手持ちの間、此の三ツを三拍子といふなり。拍子に心つかざれば必ず早氣つくものなり。またもちすこす人も程よき拍子知らざるゆへなり。然る間先づ構ふる所よりして心を付け稽古すべし、相傳なくば拍子定りがたし。專一に試むべし。たとへば拍子未だ熟せざる弓よりおこつて離るゝは、弓の勢ばかりにて射手の習練ほどなし。又弓おこれどもはなち

かねて拍子をこすは及ばざるが如し。爰を以ていへり、委しくは息間の所に見へたり。弓はたゞ拍子をせんといぬ人はなりかたなき兵法の人。射手はたゞ調子のこゝろとりかけて調子しらねば射そこなふべし。

ヒョーシトワ 拍子とは延釣合の満々て離れの鹽のみちるをぞまつ 吉田流持満の歌。拍子とは延と釣合の能く整ひ一盃に満て離れの機會の満ち来るのを待つのが拍子の程度であるとの意。「射義指南歌」壹百中の一節。

ヒョーシヨ 兵仗 太刀・弓・箭等儀仗の武器。或はそれを帶して供奉する武人の稱。「隨身」の條参照。平家物語・卷第二、小松教訓事「兵仗を帶したりける兵ども」源平盛衰記・俱卷第廿八、宗盛補二大臣一井拜賀事「七日宗盛卿兵仗を給はる。」

ヒョース ひやうす 矢音の一種。一手神頭で式の扱物を射た時に云ふ語。(高忠聞書)

ヒョースツ ひやうすつ 矢音の一種。(一) 神頭で草鹿、丸物、鳥、うさぎ、

狸、本草の葉、はながみふぜいの物を射てはづした時に云ふ。或は雁股で物を射はづした時に云ふ語。(高忠聞書・弓張記) (二) 笠懸の矢音で射はづれた時に云ふ。(笠懸日記) (三) 征矢、劍尻等の矢音で射はづした時に云ふ。(弓馬故實・狩詞記) (四) 一手神頭或は四目等で扱物を射てはづした時に云ふ語。(弓法私書開書)

ヒョースツカ ひやうすつか 矢音の一種。射はづした場合に云ふ語。京極大草紙「一、射はづしたる矢をも、ひやうすつかと射はつしたりと可談也」

ヒョースツト ひやうすつと 「ひやうすつ」に同じ。ものの中る音でなく、放つて飛び行く時を云ふ矢音を示したるの。手應へのない音である。同條参照。大和流弓道天之卷四段第六「一、ヒヤウスツトハヅレト云事」

ヒョーズバ ひやうずば 飄直破 矢音の一種。ひやうとづばとを重ねた語。征矢、劍尻の矢音。征矢、劍尻で物を射るを云ふ。(高忠聞書・的出張記・弓馬故實・狩詞記・弓張記・京極大草紙) 平家物語・

卷第九・演軍「旗差が頸の骨を兵づばと射て馬より倒に射落とす」

ヒョースリフ 豹摺生 矢羽の斑の一種。矢羽に豹文のあるもの。生付斑に同じ。

ヒョート ひやうと 矢などを射放つ音に似る語。保元物語・卷之二・白河殿攻落「例の大矢を打番ひ、かためてひやうと射る」

ヒョードーツクリノユミ ひやうど

う作の弓 矢鳥草子「大將とおぼしき人(敦經)のはだには何をかめされけん、大くらのそばたか／＼おつ取て、卯のはなをどしよるひをめし、なしうちあほしをつこふで、白あやたゝむではちまきにむずとしめ、ひやうどうつくりの五人ばりまん中にぎりよこたへ、手矢ばかりおつ取て、惣門のなぎさへ舟をさぐめかいて出さす」

ヒョードーキニ 平等弓 帝の御弓と云ふ。一説に頼政の弓と云ふは誤であると。(射義成功紀・卷一)

ヒョートハナツ 兵と放つ 兵は矢を射る音に充てた詞。源平盛衰記陀卷第十

羽、小羽に山雞の尾をはぎ、滑田目の鏑をはめたもの。根は何れも雁股をすげる。鏑は黄芩(柘)であると。(弓箭根元記)



ヒョーハノヤ 兵破の矢 「兵破の鏑」の條参照。

ヒョーヒシ ひやうひし 矢音の一種。引目を射てはづした時の矢音。(弓馬故實)

ヒョーフシ ひやうふし 矢音の一種。的矢を射た時、又射はづした時の矢音。弓張記「一、的矢の矢音、ひやうふしと云、はづしたる時ハ右に同じ事也。」

ヒョーフツ ひやうふつ 飄颻 矢音の一種。(一) 雁股で射る矢音。(高忠聞書・的出張記・弓法私書聞書)(二) 扇を射切るを云ふ。飄は風の音、颻は疾風はずんで早く過ぐるを云ふ。(大和流弓道天之卷四段第六)

ヒョーフツバ ひやうふつば 矢音の一種。征矢の矢音。高忠聞書別記「一、征矢の矢音、ひやうふつばといこうたと云」

ヒョー ヒョク ヒヨシ ヒヨツ ヒライ ヒラエ

六・三位入道藝等の事「頼政水破と云ふ矢を取つて番ひて、雲の真中を志して能引て兵と放つ」

ヒョーニヨク 兵によくあひたる弓を射る時は放ちの心只皮肉骨 日置流・吉田流・印西派・道雪派等の離の歌。射手の體力に相應し、よく手に合つた力の弓を射る時の放れの味ひは、皮も骨も一つのものとなる様にして射よとの意。印西派・道雪派は放ちを放しとし、吉田流のは放ちを離れとする。

ヒョーニヨク ひやうによくあひたる弓を射る時ははなれの心何とさだめん 大藏派の離の歌。よく手に合つた力の弓の放れの味はひは何と云つてよいか筆舌の及ばない所だとの意。

ヒョーニヨク 兵によくあひたる弓を射る時はなをしも心しづめ射るかな 雪荷派・道雪派等の離の歌。よく手に合つた力の弓を射る時は弓を恃みとして油断することなく、一層心を鎮め、大事をとつて射よとの意。

ヒョーネ 鉄根 鉄の一種。鉄の様な

ヒョーフノテツガイ 兵部手番 射

禮の式日前二日即ち正月十五日、兵部省に於て親王以下五位以上三十人を點定して、その中能射廿人を選び、本省南門の射場で前後二人づゝにして調習させる儀式。大衛府の射手(舍人)は各々其の本府に於て選抜して其廳で之を行ふのである。「射禮」の條参照。

ヒョーヤ 鉞矢 矢の一種。鉞に鉞をつけた矢。時に箆に一手指し添へる。兵氣の振起に、又矢文牒書にも用ひる。

ヒョーリ 表裏 弓に於ては第一に姿勢を表とし、心の活きを裏とする。殊に中には表裏がある。矢の掛合では弓に相應するを表とし、不相應を裏とする。前矢の出るのも、越矢の出るのも此の理による。又事に相應するを表とし、不相應を裏とする。

ヒョク 幅 むかばき。行勝。禮記・内則「幅履著レ綦」

ヒョク 幅 むかばき。「幅」の條参照。ヒョク 馥 物が矢に貫かれた時の音。「馥」参照。

形をしたもの。貞丈雜記卷之十(弓矢之部)「一、びやうねも鐵にて作る、是も神頭などの代りに用也。吉部祕訓と云書に見たる的矢の平題此形なる物なり。」弓馬故實「的矢又はびやう(びやう根)などの類は根の方を持つもの也」



ヒョーハ 兵破 山鳥の羽で別いた

矢。源平盛衰記・陀卷第十六・三位入道藝等「十六差たる大中黒の矢の表に水破・兵破といふ鏑矢、二つを差し、雷上動と云弓を持せたり、水破と云矢は、黒鷲の羽を以てはぎ、兵破と云矢をば、小鳥の羽にてはぎたり」

ヒョーハタ ひやうはた 矢音の一種。一手神頭で式の扱物(板の扱物)を射中てた矢音。(高忠聞書・諸書當用抄・弓法私書聞書)

ヒョーハノカブラ 兵破の鏑 鏑矢の一種。大羽に大鷲の羽、小羽に山雞の尾をはいたもの。或は黒鷲に、大羽に白鷲の

ヒヨシモンドー 日吉問答 寫本一

冊 日置流と吉田流との相違を問答體に記したるもの。(生弓齋文庫本 第六十四巻 第七百十三號)

ヒヨツ ひよつ 矢音の一種。鏑矢の矢音。弓馬聞書「矢音の事。かぶら矢にてはひよつと云。」

ヒライタルイテ ひらいたる射手 射形に重みのない射手。小笠原入道宗賢記「一、ひらいたる射手。つほふたる射手とはいふ。うすきあつきとはいはず。」

ヒライワダンノスケ 平岩團之助 射士 阿部飛騨守内 海野仁左衛門指南 寶曆三年(皇紀二、四一三)癸酉九月朔日 九代將軍徳川家重公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十三歳にして、四十間で、惣矢百射の中、八十二本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ヒラエビラ 平箆 箆の一種。平胡録に近いもの。故實拾要・卷第十四「公卿蒔繪或螺鈿非參議次將木地螺鈿也、近代多ク木地蒔繪裝束藍草錦草多クハ蒔草也、平箆ノ木地螺鈿ハ行幸ノ日毎ニ用之、蒔繪ハ例

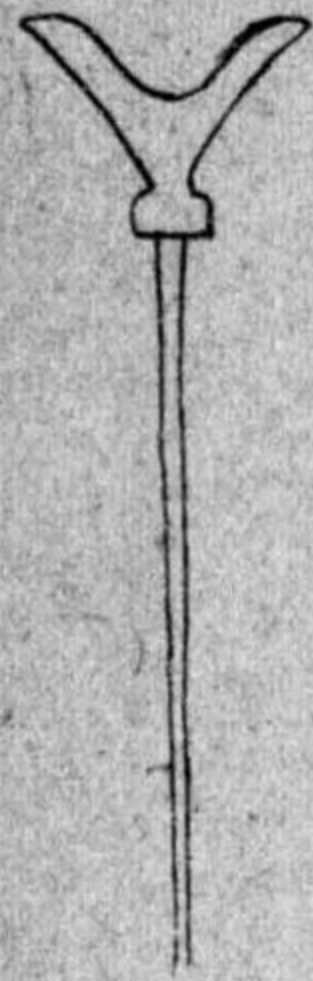
幣ノ行幸ニ用之、蒔繪螺鈿ハ兩方へ通用ノ物也。長門本平家物語曰吉神典「左少將雅賢はわきたてに平えひらおひて供奉せらる」

ヒラオシ 平押 押手手の裏の一。「下押」のこと。同條参照。上押の對。

ヒラオシゲエモン 平尾茂右衛門 射士 酒井修理大夫内 鈴木吉之丞弟子 慶安三年(皇紀二、三一〇)庚寅四月二十六日 三代將軍徳川家光公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢千射の中、三百五十七本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ヒラオトトヘ 平尾藤兵衛 射士 尾州 竹林派 寛永十九年(皇紀二、三〇二)壬午四月廿九日 三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣四千五百五十七射の中、千九百五十一本通矢した。(年代矢數帳)

ヒラカリマタ 平雁股 鏃の一種。狩股に屬し、平たい形をしたもの。



二年(皇紀二、四二五)己酉五月三日 三代將軍徳川家治公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣矢百射の中、二十五本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ヒラキテ ひらきて 狩詞もぢりて射ること。弓法私書「ひらきてと云は馬のさんづの方へちとおしもぢりて射たるを申す也、犬ならばい、はでにて射たると申すほどの心得也」



ヒラカワ 平川 鏃の一種。狩股に屬する。月形なるをいふ。「平川形」に同じ。
ヒラカワナリ 平川形 鏃の一種。「平川」の條参照。

ヒラキ 開き 羽の名。一枚の矢羽を外形から見て、全く偏平のもの。即ち羽の太い方。

ヒラキシヤ 平騎射 式は略流鏑馬に同じ。的は流鏑馬よりもやゝ小形で、其背には板に布を張つた楯がある。箭拾ひ其他的中毎に白鹿を揚げて是を報ずる。流鏑馬の終つた後によく行はれる。(弓術新書) 正式な流鏑馬に對して、簡単な略式の流鏑馬の概稱。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラツカセイベ 平塚瀬兵衛 平塚重次のこと。同條参照。

ヒラキテノイヨ 開ての射様 馬上にて身通りより推戻の様に矢を放すこと。(圖的開書)

ヒラキテノオシテ 開きての押手 圖的開書「ひらき手のおして、すばみ手のおし手と狩の時申す事あり、馬にてもかちにてもある事あり、かちの時はいかきをきりて其内にて鹿を待ちて射る也、又馬手の方の山より下を射るをばひらきての押手と申す也、弓手から下りたる所も又馬手から下りたる所も射る所は同じ物也、馬手の方から下りたるを射るをばひらき手也」

ヒラキネ 平き根 「平根」に同じ。同條参照。

ヒラキマクル ひらきまくる 弓手へ手綱をあつかふはまくる、馬手へあつかふはひらく。犬と馬との間違き時、犬に近く逢ふをまくる、或はまくりかけてとも云ふ。犬のくる様にあつかふをひらくと云ふ。「くちひろに成る」の條参照。

ヒラク ひらく 犬と馬とのあい近く成て、口せばなるを、あはひをひろくしよるとして手綱をつかつて馬をのくるを云ふ。

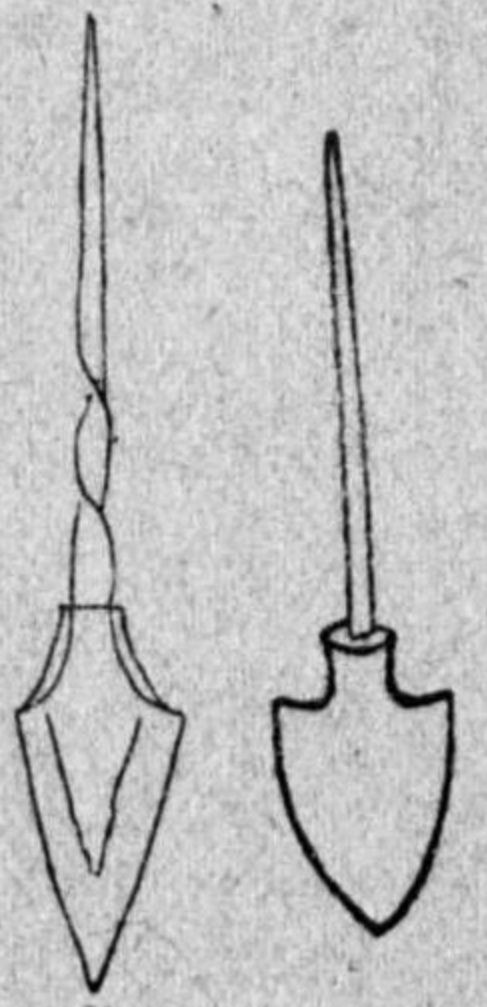
ヒラド 平籐 籐の一種。

ヒラネ 平根 鏃の一種。鏃の扁平なものを云ふ。多く飾用に用ひられ、上差矢に用ひる。これに棒形、蕪形、菱形など稱せられるものがある。又櫻透しの平根、猪の目透の平根等がある。曾我五人兄弟、「塗籠の平根は二十四立て、森の如くに負ひなして」

ヒラネヤ 平根矢 平根をすげた矢。上差に用ひる。

ヒラビタイ 平額 鹿及び猪の名所。「鹿の圖」「猪の圖」参照。

ヒラボシノ 平星の目當の中目當をば平前の星を星に目當よ 大和流・竹林派等の見所の歌。的の星の中の正鶴をわが眸子にきつしりと當て、狙へとの意。竹林



ヒラボシノ 平星の目當の中目當をば平前の星を星に目當よ 大和流・竹林派等の見所の歌。的の星の中の正鶴をわが眸子にきつしりと當て、狙へとの意。竹林

ヒラボシノ 平星の目當の中目當をば平前の星を星に目當よ 大和流・竹林派等の見所の歌。的の星の中の正鶴をわが眸子にきつしりと當て、狙へとの意。竹林

ヒラボシノ 平星の目當の中目當をば平前の星を星に目當よ 大和流・竹林派等の見所の歌。的の星の中の正鶴をわが眸子にきつしりと當て、狙へとの意。竹林

ヒラボシノ 平星の目當の中目當をば平前の星を星に目當よ 大和流・竹林派等の見所の歌。的の星の中の正鶴をわが眸子にきつしりと當て、狙へとの意。竹林

ヒラボシノ 平星の目當の中目當をば平前の星を星に目當よ 大和流・竹林派等の見所の歌。的の星の中の正鶴をわが眸子にきつしりと當て、狙へとの意。竹林

ふ。(犬追物益鏡)

ヒラク 開く (一) 四悪の手裏の一。抱の内に手の裏に力が入らず控居る故、射發して後の形が射開いて形變ること。(射法輯要) (二) 離の一。(小笠原流)

ヒラクビ 平頸 牛追物の時、小牛の矢所。頸の頭の側面。左右の平らな處。射御持長記「小牛の射様はしゃくりのりて追ふ也、なげ返す所を弓手馬手ひらくびを射る也、是れ小牛の矢所也。」

ヒラジマヤゴロスケツネ 平島彌五郎助經 射手 建長六年正月十四日より文永三年正月十一日迄の間に十數度、御的及び御弓始の射手を勤めた。(吾妻鏡)

ヒラズケ 平附 弓弦の引き方が上弦である時の勝手の形の稱。引込んで肩に収つた時、平付となるもの。指矢前の掛口、竹林派の日の裏に同じ。

ヒラセヘイダユミツオ 平瀬平太夫光雄 加藤家の藩士 竹林派の弓術家。「射法新書」の著者。

ヒラタツノダユ 平田惣太夫 射士 龜井能登守内 野坂伊兵衛指南 明和

派の目的をばを目當をぞ、目當よを見當てよとある。平星の目當の中の目當と云は前後の目的のこと。手前の星とは心の規のこととある。

ヒラムラ 平村 弓村の一。平たく村したるもの。(射義成功紀卷一)

ヒラモモ 平股 牛追物の時、小牛の奥所。扇鏡「牛の子射やう、矢所はひらくび、ひらも、其外は矢所にあらず」「ひらくび」の條参照。

ヒラヤナグイ 平胡籙 胡籙の一種。

開胡籙の略、平は借字、形は籙に似て、白葛平形胡籙等より進化し、平たく扇子形に作り、方立も背板も幅廣く造つて、矢十七筋又は二十一筋を並べる様に盛るもの。平安朝頃にも多く用ひられ、行幸其他の公事に、近衛武官・隨身等の儀仗として帶びるもの。表帯は丸緒である。壹胡籙に對する語。江次第・九小安殿行幸次第「左右大將立三階左右平胡籙、公卿列立櫻樹南庭、別當平胡籙」「紀伊國熊野新宮更胡籙」の條参照。

の一。右肩の詰のこと。(竹林派・射學中目錄)

ヒリユイオー 比流王 百濟王第十一代。仇首王の第二子。強力で射を善くし、性寛慈で人を愛した。第十代汾西王薨じた際、その子皆幼いために臣民に推戴されて即位した。在位四十一年、我國の仁德帝卅一年(皇紀一、〇〇三年)十月薨じた。

(三國史記)

ヒリヨク 臂力 肘より腕に至る力。手の力。自肩至腕曰臂。武經射學正宗指迷集・卷二錄・紀効新書射法「大抵欲定二弓之軟勁一者、須量三臂力」

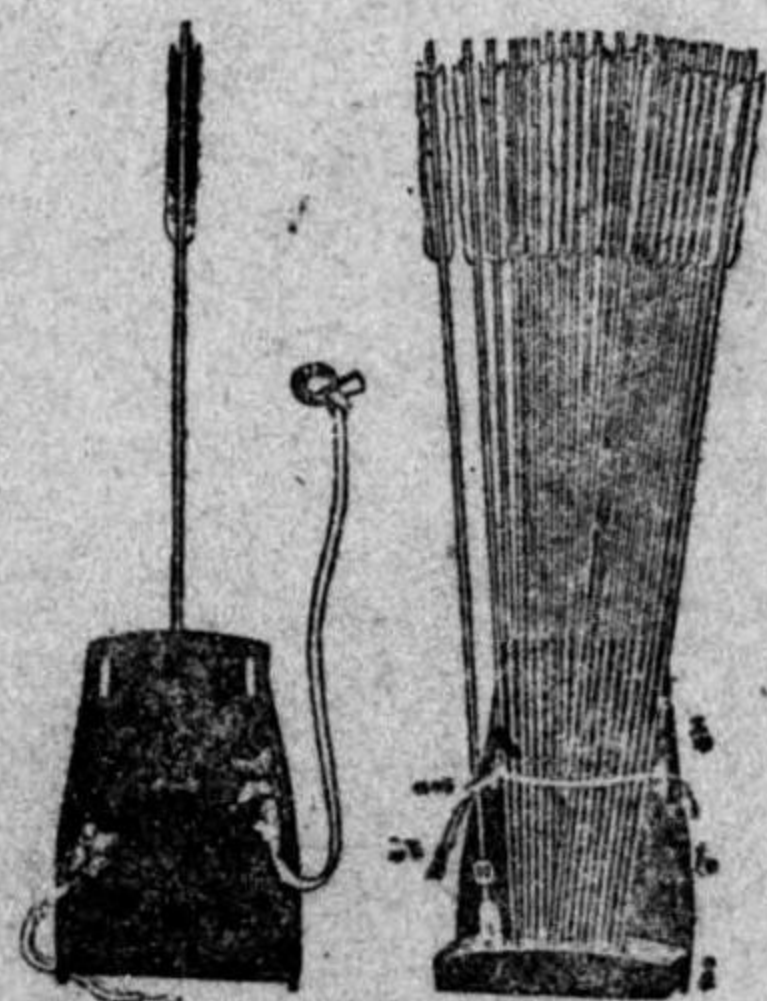
ヒロ 飛郎 箭の異名。清異錄・四「王建初起、軍中隱語代器械之名、以二犯者一爲不祥……箭曰飛郎」

ヒロイヤ 拾矢 射捨の矢の意か。拾矢は捨矢の誤か。梅松論「白木の弓の大きなるに、拾矢二三十取さしたる」

ヒロイユミ 拾弓 拾ひ取つた弓。吉野都女楠・三「素肌武者の鑢刀、拾ひ弓に拾ひ矢、畠につかふ野飼の馬」

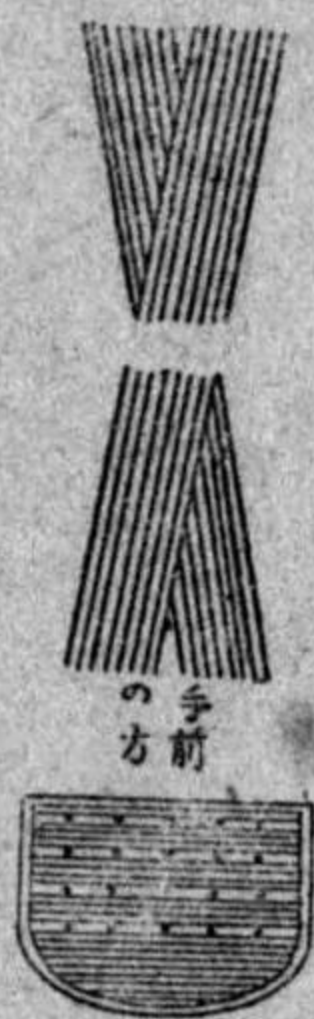
ヒロオカハチローベエ 弘岡八郎兵

ヒリユ ヒリヨ ヒロイ ヒロオ ヒロク ヒロシ ヒロセ ヒロタ



ヒラヤナグイノエビラ 平胡籙

平胡籙の矢入の意。太平記・卷第十三藤原朝「其後大理ハ巻纒ノ老懸ニ赤裏ノ表ノ袴靴ノ沓帶テ蒔繪ノ平鞘太刀ヲ佩アマノ面ノ羽付タル平胡籙ノ籠ヲ負ヒ」



クシカタ下シキリノ一ニ入ル、ナリ、如斯まづ矢をさし次に矢がらみの末を左を右へ右を左へ組み返して矢の管の方南方へ行くやうにし

衛 射士 松平隱岐守殿御内 星野平馬弟子 元文四年(皇紀二、三九九)己未三月二日 八代將軍徳川吉宗公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、四百七十一本通矢した。(年代矢數帳)

ヒロクセマク 廣く狭く前や後ともちり足つばめるを添七色ぞかし 大和流足踏の歌。的前の足踏の外を詠つたもの。「七つの足踏の事」の條参照。

ヒロシマノ 廣島籠 矢籠の一種。廣島に産する矢籠。高野籠に次ぐ良品。

ヒロセサコンエモンチカヒデ 廣瀬左近右衛門親英 千峰軒式竿子と號した。森川香山師の祕傳相承唯受一人の内相傳の高弟で、羽翼六人の一人。三河國岡崎城主本多中務大輔侯に仕へた。大和流を愛知縣へ傳へた始めての人。「弓道大系圖」の撰者である。その子親門も亦弓道に秀で本多侯の指南を相續し、減知の時暇を賜ふて土岐美濃守に仕へ弓道指南をした。門弟は多い。

ヒロセトシカツ 廣瀬俊勝 會津藩の豊秀流の弓術師範。圓城寺忠英より繼承

ヒリユ ヒリヨ ヒロイ ヒロオ ヒロク ヒロシ ヒロセ ヒロタ

「右の如く并べて次に又矢がらみの末を矢のうしろの方に左を右へ、右を左へ引きちがひてかすがひの外の方よりわなにして入れて鳥の金物にかく(ふとんばりなどのかゞりをしむる事の如し)次に蝶の金物つきし方の緒(矢がらみの末なり)を矢の上へ引き廻してうしろの穴を通し次に蝶のなき方の緒を四筋の糸二筋づゝ引きわけて中の所にて蝶をさしはさみその末を又うしろの穴を通す。次にうしろの穴より外へ引き出したる左右の緒を前へ引き出して上差を四筋の中へさして上差の上をとけぬ様に正面まん中にて結ぶなり。○紫革は本法裏をうつつ心にて縫ひくゝむるなり是は肩にかくべき料なり。○丸緒は前の穴の中の二つの環を引き返して腰をめぐらしてしむる料なり。」

ヒリキジコツ 臂力次骨 引收めて勝手の手先を後肩の平骨の下へ廻して詰めた所の強みを臂力と云ひ、次骨とは小肘二の腕の骨を強くもみ合せて臂力ともに合せて詰める意。(竹林派)吉田流の臂詰のこと。

ヒリキノツメ 臂力の詰 五部の詰

して、圓城寺忠良に傳授した。(雪荷派)
ヒロセヒコイチ 廣瀬彦市 弓師 彌市の弟子。その藤放の値段十匁であつた。(弓矢細工之書)

ヒロセヤイチ 廣瀬彌市 近世の弓工の巧手。天和頃の人、平安城弓町即ち松原通御幸町に住む。その藤放の値段は十匁から十二匁である。「用射録」の著者。(弓矢細工之書)

ヒロタジンノジョ 廣田甚之丞 射士 寛永五年(皇紀二、二八八)戊辰四月七日 三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣千七百八十四射の中、七百八十六本通矢した。(年代矢數帳)

ヒロムラ 弘村 大和千手院派の刀匠。重村の三子、建久比の人。鶴の嘴と云ふ形の鎌がある。

ヒロモリ 弘守 天文の比 丹波國根鍛冶千代鶴の流。(矢鏃銘鑑)

ビワヒ 枇杷火 籠の火色の一。枇杷の様な色をしたもの。
ビワヒノ 枇杷火籠 矢鏃の一種。枇杷火色の矢鏃。

ピワマ、ピワヨ、ヒンイ、ビンガ、ビンゴ、ヒンザ、ヒンジ、ヒンシ、ヒンセ

ピワマタ 琵琶股 小笠原家草鹿名所。鹿の尻の上部、腰の邊。

ピワヨ 枇杷葉 鐵の一種。枇杷の葉の形をしたもの。

ヒンイ 品位 (一) 射の三大目的の一。弓の位。一矢ノ一の修練の總和が弓の品位として具現されたもの。射品。(二) 「大迫物品位騎制」の略稱。

ビンガキユ 頻伽弓 吉田六左衛門雪荷翁自作の名弓。雪荷が入念に制作して、豊臣秀次公に奉呈した名弓。

ビンゴ 備後 江戸の弓師。寛永年間の人。浅草の清水寺の邊に三十三間堂建立に就いて官許を得たり、諸家に勸進する等非常に盡力した人。

ヒンザメタキザメノナライ 鬘鮫瀧鮫の習 弓村の習の一。(弓術要覽卷四)

ヒンジツイコ 賓日遺光 七代吉田元宜極村弓の名弓。大正天皇、皇太子の砌、伊勢二見浦賓日館に於て吉田元確はこの弓を以て吉田流弓術を臺覽に供したのでかく名づけたと云ふ。(雪荷派)

ヒンシヤ 賓射 客を會して弓射ること。諸侯が朝會して隣國の君とともに侯を射ること。周禮・春官宗伯・大宗伯「以賓射之禮、親三故舊朋友」の鄭注「射禮、雖王亦立賓主也、王之故舊朋友、爲世子一時共在學者、天子亦有友三諸侯之義、武王誓曰、我友朋冢君、是也」

ヒンシヤノレイ 賓射の禮 支那の射禮の一。天子が來朝の諸侯、卿大夫と共に射ること。「賓射」の條參照。

ヒンセイ 斌靜 清の鑲紅旗の人。射を善くした。乾隆三十七年、間散挑補となり、果進して二十四年十月正黃旗蒙古副都統となつた。道光十二年、我國の仁孝天皇の天保三年徳川家齊將軍の時卒した。

フ・ブ

フエ 笛 鹿の名所。「鹿の圖」參照。

フエド 笛 弓を黒く、籐を赤く塗つた笛の様なもの。源平盛衰記・波卷第三・高綱渡三宇治河「笛籐の弓の眞中取り」同卷第四十二・王虫立扇與一射扇「二十四差いたる白羽の矢に、笛籐の弓塗籠めたる眞中取つて」「笛籐」の條參照。

フエドキーユ 笛籐弓 「笛籐弓」の條參照。

フエドノユミ 笛籐の弓 重籐の一種。笛の様子に弓を黒く塗り籐を赤くぬつたもの。即ち總體を黒く塗り、籐の棒卷の様に所々隔て、籐を巻いて、赤く塗つたもの。源平盛衰記第五、高綱宇治河を渡す事「高綱は楯の直垂に小櫻を黄に返したる鎧に鉞形打つたる兜に笛籐の弓の眞中取り廿四差いたる石打の征矢頭高に負ひ」

フエノシシイヨノコト 笛の鹿射

フエ、フエド、フエノ、フエマ、フエユ、フカオ、フカカ、フカダ

フ 附 ゆづかにぎり。弓の手で握る所。禮記・曲禮・上「左手承附」

フ 柑 「附」に同じ。ゆづか。弓靶。周禮・考工記・弓人「有柑焉、故剡」

フ 浮 射形 十服の一。うきあがつて落着かない射形。陽氣過ぎて筋骨ゆるく落着かない射形。「十服」の條參照。

フ 扶 支那の長さの單位。一扶は手の四指を並らべた幅。四寸位。禮記・投壺「簪室中五扶、掌上七扶」

フ 劔 「附」に同じ。ゆづか。廣韻「劔、同附」

フ フウセン 風羽箭 弩の箭の一種。

フ フーハイ 風佩 騎射鞍につく腕貫革の結び残りの稱。

フ フーリユ 風流 鷹の翼の羽の名所。

フ フウン 不運 射手の運の悪いと云ふ事。矢は能い矢を射ても時の様子によつて中りにならぬをいふ。(大迫物類鏡卷四)

フ フウンノヤ 不運の矢 「不運」に同じ。岡本記「一、まともにもふうんの矢、かうんどの矢といふ事有。たとへはふりよに

卷にした弓。糸目の見える様に黒くも栗色にも塗る、是を糸裏弓とも云ふ。又、爲籠弓のことを糸裏弓とも云ふ。(弓箭根元記)

フ フエユミ 笛弓 笛籐の弓。(射義成功紀・卷一)

フ フカオシヨノスケ 深尾庄之助 射士 柳川家中 深尾求馬三男 安富源之進指南 寛政八年(皇紀二、四五六)丙辰五月六日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十一歳にして、半堂、惣千射の中、八百本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

フ フカカケ 深掛 掛の一種。母指の本筋に弦を掛て深く取込むこと。弓に大根の矢を掛けて射る時に用ひる。

フ フカダノナカニテユミイヨノコト 深田の中にて弓射様の事 備忘集(日置流正統)第四卷「深田射様、是も矢を二本遣へ弓手妻手の脊下に踏べし。如此にすれば踏込まずと也。」

フキ 武器 戦争に用ひる器具。甲冑・刀槍・弓矢・鐵砲等の稱。後漢書・仲長統傳「損益篇曰、…修武器以存守戰、嚴禁令以防僭差」

フキアゲオンニミハジメノズ 吹上御弓始之圖 石版一鋪 本丸吹上御殿に於いての御弓始の模様を繪いたもの。(生弓齋文庫本 第八十五帙 第九百二十號)

フキアゲテ 吹あげておとしの強き所をばかへす／＼も心して射よ 竹林派遠矢の歌。一度吹上げて又吹落す事の強い所ではよく／＼注意して吹き落されぬ様に風並を考へて射よとの意。

フキコシヨ 武器考證 寫本二十卷 伊勢貞丈著 國史、雜錄等百八十九種より弓、矢、刀劍等、本朝の武器を百六十部に類別し、更に數百種列擧して一々考證したもの。卷首に引用書を列擧して書名の假字順に排序する。第二十卷の末に、「從明和五年戊子(皇紀二、四二八)至今年己亥凡十二、每讀書採摭所關武器之語、而徵塵爲山、滴露、成海、其所抄寫凡二十卷、更副目錄、號曰武器考證以授子孫矣、孫々傳受

勿忽云爾、安永八年己亥(二、四三九)春二月朔且、扈從隊士伊勢平藏貞丈書とある。「増訂故實叢書」所收。
フキコシヨ ブルイモクロク 武器考證部類目錄 寫本一卷 伊勢貞丈著 武器考證二十卷百六十部の部類細目。該書の卷首に掲げた部分を單行したもの。
フキズセツ 武器圖說 寫本十卷 伊勢萬助編 劍刀、甲冑、弓箭、鞍鎧、旌旗、矛楯、雜圖の七類に分ち、各出所を示して考證を附したるもの。寛政八年丙辰(皇紀二、四五六)關老堀田攝津守の命によりて編輯するところである。
フキツデカ ミ 武器袖鏡 三卷 栗原信充著 横綴小本 武器に關して考證圖說したもの。天保十一年庚子(皇紀二、五〇〇)同十四年等の自跋がある。
フキニヒヤクズ 武器百圖 一卷 小林祐齋著 弓矢以下の武器二百種を圖したるもの。其の體は大版一面を四回、十六に區劃し、前一行の四劃内に次の一行四劃内に收めた名稱及び同種の數稱を記し、悉く假名を施し、畫の部は一々彩色して一種若く

は二種三種づゝ一劃内に記す、もと骨牌形に作つて小童の玩具とする趣意であつたのをそのまゝとつて印刷したものとなる。嘉永元年戊申(皇紀二、五〇八)七月、著者の記した凡例及び同八年山脇正準の序がある。
フキヌキ 吹抜 矢貫、矢筈の一種。節中も抜いて軽くしたもの。矢飛がよい。
フキヤ 吹矢 (一) 木または竹の筒に紙の羽をつけた矢を入れて、一方から息を吹きこんで物に射あてるもの。二代男、四「鴨は申すまでもなく、雁も吹矢にて留めること、又有るまじき名人なり。」(二) 吹矢で的に中ると的が上つて、それに吊してある人形が降りて来る仕掛のもの。
フキヤズツ 吹矢筒 吹矢の筒。
フキヤミセ 吹矢店 吹矢を備へ、料金を出して射あてたものに菓子、玉子などを與へる店。明治初年ごろ流行。
フキユ 武弓 (一) 武士弓箭の道を云ふ。源平盛衰記於卷第廿七、太神宮祭文東國討手歸洛附天下餓死の事「貞純親王七代孫自三六孫王下津方、併勳武弓一專謀三朝家」(二) 武士の持弓を云ふ。

フキヨ 武學 科擧の一。科擧に文・武二種あつて普通のいはゆる科擧は文科擧の事である。文科擧は文科擧よりも遙に後に起つた制度で唐の則天皇后の長安二年始めて武擧を置いたのが其濫觴である。唐の制の武擧は長槊、馬射、步射、筒射、馬槍のほかに重いものを擧げ、又これを負ふ等の諸事を試み、その身材を選んだ。及第したものは兵部に送られて軍職に任用せられた。唐代では未だ武擧を設けなかつたが、宋代に至つて武擧の制は整頓して、一面武擧を設けて、弓槍のほかに諸家の兵法、用兵史、忠臣義士の傳記等を學ばしめて、武擧亦弓馬の武藝の外に別に孫吳の大義、律令の大義、邊防策等を試みた。この様に武藝以外に兵法を試みた事が清末まで行はれた。武擧進士の任用は科目方法に變向があつたのと同様代によつて同じでない。

フキヨ オ 不器用を恨て弓をとまらば浮世の中に射手は有まじ 吉田流・大和流等の歌。露滴勸善歌十五首の一。
フキヨ オ 不器用を見かざり弓をとまらば浮世の中に射手はあらまし 竹

林派の歌。

フキヨシヤガクセイソ 武經射學正宗 寫本一冊 明、高顯叔著 崇禎丁丑十年春貳月自序支那の射法を述べ、上、中、下の三卷即ち、捷徑門、辨惑門、擲物門の三門に分つ。捷徑門には射に入る順序として審、發、勻、輕、注の五段を説き、辨惑門には弓を引く惑ふ條に就いて述べ、擲物門には弓力の強弱、弓套、弓弦の大小、弓材、弓體弓肥、箭の長短、輕重、箭竹、箭體、指機、竹本等の擧げべき所以を述べてゐる。本書は我が國に傳來されて重視されたもので、本書を邦語に譯したものに徂徠の國字解がある。尙本書の姉妹篇に指迷集がある。

フキヨシヤガクセイソ コクジカ 武經射學正宗國字解 荻生徂徠著 「武經射學正宗」を國字解したもの。
フキヨシヤガクセイソ シメイシ 武經射學正宗指迷集 膳寫版一冊 大日本弓術會刊 明、高顯叔著 崇禎丁丑仲春春既望自序がある。卷一、錄二古人射法遺言一七條、卷二、錄二紀効新書射

法二十九段、卷三、錄二武備要略射法一六段、卷四、雜錄古今射法遺言、十六段、卷五、錄二古今射法體勢圖一九圖、十段を收める。(生弓齋文庫本 第七十六帙 第八百二十九號)

フキヨシヤガクセイソ シメイシ ユーシヨカイ 武經射學正宗指迷集詳解 村河清著 袖珍 昭和五年九月刊 五百廿二頁 武經射學正宗指迷集を詳解したもの。終りに武德會有段者名簿を添ふ。

フキヨシヤガクセイソ シヤガクセイソ シメイシ ユーシヨカイ 武經射學正宗射學指迷集同譯解 小澤瀆著 大日本弓道會發行 武經射學正宗及び指迷集を講述したもの。

フキヨシヤガクセイソ シヨカイ 武經射學正宗詳解 村河清著 昭和五年三月刊 袖珍 六百八頁 武經射學正宗を詳解したもの。附録に漢和度量衡比較表及び、大日本武德會弓道階級試驗問題集 (大正十二年七月以降)を添ふ。
フキヨシヤガク ヒジユコーカ 武經射學秘授攻瑕 一冊 支那の弓書 著

者、刊年不詳、目次は站法、前手七病、後手五病、心談十四要、射法約言である。舊射法を講じ、我が國の現代射法に類似してゐる。徳川の中期に我が國に傳へられた。

フキヨシヤガクヒジユコカコ **クジカイ** 武經射學秘授攻瑕國字解

有岡幸馬通美著。「武經射學秘授攻瑕」を國字解し、詳解したもの、明和九壬辰年季夏の述作にかゝり、安永二癸巳季夏中旬、澁川延親の序文がある。江戸馬喰町二丁目若林清兵衛の板本である。

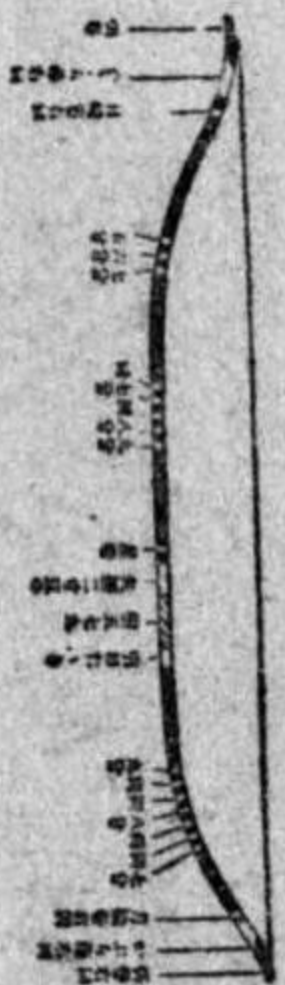
フキヨート 不器用と人は云へども稽古せよ弓の道とは射る計りかわ 吉田流・大和流等の歌。露滴勸善歌。十五首の一。

不器用であるとは人は云ふとも弓道の稽古をするものである。弓道は形の弓を射るばかりでなく弓道に六品あつて、この六つを知るを諸射手とも弓知りとも云ふ譯で、殊に弓道の要諦は士道士魂の養成にあつて修身治國の要道にあるからであるとの意。

フキヨロク 武器要録 大和流秘隱弓書。

フキヨセシゲド 吹寄重籐 (一)

重籐の一種。七五三と籐をつかふ。吹寄籐を繋ぐ巻いたもの。



(二) 七五三の籐、數重籐、相位弓とも云ひ、未弭より三、五、七と順吹に籐の數を巻き、握り下より三、七と巻いてあるもの。

此弓は小笠原流では許し弓として重んぜられて居る。(三) 大和流弓道地之卷八段第四「吹寄籐トハ色々ノ説アリト雖藤長ク風ノ吹寄タル如クニ卷タル弓也口傳。上ニ五所下ニ二所以上七所ト云説アリ、又上ニ二所下ニ一所以上三所ト云説モアリ、長藤ニ遣フト云説アリ、卷切ノスルト云説アリ、一、鎗藤ノ事 上三寸六分、下二寸八分一、矢摺藤ノ事 三寸二分也 一、引目擲ノ事 一寸六分但此弓ニカギタル也 一、上ノ藤ノ事 二所但シ一所ノ藤ノ長サ一尺六寸稜藤ヲ以テ卷也 一、下ノ藤ノ事 一所也、藤ノ長サ一尺六寸ニシテ稜藤也。」
「相位弓」の條参照。

フキヨセド 吹寄籐 弓の籐を二所づつ押し寄せて巻いたもの。一説、相位弓に同じと。曾我物語・八・將射三祐經「ふきよせどりの弓のまん中とり」



フキヨセドノユミ 吹寄籐弓「吹寄籐」に同じ。(貞丈雜記)

フク 幅 むかばき。行藤。左傳・桓公二年「帶裳幅焉」の註「幅若今行藤」

「幅」に同じ。

フク 幅 やぶつ。矢を承ける器。儀禮・鄉射禮「設三福于中庭南」

フク 籐 籐は別體。やなぐひ。矢を盛る具。皮を以て作る。周禮・夏官・司弓矢「中春獻三弓弩、中秋獻三矢箠」

「矢箠」の條参照。
フク 班 車の欄の間にある弩をいれ

る皮の籐。文選・張衡の西京賦「班弩重楯」

フク 輓 えびら。「箠」に同じ。(集韻)

フク 輓 物の鎌に中る音。文選・潘岳の射雉賦「覆焉中レ籐」

「籐」に同じ。

フク 輓 えびら。「輓」の條参照。

フク 輓 「輓」に同じ。

フク 籐 「籐」に同じ。えびら。集韻

「籐、盛弓弩器也、輓籐同」

フク 輓 駕車の具。徒歩者の帯びる

箭を入れる皮袋。「輓」の條参照。

フク 輓 「輓」に同じ。車の欄の間

にある弩を入れる皮の箱。後漢書・輿服志

「一日芝車、置輓來輓之籐」

フクイアサエモン 福井淺右衛門

射士 徳田平七弟子、天和三年(皇紀二、三四三)癸亥五月十八日 五代將軍徳川綱吉公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢六千七百五十七本の中、三千四百本通矢した。而して、後、伊達遠江守内となり、元祿二年(皇紀二、三四九)己巳五月十六日雨天、惣矢一萬本の中、五千三百六本を通矢し、その射越を稱した。(江戸深川三

フク フクイ フクギ ブクギ
フクチ フクト

十三間堂矢數帳)

フクギヨキユ 腹形弓 十張弓

の。 (十張之卷)

ブクキンモズイ 武器訓蒙圖彙

五卷、湯淺得之著。甲冑、刀劍、弓矢、旗

指物、鞍籠等の武器を圖解し假名で各品目

を記したるもの。天和四年甲子(皇紀二、三

四四)の自序を附して同年出版。

フクゲン 副弦 掛け替の弓弦。そへ

ぶる。うさゆぶる。かへつる。延喜式・軍

防令「凡兵士…毎人弓一張。弓弦袋一

口、副弦二條」

フクゴキユ 複合弓 合成弓の

一種。最も進歩した合成弓を云。

ブクコテン 武器故傳 一卷。眞野安

代著 武器の故實を國史中から考證したも

の。寛政三年辛亥(皇紀二、四五二)の自

序、山本正圭の跋がある。

フクシマニサエモン 福嶋仁左衛門

射士 松平越中守殿御内 佐藤才右衛門弟

子 寶永元年(皇紀二、三六四)甲申五月

十五日 五代將軍徳川綱吉公の時、京都三

十三間堂に於て、惣千射の中、射損じた。

フクゲ フクゴ ブクゴ フクシ フクソ

(年代矢數帳)

フクゾキユ 福藏弓 伏藏弓八

張弓の一。軍用弓。銃を附けた弓。(武用辨

略)七所籐ともいふ。小笠原流八張弓の一。

八張弓卷「福藏弓」を打「軍陣に用る」

弓なり、七所籐これなり」



弓箭根元記「一、福藏弓ノ事。弭ヲ打タル

強弓也。福藏ト云ハ、朝敵ヲ平ゲ藏ニオサ

ム、依之福藏弓ト云。弭ノ打様ハ右ニ有之、

下地ヲ爲籠テ黒色ニ塗ベシ。赤クモアルベ

シ。引籐割籐ハ好ミ次第也。但割籐強クシ

テ良也。籐所ノ事、末本ノ弭卷・千返卷・月

輪卷・矢摺籐・日輪卷・梅檀卷・如此籐ヲ

仕フ也。軍陣ニ用之」

フクチユ 籐中 籐の内。えびらの

内一はく。

フクトミジユースケ 福富重助 射

士 松平隠岐守殿御内 岩堀元之丞弟子

天明二年(皇紀二、四四二)壬寅四月八日

十代將軍徳川家治公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、六百六十四本通矢した。(年代矢数帳)

フクハラセイサブロ

福原清三郎 射士 松平周防守内 石井友之進門人 文政九年(皇紀二、四八六)丙戌四月十九日十一代將軍徳川家齊公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、六百廿二本通矢した。(年代矢数帳)

フクヤサワタ

福家左和太 射士 松平讃岐守中 福家又四郎嫡子 横田嘉二郎弟子 寛政五年(皇紀二、四五三)癸丑四月廿四日 十一代將軍徳川家齊公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、六百八十五本通矢した。(年代矢数帳)

フクラ

ふくら (一) 弓杖で弓場の間敷を測るとき、その一張の弓の長さ。即ち己が手尺で七尺五寸の稱。小笠原入道宗賢記「一ふくらとは一杖のこと、二ふくらは二杖のことなり」高忠開書「一ふくらはといふ事は弓一張の事也、二ふくらはといふは二張の事也」犬追物類鏡卷四「一、一ふくらと云事、一ふくらは弓杖一つの

事也、一杖の内の矢を總近の矢といふなり、雑々に見へたり。」(二) 弦の名所。搜の上部。末仕掛の下部。

フクラ

淵・淵 服・膨・弓の名所。弓に弦をかけて大中の所。弓の上下の彎曲した部分の名所。名物六帖・三「弓隈 品字書也」

フクラオ

ふくら尾 鹿の名所。同條参照。

フクラシバ

脹柴 「柁」に同じ。

フクラシバノヤジリ

ふくら柴鏝 鏝の一種。脹柴を材とした鏝。(多々良問答)

フクラシバノヤノネ

ふくら柴の鏝前條に同じ。

フクロノイシウチノヤ

鳴石打 梟の石打の羽を以て削いだ矢。源平盛衰記・卷卅五・東使戦三木曾一條「四郎有則ハヒラダクリノ直垂ニ赤威ノ鎧、同色ノ甲、二十八指タル嶋ノ石打頭高ニ負ヒ、三所藤ノ弓ヲ中取テ」

フクロノハ

梟の羽 梟の矢羽。今川大變紙「矢に不付羽の事、高ふくらさき

の羽を付べからず」高忠開書「ふくらふの羽をは何矢にも付ぬ事也、人を調伏する時の矢につくるなり。」岡本記「矢にはかぬ羽の事はとひふくらふにはとりあをさき以下也、但口傳」

フクロエビラ

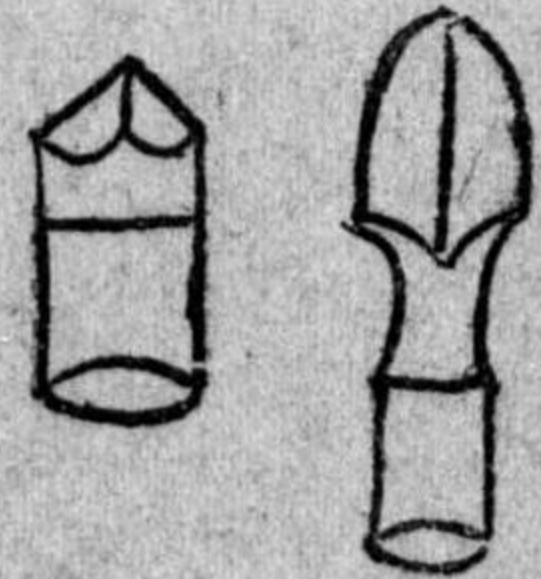
袋籠 袋に箭を入れて籠の代りとする尻籠の類。

フクロニツキ

袋日記 寫本一冊 弓書 春の内 弓具に關する袋物を記したるもの。(生弓齋文庫本 第一帙 第一號)

フクロネ

袋 鏝の一種。篋代がなく、鏝の根方が圓錐形をして篋の中に入れて用ひるもの。袋鏝よりヒントを得て製作されたもの。



根 鏝の一種。篋代がなく、鏝の根方が圓錐形をして篋の中に入れて用ひるもの。袋鏝よりヒントを得て製作されたもの。

ブゲイ

武藝 弓・馬・槍・劍・銃・砲等武道に關する技術。武技。武術。蜀志劉封「有武藝、氣力過人」

ブゲイシモン

武藝四門 弓・鐵炮・兵法・馬のこと。(甲陽軍鑑卷十四)

ブゲイジユージ

武藝十四事 射・騎・棒・刀・拔刀・擊劍・屑尖刀・鏝・鎗・鳥銃・發砲・火箭・捕縛・拳のこと。(和漢名數續編・武備)

ブゲイシヨウテン

武藝小傳 十卷 日夏繁高著 美濃版五冊 武藝家の傳記を列傳體に書いた叢傳書。卷之一、兵法家六人。卷之二、諸禮家十一人。卷之三、射術家、三十人。卷之四、馬術家、十一人。卷之五、六に刀術家廿三と卅三人。卷之七、槍術家廿一人。卷之八、砲術家九名。卷之九、小具足家四人。卷之十、柔術家三人等百四十六名を擧げ、いづれも漢文を以て記述する。別名を「干城小傳」「本朝武藝小傳」と云ふ。本書は享保元年(皇紀二、三七六)季冬吉旦、茨木多左衛門、鶴嶋惣四郎の刊本、正徳四年甲午(皇紀二、三七四)八月、葛廬林信如の序と同十月、橋直養の跋がある。

ブケシモン

武家四門 「武藝四門」に同じ。四つの武藝。清正軍記「武家四門と云ふは弓・鐵炮・兵具・馬也。」

ブケジャレイ

武家射禮 射禮の一。

ブゲイ ブケン ブケシ ブケジ ブケミ フケン フコー ブサ フシ フジイ

武家時代、武家の射術上の諸禮式。これに、逸見流・武田流・小笠原流等があつた。

ブケミヨモクシヨ

武家名目抄 八卷 三百八十冊。堀保巳一編。鎌倉以來武家に稱へられて來た、武家の名目に關するものを職名部、稱呼部、居所部、衣服部、公事部、文書部、歳事部、儀式部、弓箭部、甲冑部、刀劍部、旗幟部、輿馬部、術藝部、軍陣部の十五部門に分けて、抄出したもの。「故實叢書」所收。

ブケンジマサゴロ

普賢寺政五郎 射士 秋元左衛門佐内 宮原助右衛門指南 大沼優之助後見 文化九年(皇紀二、四七二)壬申十月十二日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十五歳にして、六十間で、惣百射の中、四十八本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

ブコー

布侯 侯の一種。諸侯以下の用ひる。侯中に正を設ける。布侯は實射の侯と燕射の侯とがあり、前者に五正侯(天子)・三正侯(諸侯)・二正侯があり、後者に白質熊首侯(天子)・赤質麋首侯(諸侯)・虎・豹首侯(卿大夫)・鹿豕首侯(士)

等がある。各條参照。儀禮・鄉射禮「凡侯天子熊侯白質、諸侯麋侯赤質、大夫布侯、畫以ニ虎豹、士布侯、畫以ニ鹿豕」

ブジイタダノジヨ

藤井只之丞 矢した(年代矢数帳)

射士 紀州 久野丹波守内 吉見臺右衛門
弟子 寛文七年(皇紀二、三二七)丁未三
月廿六日 四代將軍徳川家綱公の時、京都
三十三間堂に於て、十五歳にして、惣百射
の中、三十一本通矢した。(年代矢数帳)

フジイヤソゴロイタカミチ 藤井八
十五郎高道 射士 酒井左衛門尉内 同
内 松木笹右衛門正行取立 酒井雅樂頭内
金澤鐵次郎高剛指南 元治元年(皇紀二、
五二四)甲子四月十四日 十四代將軍徳川
家茂公の時、江戸深川三十三間堂に於て、
長推形根矢を使用し、本堂、惣千射の中、
八百七十本通矢して、天下惣一を稱した。
而して、同日、射總惣百射の中、八十八本
通矢して、更に天下惣一を稱した。(江戸
深川三十三間堂矢数帳)

フジウツボ 藤羽壺 羽壺の一種。
藤で作つたもの。三儀一統大雙紙「すまし
き馬上のふるまひの事、大きな羽壺ふち
うつほをつけ又袖ほそ十徳の類ひ禮の外な
り」
フシオシヨースル 節を正する 矢
の節の節を揃へること。

の羽かたかうすひやうをつくる物なり「弓
禮秘歌卷」所收の歌。
フシカゲヌリノヤ 節陰塗矢 篋の
節のくぼい所を漆塗りにした矢。
フシカゲノ 節陰篋 矢篋の節の所
に漆を溜め塗りにして、乾割れを防ぐ様
にしたもの。或は節々を影の様に塗つたも
の、即ち節の邊りを濃くし、下の方を薄くば
かして漆を塗る。又薄火の篋に節から下へ
ばかりの陰を拵へたもの。漆を以て塗上げ
たものを塗節陰といふ。節村濃。大和流
小的全鑑下「一、節陰、磨上げたる篋を拭
篋にし、其内ふしんをすすり黒めて限取
りたる篋也、塗法矢師の秘傳なりといふ、
又自性の節陰と云は、右の如く漆のぬりに
て節蔭を取らずに、ため上げたる皮付の塗
を、節の上の太き所の皮を削り取り、節の
下の細き所の皮を残し、平らの篋となし、
自然生のまゝの節蔭に仕立上るをいふ、
是は秘隱の節陰陽の矢杯に用ゐる篋也」

フシカゲ 節陰 節影篋の一種。節々
を影の如くに漆で塗つたもの。矢の篋の、
枝をもぎ取つた痕の窪んでゐる所を云ひ、
乾われし易いので漆を塗るを常とする。征
矢・的矢等に用ひる。太平記・卷十二・公
家一統政道「白篋に節陰ばかり少し塗り
て、鶴の羽を以て刺いだる征矢」四季草
春之下「六十八、ふしかげの事 一、ふしか
けハ唯矢篋のかきりにするに非ず、篋の芽
をかきて取たるあとのくぼき所より、篋は
乾わるゝ物也、是ニ寄てひわれぬさまに其
所にうるしをためてぬり置ハうるしが陰に
なる故日をよけて、ひわれぬ也、されば節
陰とハ名付たる也、後にハたゞかきりの如
くなりたり、ふしかげにさまゝの品出来
たり、弓法私書ニふしかげに小ふしかげと
云ハ節のきわを少ぬりたるをいふ也、又長
くぬりてぎつととめたるをば管ふしと云也
又長くぬりて、とめをうすくぬりたるをハ
長ふしかげと云、これを長ふしかげと云は
いかに、これ本のふしかげとりたる也、こ
しかげの矢をは御所的の時は射さる也、く
だふしをは御的の時も用る也、小ふしかげ

ハ略義也と見えたり。家中竹馬記「節かけ
ぬりたる矢をは漆の上をかりそめにも手
取へからず、又左様の矢爪よる事有間敷
也」

フシカゲウルシノコト 節影漆の事
弓術要覽・卷之四「一、吉野漆の上々を能
吟味して其儘生漆にて能くして百返ぬるな
り、皮目も同事なるべし、刷毛つかひ秘傳
あるなり」
フシカゲオキタメノコト ふしかげ
おきための事 日置流秘書百七箇條八十
九「ぬり弓に火を入る事、ふしかげおきた
めの事」の條参照。

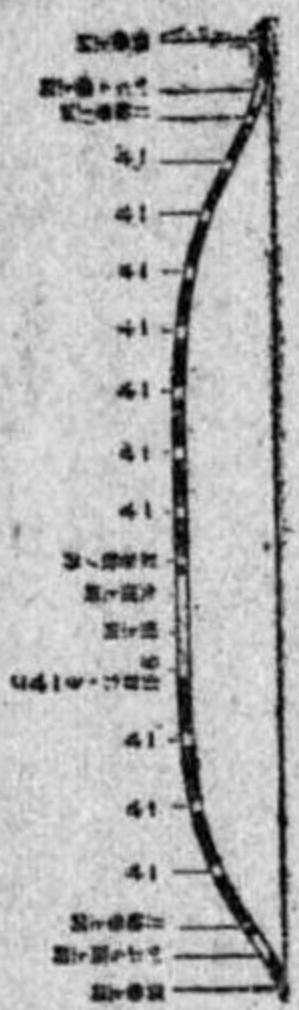
フシカゲオキル 節陰を取る 貞丈
雜記卷之十(弓矢之部)「一、ふしかげを
とると云は竹の枝をもぎとりたるあとのく
ぼみたる所を黒くうるしにてぬるを云、皮
を皆みがきおとす事なし。ふしの下に皮を
のこして皮へかけて塗也、節より下の外に
皮をのこす事なし」
フシカゲオヌル 節陰を塗る 「節
陰を取る」に同じ。
フシカゲオオ 節影を的箭になすは鷹

順切管 栗鋒 ソキ サ、チ スキリ
ホウ 短箭四寸 含石 解節 割根 手マ
リ傳曰如是の矢を不思議の矢と號事不審シ
口決あるへき矢なり」
フシキノユミ ふし木の弓 節の多
い木の弓。平義器談・下(義經記)「詳な
らずふしまきの文字を寫し落したるにはあ
らざるか又は丸木の弓の所々にふし有を態
と好みて作りしをいへるならむか」義經記
卷第五、忠信吉野山の合戦の事「ふし木の
弓の、ほこ短く射よげなるを持ち」
フシグロ 節黒 篋の節の下を、黒く
漆で塗りこめたもの。本間流開書「ふしく
ると云はふしの下をぬりまはしたるなり、
次第ノに匂ひあるやうにうすくぬりたる
をいふ、是も篋目とふしめとにうるしをた
むるなり」
フシクロノヤ 節黒の矢 節影を塗
つた矢のこと。
フシグロノヤナグイ 節黒の胡録
節黒の矢を差した篋の意。今昔物語・卷廿
八・東人通三花山院御門「語第卅七一年卅餘
計の男の……節黒の胡録の鷹脰に並、征矢

フシカゲノヤタメナオシヨノコト
節影の矢ため直し様の事 弓術要覽・
卷四「一、節影の矢ゆがみたる時ため直す
事、おきだめにすべし、是も胡麻の油を矢
にぬりて火にて矢をあため直すものな
り、油をつくるときハうるしおきざるがゆ
へなり」
フジカワニテハギタルヤ 藤皮にて
別たる矢 矢別の一種。藤の皮を以て別
いた矢。参考保元物語(河原野原)「爲朝ハ白
地ノ錦ノ直垂ニ唐綾威ノ鎧龍頭ノ兜長覆輪
ノ太刀ハキ山鳥ノ尾ノ藤ノ皮ニテハギタル
矢二十四指タル前ニ一ツハ射タリ節卷ノ弓
握リフトニテ八尺五寸ヲ持」
フシカワル 伏替る 「ついふしかは
る」とも云ふ。走る犬のじつと留つてよそ
へ走るを云ふ。犬追物類鏡卷之四「一、ふし
かハるとハ具足に云、ついふしかハると云
に同じ合(合)見 又出張に云あとかきかへる
犬の事也」
フシキノヤ 不思議之矢 射義成功
紀・卷之一「逸見家専用とす、表裏廿四本の
制作あり、長箭二尺八寸、殺管 細々亂管

四十許著たるを負たり」宇治拾遺物語・卷六「とし二十ばかりの男の髭黒きが……ふしぐるなるやなぐひ、かは巻たる弓もちて」

フシコメシゲド 節籠重藤 重藤の。竹の節の上を巻いたもの。



フシコメドノユミ 節籠藤弓

箭根元記「一、爲籠テ式ノ藤ヲ仕ヒ、扱弓竹ノ節ヲコメテ藤ヲ仕フ也。然レバ則チ射ノ上ニ七所、射ノ下ニ四所ナルベシ、藤ノ廣サ一寸宛也トイヘドモ、一寸二三分ニ仕テ確也。錦藤ハアルベカラズ。○傳ニ云、此弓モ村重藤ト云不誤、然レドモ節籠藤ノ名ハ舊シ。」

フジサワジロキヨチカ 藤澤二郎

清親 鎌倉幕府の臣。名手。吾妻鏡卷十三建久四年三月廿五日壬辰。於二武藏國入間

野二追鳥狩。藤澤二郎清親施三百發百中之藝。揚三獲雉五。獲鶴廿五之名。將軍家御感之餘。所三駕給之御馬。自令引之給。」

フジシタカヘ 藤下嘉兵衛 射士 京住 増田太市郎指南 文政九年(皇紀二、四八六)丙戌六月廿九日 十一代將軍徳川家齊公の時、京都三十三間堂に於て、惣百射の中、五十五本通矢した。(年代矢數帳)

フジシタシヨサプロ 藤田庄三郎 京都の鞍師。(弓矢細工之書)

フジタテンゼン 藤田典膳 射士 吉田彈正大彌内 岡村泰助指南 文化十三年(皇紀二、四七六)丙子五月六日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣百射の中、十二本通矢した。(深川三十三間堂矢數帳)

フジタブンダニ 藤田文太夫 射士 岡部左近内 鈴木吉之丞弟子、寛文七年(皇紀二、三二七)丁未五月十九日 四代將軍徳川家綱公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢七千本の中、四百七十八本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

フジタロクエモン 藤田六右衛門

も射ましき也。」

フシドノユミ 節籠弓 ふしまきの弓に同じ。

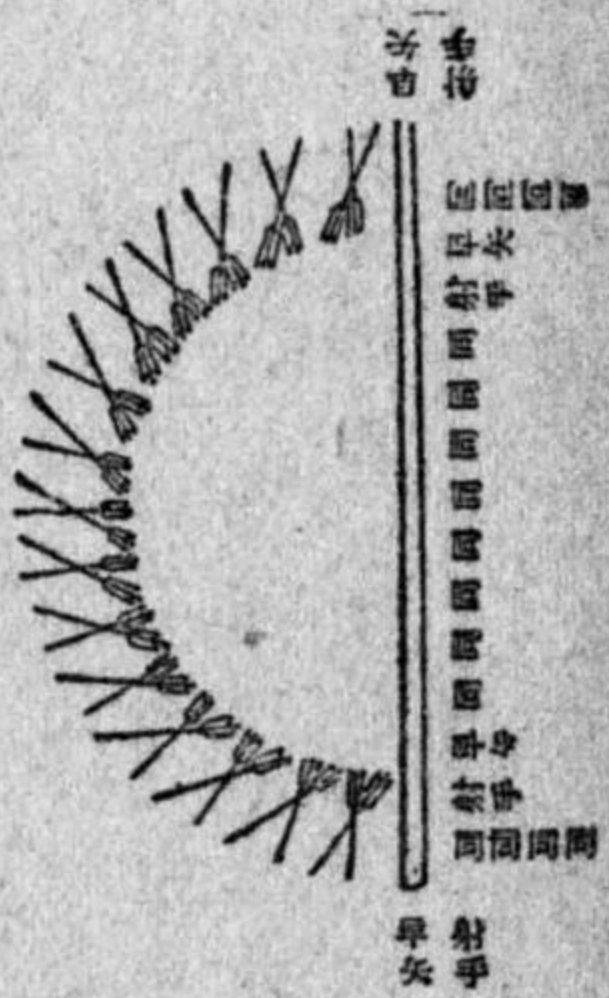
フシドモ 伏し胴も射手によりけるわざなれば中有の胴にまざることあり

「日置流射學」所收胴作の歌。伏し過ぎた胴作も射手の骨格等による事であるから、少し前へ伏した胴作にも勝つてよい事があるとの意。中有の胴「五胴の事」の條参照。**フシトアタルユコト** 的と中のと云事 大和流弓道天之卷四段第六「一、四半九半ニ中ル矢音ヲフシト云也」

フジナリ 富士成 射術、引取の目録の一。反橋のこと。

フジナリノヤダイノコト 富士なり の矢代的事 矢代之記「矢代百も二百も有時置様有。是は勝定院殿御代。應永三年圖的射させらる時に、奉公衆ことく仕らるゝ時、前小笠原加様に置れ候由無上祕事也。富士或とは是をいふ也。是ハ多數の時如斯也。縦ハ十人立。動木に四十人有時如斯也。扱兄矢の人ハ十人動木ニ付、十人ハ動木の弓太郎より躰拜を始める時、次第に脇

フシド フシト フジナ フシマ フシネ フシノ



に付たる人迄はらりとする也。弓太郎矢をはめ候時、動木より脇まではらりと矢をはむる也。動木に付たる人ハ、兄矢も弟矢も如常射候。射取候て如常座敷になる也。其時脇に直る人立あかり、弓に矢をはめながら妻手にはおと矢を持、我がむねに手を懸てはらりとをる也。其時弓太郎よりいづものごとく射候也。弓太郎の人、初の動木に付時は、此一人ははめたる矢をはづして、弓の外竹に取添て常に取渡時のごとく持罷出候。」

フシヌキ 節抜 鞆の一種。拵指の附根の關節に當る部分が刳抜いてあるもの。これに四つ掛と、三つ掛とがある。

フシヌリ 節塗 篋の一種。矢箆の節々に漆を塗つたもの。佐竹宗三開書「節塗

射士 紀州 片岡平兵衛弟子 元和八年(皇紀二、二八二)壬戌五月廿一日 二代將軍徳川秀忠公の時、京都三十三間堂に於て、二百五本通矢した。又、寛永五年(皇紀二、二八八)戊辰四月廿四日 三代將軍徳川家光公の時、同所に於て、惣二千八百射の中、千三本、寛永六年(皇紀二、二八九)己巳四月十九日 惣二千八百射の中、千卅本通矢した。(年代矢數帳)

フシド 伏胴 射術胴造、五胴の。體が俯つて居る状態を云ふ。直しの爲のもの。張り合ひ弓手、妻手にして肩骨が入る。強弓を射るによい。勝手の遠い形に用ひる。又付け低き形によく、矢と身との間遠い形にもよい。肩根くじけて離れる人には伏させるとよい。弓のはまり具合が強くなるので従つて射放した矢は的の後につく。「五胴の事」の條参照。

フシド ふし藤 節籠弓の略。圖的開書「的挾物草鹿丸物などは白木を木むらこきなどにて射へし、自然白木の弓のなき時はぬり弓にて射へき心得あり、先ぬりこめしけとうふし藤などにては事かくると

の事。的矢にかきらす征矢一手四目の柄」

手箭頭の矢笠懸柄とかり矢是等なり。」

フシヌリタル 節塗たる 矢箆に節陰をとつたやうにすること。(犬追物類鏡。卷一)

フシヌリタルコアカソメバ 節塗たる小赤染羽 矢の一種。篋を節影にし、羽を小赤染羽にしたもの。敵調伏の時の的に用ひる矢。(佐竹宗三開書)

フシネ 節根 卷囊矢のこと。平題を入れ篋の節の所を根とする。指矢前に用ひる。

フシノアガリサガリノコト 節の上り下りの事 弓箭根元記「數説アリ。弓馬問答ニ征矢十二束ニハ一ノ節本棒ノ下四寸十束ニハ本棒ヨリ一束モ長上矢ノ節一ノ節本棒ヨリ四寸、十二束ノ矢ハ挿節三伏、羽中ノ節ハ少本棒ノ方エヨルベシ。野鳥ヲ射ル節十二束ニハ挿節二伏、十束ニハ三伏、神頭ハ挿節一寸又ハ三伏トアリ。又或書ニ征矢幾節トハ不定トモ、挿節一束バカリ本棒ノ下ノ節ハ、本棒ノ際ヨリ一寸バカリ少ノ上り下りハ不苦。又或説ニハ、何矢

ニテモ本樺ノ下ノ節ハ、本樺ノ際ヨリ二寸五分、或ハ二寸三分、或ハ三伏、羽中ノ節ハ、羽ノ半ヨリ少下ニアルヲ其トス。挿節ハ、ニマトヒ又ハカホハ六分ト云リ。是又皆節ノ數ニモヨルベキコトナレバ、一偏ニ心得ベカラズ。如此ノコトモアルト云ヲ知シムベキタメノミニ注シ之。

フシノカズノコト 節の数の事

(一) 矢の節數は四節、三節、五節等がある。四節の時は射付節(征矢の時はすけ節と云ふ) 箇中節・おつとり節(袖摺節)・羽中節と云ひ、三節の時は、すげ節・箇中節・羽中節と云ひ、五節の時は、射付の節すけ節・箇中節・袖摺節・羽中節である。(武用辨略・甲陽軍鑑・高忠聞書)(二) 弓の節の數は内竹六ツ、外竹七ツの計十三節である。

フジノゴスケヨシナリ 藤野五助義業

權太夫と稱し、知鑄とも號した様である。森川香山祕隱相承唯授一人の内相傳の高弟。寛文九年「大和流弓道指南歌」を選し、又「的之書」等を選んだ。(日本弓道系圖)

よはしの略語也。古歌に吳竹のよしのむかしもしのはれて忘れぬふしの多くもある哉とよめり、此歌ふしとよと別ある事を知べし、外の矢にはふしを以て矢管とすれ共征矢に限りてふしを不用竹のよしの所をふりて管とすればしか云也

フジバナシ 藤放

新木の未だ押肩(弦のはまる所)を切らない弓。弓の未製品で饅頭はつけても、まだ弭も切らず、削りもしないもの。打つた弓を天日へ乾かし後ち楔、藤蔓を解くので、藤放の稱がある。あらかき。伊勢貞助雜記「藤ばなしの弓も張弓の如く、懸御目候」

フジバナシノユミ 藤放の弓

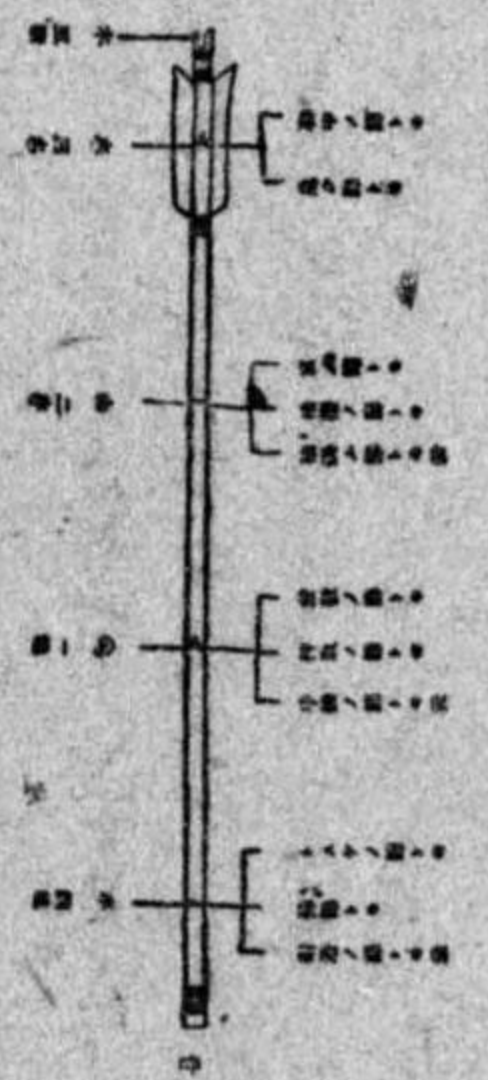
弓の一種。弓を打たまくで、まだけづらず、はずもきならないで、ひたひ木も四角のまゝのもの、ふぢばなしと云ふ。打はなしの弓の事。貞丈雜記卷之十(弓矢之部)「一、ふぢばなしの弓と云は弓師弓を打ていまだけづりたてずして弭も切らず四角にしておくをふぢばなしの弓と云也。」弓馬祕説「藤はなしの弓、五張十張人に出す事又披露の事藤はなしの弓もはり弓の如く掛御目

フジバ フシバ フシマ フジマ フシム フシヤ

フジノタカエツ 藤野高兌 藤堂家の臣。雪荷派十二代吉田六左衛門元貞の印可の門人。

フシノナドコロ 節の名所

羽中の節は羽の中の節の意。袖摺の節は矢をかひこんで袖にあたる所の意。をつとりの節は常に矢を取りあつかひ、請取渡す所である意。射付の節とは、ものに射付る所の意。責の節とは繼管の所矢のせめであるから、五行は上の節から、木火土金水とも、木火金水土とも取る。射付の節を輔節とも云ふ。



フジノマキガリシヨヨコゾク 富士巻狩所用古鑑

拓本一冊 富士の巻狩に用ひた鑑を拓本にしたもの。(生弓齋文庫本 第三十五帙 第四百一號)

フシノヤ 附子矢

附子と云ふ毒をつけた矢。附子は草烏頭の塊根のまはり

附いて生じる子。毒草の一。薬用とする。とくきの矢。

フジハギ 藤矧

藤矧 藤矧 矢矧の一種。矢柄を羽の上下、鏃の根の邊を細い藤蔓の皮で巻くこと。京師本保元物語・新院御所各門々固條「羽ハ鷲鼻鷄の羽をきらはず藤はぎに巻たり」

フシハズ 節管

竹の節で作つた矢管。的矢、矢頭から、犬射から、かりまたから等はこれである。岡本記「まと矢の管の如くけづりたるを、ふしはずと申す也。これをけつりはすと申人もあり。」

弓法私書

「つきたる管をばふし管と申す也。」貞丈雜記卷之十(弓矢之部)「一、ふしはずの事、箭管と書く、箭はイヨウにてツ、とよむ、外の矢はいづれも竹のふしを以て管に造りけれども征矢のみ箭の末をえりて管とす、其形筒の如くなればしか云といえり、又一説に云、竹の節とふしの間をヨと云、ヨは

一谷案内者の事「柿の衣物に同じ色の袴、節巻の弓子に、猿皮鞍鹿矢あまた指して半物草をぞはきたりける」

フジマキユミ 藤巻弓

弓の所所を藤で巻いたもの。藤巻弓。平治物語・卷之二・六波羅より紀州へ早馬「武士大將左馬頭義朝は：中略：ふじまき弓持ちて」

フシマキワ

節まきは塗ゆみ白木何れをも兼ねならひやありあけの月「弓禮秘歌卷」所收の歌。

フシムラゴ 節村濃

節陰に同じ。尺素往来「征矢白箭拭節村濃或黒漆」

フシヤ 附子矢

毒矢の一種。附子をつけた矢。とりかぶとの根を附子といふ。アイヌが用ひる。

フシヤ 附子矢

「附子矢」に同じ。武射 甲冑を著けて射る射術

フシヤ 歩射

「歩弓」に同じ。我が國の古代相承の射道の意。

同條参照。日本紀略・二・天慶九年正月廿四日「内裏召三諸衛歩射已上、東宮帶刀等一有「賭射事」。「ほしや」とも云ふ。(二)「奉射」に同じ。

フシヤ 奉射 射手六人、一番で三度射るを普通とする。奉納の射儀といふ意から名付けたもの。大體は大的に同じで神社の祭、又祈禱などに、社頭で射る。的を射て神慮をなぐさめ奉る意である。近世になつて(室町時代)出来たもので、昔は神前で流鏑馬・賭弓等が行はれた。貞丈雜記卷之十二(武藝之部)「一、奉射の二字イタテマツルとよみて神前にて大的を射て神に手向奉るを云也、此奉射と云名目は鎌倉將軍の代には無之東鑑には見えず、室町殿の凡の俗語也。神事の的といふべき事本なるべし」「神前の射禮」の條参照。

フシヤキセイ 武射器制 寫本一冊 武射に關する器制を記したるもの。(生弓齋文庫本 第三十一帙 第三百三十八號)

フシヤノシンジ 奉射神事 「御弓神事」の條参照。

フシヤヒツヨ 武射必用 上下五

卷 寫本二冊 寒川儀大夫著 齋藤の武馬必用に倣つて著したるもの。(生弓齋文庫本第六十七帙 第七百六十一七百六十一號)

フシヤマト 奉射的 奉射に用ひる大的。又これを射ること。書言字考節用集・九「奉射的フシヤ夏山雜談・二「奉射的を常に興行せざる故に、知る人、稀に成て、傳授することになりぬ、京的なども、後には秘傳す」「神前奉射」の條参照。

フシヤマト 步射的 步射に用ひる的。延喜式・木工寮式「步射的(經二尺)」「フシヤマトナラビニシヨ」奉射的并抄 大和流印以上の弓書。奉射的とその註釋を加へたもの。

フジユツリユイソロク 武術流祖錄 一卷 羽鳥輝清著 兵學、射術、馬術、刀術、槍術、柔術、砲術等の各流派を擧げ、其の元祖の人の小傳を記述したるもの。射術の部は小笠原流、小笠原信濃守源貞宗外十三流祖を收め、その外、日本流弓道略系、大和流系圖等を收める。池田豊直、青山敬直等と同輯して、天保十四年癸卯(皇紀二、五〇三)横綴本に版行した。國書刊行會本

派・道雪派等用方の歌。

フシンナリ 不審なり常は射手ぶりする人のこぐちといへば弓をもたぬは 大藏派用方の歌。

フス 伏す (一) 物見の一。物見の時、我胸體の正面へ頭を傾けること。(二) 五身の一。胴作の前に傾くもの。(三) 弓の本弮が體に近くより、末が前に傾くこと。ての對。

フス 臥 的のふしてゐるかたちを云ふ。

フスカケ 伏掛 掛拳下へ折れ屈みて磔の筒があいて弦を取る掛のこと。伏掛の對。

フスキ 不數寄 射形十脈の第十である。三病の一。弓を嫌ふことで、弓を餘り引かぬ事。

フスド 伏胴 五胴の一。夜の射る時の用法。「伏す身」に同じ。

フスベカワ 燻革 藁、松葉等を焚いてその煙でいぶし着色した革。着色が染料より雅致があるから染料で着色したものでも着色前、或は後に煙をかけることよろしい。

「武術叢書」所收。

フシヨ 無性 射形十脈の一。取り得のない射形。善惡の區別のつけられぬ様な性體のない射形。

フジワラセイテン 藤原正傳 内藤與惣右衛門正傳のこと。竹林派六世、渡邊甚左衛門寛に射を學ぶ。寶曆十一年四月「射法輯要」を著す。

フジワラノイエオ 藤原家雄 射手左兵衛督。左大臣緒嗣の子。從四位上兵衛督、性質は清介で典籍を好み、步射を能くした。天長年中歿。年三十四。(大日本史)

フジワラノトモムラ 藤原朝村 「上野十郎朝村」に同じ。同條参照。

フジワラノナガオカ 藤原長岡 善射。右大臣内麻呂の六子。大同中、陸奥大掾、のち左兵衛少將、越前守を歴て大和守となる。武藝に長じた。嘉祥二年歿。年六十四。

フジワラノヒデサト 藤原秀郷 武將。善射、秀郷流の祖、左大臣魚名の後、村雄の子、俊藤太と稱した。佐野に住み、下野掾押領使となる。武技に長じ、諱略に「燻」に同じ。

フスベマト 燻的 皮的を燻べたもの。笠掛のこと。皮のて連錢をつける時燻べて作るので云ふ。笠掛記「又、貞應の比、伊與中將殿のみ給ひて、連錢つけたるふすべのを用ひられける也。」

フスキ 俯す身 伏す身 (一) 射術胸造の五身の一。體を正面より前に懸るを云ふ。矢は後に出がちなから、矢が前に行きがちの時に用ひる。伏胴。反る身の對。(二) 眞の胸の意。強弓を射るに用ひる。

フシヤ 附子矢 「鳥莖矢」に同じ。袖中抄・卷二十一「奥のえびすは、鳥の羽のくきに附子と云ふ毒を塗りて、鏝のあきまをはかりて射るといへり、附子矢といふはこれ也」

フセ 伏 矢の長さを計る度の稱呼。大指以外の指一本の幅。保元物語・卷之三、爲朝生捕り流罪に處せらるゝ矢束を引く事二つ伏引き増したれば、物の切る、事昔に劣らず」平家物語・卷第十一・那須與一小

富む。平將門の亂に平貞盛と共に協力して攻め將門を誅した。その功によつて下野武藏の守、鎮守府將軍を拜した。明治十六年八月贈正三位、大正七年十一月正二位を追贈せられた。蜈蚣退治の説話で有名である。

フジワラノフジマロ 藤原富士麻呂 善射。陸奥出羽按察使、不比等六世の孫、承和九年橘逸勢が叛を謀つた時之を捕へた。嘉承三年歿、年四十七。

フシンナリ 不審なりつねは射手振する人のこぐちといへば弓を持せず 吉田流・印西派等用方の歌。「射義指南歌」所收。常々自慢高言して自分こそは射手である云ふ態度の人が軍陣其他弓を射ねばならぬ時に弓を持たぬのは不審なことであると嘲弄した歌である。印西派の弓をもたせぬとあり、大和流のは分を持たざるとある。

フシンナリ 不審なり常は射手ぶりする人の虎口と云へば弓を持ぬは 日置流・大和流等の用方の歌。

フシンナリ 不審なり常に射人ぶりする人のこぐちとなれば弓を持ぬは 雪荷

兵といふ條「十二東三ぶせ、弓は強し、鏑は浦ひやく程長鳴りして、あやまたず扇の要ぎは一すばかりおいて、ひいふつとぞ射切つたる」

フセギヤ 防矢 襲撃し来る敵を防ぐために矢を射ること。義經記・巻第五、忠信吉野にとゞまる事「君は御心安く落ちさせ給ひ候へ。忠信は此處に止まり候て蓋の大衆を待ちえて、一方の防矢仕り、一先づ落し參らせ候はゞや」防矢には木鋒（羽角木）等も數矢の的にして用ひる。

フセスケナカ 布施佐仲 射士 龜井隱岐守内 山岡九左衛門指南 正徳三年（皇紀二、三三三）癸巳三月廿七日 七代將軍徳川家繼公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣千射の中、三百三十一本通矢した。（江戸深川三十三間堂矢數帳）

フセズル 布施弦 伏弦 弓弦の名。白木弓に用ひる弦。（類聚名物考・卷百六十二）昔、越中國射水郡布施から産出したもの。（貞丈雜記・卷之十）職人盡歌合十六番 右 つるうり「たのまめや人をはひとりふせつるのきれぬちぎりとおもはまし

かは」

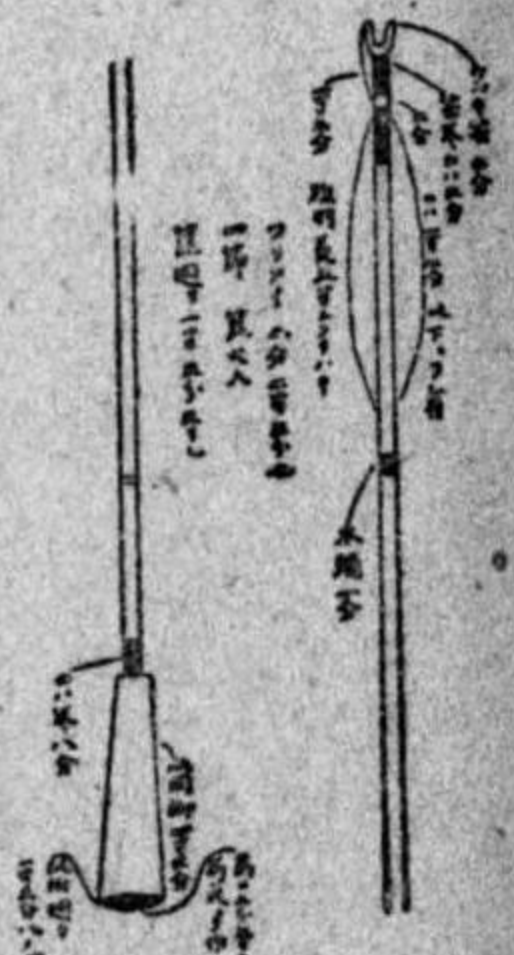
フセダケ 伏竹 丸木弓に竹を伏せて張合せた弓の意。伏竹弓の略。新撰六帖「梓弓すゑまでとほすふせ竹のはなれ難くも契る中かな 信實朝臣」類政集「おもはずや手ならず弓にふす竹のひと夜も君にはなるへしとは」「眞卷弓」の條参照。

フセダケユミ 伏竹弓 「伏竹」の條参照。
フセテモヤイダスコト 臥ても矢射す事 日置流秘書百七箇條ノ六十四「臥ても矢射出すと申すは椽下又は何づ方にても弓立てて射られず候節は、臥て射申すが能く御座候」

フセトリ 伏鳥 雉・鶉等の稱。草中に伏隠れるより云ふ。「かけどりの對。高忠聞書「ふせ鳥といふ事。鳥（雉也）と鶉ならではふせているとふ事あるまじき也、能々心得ふべし、（貞丈云、鳥とは雉の事也、雉と鶉とは野にあるに、ひとの音を聞けばとびあがらずして草の中に伏してかくるゝ也、故に其鳥のめぐりをかけまわりて鳥をふせて置きて射る也、さればふせ

鳥と云也、馬上にてもかち立ちにてもおなじ事也」

フセトリイヨノコト 伏鳥射様の事 高忠聞書「ふせ鳥をいる時、馬にのりたる時は、よき程にて馬よりおるゝ事ある間敷也、馬の上にて射るべき也、ふせ鳥をいる矢所の事。ふしたる鳥をまはして前後より射る也、前からは、はしを射ぎよと云、後からは、尾を射ぎよと云也、ふせ鳥にかざりたる事、弓手にまはしてふせべし、そばがけなどのきはに鳥あらば、それも弓手にいるやうに、馬をおりかけ／＼まはして、鳥をふせて、前からも後からも可射なり、そばよりよこ鳥に射間敷こと也、もし馬よりおりにいる事あらば、脊をばぬぐまじき也、但水田などの所にては、ぬぐべき也、主の供したる時、馬よりおりにいるは、脊ぬぎて射べき也」高忠聞書「ふせ鳥などを馬よりおりに射ば、左ゆがけをとるべし、惣て馬よりおりに物を射ば左のゆがけを取るべき也、但物によりておそくなれば、其まゝ射べき也」弓法私書「ふせ鳥を射る時は、かりまたにて可射事



フセンキユ 不戦弓 「短矢射様の事」の條参照。

フゼンユミ 豊前弓 豊前國屋形住人の打つた弓。同國の名産。尺素往來「豊前弓者、屋形住人之所作、自二鎮西二到來候了」

フツク 不足 約束の肩口へ掛拳の收る所迄引かずに、引足らずして肘形一盃に満たぬを云ふ。（大和流小的全鑑）

フヅク 鏃鏃 鏃の一種。平題のこと。
フヅクノヤ 鏃鏃の箭 平題上げた箭
フタエアカウルシ 二重赤漆 的弓

の竹を濃い赤漆に、木を淡い赤漆で塗つたもの。家中竹馬記「竹をこき赤漆に、木をうす赤漆にしたるをば、ふたへ赤漆と云也」貞丈雜記・卷之十（弓矢之部）「二重赤漆の弓と云ふは……竹を濃き赤漆に塗

り、木を薄き赤漆にて塗りて、矢すりかぶら籐三所に白籐を使ふなり、赤漆とは、漆に何も混ぜず塗るを云ふなり」

フタエアカウルシノユミ 二重赤漆の弓 塗弓の一種。内外の竹を濃い赤漆を塗り、木を薄く塗つたもの。「二重赤漆」の條参照。

フタエマキ 二重巻 犬射引目の名所。「犬射引目」の條参照。

フタケクリ ふたくり 弓置勝負の言葉。楊弓・大弓で錢を賭物にする時、廿文の隠語。そうこう。（弓法書）

フタケオムカバキ 二毛大行藤 行藤の一種。鹿の毛の夏毛と秋毛とで作つた大きな行藤。異本會我物語・卷七・富士御狩「とくさ色の大紋のさしぬきに、二けたの大むかばき」
フタコエ 二聲 犬追物の時、犬を射なぐつて又、土に矢音のある矢を云ふ。悪い矢で検見はこれを捨てる。
フタチカラ 二力 「一力」の條参照。
フタツゴノテノウチ 二つ兎手の内 射術、押手の裏の一。二つ兎が人の指を

握つた恰好及び其の握り具合の柔らかにして緩みない手の内のこと。

フタツヌク：二つぬくからがいさすはまづかたなつきはまぼしのへりにこそさせ「犬追物葛袋」所收、つる、わかるゝの條の歌。犬追物矢沙汰歌註解に「弓の弦にて點を渡して後からうかいをぬきて一つハ我刀にさし一つまぼしのへりの下に髪にさす也」とある。

フタツノクサビ 二つの轄 「詰轄」に同じ。同條参照。

フタツノソリハシ 二つの反橋 「鳥兔の梯」に同じ。

フタツノヤ 二つの矢 一つ射つてやがてあいだもなく、又射るを二つの矢と云ふ。小笠原入道宗賢記「一、二つの矢とは一つ射てやがてあいだもなく又射るを、二つの矢といふ也、是も一人しての事也。射手兩人ならば二つの矢にあらず。又一人しても射よかし、一つ射てのちに逗留ありて射たらは、二つの矢にあらず、又矢をつかひて射なといふへし。」

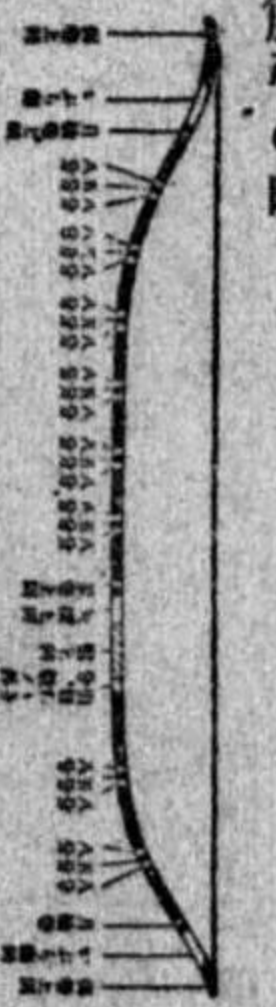
フタツヒキリヨホロ 二引兩母衣

二つ引兩の紋所のついた母衣。源平盛衰記。卷卅七、熊谷父子寄三城戸口。「重目結の直重に赤威鎧着て、二引兩の母衣をかけて」

フタツメ 二つ目 (一) 手の裏の筋一文字より弓を少し内へよせて取るを一つ目と云ひ、それより少し内へよせて取るを二つ目と云ふ。「大筋連手の内」の條参照。(二) 無名指をしめること。

フタツメオトル 二つめをとる 二本めの矢を射ること。腰にさした引目をぬき出して射ること。(犬追物類鏡・卷四)

フタテノイヌオモノ 二手の犬追物。犬追物類鏡・卷之一「一、具足に云、二手の犬追物の事、先犬ハ百疋成へし、犬の射様ハ先上手より打寄て十疋射て、其たリ口を検見喚りて頓て鞭を腰にさして打のけ同上の手の射手も打かけたる間に繩際を河原の者にはかする事も有、昔は如此はかする也、子細は犬大きくりをも能んかためなり、又下手の射手繩へ打寄ハ検見もやかて鞭をぬき繩の内へ馬を打入ハ同射手も馬を取直し矢をはめへし、又如前十疋過てハ打替へ射へき也、但二手の時ハ馬よりお



フタトコロドノヌリコメタルユミ 二所籐の塗籠たる弓 二所籐に巻いた弓を漆で塗こめ籐にしたもの。源平盛衰記・繪卷第四十三、二位禪尼入海の事

「二所籐の塗籠たる弓の真中取り、兜をも著す能も負はず、矢二三執り添へて」
フタトコロドノユミ 二所籐の弓 塗弓に式籐の外、二所づゝ幾ヶ所も巻いた

弓。その籐は間を五寸置て五分巻き又五分置いて五分巻き、また五寸置いて五分巻くを云ふ。或は「二所籐」の條の圖の様なものもある。同條及び「陰陽の弓」の條参照。

フタハ 二羽 矢の二立羽のこと。

フタハズ 蓋筈 矢筈の一種。皮を削り残した、引目籐の様な筈のこと。(岡本記)

フタフクラ 二ふくら 「一ふくら」の條参照。

フタマワリ 二廻 犬追物の時、二百疋のこと。高忠開書「いぬ百疋をば一まはりいてと云ふ也。二百疋は二まはり」と云なり。「一まはり」の條参照。

フタメツカイノコト 二目仕の事 射儀私記(小笠原流)「一、二目仕の事、此くせは矢所を了簡するならんと、いふよりおこる也、更に了簡あてがひにてゆくべきことにあらず、矢所を忘れて、正理を専らとせざれば此くせ付べし、矢所は自然にして我も知らざる時、あるべきもの也、されども、又其あたらずといふことは有べし夫れもゆるしと矢所とを見合にあらざ、或は我弓はやいたりぬとおもひて、が

- フタハ フタフ フタマ フタメ フタヤ フタニ フタリ フチ フチア
- フチガ フツ フツシ フツテ フツヤ フツニ フツリ フツチ フツア

まんの心ある者、かやうに邪路に入ることあり、能々用心あるべし」

フタヤマ 二山 楊弓・大弓等で錢を賭物にするときの大錢の隠語。山々。(弓法書)

フタユミ 二弓 弓射る時、二人して向ふこと。高忠開書「前後は二弓の體拜なるべし」

フタリユミノタイハイ 二人弓の體配 二人して弓射る射禮のこと。大和流射法小式(小的體配)「大前大角少すちかひて一度に立時眞向になり、扱三足半常のごとし、前弓引て、後弓引そへて、さて乙矢逆羽を打て退くべし、逆羽打あいだハ相手待合すべし、左右へ歸る口傳」

フチ ふち 鞭のこと。(犬追物類鏡卷四)

フチアカ 縁赤 眞羽の名稱。

フチガミカワチノカミ 淵上河内守 淵上流の祖。射流を日置右馬允(日置瓊瑠光坊に習つた人)に學び、その妙を得て井關喜西定吉と云ふもの、その傳を繼ぐ。(本朝武藝小傳・卷三)

リすして十疋のはつる間ハ矢取の後に控へてはつるを待へし。初棧敷の左の方ニ控へたる射手ハ打かけて左の方に控へ又右の方に控へたる射手は打のけて又右の方に控へし、但上手にて最早十疋と喚り又下手にて二十疋と喚る也何も如此也。」

フタドコロド 二所籐 (一) 弓の籐の巻き方の一種。一定の間隔をおきて、一つ所に籐を寄せて、二所づつ巻いたもの。保元物語・卷之一、官軍方分分けの事

「切符の矢に二所籐の弓持ち」(二) 二所籐の略。

フチガミハ 淵上派 射術、日置流の一派、その流は現在傳はらない。淵上流とも云ふ。

フチガミリユ 淵上流 弓道の流派の一。日置流の一派。淵上河内守は日置右馬允の弟子、淵上流は此傳である。この流は斷絶して今は世に傳はらない。

フツ ふつ 矢音の一種。雁股の射切る矢音。(弓馬開書)

フツ 拂 射術離の中、四個の離の一。はらふ離で、弓手拳へ八分かつて離れる時のもの。これは操矢に用ひる。「拂ふ離」の條参照。

フツ 第 矢。集韻「第箭也」

フツシ 蕪矢 支那(唐)にて鳥を射て捕へる時に用ひる矢。周禮・夏官・司弓矢「増矢蕪矢用三諸也」

フツテインダ Footing (英) 英國射形五法の一。足踏のこと。兩足の間隔は八寸から九寸。兩足の踵を結びつける線は目中物の線と一致して一直線にする。

フツトキリテハナツ ふつと切りて放つ 犬追物の時、犬を放すことを語る言

葉。扇鏡「犬をはなつ事ふつと切りてはなつと語る也、其故は昔鎌にて繩をきりたる故也」

フデグキ 筆莖 矢羽の切生の一種。驚羽にある。黒軸の筆を見る様であるのでこの名がある。



フデコ 筆粉 弓手の手の掌、或は附につけて、手の内の汗の沁りをとめるもの。これは毛筆製造者の用ひる筆粉である。

フテナリ 筆形 鏃の一種。筆の形をしたもの。



フデノクキ 筆莖 「筆莖」に同じ。

フド 負弩 いしゆみを負ふ。轉じて征伐に従ふこと。逸周書「武王伐紂、散宜生、閔天、負弩前驅」

フトー 布袋 小弓的の後に張りわたす布。高さ四尺八寸、廣き五尺八寸、六

幅の布を縫つたもので、折かへして縫ひ目を据にする。(小弓肝要抄)

フトイツル 太い弦 弓に比例して目方の重い弦。細い弦の對。

フトキ 太き 弓の肥の高低の場合はその肥の高い意。

フトキツルトクノコト 太き弦とく

の事 日置流祕書百七箇條ノ四十三「ふとき弦とくと申すは、太き弦にては近物ねらひに能く候、第一、我身に力強目なる弓もふと弦を仕掛け候へば引心弱く覺え申すものにて御座候、驛にもやはらかに當り申すに付指に痛みまはらず候、又弓狂ひ申さず候中りも能く中り候、軍陣へは太き塗弦を用ひ申し候、然れども遠矢、指矢などには矢のかせぎ太弦にてはぬるく御座候」

フトキヤ 太き矢 矢鏃の筈廻りの太いもの。細き矢の對。

フトクカイ 武徳會 武術を奨勵し、武徳を涵養して、國民の士氣を振作する目的を以て設立せられた會。創設は明治二十

八年で大日本武徳會といふ本部を京都平安神宮境内に置き、支部を全國各地方に置く。

此會は財團法人であると同時に、一面に於て會員の集團で、若干の入會義金を賺出する事によつて、會員の資格を享受する。此會の理想とするところは、負擔を軽くして帝國臣民悉く其會員として、全國民と共に斯道の發展を圖る事にあり、桓武天皇の宏謨を景仰して創設したもので、古制を參酌して武徳殿を平安神宮境内に造營し、平素は會員及其子弟のために武術を講究してゐる。又毎年五月四日から五日間全國の武術家を招集して神宮神前に於て武徳祭を行ひ武徳殿に於て大演武會を執行する。又毎年八月には青年大演武會を開いて全國中等程度以上の各學校學生、生徒等二十五歳以下の者を招集してこゝに於て六日間に涉つて武術を演ぜしめる。平素講習する武術は劍柔道及弓、游泳、薙刀、銃劍術等で本部及び全國各支部はみな演武場を持つて本部の業に倣ひ、其他支部下の各郡市に支所及分會を置いて、小演武場を設け、地方の青年のため斯道を奨勵してゐる。又大演武會の際は右の外槍術、居合術、棒術、鎖鎌術等古武術を演ずるものもある。此會は武術家

を優遇する事を以て斯道振興の一手段として範士・教士の榮稱を設け、全國武術家中大演武會に出演して其術の精鍊を顯した者には總裁の宮より精鍊證を授與せられてその名譽を表彰し、その證を得た者の内更に其技能、人格を詮衡して、優秀者には教士の稱號を授け又、更に教士で丁年に達した後、引續き四十年以上武術を鍛鍊した、斯道の模範者には範士の稱號を授け、その範士には若干の終身年金を贈與する。此會の事業は武道専門學校を經營すること古武器を蒐集すること古武術を保存すること、武徳武藝に關する史籍を編纂し及武徳會誌を發行すること、其他此會の目的を達するに必要な方法を適宜施設することにある。

フトクサイ 武徳祭 演武會の一。

武徳會主催にかゝる。毎年五月四日より五日間全國武術家を招集して平安神宮神前に於て執行する。弓術に於ては射手は各々奉射一手を行ひ、其術の精鍊を顯はした者は總裁の宮(武徳會)より精鍊證を授與せられる。

フトクテン 武徳殿 (一) 平安京内

フトク フトコ フトシ フトズ
フナナ フナハ

裏の殿舎の一。駒牽・御馬奏・騎射・競馬などを天覽せられた御殿。馬埒殿。馬場殿。弓場殿。射場殿。類聚國史・卷七十三・弘仁九年五月五日戊子「御二武徳殿一觀二騎射一」同・天長六年四月己巳「御二武徳殿一覽二諸國依進駒二」拾芥抄・中・宮城部「武徳殿豐樂院北、謂之弓場殿、騎射、競馬於此所二覽之」(二)大日本武徳會の事業として、京都上京區平安神宮の西に建てた演武場。

フトコミ ふとこみ 空穂の名所。空穂圖參照。

フトコロカミ 懷紙 「懷紙」の條參照。

フトシ 太し 弓肥の高いこと。(文法上ク活形容詞)「高」の條參照。

フトズル 太弦 目方の重い弦。細弦の對。

フトナカ ふと中 鹿の名所。鹿の圖參照。

フトナワ 大繩 大追物馬場のよい繩のこと。腐つて細くなる所があるので、腐らざに細くならない方を大繩と云ふ。晴の

大追物の時は繩を新しくする故、この稱は

フトナ フトモ フトヤ フナカ フナゴ

ない。

フトモモノ 太股根 犬の名所。犬追物之記 地「檢見傳于喚次告矢所詞事」亦中ハト問時、太股根答」

フトヤ 太矢 筈廻りの太い矢。近物、分の物などを射る時に用ひる。

フトヤカケトユークト 太矢懸といふ事 日置流射學「第二十三、弦のさぐりへせりかけ、管を取り込みて、大指の折目の少し奥にかくるなり。是れ重き矢射るかけなり。」

フナカブラ 舟楫 舳のこと。(小笠原家弓法拔書)

フナゴシゴローベ 舟越五郎兵衛射士 吉田大藏弟子 慶長十一年(皇紀二二六六)丙午正月十九日 二代將軍徳川秀忠公の時、京都三十三間堂に於て、百七十二本通矢した。(年代矢數帳)

フナナカヤ 船中や馬上高殿川渡し五寸手綱置袖の業「射義指南歌」壹百首中の修羅前の歌。

フナハセ 鮒はせ 鮒などの浮き上がるのを待つて、弓でこれを射ること。ま

フネニ フボノ フネヨ フノク
フボダ フボノ フマセ フノク

た、その競技。古今著聞集・卷九「射（イ
鯉）はせをしけるに、は箭をたばさみて、
をどる鯉を一つもはづさず射けり」

フネニテユミイルコト 舟にて弓射
る事 弓張記「一、射かへさぬ物也、但是
ハ一番の矢一つの事也、後々は何ほと射て
もくるしからず、かへすと云事をいむゆへ
なり。」家中竹馬記「一、船中にて弓を射
には、最初には、弓を射返さぬ事也、返る
と云事をいむ故なり。後には不レ苦。惣じて
弓を射返さぬあまたあり、射返さぬは矢つ
ぎ早也。」

フネノカブラ 船の鎗 矯のこと。
「船鎗」に同じ。
フネノユミ 船乃弓 寫本一冊 船
中にての射法を記したるもの。（生弓齋文庫
本第九十一帙 第九百七十三號）

フネヨリリクノモノオイルコト 船
より陸の者を射事 大和流弓道地之卷
五段第一「船ヨリ陸ノ者ヲ射ニハ横船ニテ
モ立船ニテモ足踏ハ狭ク踏ニ徳多シ、脚ニ
テ射時モ浮立心出ルモノ也、腰ニテ船ヲ乗
ルト云事テリ、動靜息相ヲ第一トス浪ニユ

フミシタド 踏下洞 踏下は足踏、
洞は洞作のことで、足踏より洞作までの釣
合のこと。大和流的小全鑑・下卷「足踏は
的の通りに背かず八文字の形ちに、其廣さ
は己か肩幅たけに踏はたかり、足二つの眞
中へ洞を進退俯仰の偏なく中洞に居へ、左
足は爪先を踏詰め、右足は踵を踏詰め、膝
頭を内へしめ合て洞へ釣合ひ、洞は下腹を
前へ張り腰をしつくりと詰て兩足と釣合て
四角の柱を地に掘込みて立たる如く重りを
かけて、動かさるやうにひづみなく洞をす
へ、弓手へよく釣合ひ、洞の柱に弓手馬手の
貫を通したる如く十文字に張切て釣合ふへ
し、足踏洞作の土臺柱ゆかむ時は、弓手馬手
の貫も曲る道理にして、足踏洞作も曲尺釣
合の因て起る根本なる故第一の心得正しく
してよく弓手馬手へ釣合ふへき事肝要也」

フミシタワ 踏下は右をば踵左をば
爪先強く踏み詰て射て「大和流的小全鑑」
上卷所収の歌。
フミドメ 踏留 立つて射る所。
フミヒラク 踏開く廣ささまの足
あひはおのがかつこう程にしたがえ 日置

フミシ フミド フミヒ フミユ
フニシ フヨロ フミヒ フミユ
フモト フモン フニウ フニグ フニゲ

フノダ フノモ フビシ フビヨ フボ
フノク ラレテ浮沈アレバ也、船中船（射手）方視
事ニスルコトハ船張ノ眞中ニ繩結付此繩ヲ
腰ニ結付テ引ノセバ諸ル程ノ加減ニシテ扱
立テ射レバ何程船動レテモ轉バヌ物也、矢
所ノ義ハ浪ニ乗リ息合ヲ第一トシテ持滿テ
吉シ、弓歌ニ、船軍矢初せよと所望せば弓
を返さで打切に射よ、習へ唯馬上の弓と船
の上弓の長短亦は打根と」

フノクライ 布の位 「布の段」に同
じ。同條参照。
フノダン 布の段 「布の段」に同
じ。同條参照。
フノモノワ 分の物はたゞ一方を目
定めてはなつ矢先に當らぬはなし「美人紳
口傳書」所収目中の歌。
フノモノワ 分のものは唯肩に見定
めて發つ矢先に當らぬぞなし「射義指南歌」
壹百首中射形廿五首の一首。

フビシ 武備志 茅子著、支那の弓書。
フビヨリヤク 武備要略 支那の
弓書。明の威猛緒の作であるといふ。「武
經射學正宗指迷集」卷之三に武備要略射法
を録すとて六段收められてゐる。

流道雪派射義指南歌之卷所収足踏の歌。
フミヒラク 踏開く廣ささまの足間
は己が矢束の程にしたがへ 日置流・吉田
流・大和流・大藏派・印西派・竹林派等の
足踏の歌。日置流は「足の間は」とあり、
大藏派のは「足合は」とあり、射義指南歌
のは「足間をば」とある。

フミヒラク 踏み開く廣さ狭さの足
間は肩の廣さのほどにしたがへ「日置流射
學」所収、足踏の歌。
フミユミ 踏弓 弓の勢を足で踏み直
すこと。
フモトノメアテ 麓の目當 的通の
地際に拳を置き、勝手満ちるに順つて、的
へ見籠する習。我兵に合はぬ強弓輕矢等を
射る時、或は切の發の射者に用ひる。（射
義成功紀・卷之二）

フモンシヤウコ 武門尙故 寫本二
卷 阿川義廣著 武家の故實を詳説したも
の。上卷に軍神、楯矢、兵家、高柄、弓馬等
より、烏帽子、矢制、袖檢、軍禮、兵具皮等
に至る四十箇條を收め、下卷に鐵形、有髮、
水分等より、千檀板、哨枚に至る六十六條

フモト フモン フニウ フニグ フニゲ

フボ 父母 射形の始中終を五段に分
けた十二字五位の初位。押手と勝手のこと。
射學中目録（竹林派）「父母は左右也、矢
は子也、ひとしければ子の成人速也」

フボダイサン 父母大三 「押大目
引三分一」の略。竹林派の父母大三は大和
流の大切三分一に同じ。

フボノオサマリ 父母の收り 押手
勝手の相收まる所、即ち離の前のこと。射
學中目録（竹林派）「是は引取りての事な
り、推手父勝手母陰陽和合して引收むるを
父母の收りと云ふなり」

フマセハギ ふませはぎ 「假矯」の
こと。同條参照。

フマン 不満 一ぱいに引き滿たぬこ
と。未だ勻を得ないで、離れるもの。早氣
をいふ。引不足の類。武經射學正宗・卷上・
捷徑門序「數年後俱坐三不満之病、」同辨
惑門序「初學射時即得三不法、不レ犯三不
之病者、絶不レ知三犯病之苦、」

フマンオバ 不満をばいかにも強く
いましめよげに百病の長と思へば 小笠原
流持滿の歌。

を收める。寛政六年甲寅（皇紀二、四五四）
著書の末記・同年花房成章の序がある。

フユウマタハチ 冬字又八 射士
長屋六左衛門弟子 寛文九年（皇紀二、三
二九）己酉五月廿九日 四代將軍徳川家綱
公の時、京都三十三間堂に於て、惣七千四
百六十八射の中、三千六十五本通矢した。
（年代矢數帳）
フユグサ 冬草 寫本一卷 伊勢貞丈
著 四季草の中の一書。「四季草」の條參
照。
フユゲノムカバキ 冬毛行膝 行膝
の一種。鹿の冬毛を以つて作つたもの。老
人用。（了俊大變紙）
フユノクライ 冬の位 弓一代の中
の最後の位。最も修養の積んだ枯淡な射位。
日置流の紅葉重を云ふ。

フユノユミワタシヨノコト 冬の
弓渡し様の事 弓禮弓之卷「一、内向ニ
矢ヲ取添テ出スヘシ、請取様ハ同前也口傳」
フヨーパーリヤク 武用辨略 八卷
木下義俊著 武門必要の事項、武具、武藝
等を詳説したもの。門を十一に分け、廣く、

和漢の書に徴して記したるもの。その巻第三は弓矢之辨、巻第四は射事之辨を収める。貞享元年甲子（皇紀二、三四四）の自序がある。

ブラ ぶら 楊弓の的の下に垂れる瓢箪形の錘。

プライマリー
Primary release

モールス氏の射法の一。原始的射法、即ち拇指と、屈した人差指とで、矢管を抑へる射法。



ブラックイン 豊樂院 大嘗會、節會、賜宴、禮射等行はるゝ所。朝堂院の西に在る。馬場殿。源平盛衰記・爾卷第四・大極殿焼失の事「大極殿は清和帝の御時、貞觀十八年四月九日焼けたりけるを、同じき十九年正月三日、陽成院の御即位は、豊樂院にてぞ有りける」

フリコミノアタリ 振込の中 的の一種。的の外に目付して離れに振込む變

則的な中りを云ふ。

フリトオキテ ふりとおきて 狩詞。兎の起るを云ふ。岡本記「うさぎのおきてるをばふりとおきてと語るべし」

プリブリ 振々 賦乙 歩射的の一種。皮の皮で圓物に似たものであるが、更に小さく徑は三、四寸。綱一筋を兩つの乳より引き通して串につける。的を射て綱のま

とふを勝負に射る。夏草（歩射之部）「ぶり／＼の的のこしらへやう圓物に同じ、大さは定りなし、圓物より小さくするなり、裏に革の乳二つ付けて綱を貫きて上の横串に兩方に結び付るなり、串も圓物の如し、地より上六寸よりも少し高く懸るなり云云、ぶり／＼は上にばかり綱を付て吊り置く故矢中ればのはね又巻もどすなり、そのまきもどしたる数をも數に入るなり、其の巻數の多少により賭物の取りや差別あり云云、ぶり／＼は各弓勢の強弱をあらそふなり、弓勢強ければ巻數多し」本朝軍器考四下「布利布利といふ物も同じ制にして猶少しきなる也、徑り三四寸の間なるべし、綱は一筋を兩の乳より引通して串につく」

上堅抄「ぶりぶり」と云ひて、丸物などよりも小さく的をば

同じ丸物の如く括りて射ることあり、是れは寸法定まらず、繩の付けやうは、上に乳二つあるべし、それよりの繩を付けて横串にかけべし、横綱はなく、上にばかりかくる也、矢にあたつて横串の内りをくる／＼纏ふことあり、それをばまた直して又射る也」丸物草鹿之記「一、ぶり／＼も丸物に同じくして、尙ちいきき物也、こしらへ様丸物にかけはらず、徑三寸四寸の間也、綱は一筋を兩の乳に引通して、綱の兩端を横串に結びて的をつるしてをく也。精兵ハ弓力つよき故、的に矢あたる時ははねかへりて、綱横串をまどふに、其まどひ數の多くあるを賞翫する也、別成子細なし、弓勢をあらそふ爲也、是も矢は丸物に同じ。」小笠原流では、かの振々杖と云ふ玩具を的としたもの。則ちその車をはづした穴に紐を通し



的としたものである。製作法は柘或は櫻を材料として長さ一尺二寸、八角につくる。中央で一面の廣さ一寸二分として上下を少し細く削り一方の切口から一寸二分下げて猪目をあける。これを金銀にて塗り、その上に松、竹、梅、鶴、龜等の模様を畫くのである。造り方はつり革を猪目に通しその兩端に紐をつないで串へかける。紐は紅の打緒である。串は圓物と同じであり、的皮、的皮串は大的と同じである。堞の遠さは七杖又は九杖。矢は何れも神頭を用ひる。

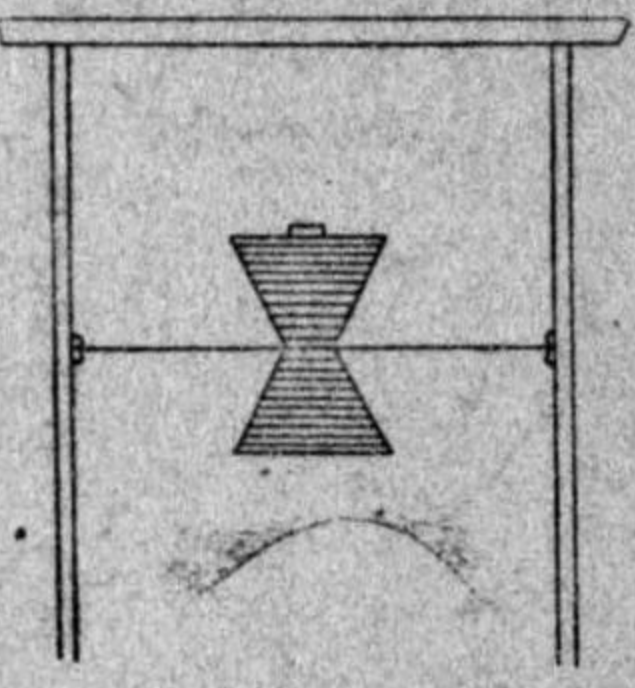


プリブリシロムルトニョコト 賦乙 白むると云ふ事 夕暮になつて、賦乙を紙で包み、白くして射ること。

プリブリノマキ 賦乙之卷 寫本一册 ぶり／＼に就いて記したるもの。（生弓齋文庫本 第四十五帙 第五百十七號）

フリマト 振的 三々九の的を用ひる 繩二筋で釣り下

げ矢が中ると動きが甚しいので此名がある。或は童子の持つ振々をかけて射る事であるとも云ふ。（射義成功紀・卷三）



フル 振る 矢代之記「矢代と云時は打つと云、くじと云時はふる」と云べき也。

（貞丈云、人々常に矢代を打つと云也、犬追はせども本式には矢代を打つと云也、犬追物の勝負などに引目を矢代のごとくするを引目くじと云也、是れは引目くじをふるると云也）

フルキンゾク 古き矢鏃 安齋隨筆

卷之七「甲州領の須々原に（富士山の下）古き矢の根二つ三つ持ちたる者あり、是れは右大將頼朝富士の裾野の狩の時の矢の根なりと云ふ、朽木の穴の中、または古畑の土中より掘り出す事もありと云ふ、其の形は左の圖の如し。一宮巡詣記ニ見ユ。小澤

民部所持シタルヲ橋三喜ニ與ヘタルナリ。貞丈云ハク是レ平根ナリ。今ハ伊ノ目、又櫻ノ花ヲスカシニスルナリ。」



フルケムシシンジョノコト 古き弓進上之事 弓禮弓之卷「貴人杯へ古き弓ヲ上ルトキハ右より有之握革ヲ取テ天鼠ヲユキテ上ル物也、其儘ハ不置也、亦心易方ニテ之ハ下よりニワ三口掛テ進ンテ吉

但又此方射手之儀ニシツ、古キハ取テ新敷皮ヲ付テモ進也亦先様射手ニテシツ、是モ古キハ取テ新敷皮ヲ紙ニ包上ノ四寸ソリ之所ニ結付テ進也、口傳」

フルゴリクマジロー 古郡熊次郎

射士 小栗五大夫組 森平左衛門指南 享保元年（皇紀二、三七六）丙申九月廿三日 八代將軍徳川吉宗公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十一歳にして、（廿二日暮六ツ時より廿三日七ツ半時迄）半堂、惣矢一萬三千六百本の中、一萬千五百九十三本通矢して、その惣一を稱した。（江戸深川三

フルタ フルマ フルシ フルノ フレイ フレヤ フロ フン フンカ

十三間堂矢数帳

フルタヘイジ 古田平次 射士 宮原市兵衛指南 寶曆六年(皇紀二、四一六)丙子十月廿九日 九代將軍徳川家重公の時江戸深川十三間堂に於て、十一歳にして、四十五間で、惣矢百射の中、六十二本通矢した。(江戸深川十三間堂矢数帳)

フルマウウマ ふるまふ馬 「あらはす馬」に同じ。犬追物類鏡・卷之四「具足に云、弓をひけハ馬しな〜と足をはこひて射きするを云ふ也」

フルヤ ふる矢 「煎れ矢振れ矢といふ事」の條参照。

フルヤズマ 振る矢妻 四つの矢通間の一。矢が上下、左右に振れて飛んでゆくこと。

フルヤヘイタロー 古谷平太郎 射士 松平出雲守殿御内 古谷平右衛門嫡子 深山彌五右衛門門弟 寶曆二年(皇紀二、四一三) 壬申十一月廿八日 九代將軍徳川家重公の時、京都十三間堂に於て、日矢數、惣四千二百廿一射の中、千二百二十三本通矢した。(年代矢数帳)

フレイオー

武靈王 戰國時代、趙の主。名は雍。肅侯の子。始めて王號を稱して、胡服騎射を採用、軍制を改革し大いに國勢を張つた。前二九九年位を太子惠文王に譲り、諸國と力を合せ秦の討伐を劃策した。(史記)

フレイケン 符令謙 南唐の習の子。勇力あつて、騎射を能くし、趙州刺史となり善政を施した。州で卒したが、州人の之を送るもの數千人であつた。(新王代史)

フレヤ 振れ矢 矢いろ振れて出る矢手先弱く勝手が強い時とか勝手に切る心ある時に出る。(日置流射學・第六十九)

フロ 風呂 鹿の名所。同條参照。

フン 蕘 ゆみづる。博雅「蕘、弦也」フン 幡 そる。弓の筋がはじけ起ること。玉篇「幡、弓筋起」

ブン 分 射形十脈の一。胴體は離れ〜になつて、しまりのない射形。何とも名付方のないものを云ふ。射知要法(竹林派)「分は體體延び過て筋骨我體成る射形」ブンカイ 分開 わかちひらく、左右へ釣合ひ開く事。武經射學正宗・卷上・論の歌。

ブンノモノ

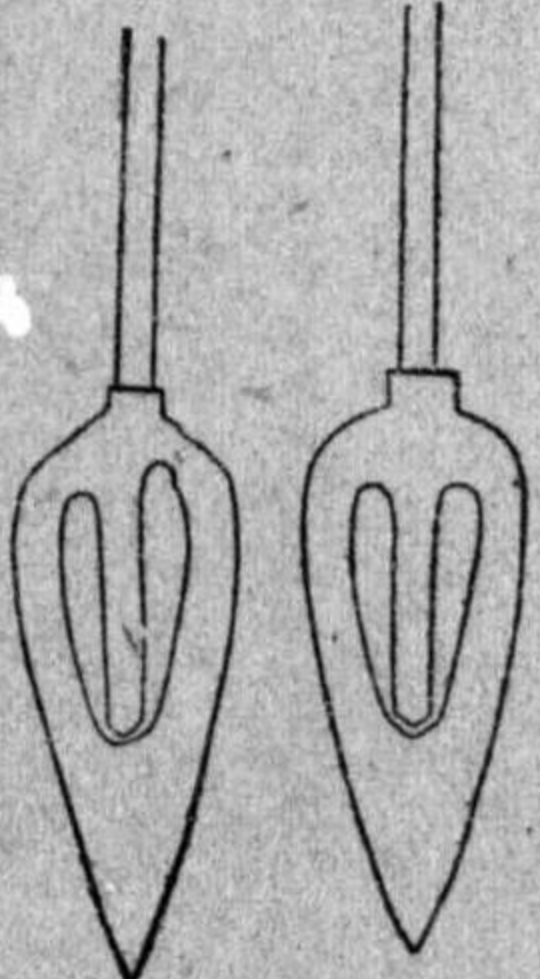
分のものたゞ一筋に見定て放す矢先に中らぬはなし 大和流澄見所の歌。

ブンノヤツカ 分の矢束 射手相應の矢束の意。沓卷一つ伏残る矢束。弓法私書「ぶんの矢つかの事。的矢のくつ巻のたつきのきは一つふせ斗りが残りはぶんの矢つか也、いたつきのかさ、外竹のかどに當る程ならば、短きにてあるべし、くつ巻のぶん残りたらば、長きにてあるべし、是れをぶんと矢束と申す也」

ブンヤノマキオ 文室巻雄 綿麻呂の第九子。勇力人に勝れ騎射を善くした。貞觀中左近衛少將となる。東宮屋上の狐を斬る。仁和三年没、年七十八。三代實錄五十「仁和三年八月七日戊申、散位從四位上 文室朝臣卷雄卒、卷雄者、右京人、中納言從三位綿麻呂之第九子也。(中略) 卷雄、幼有勇力、不レ好レ讀書、便習弓馬、尤善騎射、文徳天皇、爲二備貳之日、卷雄爲二帶刀舍人二」

句法第三「今人當二發之後、只用二臂力二分開、臂之力小、如何能開。」

ブンゴノクニ



ブンシヤ

文射 己を正しくする射。身を治め、徳を立てる爲の射で、進退禮に中り、周旋節に中るを本とする。

ブンジュツ

分術 射術の第二。弓術の中の第三節に當る。弓を引き收めてから矢を發するまでで、これは矢を發することは兩方の拳が左右に分れる故に難く云ふ。射法本紀「三曰分術、持以三無爲、不レ以ニ意爲。切以ニ自期、不レ以ニ吾意。發以ニ調子、不レ以ニ手作。」

ブンノカネ

分之規 (一) 人々積年の修行の功を果れて、天より受け得た我身の骨合筋道を熟得して、惣體中道の曲尺に

ヘイ

ヘイヘイ 矢音の一。矢の飛ぶ時、ひびく音。

ヘイ平 射形の生れつきの相の冷熱の氣、平均して程よく納り居る所を云ふ。(竹林派本書・第四卷)

ヘイ兵 つはもの。はもの。兵器の總稱。説文「兵、械也」世本「蚩尤以金作兵、兵有レ五、一弓、二斧、三矛、四戈、五戟」

ヘイ篋 やがら。篋。

ヘイ閉 ゆだめ。弓檠。詩經・秦風。小戒「竹閉緹勝」

ヘイ蔽 蔽に通じる。弓の手に握る所。周禮・考工記・弓人「長三其長二而薄二其敝二」

ヘイ鞞 ゆみだめ。ゆだめ。「鞞」の條参照。玉篇「鞞、弓練」

ヘイ鏢 (一) やのねの一種。透しの矢。「鏢」の條参照。揚子方言、九「凡

ブンノ ブンヤ ヘイ

適ふを分の曲尺と云ふ。即ち、我身に本より具はつた曲尺に適ふと云ふ意。中道の曲尺。各具の曲尺。(二) 生れ付の骨合筋道を正し胴の曲尺、弓の曲尺、物見の曲尺、矢道惣體中道の曲尺に適ひ、出會の曲尺に合ての形を見るを分の矩と云ふ。(大和流小的全鑑)

ブンノモノ 分の物 (一) ねらひ物にあてがふ所。手先の事。日置射學・第七十五「陽の事。陽といふは手先の事なり。何にてもねらひ物にあてがふ所を陽の事といふ。又分の物ともいふ。(二) 挟み物のこと。

ブンノモノ 分のもの唯一肩に見極て發つ矢先にあたらぬはなし 吉田流澄見所の歌。一肩は一方、一筋に同じ。

ブンノモノ 分のものたゞ一とかたにた見定てはなつ矢先に中らぬはなし 「日置流射學」澄見所の歌。

箭簇胡合贏者、廣長而薄鏃謂之鏃(一) 矢の一種。集韻「一曰、箭名」

「凡箭鏃、其廣長而薄鏃謂之鏃」の注「本亦作鏃」鏃に通じる。(二) 箭の名。集韻「鏃、梨館也、一曰箭名、或作鏃鏃」

ヘイウラエ... 堀裏へ付たる敵は格子狭間大指割の櫓落に 大和流用方、堀裏射様の歌。大指割とは落狭間の蓋を足の大指で上げて射ること。

ヘイウラノイヨリノコト 堀裏之射 様ノ事 大和流弓道地之卷五段第一「堀裏へ敵ノ付タル時ハ一重壁大鼓堀トニ替アリ、常ノ一重堀ニハ堀ヲ射抜ベキ也、此時ハ矢ノ根ヲクツロゲテ刺ヌ物也、堀ヲ射貫テ矢不飛トモ根計モ飛物也、亦兼々格子矢間ヲ切テ置射ル也、古昔ハ大根ヲ刺テ童子ノ射ル天井線ト云様ニ上ヘ射上ゲテ堀ノ外ヘ射落スト云ヘリ、利不レ宜口傳アル義也。」

ヘイウラノコト 堀裏の事 備忘集 (日置流正統) 第四卷「堀裏とは樂に堀を取りて射る時は敵は大勢にて寄せかけたるに堀に狭間などなきは何ともならぬ物也、

然るときは天井くりにするもの也。註(本多利實翁)曰、天井くりとは矢を番ひ引き込み直に體を出し射放し、直に下に居、矢番しながらくり替へ、くり替へ射る事を云ふなり。」

ヘイカキブン 兵家紀聞 五巻 栗原信充著。天保十四年癸卯(皇紀二、五〇三)自序、弘化四年丁未(皇紀二、五〇七)刊。應永廿三年丙申(皇紀二、〇七六)の禪秀の亂より、永享の結城戰場、兩上杉の鋒楯、堀越の内亂、早雲の興起、甲越の周旋等、天正十八年庚寅(皇紀二、二五〇)小田原陣に到る百七十五年間の英雄割據の治亂興亡について討説して記したるもの。その上、其の時世に依て旗旗、甲冑、刀槍、楯、竹束、鞍、鏝、弓矢の制作に同異あること等、その變遷を辯じ合せ圖式を附してゐる。

ヘイエンカクズセツ 兵器沿革圖説 東京帝國大學編。同大學工科紀要第七册、第一號として大正五年七月刊行。四六倍版、本文三百頁、圖版三百八頁。附圖二册は別冊とする。太古より現代までの兵器

ひる弓。春秋穀梁傳・隱公元年「聘弓鏃矢、不レ出三竟場」の疏「聘問也。古者以三弓矢一相聘問」

ヘイキユウ 敵弓 わるい弓。つまらぬ弓。武經射學正宗・卷下・擇物門總結「以三敵弓劣矢一而不レ中レ的、弓之過也」

ヘイキユウレツシ 敵弓劣矢 つまらぬ弓矢。わるい弓と、わるい矢。敵は破れ、劣はおとる意。武經射學正宗・卷下・擇物總結「學レ法已成、敵以三敵弓劣矢一而不レ中レ的、弓之過也」

ヘイキヨウ 并夾 矢を挟み抜く道具。大射、燕射等の候は丈が高く、矢が高く中つて貫かない時、この并夾を用ひて矢を抜くのである。

ヘイキヨク 平極 一ぱつにつまつて納まりきつた所。平靜になりきつた所。武經射學正宗指迷集卷五・引弓體勢圖說「惟前肩下極、方伸後肘平極將レ垂。」



ヘイキ 貝イギ へイケ へイコ へイン

に關する者を蒐輯し、その特色は、説明を單簡に圖畫に重きを置いて、一瞥其變遷を明瞭にするを以てし、その目的は、現今の戰闘に必要な諸兵器の改良に資するにあつて、火兵を主とし、古代兵器は單に沿革の概略にすぎない。弓箭は第二章古代兵器の第一節で六頁より十四頁を占め、第二節に弩に就て、十四、五、六の三頁に記載し、弓箭や弩の圖版は、附圖卷一の十一頁より十八頁に收められてゐる。

ヘイギダン 平義器談 故實書。上下二卷一册 伊勢貞丈著。「平家物語」「義經記」の二書中から武器の名を摘出したものを多賀常政から得て、明和八年辛卯(皇紀二、四三一)正月下旬、春の日のつれづれにその一つ一つに解説を試みたものが本書であると、その自序に見える。後、貞丈の嫡孫貞春が校訂して世に出したものである。享和二年三月刊行。その名稱は「平家物語」「義經記」の頭字の二文字平義を取り、器談は武器談の略である。上卷に「平家物語」下卷に「義經記」を充て、何れも鏝、腹卷、甲、太刀、弓、矢、直垂、烏帽

ヘイギヨウ 米魚膠 鱈の鱈でつくつたにべ。弓材に用ひられる。國字解は魚の子にべとある。粗くして白。武經射學正宗・卷下・弓之材料宜擇第三「膠須用ニ麻布絞、得ニ細膩白淨ニ爲レ美、黃魚膠可レ用、米魚膠不レ可レ用」

ヘイケモノガタリフキダン 平家物語武器談 「五武器談」參照。

ヘイコウ 平公 支那、晋の君主。(神武天皇、皇紀一〇四一―一二九)弓工の妻に射法を説かれて七札を貰いたと云ふ。

ヘイシ へし 矢音の一種。小菴目笠懸引目のあたる音。笠懸射身體配記「一、的にあたりたるをも物語にはへし共語とき共語也。はつれたるをはへすと云へし。大のごとくにへすとつとは云へからず」笠懸日記「笠懸の矢音はどつきりと云べしはづれはひやうすと云也。小菴目はへしと云べし、はづれは同いすと云べしと云也」的出張記「小引目笠懸はへしと云申す也」

ヘイシ 撤し (一) 後ろへ拂ひ開くこと。(二) 的の方へ推切る義。武經射學

子、鞍、箆等の十一部分に分ち、各部それれ、項目を掲げて考證的解説を施してある。この著者の論著は非常に多くあるが、よく纏まつた點に於て、この種類の作中、最も出色あるもの、一とされる。「四大奇書」「集古隨筆」「國文註釋全書」第一卷等に收めてある。又、靜嘉堂文庫第八十函、第十九架に、寫本が二冊あつて、一冊は増訂本で宮島某秘藏のものである。

ヘイキユウ 平弓 朝鮮弓。惣長六尺

正宗指迷集・卷二・錄紀效新書射法「務取ニ
水平一前手撤、後手絶。」

ヘイシタニ… 擲下へ付たる敵は昔よ
り大根に利こそ有物と聞く 大和流用方擲
裏射様の歌。

ヘイシト へいしと 矢音の一種。
小暮目・笠懸墓目の矢音。高忠聞書「一、
じんどうの矢音、ひはたといてと云、是は
御意をうけたるにて候、わるく覺候哉、へ
いしといふ、是は物にかきてをきて候。」

ヘイジモノガタリフキダシ 平治物
語武器談 「五武器談」参照。

ヘイシヤ 平射 的前(十五間)を射
ること。水平に發射すること。

ヘイシヤ 騎射 「騎射」に同じ。馬
に乗りながら弓射ること。「騎射」の條參
照。

ヘイシヤセン 平射箭 的を射るに
用ひる矢のこと。續日本紀・卷十二・天平
七年四月辛亥「平射箭十隻」

ヘイシニツ 撤出 ひらきだす。は
らひだす。武經射學正宗・卷中・前拳握弓
徒繁之惑第六「前拳五指俱緊、則用レ力太
二六〇」

過、必撤出而矢偏左」
ヘイジョー 兵仗 太刀を佩き弓矢
を持つてゐる隨身の稱。「ひやうちやう」
ともいふ。兵仗は元來、太刀、弓箭其他の
武器の稱であるが、隨身は必ずこれらのも
のを身に装ふを以て、自らその稱となつた
「隨身」の條参照。

ヘイジョーセンゲ 兵仗宣下 文官
で隨身を召連れるを許されること。「ヒョ
ーシヤウセンゲ」といふ。貞丈雜記・卷四
(官位之部)「一、兵仗宣下と云は兵仗と
云は兵具の事也。太刀弓箭の類也。隨身は
太刀をはき弓矢を持つ役なる故、隨身をめ
しつる、事をゆるさるゝを兵仗宣下と云。
武官の人は御免に不レ及隨身をつるゝ也。
文官人は御免なくてはつるゝ事ならざる也
攝政關白などは大將を兼給はずしては隨身
をつるゝ事御免にてつらるゝ也。太上天
皇は天子より隨身を付參らせらるゝ也」

ヘイシン 米信 宋代の人。少にして
勇悍、善射を以て聞え、契丹と戦つて功が
あつた。官は彰武軍節度使に至る。(宋史
二六〇)

サニ尺八寸、或ハ三尺六寸ニスル口傳ア
リ。」註「青白ハ陽陰ニシテ春秋ニ季ヲ表
ス、五色ハ青(春)赤(夏)白(秋)黒(冬)
黄(土用)也、青白ナル時ハ檜葉垣ノ兩角
へ先ヲ開キテ立テ五色ナレハ檜葉垣ノ前へ
並ベ其季ノ幣一本矢取掬ニ立ツ、委細ハ印
可ノ傳受也」その作り方に就いては奉書十
二枚を用ひ、頭紙は四枚を重ね、横に折り、
それを堅に三つに折る、
垂は四枚重て四下り
ある。垂の幅は三寸位
の格合に見合せて裁ち、
兩方で八枚、八つ下る。
青白共に同じく、幣串
長さは本文の通り、廣
八分、厚四分楯で作る。
紙はこの様に截て、表
と裏へ折連へ、四垂と
して、左右上の端を重
ねて喰合を前へ折り頭紙の前に當て、串に
挟み、上下を紙捻で結ぶ。

ヘイノサマ… 擲の挟間矢倉の上の飾
とは後をくるめ身を隠しなん「射義指南歌」

ヘイセ 兵箭 根矢、鏃矢 尖矢の
類を總ていふ、一物ではない。俗に云ふ修
羅矢のこと。「唐六典」によれば、兵箭は
剛鏃で長く、これを用ひて甲を射るとある
前漢書・五十三・廣川惠王傳(屬條)膠東
康王傳「私作兵車鏃矢」の注「應劭曰、
樓車也、云々、師古曰、鏃矢、大鏃之矢、
今所謂兵箭者也」唐六典・武庫令「箭之
制有レ四、一曰竹箭、二曰木箭、三曰兵箭、
四曰弩箭」

ヘイソク 竝足 兩足の間を狭く、八
文字に踏んで、踵ばかりに力を入たものを
云ふ。武經射學正宗指迷集卷二、錄紀效新

書射法「足直、則無二蹠倒之病、站穩便、
則無二致足體浮之病、諸病俱消、而身法始
固」

ヘイダイ 平題 かぶらや。鏃矢。楊
子方言「箭小而長、中穿二孔者、謂ニ之
鏃鏃、三鏃長六尺者、謂ニ之飛、真風者謂ニ
之平題」の注「題猶ニ羊頭ニ也」

ヘイダイ 平臺 臺弓の臺器の一種。
ヘイダツ 平脱 たいらにはなす。た
いらにぬける。さはりなくはなれる。武經
射學正宗指迷集卷五・引弓體勢圖說「鏃至ニ
弓把中間一浸進、兩拳相對平脱」

ヘイド 兵弩 戰爭に使用する弩弓。
類聚三代格・五 太政官符、應以補史生「能習ニ
兵弩、見ニ其才略ニ其堪レ爲レ師」

ヘイニヨク… 兵によくあひたる弓を
射る時は放ちの心只皮肉骨「兵によく云
云」の條参照。

ヘイノコト 幣の事 ぬき。にぎて
幣束。大和流弓道天之卷二段第六「常ノ的
場ニハ白幣青幣計ノ二本立ル也、根本ハ右
ノ二色ノ物ナレバ也、傳授ニアリ、五色ノ
幣モ立ル也、切様ハ口傳ニアリ、幣ノ串長

ヘイダ ヘイド ヘイニ ヘイノ
ヘイハ ヘイバ ヘイフ



ヘイバンノ… 平盤の二調子をいむ其
外はわたまし弓に黄渉をいむ 日置流竹林
派の歌。平調と盤渉とは律音の上では陽聲
に屬する。しかし平調は西と秋に配し、盤
渉は北と冬に配するから渡座(轉居の敬語)
に忌み嫌ふか、或は黄渉を黄鐘の誤とすれ
ば、黄鐘は火體に配するから渡座に忌むと
なる。

ヘイフリ 幣振 犬追物の役員の一。
幣振役のこと。棧敷の縁に出て、日記付の

右に在つて喚 次が射手の名を呼ぶ時にこれを中間に受けて幣を振り日記付に報ずることを務とする。采幣振。采配振。ぬさぶり等といひ、その有様は綺麗な童子が白綾の衣服に扇子を持ち、髪を垂れ、金のはね元結を以て之れを結び、薄化粧して齒を染めてこれを勤める。白麿犬追物「幣振一人」犬追物の覺書「幣ふりの童子、兩親ある用ゐべし、小兒のことなれば、兼ねて習すと第一なり」

ヘイホーグンヨーフカン 兵法軍要

武鑑 寫本二冊 十五卷 武家故實書 兵道の起原より始めて、弓馬劍槍武家一切の故實式法等を詳細に記載し、必要に應じて圖解を加へたもの。

ベカ ベカ 楊弓の握りに仕掛して射る時に上げる鐵のこと。(俚言集覽)

ヘキアタリコブシノコト 日置中拳の事

備忘集(日置流正統)第三卷「古より有る事なれども畠山將監餘り秘事にして今は絶えたりと云ふならばし人には左程に云ひながら傳へたる秘傳有り、物見は星に可附つきつけは物見に付べし、前はまへ

ヘキイチリユイガタノシヨ 日置一流射形之書 寫本 一冊 半紙版、五十枚。本書第一卷の卅二ヶ條、歌知射之事等、卅三ヶ條、第三之卷、第四奥義之卷を收め、奥書は次の通りである。「右之書物相傳申儀其身雖爲小兵弓執心之心底余人替り不淺故數年以稽古弓道爲功者により愚身心體を不殘相傳申者也殊に親子は一世の縁君臣は三世の縁師弟は七世の縁と申候得は一心ならぬけいやくにて有間行末勝難計就中浮世の有様を見るに朝花は夕部を不得夕部の花は朝の嵐にちり昨日見し人も今日なし今日見し人も明日見へず自他共出る息は入息をまたぬ有様に候へば爲形見に自筆にて書進候者也此書物御取候後御油斷有間舖候萬藝免印加を取候へば必油斷有者にて扱てそ養由基は百歩に柳の葉を立百々に百矢を不外と候へば三日の弓行を不成して

ヘキイチリユイガタノシヨ 日置一流

派のこと。

ヘキゴローマサナガ 日置五郎政長

伊賀の日置家。父、太郎は大和より伊賀に行き一家を起した。市川家譜に「應永卅一年二月、政家の孫、日置五郎政長來たる、舊例による、弓談止む時なし」と。且つ、此の時に義光傳來の秘書三卷は政長に傳へたとある。

ヘキシヤホーセツ 日置射法説

寫一軸 日置の射法の傳來を全文漢文を以て記し、先ず、中華及び我國の神代から説き及ぼしてある。即ち初めに、「夫中華之射法雖レ概ニ於黃帝時ニ而未レ詳速ニ唐虞三代ニ昭昭焉見ニ千六經ニ載ニ千周禮ニ居ニ於六藝之

置正次の直系。弓術要覽「淵上流は、日置右馬允が門人、河内守が末なり」



日置彈正正次 日置影光 「日置正次」參照。

ヘキキヨカ 日置清香 弓術家。元和年比、上方に住む。吉田印西の弟子。(長澤開書)

ヘキキヨノブ 日置清順 堂前の大射手。淺野紀伊守殿衆 慶長十一年(皇紀二、二六六)丙午正月十九日 二代將軍徳川秀忠公の時、京都三十三間堂に於て、二百五本通矢して、射越を稱した。(年代矢數帳)

ヘキクロー 日置九郎 日置政家の父。政家は九郎の嫡子である。

ヘキケジヨリユイ 日置家定流 弓道流派の一。この流の傳系未詳。或は日置正統の傳系を云ふのかも知れない。甲州市

ヘキカ ヘキキ ヘキク ヘキケ ヘキゴ ヘキシ

三間の目を射外といへりこれらの事を常々御心掛彌御暗候て家傳の名を御下し有間舖者也仍如件 以上。」とあつてその傳系は 日置彌左衛門範次・安松左近之丞吉次 弓削甚左衛門繁次・石堂竹林坊如成・石堂竹林坊貞次・石堂三郎左衛門美勝・石堂幸右衛門武勝・荒木太郎兵衛高誼・荒木八郎維嶽・須山二郎四郎致遠と傳へられ、「世有挹竹林先生之流風者觀其徒所學與余所開殆將天淵蓋教者與受教者之罪也何則教者皮相之受教者膚受之也甚者著書以惑人間添蛇足可謂貽耻干先生也余家有先生之射書悉从屬子他日有信從者則分諸法次第以教導之如非其人勿授焉子其研窮射之精義無自足之意則心乎相應舍的如破矣我固不皮相子子豈膚受之耶是爲祕」

明和己丑秋九月 荒木八郎藤維嶽 天明丙午六冬十二月 須山二郎四郎致遠

富永準太殿 富永準太殿 第六十五帙 第七百廿六號

ヘキウマノジヨ 日置右馬允

一云。本朝之昔神世有二天鹿見弓天羽々矢天鏡弓八目鳴鶴之名。則其射法亦由來也。邈矣及二人代神武帝東征之日。一道臣命彎弓先驅有二靈鷲。止三皇弓。降建三千湘洛。將家之時。而每歲弓場始鳴。其儀之儀。笠懸的大追物之遊覽。世々不絕。當三慈照幕府之治世。江州蒲生郡有吉田道實。上野者自少嗜射。積稽古之勞。有年。雖就數師。而習之。其心不自得。偏尋善師於四方。明應八年秋。祈之鳩嶺。而有靈夢之感。其明年春。寶射於家場。有二老人。鬚髯二毛者。來見之。久而不去。每其發。矢微笑。額寶云。吾射未精。乎老人云。手未熟也。是無他。在。心而已。但得。心。而應。之手。爲善射也。寶怪之間。其名。老人云。吾是日置彈正者也。聞卿好射。志深矣。吾爲授。心法。而來也。實意。想。日置之先。出自。應神。帝。皇子。大山。守。王。則。鳩。嶺。之。靈。夢。今。合。二。其。符。乎。喜。而。留。之。此。時。寶。子。秀。茂。出。年。未。二。弱。冠。又。善。射。於。是。父。子。相。共。受。其。業。一。彈。正。居。二。寶。家。一。五。六。年。此。術。之。秘。決。口。授。不。遺。其。一。悉。皆。傳。授。焉。乃。去。而。無。知。其。所。往。矣。或。云。勢。州。渡。會。郡。山。田。人。也。自。此。吉。田。父。子。術。業。專。攻。機。巧。相。熟。而。後。發。之。則。所。志。無。不。中。所。中。無。

不徹可謂好手妙術也其藝名鳴三千時一途立
三家之法世所稱之日置流是也。爾來游
藝千射者無不宗之云々。自今彌游三千此
藝正而后發不怨三勝者則揚三家風干伶日
流一芳舉干後代者可三期一焉感三其所請之
懇款一遂爲之說一寛文九年龍集三己酉仲春中
浣備、翁把一筆干鷲湖山南之書寫ことある。
(生弓齋文庫 第一千一百五十五號)

ヘキシヤジユツヒテンモクロク 日
置射術秘傳目錄 大和流印可以上の弓
書。

ヘキタロー 日置太郎 父の政家か
ら相傳を受けて伊賀に行き、日置家を興し
た人。市川家譜「文治二年正月三日富士野
の狩りに父政家に従ひ、嫡男太郎も亦七
頭(野猪)を射る」

ヘキダンジヨーマサツク 日置彈正
正畫像記 寫本一冊 美濃版六枚。本多
利實著、彈正畫像の由來等を記し、表紙の
裏に

「日置彈正正次先師ノ像、藏スル處ノ種類
吉田久兵衛氏ノ藏 一枚 白色上衣ノ圖
玉石雜誌ニ載スル處

士野に於て頼朝狩す、猪十一頭を射取る。」
逸見流は日置に相傳し後に日置流となつ
た。

ヘキダンジヨーマサツク 日置彈正
政次 日置流射術の祖、明應中の人。從
五位上左衛門彈正少弼、通稱を彈正・忠平
宗品豐秀或は影光といひ、瑠璃光坊威徳と
號した。大和の人。弓術を妙んで其の妙を
得、伊賀内野の戦に功があつた。明應三年
三月十九日江州に遊び吉田上野介にその妙
を傳へ、又諸國を遊歴し高野山に入り髮を
剃る。明應九年再び吉田の所へ歸つて唯授
一人を渡し、同十二月十九日伊州へ歸り、年
五十九歳で歿した。日置氏は活射であつて、
射禮射儀を排撃した。彼は後土御門天皇の
北面の武士で、弓矢を以て戰場に馳驅し神
と謳はれた事は「片岡家譜」に傳へてゐる。
從つて七道(一、足踏。二、弓構。三、筒
造。四、引取。五、打起。六、會。七、離)
も悉く實戦上の經驗から創出したもの様
である。致仕してから大和の香具山に隠れ
て、更に斯道の蘊奥を極めた。傳書によれ
ば「初め逸見から日置に傳へられ弓聖彈正

高野山ノ圖 一枚 長絹直垂ノ圖
田安家ノ藏圖 一枚 十徳
日本古義ニ載スル圖一枚 射前袴」と朱
書がある。(生弓齋文庫本 第三十四帙
第三百七十八號別)

ヘキダンジヨーマサツク 日置彈正
貞次 日置彈正政次の父。長男が政次、
次男が彌左衛門範次である。明應九年五月
政次に日置家の傳書を傳ふ。傳書「遙かに
其宗源を察するに、常陸國鹿島の神職四郎
彌宜より逸見に傳へ、逸見より日置に傳ふ
日置家代々を経て長享年中に日置彈正貞次
と云ふものあり、其長男彈正政次、二男彌
左衛門範次具に傳來せり」

ヘキダンジヨースントノマキ 日
置彈正神道卷 寫本一冊 横小本五枚、
一、悪日に出行する時は弓を持て子の方に
向て梵字を畫て心裡七反唱べし」外十ヶ條
の心得を記し、奥書は次の通りである「右
之卷日置彈正神道之秘説也雖然御執心之間
書寫相傳畢聊不可外見有者也 享保七年寅
十一月廿三日」日名傳來眞鍋彦五郎祐雄と
ある。(生弓齋文庫本 第八十三帙 第九

は明應九年五月に父貞次から傳へられてお
る」彼政次は武田・小笠原の兩者を排撃し
て所謂武射を樹て、中興の祖と仰がれたも
ので、貴族流に對して厭起した。時恰も足
利の末で三界紛亂を極めて居た。傳書に「武
田・小笠原の二流を本とし、隨分修學すべ
し、然れども此の日置流は射手の肝要にし
て、家風に順はざるの事なり、之に依つて
一切他流の筋に取合はぬ義なり」とある。
彼は後年致仕してから斯界復興の爲め各地
に遊歴し、市街地郊外の縁なく、苟くもの
を立て射を行ふ地があれば、衆を集めて之
を獎勵した。辻的、勸進的、興業的などの
稱は、彼の創案であるとも傳へられて居る。
射は彼の生命で彼の聖壇であつた。當時弓
矢は長兵の器として武士の魂と云はれて居
たが、彼は之を執つて四民悉くに與へ、大
工も左官も百姓も普通武士と平等に教へて
居る。小笠原の貴族流に對して是れは全く
大衆流、民衆派であつたが、當時の支配階
級である武士は之れに對して一言の抗議す
ら申込まなかつたことは、如何に彼が當時
斯界の權威として、其の人格技術共に認め

ヘキダンジヨーマサイエ 日置彈正
政家 政家は頼朝時代の人で、頼朝の隨
兵に撰ばれ、又富士野の狩りには一子太郎
と共に猪を射た事を載せてゐる。市川家系
譜「逸見冠者義清(清光のこと)は嘉保
二年十月故ありて流配、甲州青島西部市川
庄上野村に住居、御島明神を以て鎮守とな
す、流配の後召連れし者の内、日置彈正政
家弓射秀拔により、射術悉く相傳、後に政
家大和國に赴く」同「文治二年正月三日頼
朝、鶴ヶ岡八幡に詣ず、隨兵に撰ばれ、富

られて居たかゞ想像され得る。彼は至る處
に射を行ひ又教へ、若しくは隨所に何人に
も競技を行はしめた爲めに、爾來さうした
場合に揭示される制札の文句は、次の如き
ものが傳へられてゐる。「此場に於いて射
手見物人等禮儀を正しくすべし、尤も喧嘩
口論不可有、若し堪忍なり難き事有之ば、
後日を約して他所にて神妙に可被達本意、
勿論越矢それ矢に中る人は假令生命に及ぶ
とも其身の損たるべし云々」とあるのを以
て見れば、宛然王者の言の様である。當に
王者の權威を示す許りでなく、射の外には
何者もないと云ふ彼の信念は赤裸々に高調
されてゐる。射は日置か日置は射か、弓人
一致の境地に達し、此の信念を以つて更に
精進やむ事を知らなかなたから、彼は全く
凡界を超越して居た。其の飄々として仙骨
を有する處は射によつて達し得る最高至極
に達して居たものである。次にその傳に就
いて文獻を示せば「事實文編」に「吉田重長
は吉田流弓術の祖、上野介と稱す。江州の人
……時に日置彈正と云ふ者あり、弓を取り
て秘妙絶藝天下之を宗とす。重長之を思慕

ヘキダンジヨーマサイエ 日置彈正
政家 政家は頼朝時代の人で、頼朝の隨
兵に撰ばれ、又富士野の狩りには一子太郎
と共に猪を射た事を載せてゐる。市川家系
譜「逸見冠者義清(清光のこと)は嘉保
二年十月故ありて流配、甲州青島西部市川
庄上野村に住居、御島明神を以て鎮守とな
す、流配の後召連れし者の内、日置彈正政
家弓射秀拔により、射術悉く相傳、後に政
家大和國に赴く」同「文治二年正月三日頼
朝、鶴ヶ岡八幡に詣ず、隨兵に撰ばれ、富

すること久し、明應三年三月忽ち一人あり、來りて曰く、聞く汝射を學ぶの志篤至なり、我祕神あり汝に授けん、即ち彈正なり……精學すること七年悉く其祕を得。是に於て彈正禱して其家を出づ、後其の終る處を知らず」と。大和流傳書「明應三年三月十九日、日置彈正修行者として吉田家に來る。吉田上野始めて之を師として弓道を學ぶ。その後高野山に行き明應庚申九年また吉田家に歸り、唯授一人を渡す」武藝小傳・卷三「日置彈正正次者、大和人也、好弓術、得其妙、我國弓術中興始祖也、自往古、雖多、以弓術一類、名者、而不詳其強弱、審固持滿、正次獨得其微妙、可謂傑出、於古今也、正次遊諸國、後赴紀州高野山、而剃髮、號三瑠璃光坊威德、五十九歲、死。田中大心美人草曰、日置、葛輪と云ふ弓の上手と於京都一勝負をあらそひ日置勝て名人の名を得たり。關六藏傳曰、内野合戦に日置殿の矢先にたまる物なし、矢たね盡たりし故、土居隱にかくれ居て敵襲來れば與へ風出て弦打してゑいと云ふ。敵其聲を聞て逃散となり。吉田重信系譜曰、日置彈正居

于伊賀國、達三射術、天下無出其右、者、其門業雖有數人、吉田出雲守獨得其妙云々。西尾重長傳書曰、日置彈正入道道以云々。日置流弓、長祿年中後花園院の御宇、江州蒲生郡蝦夷の郷に日置彈正といふ者ありて當流の元祖八幡の化身なり、武士は弓矢の威光をもつて武士と呼ばれ弓矢の道にかなはず、奚んぞ武の冥加あらん、彈正扶桑に於て弓術の妙を現はし、古流悉く廢れ果ていまだ日置一流たり云々。玉石雜誌・續篇三「姓氏錄に、日置朝臣は、應神天皇皇子、大山守王の後也、續日本紀合とみゆ、日本書紀に就き考ふるに、仲姫皇后の姉、高城入姫の所に頼田大中彦皇子、大山守皇子、去來眞雅皇子あり、大山守皇子は、土形君、榛原君凡二族の始祖也と云へり、續日本紀、寶龜八年四月甲申、從五位上日置道雄三成等四人に鳥居宿禰、正八位下日置道雄等二人に吉井宿禰を賜ふとあるは、右京皇別日置朝臣とは同じからず、姓氏錄に左京諸蕃、日置造、高麗國人男馬王、裔孫、莖古君の後也、あるひは大和國諸蕃日置造、高麗國人伊利須使主より



出づと云へるなれば、鳥井吉井兩派は高麗人の裔と知るべし、然れば日置朝臣は、應神天皇の御裔、日置造は外蕃の種類と別るれ共、大和國の人なることは論なし、但し彈正入道の朝臣の姓なるや、造の姓なるや考へがたし、射藝を好み、殊に其の精妙を得たり、吾國弓術中興の祖と云ふべし」

ヘキダンジヨーマサツクニユードロイシンシヨ
日置彈正正次入道
道以眞像 手寫一冊 折本。高野山威徳院藏のもの、手寫。繪は座像で長絹直垂着用、鐵扇を持つ。用紙の大き、横九寸、縦一尺四寸。(生弓齋文庫本 第卅四帙 第

ヘキタージヨヨシダコリスケノス
ケガゾー 日置彈正吉田上野介畫像
手寫一冊。折本日置彈正と吉田上野介重賢の二人の像で、彈正の服装は羽織、袴着用、立膝、左手に弓を持ち重賢に對座し、片肌抜にて矢を一手持ち師に向つてゐる。用紙の大き、横一尺五寸、縦一尺二寸。(生弓齋文庫本 第卅四帙 第三百七十八號)

ヘキドールカ 日置道歌 寫本一冊、半紙版、總枚數八枚。日置流の歌「梓弓いさむる袖のけしきかな又踏あしも神垣のうち」外五十四首を收む。奥附に「右之道歌者於攝州大坂吉田助左衛門取集爲此一巻相傳之者也聊以他見有之間數者也 吉田彌五左衛門守夷在判 石川半左衛門直秀在判とある。(生弓齋文庫本 第六十七帙 第七百五十四號)

ヘキトリユークイズ 日置當流系圖
吉田出雲守重賢 — 吉田出雲守重政 —
江州佐々木六角 佐々木屋形七人
之缺頭と改知行
主知行高三千貫 三千貫後五千貫

吉田出雲守方卿 — 吉田助左衛門道春 —
同 於江州二千貫領
吉田源八郎重氏 — 吉田九馬介重信 —
關白秀次公後 大藏院弓師
結城秀康同忠昌 徳川家光公
印 徳川家綱公
吉田十郎左衛門重春 — 吉田九馬介宗重、
巖有院時代 徳川家綱公
吉田内藏助直重

ヘキトニユミノメイジン 日置と云ふの名人 寫本一冊、横本五枚、表紙に突の朱印がある。先づ本文に「日置と云ふの名人淺利の館へ來る、淺利ことに賞翫して子供の師とたのみて奔走すること限りなし、近きわたり大かた其門人にくは、り朝暮に的の音たえず、然るに、伊禾の御館にては、左様の牢人たやすく呼迎へられぬ心すなれば終に一度も見玉ふことなし云々とあり、終りの註書に石和伊禾共に同じ甲斐國山梨郡石和の事なり、石和御館とは武田家正嫡の居館なり、刑部丞殿より既に廿代に及ぶと云は刑部大輔信森朝臣の時と知べし。信森朝臣は信重朝臣の男にて寶徳二年家督、享徳四年五月十一日逝去、能成寺殿

勇山健公大居士と云、日置と云ふの射手とは瑠璃光坊のことなるべけれどもいまだ三十餘の頃ならんか」とある。奥書に朱書で「安政四年四月下旬、依栗原信充先生傳來、本多橋之助寫」とある。(生弓齋庫本 第九十二帙 第九百八十七號)

ヘキトヨヒデ 日置豊秀 日置彈正正次のこと。

ヘキノツケガケ 日置のつよかけ
「懸に重の事」の條參照。

ヘキヒヨク 裝幅 ひだのあるむかばき。子華子「榮居二千衛室之中、垂衣而裝幅」

ヘキビジンソオンモクロク 日置美人相御目錄 大和流唯授一人弓書。

ヘキホーシユリユ 日置豊秀流
弓術流派の一。日置流の一派。日置彈正の流を波む、日置流の目錄七十條と、用方六十條條即ち百卅條を以て、日置豊秀流と名づけた。會津藩主松平正之(保科)は藩の射術師範園城寺彦九郎吉忠及び葛西園右衛門等に命じて弓書を蒐集し、この流を定めたのである。

ヘキマサイエ 日置政家 日置九郎の嫡子。新羅三郎義光の子、義清が甲州青島西郡市川庄上野村に配流の砌、義清に隨從し、義清の子、行房から射術の傳授を受ける。政家は政家の後胤である。

ヘキマサツグ 日記正次 「日置彈正正次」の條参照。

ヘキミンフ 日置民部 射術家。本多大内記の士。

ヘキメイギヨクヒシユシヨヘン 日置明玉秘集初編 寫本一冊、半紙版、十七枚源散香武者、惣十文字口傳、騷靜口傳、邪正口傳、遲速口傳、分限口傳、強弱口傳、會口傳、離口傳、輕重口傳、表裏口傳、延縮口傳、堅物射様口傳、七勝三念口傳、靱付様口傳、思無邪口傳等十條に就て書かれてある。(生弓齋文庫本 第六十八帙第七百六十二號)

ヘキヤザエモンノリツグ 日置彌左衛門範次 應永の頃伊賀國に住む。伊賀日置と云ふ。竹林派の始祖。日置太郎の後裔。武藝小傳・卷三「森川香山傳書曰、竹林派の傳來は應永の頃、伊賀國に日置彌左

是を鹿島流といふ、是弓道の武將に傳へる元祖なり、八幡流といへるハ神より皇に傳へ玉ふの弓道、仲哀天皇に至りて斷絶す、應神天皇武内宿禰を師として弓道を傳へ玉ふ、逸見流とは鹿島四郎彌宜より逸見の家へ傳ふるなり、日置流ハ彈正正次逸見の家より傳授す、武田流ハ法を逸見より傳え術を日置より傳授したり、小笠流ハ武田より授受したり、吉田流といへるハ日置正次より吉田上野介重賢に傳はり同出雲守重政に至れるなり、針野大塚の二流ハ皆上野介門人の流なり、淵上流ハ日置右馬允が門人河内守が未なり、松本流ハ吉田上野介が季子民部が流儀、雪荷派ハ出雲守重高の第六左衛門重勝が工夫なり、道雪派といへるも雪荷よりわかれり、又別に吉田流とて出雲守重綱より其子助右衛門豐隆の一流あり、左近右衛門派は重高の三男業茂が發明、大藏派と云へるも左近右衛門派より出たり、山科片岡などいへるも皆大藏派よりわかれり竹林派ハ日置範次より安松左近竹林如成が工夫此餘壽徳大心大藏の加賀傳などいふあり、印西派ハ吉田重綱源八郎重氏に傳來の

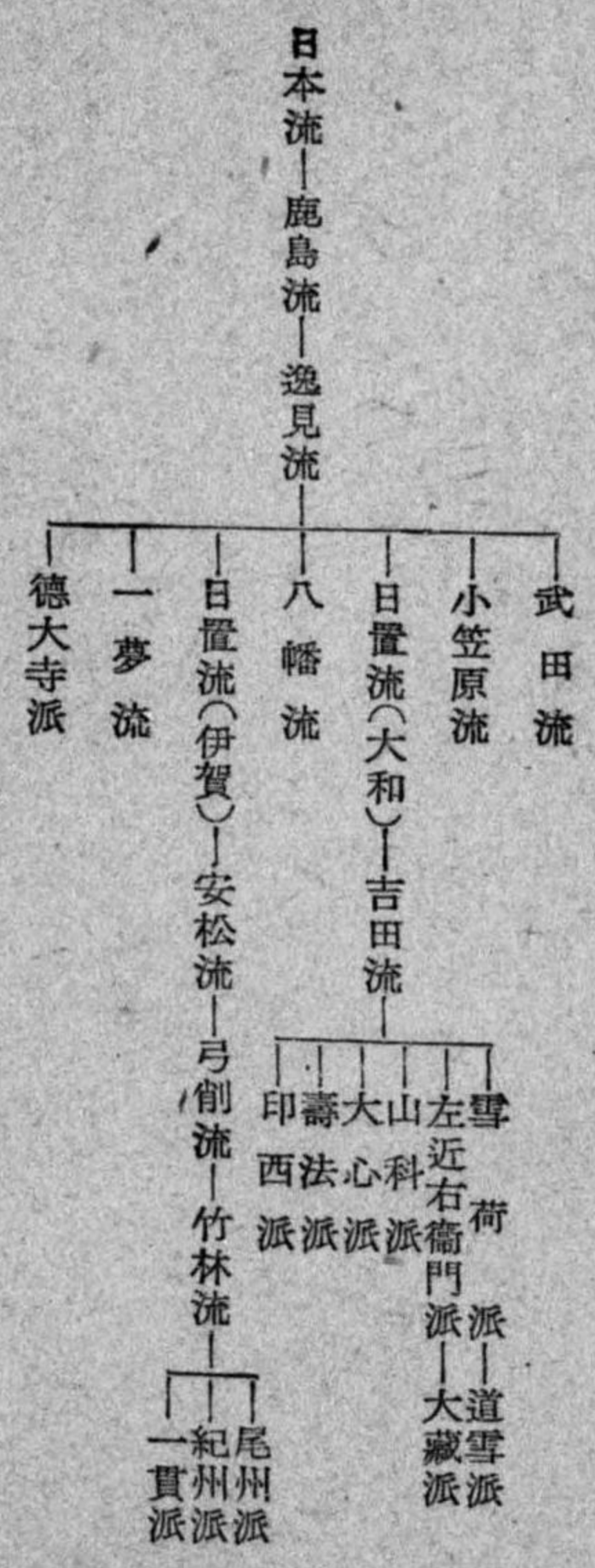
衛門範次と云人有、此人射術に達す、伊賀安松左近吉次其傳を相續す、干時應永廿五年也、其子安松新三郎繼其術、弓削甚左衛門正次と云人に射道悉附屬す、其子弓削彌六郎相續す、彌六郎可傳授一人なきに依て弓書三島明神の社中籠て死、…愚(日夏彌助繁高)曰…日置彌左衛門範次は日置彈正正次を偽作せるにや、香山の書には日置は大和の日置、伊賀の日置とのたがひ有とみへ侍れ共吉田重信傳には日置彈正居三伊賀國達三射藝天下無出其右者とあれば正次和州に生れ後に伊賀國に居し給ふなるべし、如此の説を以て考れば、日置範次の事うたがひなきにあらず。弓術要覽「竹林派は日置範次より、安松左近、竹林如成が工夫、此餘壽徳、大心、大藏の加賀傳などあり」大和流・石崎直三郎爲親傳書「日置流、日置氏二子あり、長を彈正と云ふ、剃髮して威徳と云、又瑠璃光坊と稱す、大和國に居たり、五千九歳にて卒す、次を彌左衛門と云ふ伊賀國に住す、二子共に、逸見氏某を師とし、射道の奥義を極む、故に兄弟共に稱して日置流と云ふ」市

法なり、此外本枝系類葉の吉田流世に又多し、深きあり淺きあり、正しきあり、又さもなきも侍るとぞ」
ヘキリユ 日置流 室町時代の中葉、明應の頃、大和の人、日置彈正正次(一に影光)の創めた射術の一流派。「秋齋閑語」卷三に「弓流之事、日本流、日置流、吉田流のみと心得たり、元は伴流、紀流の二流(貞丈曰く射禮を傳へし人なり)の元祖たり、今絶てなし、心得あるべきため書あらはせり」とある。日置流は彈正政次によつて吉田重賢に傳へられ、一方、彌左衛門範次によつて安松吉次に行つた、從つて日置の流名は日置家代々稱されたものでないとしても、政次は之を稱して居たもので、吉田重賢は當然日置の流名をつぎ重賢の後、重政に至つて初めて吉田流を稱する様になつた。即ち日置流は後に分れて大和日置流及び伊賀日置流の二つとなつたのである。扱、日置家に就いて見るに日置彈正政家は日置九郎の嫡子で、逸見流の祖、刑部三郎義清が甲斐に配流せられた時從つた一人である。射術に優秀であつたの

川家譜「…逸見より日置に傳ふ、日置家代々を経て長享年中に日置彈正貞次と云ふものあり、其長男彈次政正二男彌左衛門範次俱に傳來せり」その傳系は次の通りである。日置彌左衛門範次—安松左近吉次—安松新三郎—弓削甚左衛門正次—弓削彌六郎—石堂竹林房如成

ヘキヨシタセイリユノコト 日置吉田正流の事 弓術要覽・卷之二「一、日置吉田の正流ハ神代よりも事起りて天孫降臨の時天忍日命櫛弓に羽々箭を取添て御先に立ませしより神よりぞ神に傳へ、神よりぞ皇に傳へり、仲哀天皇を経て應神天皇にいたりまして武内宿禰を師として君臣の弓道合一して天神より武甕槌命へ傳受の弓一に歸して鹿島四郎彌宜弓道を悉逸見の家へ授く逸見の家よりぞ日置の家へ傳へぬ。世々の武將武臣の弓道皆此内にこもれり、こゝにおゐて大和伊賀二つの日置とはなりぬ、大和の日置より吉田の家に傳へりたり日本流といふは天照太神よりぞ人皇に傳はる、是を日本流とも尊流とも神道流ともいふなり、天神よりの弓道を武甕槌命に傳ふ

で相傳を得たといふ。政家の後裔に政長といふものがあつた。又日置彈正と稱し、後名を政次と改む。こゝに初めて日置流の名を發した。日置家は代々射術に長けてゐたが、尙未だ舊套を脱することは出来なかつた。政次が偶々逸見義清の後裔である所の市川別當又六頼行の許に至り、舊例につき弓談止む時がなかつた。是に於て政次大に發明する所があつた。即ち、強弱、審固、持滿を詳にし、その妙を得、射術漸く心に任するに至つて諸國を遍歴して斯道の發展を圖り、我國弓術中興の祖と稱へられ、後紀伊の國高野山に入り、瑠璃光坊威徳道以と稱した。五十九歳で歿。正次に就いて弓術を學び其奥儀を極めた者は吉田流の祖、吉田上野介源重賢(一に茂長)針野加賀守、大塚安藝守、日置右馬丞等であつて、重賢の正次に教を受けたのは明應三年三月の頃であつたと云ふ。右馬丞の門下では淵上河内守が傑出し、又其門に井關喜西定吉が奥儀を得た。「日置吉田正流の事」の條参照。終りに「日本弓道流派系圖」を示して置く。



ヘキリユイイガタ 日置流射形 寫本四冊、美濃版、第一は射形一卷で足踏之事より火矢持口傳之事に至る八十二ヶ條を收む。最後に付竹の事、こしらへ様秘事成によりて不註なりの條を加ふ。第二は中央之卷中卷之事より用方之事に十七項目四ヶ條、第三は歌智射の部で、初段五首師弟相續之歌より、十段十九首用方に肝要之歌に至る八十五首を收む。第四は奥儀之卷で足踏狭廣之事より十二字五位之事に至る十九條を收む。第一、二、三の奥書は次の通りである。「右之書物者雖爲秘事數年之御稽古不淺依深御懇望書物不殘令傳授畢彌無弓斷可有御修行者也、日置彌左衛門尉範次、

安松左近之丞良茂、安松新次郎良清、弓削彌六郎勝次、弓削甚左衛門繁次、石堂竹林如成、石堂竹林貞次、石堂林左衛門貞直、石堂林大夫如良、石堂奎左衛門尉貞則、石堂林左衛門貞恒、近藤半藏と連名され。文政五壬午二月吉辰 景允(藤原) 花押在判酒井豐太郎殿」第四の奥書は「右當家之射形其趣雖及注露比口決之丁寧者誠以毛頭似量萬里聊而樂書唯以口傳之趣可至射形之極意志肝要仍而如件」とあつて連名等は二、三と同じ。(生弓齋文庫本 第十一帙 第壹四號—壹百七號)

に關する口傳書。
ヘキリユイイガタノマキ 日置流射形卷 寫本一冊、小本 百十四枚、日置流射形第一卷 (八十二ヶ條は射形) 同第二卷 (十八ヶ條) 第三卷 (歌智射之卷) 第四卷 奥儀之目錄 (三十九ヶ條)、中學集等を收め、終りに火矢の事、歌智射拔書を附してある。本書は、もと小野木用右衛門菅原成成の藏書にて朱書入が非常に多い。(生弓齋文庫本第七十九帙 第八百五十九號)

ヘキリユイイガタシテイノキシヨヒキノコト 日置流射形師弟の起請秘記の事 尾州竹林派弓術書の中、本書第一卷にある項目。その註に「此の文の心は射形は大切なる義なり、故に師匠より弟子へ誓約を立てて弓術を傳授せしむる也、此の故に起請文と書き顯はす也、秘記とは其の誓を心底に秘する事を書き記すと云ふ義也」とある。

令傳授足下數年厚志業精故不殘毫末相授也 鈴木吉之丞重矩、山村孫兵衛安勝、谷口市郎左衛門親明、山村麻之丞 團花押 寶曆二壬申歲五月 吉田織居殿」とある。(生弓齋文庫本 第一千一百四十九號)

ヘキリユイイガタホンジョシヨカ 日置流射形本書詳解 第一卷 刊本一冊 半紙版 和裝 五十頁 卷頭に日置彈正政次先生の繪葉書一葉添付。本多利實講述。日置流射形本書の註解で、竹林派を根據として、吉田大和等の諸流派の説を參照して、講述せられたものである。本文は序に八頁、第一卷の九頁より四十六頁迄は一、七道の事に就て詳述し、その後二骨相筋道の事に就て記載してある。本書は利實翁が大日本弓術會教授の時に著されたものである。(生弓齋文庫本 第七十七帙 第八百四十號)

ヘキリユイイガタノマキ 日置流射形之卷 手寫一軸、日置流射形に關する一、奥姿の事等廿八條を收む。奥書は次の通りである。「右射形卷當家之奥義雖雖不

ヘキリユイイガタノマキ 日置流射形卷 第三歌知射卷 寫本一冊、半紙版 廿一枚、一、初段五首師弟相續之歌、一、二段十一首對稽古之歌、一、三段三首奥儀急對望之歌、一、四段六首對自慢之人歌、一、五段三首對他言之人歌、一、六段七首於人前可心得歌、一、七段五首少々ねらひを窺歌、一、八段十五首繰矢に用歌、一、九段十一首差矢に用歌、一、十段十九首用方に肝要之歌、右八十五首を收む。一、かをいろのこゝろも弓にへたてなくやしなひ立てし事ぞうれしき等の外、八十四首の歌を擧げて註を施したもの。奥書は次の通りである。「右之書物者雖爲秘事數年之御稽古不淺依深御懇望書物不殘令傳授畢彌無弓斷可有御修行者也 日置彌左衛門範次、安松左近之丞良茂、安松新次郎良清、弓削彌六郎勝次、弓削甚左衛門繁次、石堂竹林如

ヘキリユイイガタハゴジヨノマキ 日置流印西派五常之卷 手寫一軸 日置流印西派の射術を五常の秘傳仁義之卷とし、即ち、「弓者仁也、我者義也、押手者禮也、勝手者智也、矢者信也」に分けて敘へ述べたもの。その序文に「夫弓は神代

より始りて天下を平かにし國家を治るの具也、管て遊藝の物に非ず、爰に日置彈正忠政次は射術の達人、正を以て第一儀とす、是則君子の弓也、我年頃射を學ぶといへども久しく意に徴したる事少し、然るに此頃仁義禮智信の五常を以て弓を教ふる事を發明す、故に先其意を記して以て高弟に與といふ可秘ノ、弓の術は此にとまらる者也 寛延四年四月廿七日通年自序」とある。猶奥書は次の通りである。「夫先弓を射むと欲せば能此五常を悟るべし、此五常を一を違ふ時は射に非ずして則いやしき下人の射なり、嘗て我意の射にあらざれば、よく此五常を曉る時は弓斗の義に非ず推及て是を見て此五常を慎む時は修り、及天下國家といふ共能治如此大なる事なれば元來一言にてもなすべきにあらず、此書を讀て人の射を見てをかしくも且うたてかるべし可秘ノ、度る他見不可有者也。

小野寺古助 通年
鴻川市藏 淳利
吉田甚藏 久利
吉田甚藏 利 和花押印

天保二卯辛年六月
藤郷親浦殿江 (生弓齋文庫本 第一千一百四十八號)

ヘキリユーウタノマキ 日置流歌之卷
手寫一軸 日置流の歌「弓になり弓にならぬは稽古者のをしへ大事にこゝろつく人」等十五首を収む。奥書は次の通りである。「右者當流雖爲祕事不淺依御出精及御相傳候必他見有之間舖者也。弘化三丙午歲七月十一日 安富小膳元章圖 佐藤豐之丞殿」(生久齋文庫本 第壹千壹百四十一號)

ヘキリユーキユージツタイ 日置流弓術大意 刊本 弓道本儀と合本出版さる。水明堂主人中島政教杜撰 明治四十五年春序文あり、假綴小冊子でその十一頁より二十二頁を占め、姿勢、舉動、小的前射禮概要等を記してある。(生弓齋文庫本 第七十三帙 第八百八號)

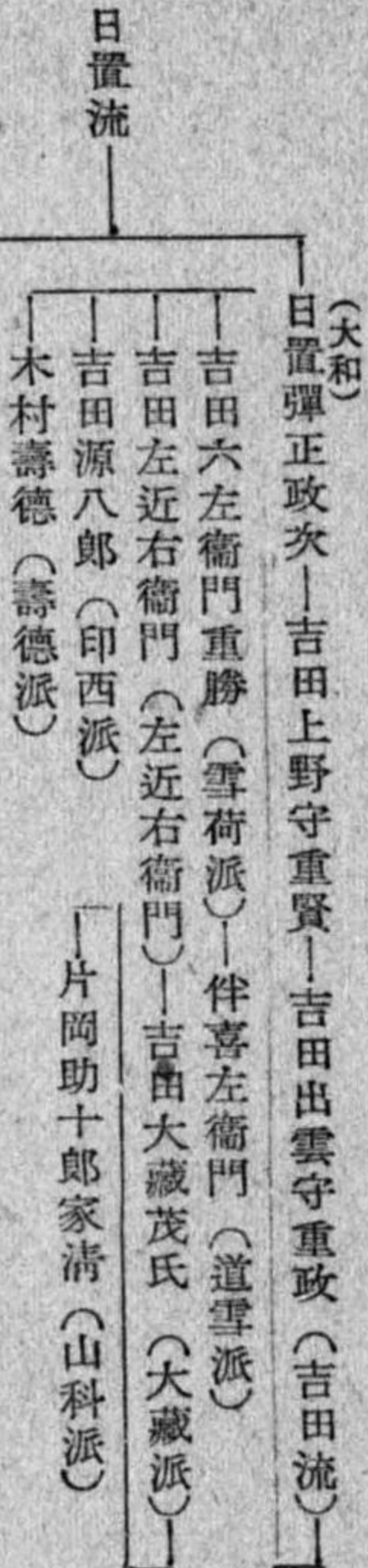
ヘキリユーキユージツツメモクロ 日置流弓術 詰目録 寫本一冊 半紙版 七枚 日置流弓之詰目録とあつて、馬上弓射様之事等四十三ヶ條を記したるもの奥書は次の通りである。「右條々日置

流極意不殘池田兵助ニ令傳授畢然所ニ亦我等工夫以丹練不被入事指退目録ヲ詰一々講釋蜜不殘其方江令相傳者也此外他流ニ者長山岡祐齋公藤喜左衛門ニ茂極意相尋又當流出雲弟子鯉江岸之助にも雖極候非分明間兵助ニ極意究者也仍而如件。寛永二乙丑年八月吉辰 能勢攝津守 能勢市十郎殿
右者日置彈正より吉田出雲池田兵助攝津書取傳授の畢然所我等江不殘攝津守より傳授相齋今度其方江攝津守傳受之通不殘相傳者也。延寶六年戊午四月吉辰 能勢市十郎 能勢助右衛門殿
右詰目録頼永傳授之通其方江不殘相傳者也 享保十一丙午年九月吉辰 能勢俊豊俗名、初、助右衛門 能勢助十郎殿 後、八兵衛 能勢助十郎殿
右詰目録頼忠傳授之通今度不殘相傳者也 明和二乙酉年十一月吉辰 能勢助十郎 坂部主税殿
右詰目録頼壽先生御傳授之通任御遺言我等方ヨリ今度九庚子年九月吉辰 坂部十郎左衛門主税 行川兵十郎殿
右詰目録廣吉傳授之通今度不殘令相傳者也 寛政四壬子年七月吉辰 竹川兵十郎 金

ヘキリユーキユージョハチカジヨ 日置流九十八ヶ條 日置流の弓書。日置流に關する目録九十八ヶ條を記したるもの。その中約七十條は離に就て述べてある。

ヘキリユーキユージョ 日置流弓書 寫本一冊 美濃版 十五枚 日置流弓の歌抄とあつて、「弓は射と唯のほとは抄はあらしならぬことを我とおぼゆる」等五

十首の歌を収め、註が施されてある。(生弓齋文庫本 第壹百六帙 第一千九十一號)
ヘキリユーキユージョ 日置流の弓書。日置流弓法由來の書。日置流の弓書。弓法に就いて記したるもの。
ヘキリユーキユージョ 日置流の弓書。日置流口傳師説之留書。日置流の弓書。ヘキリユーキユージョ 日置流系圖



日置流 (大和) 日置彈正政次—吉田上野守重賢—吉田出雲守重政 (吉田流)
(伊賀) 日置彌左衛門範次—安松左近—安松新次郎 (安松派)
弓削彌六郎 (弓削派) — 弓削繁次 — 石堂竹林 (竹林派)

ヘキリユーシチド 日置流七道 寫本一冊 美濃版 十枚 序文、足踏之事、朋造之事、弓構之事、會之事、手裏之事、打起之事、引取之事等を収む。(生弓齋文庫本 第十一帙 第百八號)
ヘキリユーシチハ 日置流七派 日

置流の七派とは次の諸派を云ふ。即ち助左衛門派 吉田豐綱 吉田道實より傳ふ。印西派 吉田印西 助左衛門豐綱の養子。雪荷派 吉田雪荷 吉田(一鳴)の四男。大藏派 吉田大藏 吉田左近衛門の三男。道雪派 伴喜左衛門 吉田雪荷の門。壽徳派

森甚四郎殿

右詰目録明忠傳授之通今度不殘令相傳者也 文化八年未年六月吉辰 金森甚四郎 堀勝五郎殿
右詰目録可允傳授之通今度不殘令相傳者也 堀勝五郎 本多門兵衛 (生弓齋文庫本 第七十八帙 第八百五十三號)

ヘキリユーキユージツツビジンサノマキ 日置流弓術 美人草卷 手寫一軸、巻頭に「夫當流之射者從日置彈正政次江州吉田出雲守道實傳正統也、因卷之射形骨法之理記剛弱之心專用也、此祕歌者術理之二示自前賢學之爲至也、其教様々分登麓之道多者寄道以教置也、何道工夫鍛鍊可極者也」とあり、美人舞祕歌として、「武士のしらでかなはぬ弓のみち弓馬二つも左右とぞきく」等三十首を収め、猶各歌に註書を加ふ。終左記の奥書がある。「右此三十首者當流之祕歌口傳等不可勝計能々修學而自師賢學之位可至者也狹於他見在之者蒙神罰永武名可失者也仍如件 安政六日未年五月吉日 黒川左京正則花押 石野建之助殿」(生弓齋文庫本 第壹千壹百貳拾九號)

木村壽徳 吉田 (露滴) の門、猪狩氏。竹林派 竹林如成 日置彌左衛門の五世弓削より傳ふ。
ヘキリユーシチイヒキ 日置流師弟祕記 寫本一冊 美濃版 五十枚 日置流射形の書四卷を収め、その第一卷、八十二ヶ條は射形を、第二卷に十六ヶ條、第三卷に歌智射八十五首、第四卷に真儀之目録三十九條等を収めてある。(生弓齋文庫本 第十一帙 第百十五號)
ヘキリユーシチイヒキチユージョ 日置流師弟祕記註書 寫本貳冊 美濃版 天・九十八枚 地、九十枚 日置流射形の書。四卷に註を加へたもの。奥書に「當流之射形數年之御修行依不淺家傳之書物雖爲祕事不殘令傳授畢彌無御油斷一流之思恥辱隨分御工夫專用候仍ア印加如レ件
日置彌左衛門尉範次 應永二十五年己亥歲 安松 左近之丞良茂 三月五日 安松新次郎良清 永正二乙己歲 正月二十日 弓削彌六郎勝次 弓削甚左衛門尉繁次

天文二十辛亥歲
八月二十六日

石堂竹林如成
石堂竹林貞次
石堂林左衛門尉貞直
石堂林太夫貞知
鹽川三郎右衛門尉氏治」とあり、

又、裏書には次の通りある。「日置流射形の書都合五卷有と云とも、今覺書を誌ハ四卷也残り一卷も雖受不レ註此一巻の註ハ石堂竹林如成註を書記し置る、故不レ及レ註也世に有所は右の四巻の書也卷は世に不傳也四巻の覺書の記と云とも口傳の有所少々書記す又記さる、所も有是を歌はさるは先師の所禁右口訣を以不レ傳也又筆紙にも述かたき所多し放射禮四巻の註書の二冊に書記し上下有伴兄弟旁に與ふ者也。」とある。(生弓齋文庫本 第十一帙 第百十三號 百十四號)
ヘキリユーシヤテキノシヨ 日置流射の書 寫本一冊 半紙版廿七枚、日置流の弓書。「高忠聞書別記」よりの引用が多。的之次第 矢代之振やうの事 的射事 矢代勝負付に次第之事 獨弓のたいはひの事 弓掛の次第 弓置勝負言葉之事 あい箭の事 弓のしつ之事 的射上之次第 盃之次第の事等の項目を收む。奥書に「右此一冊者雖用當家末克記置予採繼古人之法式而楮上墨之吹季攬旬鍊作此書依御懇望口傳等無殘令傳授に蓋不顧外口歎且非其仁可被禁洩漏矣 寛永十五年十一月吉日 吉田久米助重信 吉田如玄老」とある。
ヘキリユーシヤホーテイヨ 日置流射法提要 「武用辨略」等から再録したるもの。鐵の部羽の部等に分れてゐる。
ヘキリユーシヨメンシヤギシナンカ 日置流初免射義指南歌 「射義指南歌」の條参照。

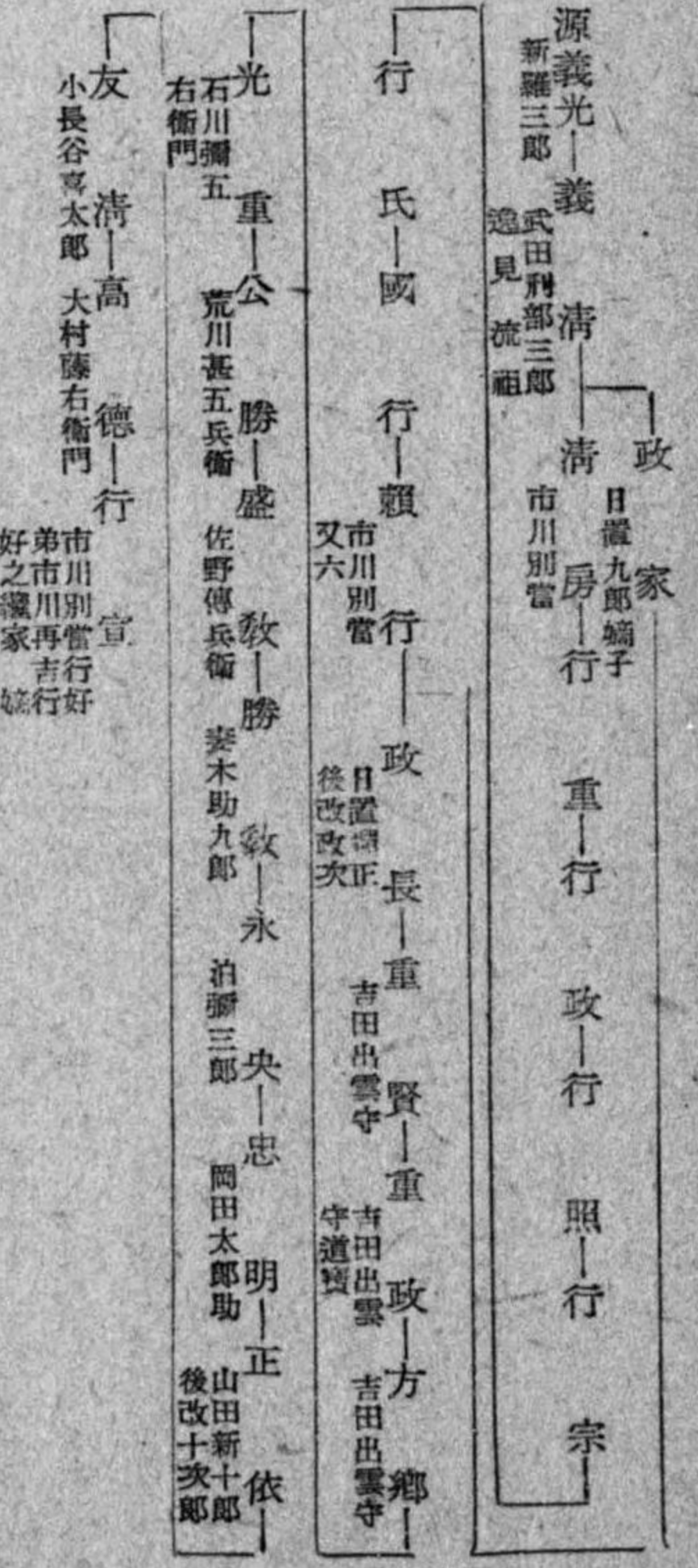
ヘキリユーシヤガク 日置流射學
上、下二卷 全條九十八條で足踏について七種を擧げる。日置傳來の項目に後人が多少の増補を爲したもので、日置彈正政次が何人に傳へて、又何人の手より傳へたものであるか、その系統は明らかでない。上巻は第一、足踏の事より第五十、一間中墨といふ事に至る五十條、下巻は第五十一、座敷のかねといふ事より第九十八、惣て中道といふ事に終る。刊行本として、大正七年刊 根矢鹿兒校訂 大日本弓道會發行のものがある。

ヘキリユーシヤギシヨガクシキ 日置流射儀初學式 寫本一冊 美濃版十枚 終りに誓約狀及び學則等あつて、「右此一巻者當流射形之曲尺含自足踏初中終示竝修行之矩誓約門入捷之條目其外稽古公掛之箇條記導爲努々無諒略數篇熟讀味之勵志日々整備曲弓箭箭之道不忘可相嗜者也。右者此度 嘉永四年辛未十一月二十六日 正邦様御相傳奉申上候者也 日置流前吉田六左衛門尉重勝入道雪荷二代門 加須屋左近武成、湯川彦右衛門直次、湯川勝野右衛門

直重、湯川彦右衛門直久、竹林要介吉信、竹林專治吉榮、竹林要介吉利花押印」とある。(生弓齋文庫本 第二十二帙 第二四十五號)
ヘキリユーシヤジュツヨホーノマキ 日置流射術用方巻 手寫一軸
日置流射術に關した用方、一、諸用弦形之事に初まり、「一、拔矢之事」に終る四十九條を收む。奥書は次の通りである。「右四拾九條用方之卷別而雖爲祕事數年之御稽古不淺御懇望深令傳授畢聊他見他言有間敷者也」石堂竹林如成、石堂竹林貞次、石堂林左衛門貞直、石堂林太夫如真、石堂林太夫貞親、石堂林太夫貞演、石堂林太郎意如、石堂林太夫貞並、大島勘兵衛園花押 享和二年八月十五日 加藤福太郎殿 參(生弓齋文庫本 第壹千壹百三十六號)

ヘキリユーシヤテキノシヨ 日置流射的書 寫本一冊 弓書 春の内 美濃版二十一枚。「南山ノ事、矢代振様之事、的射次第事、置的之事、射モギノの事、立ワケノの事、弓指南之事、遠矢之大事 指矢三十三間堂射様之事、弓之心持事、以流正統傳系

流正統傳系



ヘキリユーセツカハカンジンマトノシヨ 日置流雪荷派勸進的之書 寫本一冊 美濃版廿枚。京的之次第、組矢代之事、八幡ほこしの事。弓置兵庫射の次第、鳥目の數音依之知事等の項目を收める。(生弓齋文庫 第二十三帙 第二百六十號)
ヘキリユーセツカハキユーレイヒカノマキ 日置流雪荷派弓禮祕歌之卷 寫本一冊 半紙版紙十一枚 「一張の弓八ちやうに分るなりやく儀は氣てん本を形とれ」等七十首と外に十二首の計八十

二首を收む。奥附は次の通りである。「右此祕歌之卷雖爲家傳之祕書依數年御執心令相傳畢心廉相他見他言有之間敷者也」森刑部往直 河野市左衛門通信 立岩隨應孝始 室田金左衛門政良 室田主稅政映 中條平助惟長花押 寛政十年正月吉日 山高重次郎殿」第七百八十八號本は同本にて半紙版、表紙共十一枚裏書に「此一冊或人子に見へきよしに而與之僕他流之書といへども亦自然之淺深にも見合へきもの哉と筆染置 己未七月下五日 本多利實書印」とあり

る。(生弓齋文庫本 第七十帙第七百八十七八號)

ヘキリユーチクリンハ 日置流竹林派 弓術流流の一。伊賀の日置流の一派、石塔竹林坊如成の創始にかゝる。後、正統、紀州、尾州等に分れる。

ヘキリユーチクリンハキユージユツ ショ 日置流竹林派弓術書 (一) 刊本

一冊明治四十一年四月刊、東京帝國大學運動會弓術部編、本多利實註解、同本三百冊 菊版 四百卅頁 本多利實翁七道コロタイブ版七葉入、氣象合活力感通表一枚を附す。日置流竹林派の弓術書の中で、本多利實翁家傳の祕書中、最も信憑出来るものを十六卷を擇び上梓したもの。即ち竹林派の「自他射學師弟問答、射學短語、射學小目錄傳書、(附、射法新書) 本書、目安の卷、尾州竹林派中學集、射學目錄、射知要法、射法輯要、射學聚方集、竹林派祕書指矢前日月星卷」の十一書と、日置流正統の、「日置流美人草、真學集、中學集、大乘卷、備忘集」の五書を收め、附録には、日置流正統及竹林派射術傳系を收む。(二) 刊行一

塔彌藏貞次から、正統、紀州、尾州の三竹林派に分れた各派の系傳を記す。

ヘキリユーチユーガクシユ 日置流中學集 寫本一冊 半紙版 十枚 日置流正統の弓書。巻頭に「三體は父母より譲る剛なりといへども我力にあらず、弱なりとろへども我恥にあらず、剛弱を論ぜず、修學水鏡の如くせよ。譬へば、水を流し鐵刀しのぎを削る、此心を知て剛は剛、弱は弱と己れ己れが、分々に骨力を宗とし暗量を重じ、師の恩教を信じて剛を猜まらず、弱を護せず、正直を神とし、法度に任せて心底に治する者には相傳すべし、深眠の弟子なりとも道に愚なる輩、異法に驚き心深なくは不可傳、仍而起請如件。日置一通射

秘記 七道吾加 口傳 とある。一足踏目 中用 一胴造目 中用 一弓構目 中用 一打起目 中用 一引取目 中用 一會 口傳 一離 一手裏口傳 一剛弱の事 一弦收り一大事也 一拍子打起し 一聲の位 一息相の拍子 一目中の位 一遠矢の位 一骨相筋道の事 一初中終の定 一弓の威矢の積りと云事 一掛合詰の事 一紅葉重 一生

住巳滅 一十二字五位の事 一野臥の二義の事 一矢束の事 一絹綾綿三段の事 一五部の詰の事 一紫部の離の事等の項目に就て記さる。奥付には次の通り記載せられてある。「右此書從日置彈正江州吉田出雲守入道寶傳正統也然貴殿當流之射執心深年來之修學其志深切然射術得妙依祕書傳之者也紙面雖記日傳等不可勝計去者口傳以當に之深教猥他見於有之者蒙神罰永武名可失者也仍中學集如件」とある。用紙は罫紙、西久保八幡神社の文字入、本多利實翁自筆本。「日置流竹林流弓術書」所收。(生弓齋文庫本第五十六帙 第六百卅六號)

ヘキリユーデンショ 日置流傳書 寫本一冊 日置流出雲派の弓書。

ヘキリユートシヨノマキ 日置流頭書之卷 寫本一冊 横小本 四枚。日置流の弓書。「一、箭頃の事」等四拾ヶ條の目錄を記す。奥書に、「引ぬ弓放さぬ矢にて射る時はあたらすしかもはつれさりける 弘化四丁未年二月數見平四郎 黒川雜山昌教花押 悴田三郎兵衛殿」とある。(生弓齋文庫本 第八十三帙 第九百一號)

ヘキリ

ヘキリユードーセツハマトノシヨ 日置流道雪派の之書 寫本一帖 折本 御前の之次第十一條、大和箭代之事 十七條、奉射的之書十三條を收む。奥書に「右此一巻者當流之雖爲祕事年來依御熱心令相傳畢努々他見他言有之間敷者也。伴喜左衛門入道々雪一安在判 伴喜左衛門尉一秀在判 伴喜左衛門尉一政在判 鈴木十郎左衛門尉重時在判 鈴木朝右衛門尉重勝在判 石井友之進利豐在判 石井友之進豐高在判 石井友之進利國在判 田中源太兵衛尉常重在判 池宮市太郎在判花押 高柳安左衛門殿」とある。(生弓齋文庫本 第五十九帙 第六百六十號)

ヘキリユートヤイカタノシヨ 日置流遠矢射方之書 寫本一冊 美濃版 廿六枚 「一、遠矢射足踏之事」外五十九條を收め、奥書は次の通りである。「右六拾ヶ條日置流遠矢射方之書家傳之雖乃祕書數年依御執心之趣令相傳畢愈相他見言有間敷者也。森刑部直義 森刑部德直 森刑部直平」(生弓齋文庫本 第廿二帙 第二百四十八號)

ヘキリ

ヘキリユートヤノシヨ 日置流遠矢之書 寫本一冊 美濃版 本文四枚。 「一、抑々り矢軍用の第一也」外卅二條を收め、遠矢に關する弓、矢の寸法が三枚を占め、射法については僅か數條に過ぎない。奥書に「安永四乙未年十二月 柴田又十郎源孝倫花押 古川吉之助殿」とある。(生弓齋文庫本 第十九帙 第二百八號)

ヘキリユートモノ 日置流外之物 第一、二、六 寫本一冊 美濃版 五十三枚 第一、本文二十二枚、第二、本文七枚、第六、本文廿一枚。第一の冒頭に「夫歩射之式體兩家相傳之射禮集委雖有之當代略儀多故陰其詞野懸之小的可用裡拔ヶ條一卷作人初心成時者道之始終細知事難成者歎然者則愚紙之野以若傍着爲可令知大體也」とあり、射學外之物第一には「一、棚築様之事、一、小的金的、さいはい、矢車之事、的場へ出る次第の事、的弓の事、的矢矢代の事、足踏繪圖のこと、弓の取扱、矢取の事、小串之的の事」第二には「一、貴人に弓と矢參らする事、外十條弓の名所、矢の名所、空穂、弓小手、行膝、名所繪圖」第六

「弓矢の取扱圖示、空穩の取扱、挾物射様圖示」等である。(生弓齋文庫本 第十二帙 第百廿號)

ヘキリユーノシチドー 日置流の七道、七道は日置流の綱領で「周易」によつて名付けられたもの、この七道は日置流に始まるもので鎌倉時代まではこの語がない。日置の傳書に七道の意義を次の様に説明してゐる。「一は神也、數の始め也、萬物復る。七は化の類也、易卦を以て月に配する時、則ち五月より初めて陽消えて「姤」を爲す、十一月に至りて陽生じて「復」を爲す、而して姤より復に至る凡そ七月也、物極まれば必ず返る、理の自然也、故に七の數を以て射術の法と爲す也、蓋し射術に察するに、行ふに當つて道自然に七つあり、而して七毎に法あり、而して作す所異ると雖も、應ずる所の理は一にして亦た異ならず、理を呼ぶに一と謂ふ、業に對して七と謂ふ、是れ則ち當流の綱領也」とその七道の順序は一、足踏。二、弓構。三、筒造。四、引取。五、打起。六、會。七、離であつたが、竹林坊如成より現在の様な、的場

を主とする。一、足踏。二、胴造。三、弓構。四、打起。五、引取。六、會。七、離の様に變つたのである。

ヘキリユーバンドーセツハキユージンキヤギヒヤクシユ 日置流伴道雪派弓信記射義百首 合卷一册 半紙版 弓信記六枚。射義百首十三枚を収む。弓信記は、弓射するもの、心構を記したもので、神心を正しく、信心をみがくべきであることを述べる。奥書に「伴道雪入道 伴喜左衛門尉 大橋長藏 服部安兵衛尉 服部九郎兵衛尉 高山市太夫 渡邊猶塊 文化八年仲夏十五寫之」とある。「射儀百首」は「射儀指南之歌」とあり。その奥附に「右一百十二首爲愚息等教訓令愚吟與之訖爾來卷而懷之耳呵咄呵咄。永祿二庚申孟春上澁日 廣典在判 慶長十八癸巳年五月十五日 伴道雪在判 元祿六癸酉年八月九日、高山市太夫在判 寶曆五亥年正月 渡邊猶塊在判 文化八年五月初日寫之」とある。(生弓齋文庫本 第六十七帙 第七百五十二號)

日置流養目鳴弦傳書 寫本一册 半紙版 六枚「寶曆第九己卯歲蒲月 龍潭再寫之」の裏書があり。書名は日置流養目之卷とあり、夜養目之事十一條。棟越之養目之事一條、産所之養目之事二十一條を収め、奥書に「右養目の分不殘相寫進之候者也。弘治貳年三月吉辰 日置彈正在判 小瀬入道 田上刑部」とある。(生弓齋文庫本 第十五帙 第百五十八號)

ヘキリユーヒシヨヒヤクシチカジヨ 日置流秘書百七箇條 一日置流の骨子となるべきもの壹百七箇條の目録。まづ「一、足踏弓かまへの事」より、「一、五體の強みの事」に終る。「弓術捷徑」所收。ヘキリユービジンソー 日置流美人草 寫本一册 美濃版 十五枚。頭書に「夫當流之射者從日置彈正政次江州吉田出雲守道實正統也因之卷射形骨法之理記剛弱之專用也此秘歌者術理之示自師賢學之位爲至也其教様々分登麓之道以教置也」とあつて、本文には弓歌「武士のしらでかなわぬ弓の道弓馬二つは左右とぞきく」……等を収めてある。又奥書に「右此三十首者當

流之秘歌口傳等不可計能々修學而自師賢學之位可至者也者蒙神罰永武名可失者也仍如件 寛政丙辰年十月十日 大村藤右衛門高徳花押 齋藤忠三殿 此一卷高徳先生より傳授之秘書之貴殿射術執心深仍厚情心之志令奥書者也。文政十一年二月十日 柘植清左衛門尉平盈孝花押 齋藤政太郎殿」とある。(生弓齋文庫本第十一帙 第百九號)

そのまゝを寫し置り。嘉永二年己丙四月十八日 政行識」とある。(第十一帙 第百十號)

修學其志爲深功射術被得妙依而秘書傳之畢猥他見於左之者蒙神罰永武名可失者也依備忘集如件」とある。「日置流竹林派弓術書」所收。(生弓齋文庫本第五十六帙 第六百三十七號)

ヘキリユーニミウマレツキゼンアク
 イテオシエノジヨ 日置流弓生付善
 照射手教の條々 寫本一冊 半紙版 四
 十六枚。日置流身なりかひななり生れつき
 の射手に教の條々二十二枚は「一、足踏の
 事」等六十五ヶ條を収む。奥書には、伴喜
 左衛門入道道雪一安在判 伴喜左衛門尉一
 秀在判 寛永拾九年孟夏十五日 伴喜左衛
 門尉一政在判 寛文七丁未 歳五月十五日
 鈴木十郎左衛門入道清重時在判 元祿九
 丙子 歳二月七日 神先政右衛門尉重清在判
 元祿十六 癸未 歳十一月五日 内藤勘右衛
 門尉重康」とある。又、日置流弓生照射手
 直様の條々二十三枚は、一册に五つと云事
 等、五十二ヶ條を収む。奥書には「右射藝
 之秘術日置之一流の々之家傳數代及然而吉
 田古出雲守彼家譜ヲ始而受得ありしより以
 來三代孫六左衛門入道道雪荷老人法水丹後國
 下國有而長岡玄旨法印様留有て加佐郡田邊
 江におゐて終焉勢らる喜左衛門一安其門弟
 之人並にかり數年を送ル過天正十六年七月
 二十七日老人當流一部百拾七ヶ條無遺漏一
 安に傳受之朱印可證狀ニ目錄ヲ相添其證人

として彼息六歳是を取つはり其一部といへ
 ば數代以此目錄口決を相續のみや彼小笠原
 貞元之上覽に備られし射禮日記之序にも上
 古以來面授口決して具不能記是深道之聊爾
 をいましむるに依也雖然粗一卷之爲撰見是
 マ見た武士之習不意之横死今日者存とても
 難明日期世々當道を唱失はんも可遺恨成と
 愚味をかへりみす一安門弟のために彼目錄
 百十七ヶ條之下致往脚者也。慶長貳年彌生
 吉日 伴喜左衛門入道道雪一安在判 伴喜
 左衛門尉一秀在判 伴喜左衛門尉一政在判
 日置流弓之口傳條々書付候前々聞置候通
 一々無相違候依仁體相傳可然候萬事無卒
 爾様可覺語事肝要也仍如件。寛文七丁未 年
 五月十五日鈴木朝右衛門尉重勝在判 元祿
 十六 癸未 年十一月十二日 神先政右衛門尉
 重清在判 内藤勘右衛門尉 當流暇名目錄
 者射家相承證明之書猶王家傳國之器故雖愛
 子親弟子非盡射術之蘊奧者則不能荷授與之
 也或雖得其器悉令騰寫我本隨而印證之耳然
 今子器中器而得我隨者也故直以弔手騰寫所
 得先生印證之本授與之爲證明子夫忽之也。
 寶永六己丑 歳十二月十五日 内藤勘右衛門

尉在判 大森早太殿」とある。(生弓齋文庫
 本 第七十八帙第八百四十二號)
 ヘキリユーニミウマレツキゼンアク
 弓口傳書 寫本一冊 美濃版 九枚。「一、
 陰陽といふ事」外四十七ヶ條を収め、弓矢、
 靱、射法、火矢藥の事、口火矢の事、火矢
 包様の事等を記す。奥書は次の通りであ
 る。「夫弓者天地表也、天氣下而地氣也、
 地氣上而天氣也、十人指所、十目見所。大
 橋長藏正綱在判 服部安兵衛尉保頼在判
 在判 渡中橋境長綱在判 大村半七郎貢詔
 花押 木村次郎太郎種方花押 文化七年
 九月二日 太田豊之丞殿」(生弓齋文庫本
 第二十帙 第二百十八號)
 ヘキリユーニミウマレツキゼンアク
 日置流弓古目錄註書 日置流の射
 術目錄に註釋を加へたもの。
 ヘキリユーニミウマレツキゼンアク
 日置流弓指南之書 寫本一冊 美濃版 九枚
 一、的卷射様の事外七十二條、弓指南之
 書二十四條、遠矢の大祕事六條、指矢三十
 三間の射様の事三十九條、弓の心持の事四

條等を収む。(生弓齋文庫本 第十二帙第
 百十六號)

ヘキリユーニミウマレツキゼンアク
 日置流弓註書 日置流の弓書。日置流の射術に
 就いて註釋を加へたもの。

ヘキリユーニミウマレツキゼンアク
 日置流弓頭書之事 (一)寫本一冊 横本
 表紙共 七十枚。日置流射術に關し「一、
 足踏と言事、弓構と言事」等より、始まつ
 て、「一、弓引射手と言事」に終る六十五
 箇條を収む。各條の終りに口傳曰云々と註
 が施こされてある。(生弓齋文庫 第六十
 五帙 第七百廿九號)(二)手寫一軸「生弓
 齋文庫本 第壹千壹百卅三號」は同じく

「一、足踏といふ事」等六十五ヶ條の目錄
 を収め、次の様な奥書がある。「伴喜左衛
 門入道道雪一安在判 伴喜左衛門尉一秀在
 判 寛永十九年孟夏十五日 伴喜左衛門尉
 一致在判 寛文七丁未 歳五月十五日 鈴木
 十郎左衛門入道清重時在判元祿九丙子 歳
 二月七日 神先政右衛門尉重清在判 享保
 三戊戌 歳九月十一日 内藤勘右衛門尉重康
 在判 安富景山元輝在判 安富勇山元親在

判 安富軍八元周在判 嘉永元申年十二月
 六日 安富小膳元章團 佐藤望之丞殿」

ヘキリユーニミウマレツキゼンアク
 日置流弓之條々 手寫一軸 一、大體時宜
 次第の事等六十四ヶ條の目錄及び弓歌「梓
 弓いさむる袖のけしきかなまた踏あしも神
 垣の門」等九首を収む。奥書に「此一巻者
 當流元祖日置彈正忠今至豐功世々傳來射法
 之全書也且近代以矢數之式法加添一軸中并
 口開等今傳授畢雖然二六時中思之苦志鑽研
 而不至其蘊奧不能成由基射藝之功矣造次於
 此顛沛於此而一旦轉然其妙處如夢寤醉而醒
 只在工夫熟歲已而後以所導教人者如斯。文
 政十三庚寅 年九月十九日 吉田助右衛門尉
 豐功花押 細井如輝殿」此一軸貴大人固
 執心及傳授く處今亦貴殿にも執心に候然而
 傳授之者也依而如件。天保三壬辰 年十一月
 十三日 吉田若水 豐功花押 細井雄五郎
 殿」(生弓齋文庫本 第壹千壹百二十
 四號)

ヘキリユーニミウマレツキゼンアク
 日置流弓秘
 書 寫本一冊 半紙版 本文六十四枚。
 足踏といふ事外百八十四箇條に亘つて日置

流の射術に關する事を収む。(生弓齋文庫
 第六十五帙 第七百廿八號)

ヘキリユーニミウマレツキゼンアク
 日置流弓
 目錄 寫本一冊 美濃版 十六枚 日置
 流の射術目錄の中、足踏弓かまへの事より
 身のかねの事に至る卅ヶ條を抜書し、講釋
 覺書を加へたもの。奥書に「當流は射術を
 宗とし、平日稽古の業によつて、先師の傳
 法を教へ導き、深意を鍛錬會せしむるを要
 とし、書傳を先とする事なり。既に其術成
 就し、許印可の時に至て、一流相傳の證據
 として目錄の書卷を相傳ふる也、然るに近
 世許以前の人に目錄を傳へ、其意味を述へ
 聞する事、末流の風俗となれば、其故を察
 するに、平日指南の序におゐて、相傳の趣
 を直に業の上にのみさつくれは、先師の深
 意といへとも、かりそめの事のやうに覺
 て、人々の信仰の心淺し、先師の書を以
 聞せる時ハ、信仰の心深きによつて書を以
 述聞する風となり來るなるへし、古來の教
 へハ、其射手ニてほと／＼に隨ひ、平日稽
 古の時、先師相傳の深意を教ゆるのミ也、
 書によつて述るにあらざるゆへ、目錄ヶ條

次第前後を撰ます記して、相傳相濟證據のため目錄の書を授る也、今其目錄を以初學の人に授け教ゆれば次第階級無く近きを捨て遠きを思ふの害あり、却而射術成就しかたし、又其射手ニテの程にて隨ひ、教へき時至て教ゆる事本也けれハ、習練すへき道の據を知らず、依て先師相傳の目錄の内射術の大本先んし、勤守へきの三十ヶ條假に抜書して相傳ふ、此條數鍛鍊の上、猶追々可令傳授者也 天文四己年五月十五日 正職」とある。

ヘキリユーヨシダケチクリンケネン

スリノワケゴト 日置流吉田家竹林家年數之分ケ事 寫本一冊 美濃版四十九枚。時寶永三丙戌 孟夏廣瀨親門自序。本文には「日置流吉田家竹林家年數之分ケ事。吉田家射術之元祖日置氏出生之事。吉田家竹林家末弟少ヲ伸事。弓師之修行身ヲ染ル者三人之事。吉田家豎一横一大切三分一身一盃ト云事。問テ諸流ノ足踏ト竹林派足踏ト損徳之事。竹林派離ヲ目中ニ用ルト云仔細ノ事。吉田ノ美人相ノ事。吉田ノ身一盃ト竹林家八方詰ノ事。竹林ノ重延并十重ノ事。

竹林家殘身ト吉田家ノ引様ニ沈ム損徳ヲ理ル實否之事。延ハ吉田モ竹林家同沙汰有事吉田ノ腰詰ト云事。竹林家射形臂三品事ノ口傳ノ事。竹林家離ヲ弓ニ知セメト云修學ノ事。吉田臂詰ト竹林ノ三品ノ理ヲ比ル是非之事。他流持ト云ヲ竹林家ニ抱ト云口傳之事。吉田朝嵐之事。吉田紅葉重ト云事。竹林家ノ紅葉重之事。吉田五分ノ詰四寸之離ト云事。吉田ニ眞言離一事。吉田ニツノミト云事。吉田ノ強矢妻ト云事。吉田家ニ強弱之事。弓之張強ノ事。弦ニ強弱ヲ知事。弦之納之事。繰矢ニ強弱吟味一事。繰矢に長短是非ノ事。繰矢高下ノ風之事。追加矢數ニ用ル張強是非之事。射形眞行草ヲ理ル事。朝嵐紅葉重并傳之事。」等を收む。

（生弓齋文庫本 第八帙 第八十號）
ヘキリユーヨシダセツカハキユーホ
ーテンジユノモクロク 日置流吉田雪荷派弓法傳授目錄 五十三ヶ條 寫本一冊 半紙版 六枚。雪荷派の卷藁之次第より射術秘法眞儀卷全に至る五十三條の目錄を記したもの。表紙背に遠州敷智郡宇布見村金山祝の加茂日向守橋直博所持と記し、

藏書印がある。尙奥書には「安政四丁巳年卯月廿五日 弓名加茂舍人橋直博」と署名がある。（生弓齋文庫本 第六十五帙 第七百卅三號）

ヘキリユーリガクシユ

日置流裏集 寫本一冊 日置流正統の弓書。日置三大弓書の一。半紙版 十六枚 卷頭に「禮記義曰射者進退周還必中禮内志正外體直然後特弓矢審固然後可以中言故心平體持弓矢審固則射中」とあつて本文には、「世間に弓道稽古の人奇妙を受し習教すと雖法度を立て傳授する人稀なり先世の中に多くは射て手前の花形かなわす手前の花形を射んとすれば的中することあたはずと見へたり當流には初めての足踏より初めて目中より習學し終て紅葉重に至るまで中りを捨る事なし修行して自師賢學の位に至る間射るとも生物を射るとも其外目中に至る迄も中りも花形も崩る事なく相調ふものなり、弓の魂と云は中り也不中は鐵壁を十重貫くことも用いたす遠く射道りても無用なり弓の本地と云は中りて矢早なるを本とす當世は華形遊興の意のみ稽古して本の

書

ヘソノコト 臍の事

臍の筋を正してすること。（小笠原流）
ヘタ 下手 巧くない事。端の轉で奥深くないこと。犬追物の時、犬の射様、馬の打様等の悪いのを云ふ「上手」の對。

ヘタイテノ 下手射手のくせとは知れど度々に理にも當らぬ弓はなしかな「中用秘術弓要集」所收人心十文字曲尺の歌。

ベタオシ べた押 押手、手の裏のこと。

下押のこと。手の平で押し、拳が控へ目になつてゐるもの。正しい手裏ではない

ヘダテナク へだてなく初心の射手の言葉をもあしきは捨てよ能は用ひよ 小笠原流稽古修業心得の歌。自分の射形の善悪は分りにくいもので、人目には分り安いものであるから、初心者の射手の言葉でも隔意なく、能くその言葉を聞いて味ひ、悪い言は捨てもし、善い言は用ひる様にして稽古にはげめよとの意。

ヘタノイルヤ 下手の射る矢 俚言

下手の射手はその矢先が定まらないといふこと。従つて避けやうもない譬にらふ。俚言

ヘタノマンナカジヨースノフチャ

下手の眞中上手の縁矢 諺語。下手も命中することがあり、上手もはげれること

ヘキリ ヘジ ヘソノ ヘタ ヘタイ ベタオ ヘダテ ヘタノ

眞實の儀は薄くなりしなり必ずしも法度を破て不可相傳也」と冒頭にある。目錄は日置一遍秘記として、「一、惣十文字之事。一、騷靜之事。一、邪正口傳。一、分限口傳。一、剛弱之事。一、輕重之事。一、表裏之事。一、延縮之事。一、思無邪之事」等の項目を收め、奥書には、「右此書從日置彈正江州吉田出雲守道實傳正統之爲秘書然貴殿當流之射執心深年來之修學其志爲深切然得射術妙依祕書傳之者也紙面雖記猶口傳等不可勝計者口傳以當流之深教猥他見於在之者蒙神罰永武名可失者也仍裏學集如件」とある。用紙は西久保八幡神社の文字入の罫紙で本多利實翁の自筆本である。

ヘキリユーロクジユゴカジヨ

日置流六十五箇條 日置流道雪派の弓書同派の射術等に關する目錄六十五條を記したるもの。寛永十九年、(皇紀二、三〇二)に記された。

ヘジ

矢音の一種。神頭の矢音即ち飛んでゆく羽音のみを云ふ。(弓馬聞

ヘキリ

ヘツ ベツ ベツカ ベツン ベツテ ベツビ、ヘツベ、ヘナヘ、ヘナユ

があるをいふ。

ヘツ 閉 ゆだめ。「閉」参照。

ヘツ 彌 「彌」の條参照。

ヘツ 彌 (一)弓のたぐひ。類篇「彌

弓類」(二)彌に同じ。弓もどる。集韻「彌

弓戻謂之彌、或作彌」

ヘツ 繁 くみを。くみいと。一説に

弩腰の鈎帶。説文「繁、扁緒也、一日、弩

要鈎帶」

ヘツ 秘 ゆだめ。「秘」参照。

ヘツ 警 弓のそりかへること。もど

る。そる。詩經・小雅・采芣「象弭魚服」

の鐘「弭弓反末、警者以象骨爲之」

ヘツ 綱 弦に同じ。ゆみづる。隸釋

「孫叔敖碑、去三不善如絶綱、即弦字」

ヘツ 別 射術、離の一。指矢の心に

用ひる。惣分の離、或は四分の離の一。

「別は分なり、離なり、陰陽相ひ具はり、

左右相ひ分るゝの意を以て別と名づく」と

又「別はわかるゝ離也。相わかるゝ也、押

手五分勝手に五分の味なり、是れは差矢に

用うるぞ」(竹林派本書)

ベツカンスオモノ 別卷犬追物

寫本一卷 弓馬故實書。犬追物故實諸式を

記したるもの。「弓馬彙集」所收。

ベツシヨリユキユキホーズセツ

八幡神傳 別所流弓炮圖説 寫本一折 別

所流の弓炮を圖説したもの。(生弓齋文庫

本 第三十五帙 第四百十一號)

ベツテキイン 別的因 元代、乃蠻

部人。力強く刀舞を善くし、尤も騎射に巧

みであつた。初、父職を襲ひ、副萬戸であ

つた。世祖即位の時諸處の屯田府達魯花赤

を経て大徳中累進して昭武大將軍に至る。

臺州路達魯花赤にて卒。

ベツビヨ 撤病 拂ひ開く癖。武

經射學正宗・卷下・弓肥大小宜擇第五「弓

肥不宜三大大一恐握之易緊、發矢時、常

犯三撤病、撤則矢易偏於左」

ヘツベン 驚冕 冠の名。驚衣をきて

被る冠。古へは先公の享祀、また饗射のと

きに用ひ、唐の時は二品の位の人用ひた

もの。周禮・春官・司服「享先公、饗射、

則驚冕」

ヘナヘナヤ へなへな矢 しない撓

む弱い矢。筈おせの弱い矢。

一六四二

ヘナヘナユミ へなへな弓 しない

撓む弱い弓。

ヘナユミ へな弓 へなへとした

ひ撓む弱い弓。

ベニスギ 紅杉 Live 柔杉の異名。

冬期その葉が赤色を呈することが強い。ア

リメカ弓の材となる。

ヘビユミ 蛇弓 楯弓に同じ。蛇形弓

她是蛇の俗字。「蛇形弓」の條参照。源順

の家集にへびゆみといふ歌がある。これは

蛇形弓の事であらう。蛇形弓と名づけた物

は後世の作意であるが、孟中の蛇形から好

事の人の思ひあはした事であつて、楊柳が

詩に「蛇弓白羽箭」と作つてある。源順家

集 冬「履冠の歌 へひゆみのはれるにも

あらて散花は雪か人にいる人にとへ」

ヘマキ 饜 弋射の織を巻き取る具

「弋射」の條参照。倭名抄・卷十五 (鷹

犬具)「饜、閉麻岐、弋射收織具也」

ヘミ 楯 敷手毬の異名。和名抄卷廿

「楯閉美、木腫節中爲杖也」

ヘミオンユミ 肥美御弓 楯材の丸

木御弓。東大寺獻物帳「肥美御弓 一張、

照。

ヘンシンリユ 片身流 弓道流派

の一。傳系流祖未詳。

ヘンセイヤ 邊制箭 世間向の矢。

邊制はいなかのきまり、官制に對して一般

のきまりをいふ。武經射學正宗・卷下・弓

弦長短宜擇第六「邊制箭小尺算三二尺七寸

五分」

ヘンセン 片箭 朝鮮箭の一種。筈は

木或は篠。矢長一尺九寸、掛目二匁五分筈

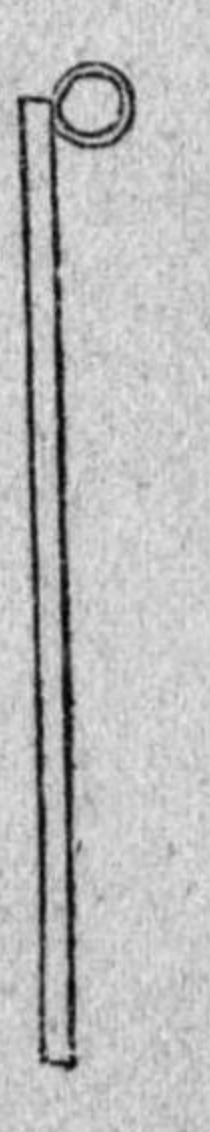
廻り一寸一分二厘羽は雉(長五寸五分)箭

管(四分五厘)管卷塗長、本矯塗五分、杏

卷一寸一分、根一寸八分。(韓弓錄)



ヘンセン 鞭箭 支那箭。雜箭の一種



一六四三

長五尺九寸 赤漆鮎皮斑 弓肥上纏筋、
萬縷袋、綠絹裏」
ヘミユミ 楯弓 楯の木で作つた弓。
節が多ので射るのに用ひにくい。へびゆ
み。倭名類聚抄卷廿(木)「楯 玉篇云楯
音盾一音調漢木腫節中爲杖也。」源順家集「へ
ミユミのなるにもあらでる花は雪か人
にける人にとへ」
ヘラヘラユミ へらへら弓 「へら
弓」に同じ。
ヘラヤ 倍羅慶 鳥の兩翼の下にある
羽。「保呂羽」の條参照。倭名抄卷十八(羽
族體)「倍羅慶、鳥乃和岐乃之多乃介乎、
爲二倍羅慶、慶謂二眞實也、言鳥披羽乃古
止掩藏之周也云々今俗謂二保呂羽一訛也」
ヘラユミ へら弓 弱弓。へらへら
弓。へらへら弓に同じ。
ヘラユミ へら弓 「へら弓」に同じ
ヘリー Peri. 弓の惣名。(ツングー
ス語)
ヘロヘロヤ へろへろ矢 脆く勢の
無く矢へら弓にて射た矢。へろへろと力な
い矢。保元物語・卷之壹 新院軍 「まして清

ヘミオ
ヘミセ
ヘミユ
ヘラハ
ヘラヤ
ヘラユ
ヘリ
ヘン
ヘンシ

盛などがへらへら何ほどの事か候べき體
の袖にて拂ひ、賊散らして捨なん」太平記
卷第廿二 大館左馬「篠塚些も不願小歌にて
閑々と落行けるを敵あますなとて追懸れば
立止て嗚呼御邊痛く近付て頸に中違すな
とあき笑て件の金棒を打振れば蜘蛛の子を
散すが如く蠟とは逃げ又村立て跡に集り鐵
を汰へて射れば某が胃にはかだげたのへら
へら矢はよも立候はじ」
ヘロヘロユミ へろへろ弓 「へら
弓」に同じ。
ヘン 片 かたよるといふ。射形十脈
の一で射形に多く發生する病癖の一。釣合
ひを缺くもの。かたつり合でゆがんだ射形
これに左に寄るものと、右に寄るものとあ
る。體形と精神と一致せぬか、或は體術の
片身に厚薄あるか、若くは規矩に於て軀幹
の四肢に伴なはぬ等、總て圓滿な符合をせ
ぬものゝ意。(本書第一卷・射知要法)
ヘン 彌 弓が反り張る。(集韻)
ヘン 巧 箭を避けるまがき。まがし。
字彙「巧、避箭短橋也、象二壘蔽之形」
ヘンシ 篇矢 矢の名。「鏃」の條參

ヘミオ
ヘミセ
ヘミユ
ヘラハ
ヘラヤ
ヘラユ
ヘリ
ヘン
ヘンシ

ヘンタン 偏袒 片肌を脱ぐこと。儀禮・郷射禮篇、注「袒、左免衣也」

ヘンバアラジ 偏頗あらじ 検見の誓言。矢沙汰の時、依怙最厚をすまいと云ふ誓言。(犬迫物類鏡)

ヘンミカンジヤ 逸見冠者 逸見義光のこと。義光の嫡男義清(義光か)は故あつて甲斐市川の庄に流され四十九歳で歿して居る、父の射を傳へて武田流を起した此の義清の長男は清光と云ひ、逸見冠者又た黒源太と稱し、是れは逸見流の祖と云はれた。次男加賀三郎遠光は小笠原流を起し又、左京兆は遠光の長男である。即ち武田逸見、小笠原の三派は父子三人によつて興つたものである。

ヘンミカンジヤキヨミツ 逸見冠者 清光 「逸見冠者」の條参照。
ヘンミカンジヤヨシキヨ 逸見冠者 義清 武田刑部三郎のこと。射術逸見流の祖と云はれる。逸見冠者は清光のことである。逸見冠者義清は嘉保二年十月故あつて流配され甲州青島西郡市川庄上野村に住居した。こゝは御島明神を以て鎮守とす

流。古流。逸見清光の創めたるもの。鹿島四郎彌宜より傳へたものといふ。後、八幡流とも云ふ。源家の武將は皆八幡流を學び弓箭を以て勇名を轟せたものが尠くなつた。就中八幡太郎義家の弟新羅三郎義光が當時其正傳を見ぬ程の射手であつたといふ。其子刑部三郎義清も亦父に劣らぬ斯道の達人であつた。義清は故あつて甲州青島西郡市川庄上野村に配流せられ、此處で射術の蘊奥を極めた。義清(或はその子の清光)が逸見冠者と號してゐたので、此を繼ぐものは逸見流を稱した。大和流傳書「貞宗湯仰他に越えて昵近也、此時始て佛語梵説弓書に加はる、爾より以後弓道梵漢の事に預り日域神傳其旨絶ゆ。武田家之れに徒類す、逸見のみ其家儀上世の遺風を失はず習傳す。」日本流弓道略系(武術流祖録)「逸見流、逸見清光は淺利與一義成が父也、射道を四郎某より傳來して代々家に名あり、世に逸見流と云ふ是れなり、中葉に及て、八幡流と云ふあり、近世絶て聞えず惜からずや」弓術要覽・卷之一「逸見流とは鹿島四郎彌宜より逸見の家へ傳ふるなり」

る。流配の後召連れた者の内、日置正政家は射弓秀技によつて、射術悉く相傳され後政家は和國に赴いた。(市川家系譜・日置流正統傳系)

ヘンミキヨミツ 逸見清光 「逸見流」の祖。「逸見流」の條参照。

ヘンミトシナオ 逸見俊直 小笠原流の射禮家。美作守。信州の人。射術と軍學とを小澤江鳴軒浮從に學ぶ。天文年中の人。鶴見春宵、俊直の宗を繼いだ。(史籍武藝小傳・卷二)「逸見美作守源俊直者、信州人也、習弓馬軍律於小澤江鳴軒浮從、子時天文年中也、江鳴軒者、應永年中、從二小笠原播磨入道宗長、傳弓馬藝、俊直子壹岐守信直、繼父之藝、其子小左衛門直治、繼箕裘藝、能知弓馬古實、且直治者從二小笠原若狭守長政、習二彼傳書、又就二小池甚之丞貞成、詳學長時貞應之傳書、始居三信州、後遊三諸州、實文二壬寅年四月十六日、享年七十有三、於三丹州日置、死、有二鶴見善右衛門蕃宿者、從二直治得二其宗、」

ヘンミナオハル 逸見直治 小笠原流の射禮家。小左衛門と稱した。信直の子

父の業を嗣ぎ且つ小笠原長政、小池貞成に従つて、秘蘊を究めた。寛文二年四月十六日、年七十三を以つて歿した。(武術流祖録)

ヘンミノブナオ 逸見信直 小笠原流の射禮家。壹岐守。箕裘の藝を嗣いで、世に名聲があつた。慶長、元和の頃の人(武術流祖録)

ヘンミヘイナイ 逸見平内 射士 大岡信濃守内 松尾隨的弟子、延寶三年(皇紀二、三三五)乙卯閏四月十日、四代將軍徳川家綱公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢四千八百本の中、千本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ヘンミキノスケ 逸見造酒介 射士 賀州 寛永四年(皇紀二、二八七)丁卯四月廿七日 三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣矢四百一射の中、三百八十四本通矢した。(年代矢數帳)

ヘンミヨシタネ 逸見義胤 太田持資より弓法を學び、文明年中細川勝元に仕(秘傳傳授さる。)

ヘンミリユ 逸見流 射術の一流

日本流—鹿島流—逸見流—熊谷一夢—

日置流—森川香山

武田流

小笠原流

安松流—弓削流—竹林流

吉田流

ヘンミリユ 片見流 「片身流」の條参照。

ホ・ポ

ホ 鞆 「鞆」の條参照。鞆鞆はうつ

ホ 鞆 「鞆」に同じ。

ホ 鞆 「鞆」の條参照。鞆鞆は空穗

ホ 鞆 やふせぎ「乏」の條参照。

ホ 鞆 やづつ。

ホ 鞆 矢の形容。廣韻「怯、矢貌」

ホ 鞆 いしゆみ。

ホ 鞆 あづち。射埒。庾信の詩

ホ 鞆 「横」弓先望埒

ホ 鞆 弓の強いさま。説文「鞆、弓強貌」一説に弓弦の音。揚雄の賦「惟鞆張其拂泊兮」

ホ 鞆 木の弩。おほゆみ。類篇「弩、木弩也」

ホ 鞆 矢の羽。(正韻)或は五色の羽。(玉篇)

ホ 鞆 たなを設けて箭を藏めておく所。やのくら。宗史・禮志「射苑中、皆有二射柵畫畫的」

ホ 鞆 併に同じ。張つた弦。(集韻)

ホ 鞆 弓のつるがきびしいこと。王篇「勝、弦急」

ホ 鞆 埒に同じ。(集韻)

ホ 鞆 弓。(篇海)

ホ 鞆 ゆだめ。

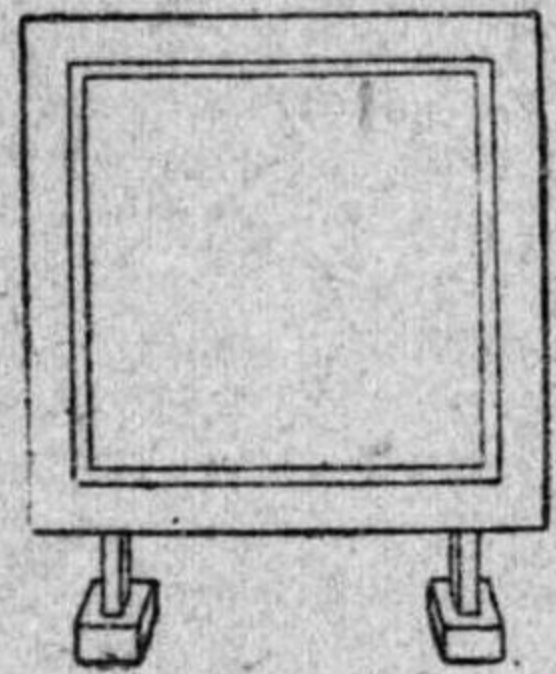
ホ 鞆 「鞆」の條参照。車の柵の間にある皮のはこにて、弩を盛るもの。

ホ 鞆 骨で作つたやじり。

ホ 鞆 いしはじき。

ホ 鞆 皮で作つた矢ふせぎ。形は屏風に似てゐる縦横七尺。牛革に漆が塗つ

ボーイ、ボーイ、ホーエ、ホーカ



である。射禮の時、侯の側にこれを立て、此裏にかくれて箭の中外を見る。周禮・春官・車僕、「大射共三三之」の注「一名容、用皮爲之、王大射、張三侯、每侯有乏」

十二年「納諸厨子之房」

ボー棚 (一)射侯。(二)揚弓の的を懸ける衝立。

ボー磅 弦がきびしい。「磅」に同じ。

ボー榜 弓弩を輔ける器。ゆだめ。ゆみだめ。新論「必資榜以彘成三尊弓」

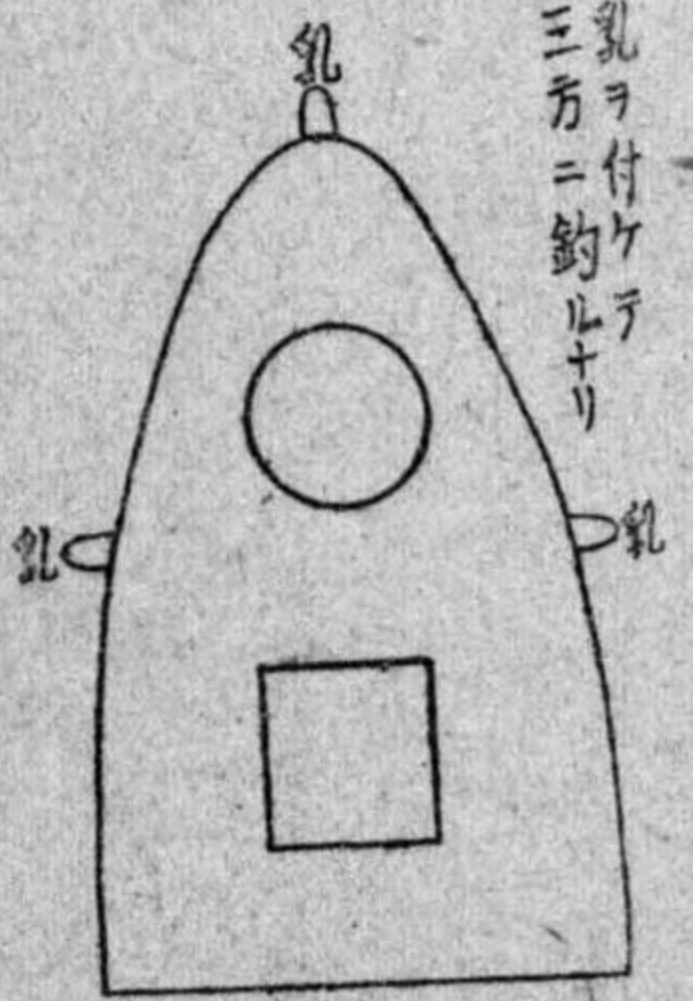
ボーイ 辛夷 黃帝の臣。支那にて初めて矢を作つた人。(世本)

ホーエキニー ほうろ弓 七張弓の中の弓。

ホーエンカズマト 方圓員 大和流印以上の弓書。

ホーエンマト 方圓的 長一尺二寸

ボーカ、ボーガ、ホーギ、ボーキ、ホーキ



上の横八寸、是に上に圓形下に方形を畫く(射家忘説集)

ホーカシワソノホカキクサノハタツルコト ほうかしは其外木草の葉立つる事 弓法私書「葉の表をへなして立つべし、葉の本を一字に切りて立つる也、葉のさき長くばつみ切りてよし、ほうかしはなどは先を切りたるがよき也、串は何れも同前、是れも矢音はたとあらば切れ破れず共中りなるべし、野山にも自然勝負などに射る時も葉長ければ先を切りて葉本四寸計りをはさみて立てたるがよし。」

ホーカセン 棒火筒 「火箭」に同じ。

ホーガタ 乏形 揚弓の矢防ぎ。革を

一六四六

張つて衝立の様に造つたもの。ばふ。撈海。一。滴上「揚弓の的を施す物をほうがたと云ふ是乏形なり。大射禮に乏一名容、似今云「屏風」以三牛革「輪漆之、鄭曰、唱獲者所「蔽以禦」矢也と今此形に似たるを以てほうがたと云ふなり。」

ホーギ 庖儀 黃帝の臣。支那にて初めて弓矢を作つた人。木に弦して弓を作り木を刻めて矢とすると。(太白陰經)

ホーキ 志歸 (一)矢の名。文選・附秀才入軍詩(嵇叔夜)「良馬既閑、麗服有暉、左攬繁弱、右接志歸」註、新序四、楚王戰繁弱之弓志歸之矢、以射兕於夢、

(二)矢筈のこと。(弓筈根元記)

ホーキノヤ 志歸之矢 「志歸」に同じ。

ホーキニー 寶弓 寶物となる弓。貴弓。

ホーキユーヘイカンホーシヤノマキ 寶弓兵鑑奉射之卷 寫本一卷「伊勢弓馬叢書」の中の一書。弓術十四條を略記した數枚の冊子。伊勢貞丈の奥書がある。

ホーキニユーヘイカンヤブサメノマキ

ホーシ 啓示 方士 啓示 馬場の仕切。犬追物の時馬の立の所。鏡院「外勝」と「内勝」とがある。各條参照。犬追物類鏡卷「はうしと馬場の眞中にとき繩を以てさしわたし弓杖四杖の輪を作を置也」山名家犬追物記「一、啓示。圓形ルナリ。サシ渡シ十八間ニ砂ヲ敷テ」扇鏡「啓示に是ヲ射テノ馬ヲ立ル所トスルナリ」

ホーシ 帽子 鞞の名所。大指の上をいふ。その形から名づけられたもの。「頭指」とも云ふ。竹林派射法輯要「一、鞞の事：古來鞞の帽子に角を用ゆる事なし、是全く蓮華王院の堂射を始め指矢前を專一として矢數を射べき爲めに其頃始りたると見へたり、又指矢掛の懸口を切込む事は星野茂則工夫なりと寛の語られき」

ホーシカザリ 帽子飾 鞞の名所。帽子と一の腰との境につける飾紐。

ホーシカワ 帽子革 鞞の帽子を作るに用ひる革。肉のある少し味のある處を使用する。

ホーシギワ 啓示際 (一)繩の廻りを云ふ。内勝の際のこと。(二)外勝の際のこと。鏡院より四方へ三十三杖にある。

ホーシギワノヤドコロノコト 啓示際の矢所の事 犬追物明鏡之記「第一はうじの内に、矢を射おきつれば、はうじの外に走出たり共、矢たによければ入也。馬をは矢を射置て急にはうじきはより、弓手にても、馬手にても引てはうしにそへて、はせのくへし。一足なりともはうしの外へ馬を出すへからず。」

ホーシヤキ 帽子先 鞞の名所。帽子の先端のこと。

ホーシツト 啓示外 犬追物の時の矢所詞。犬追物之記 地 「檢見傳干喚次告矢所詞事：亦中ハト問時啓示外答」

ホーシト 蜂翅頭 支那箭の一種。蜂の羽の先の形をした鏃。重箭用、重き六七分、武經射學正宗・卷下・箭體式宜擇第十「用三重箭者須三翅頭以三其重而大也」

ホーシヤ 放射 (一)放し射ること。(二)一點から四方に射出すること。

ホーシヤ 奉射 神前の歩射のこと。

一六四七

寶弓兵鑑流鏑馬卷 寫本 一卷 「伊勢弓馬叢書」の中の一書。流鏑馬の書で馬上の三物並歩射の三物といふ事、馬場の名の事等から、犬追物の手綱の事、策裏表の事に至る十五條を略記したもの。

ホーギヨシヤ 防禦射 寫本一冊 矢防に就いて書いたもの。(生弓齋文庫本第九十三帙 第千二十三號)

ホーグシ 棒串 「侯串」に同じ。

ホーケイ 榜彘 弓の歪曲を矯正する具。韓非子・外儲説右下「榜彘者所以矯正不直也」

ホーコー 方光 矢根鍛冶。大和國アタコに住む。千手院の流。(矢鏃銘鑑)

ホーコー 蓬藁 矢の異名。

ホーコー 礮環 弓の聲。

ホーシ 蓬矢 よもぎで作つた矢。邪氣を祓ひ、將來を祝福するに用ひる。蒿矢に同じ。禮記・射義「故男子生、桑弧蓬矢六以射天地四方」後漢書「桑弧蒿矢」

ホーシ 鋒矢 尖矢(鏃)を附けた矢

ホーシ 茅子 「武備志」射馬總法「等の著者。(弓術要覽)」

ボーギ、ボーグ、ボーケ、ホーコ、ホーシ、ホーシ、ホーシ、ホーシ

現今では一般には神に射を奉る意に用ひられて居る。元來奉射は一名三度弓と云つて公武共に用ひる式正の大的である。五度弓同様「御所射」と云ふ事もある。六人の射手で一人が一手づゝ三度射るので總計三十六本となる。弓は白木、矢は濫篋、羽は鷹を用ひる。正月十七日に是れを行ふ。フシヤと讀むのが正しいのであるが現今は一般にホウシヤと多く讀まれてゐる。

ホーシヤ 妄射 間違つた射法。法則によらぬ射法。武經射學正宗卷中妄射彙帖之惑第三「使郊野之射身手法與三彙帖上一様上方是習射之正法、不墮世俗妄射之惑一矣」

ホーシヤ 暴射 非常に烈しく發射すること。

ホーシヤノキ 奉射之記 寫本一卷 弓馬故實の書。奉射の次第を略述した。「弓術秘傳書」所收。

ホーシヤノシヨ 奉射之書 寫本一卷 「伊勢弓馬叢書」中の一書、弓馬的場の次第以下四十條を記した。本書は慶長十年。乙巳（皇紀二、二六五）嵯川道標

の自筆本。

ホーシヤマト 奉射的 奉射に用ひる大的のこと。

ホーシヤマトノキ 奉射的之記 寫本一冊 奉射的に就いて記した。生弓齋文庫本 第六十九巻 第七百七十八號

ホーシヤマトノシダイ 奉射的之次第 寫本一冊 奉射的の次第に就いて記した。生弓齋文庫本 第二十三巻 第二百五十五號

ホーシヤマトノマキ 奉射的之卷 寫本一冊 奉射的に就いて記した。生弓齋文庫本 第四十五巻 第五百八號

ホーシヤマトバトリシダイノマキホーシヤマトイカクシダイノマキオボエガキ 奉射的場取次第卷奉射的射形次第卷覺書 奉射の時の場取次第と、射形の次第を記した覺書。手寫一折（生弓齋文庫本 第三十五巻 第四百十六號）

ホーシニユーリユー 豊秀流 日置流の一派。會津藩主、保科正之の弓術師範圓城寺吉忠が研究して、日置流本源の射法との意で稱した。豊秀は日置正次の又の

名である。

ホーシヨサコンシヨゲンチカエ 北條左近將監親衛 引目を以て熊を射て其の肋骨を碎き生擒にした。貞丈雜記卷之十（弓矢之部）「一、暮目にて獸を射所事もある也、東鑑卷三十四（仁治二年九月）云左親衛自三藍澤一被射數日踏三山野一熊猪鹿多獲之其中熊一者親衛以引目一射取之爲先代未聞珍事」之由諸人一同感申云々猛き熊を引目にて射殺す事、是は弓力の甚強きゆへ引目に中り骨碎けて死したるなるべし、前に記したる馬上の人を射落したるも同く弓力強き所爲也」

ホーシンノメアテ 放心の目當 五眼の一。「五眼」の條参照。

ホーズケ 頬付 射術、會の時矢の頬の頬に於ける位置。矢を引込んだ時筈を頬に付ける故に云ふ。

ホーズリバ 頬摺羽 弓摺羽のこと。 **ホースンノハナレ 法寸の發** 「貫通」の條参照。

ホーセン 炮船 「石火矢船」に同じ **ホーセン 炮筒** 四丁火矢と云ふ。

（射義成功紀・卷之一）
ホーゾクシ 方鏃矢 「劔子箭」に同じ。

ホーダテ 方立 箆の名所。箆の下方に矢を挿す箱形の部分を云ふ。

ホーツノギ 棒角木 角木の羽のなにも。棒矢。卷葉矢とも云ふ。「角木」の條参照。

ホーテキ 鋒鏃 ほこと矢じり。轉じて武器の意。史記・秦楚之際月表「墮三壞名城、銷鋒鏃、鉏二豪傑」

ホーテキノメアテ 棚的の目當 棚的の目當。切を的と心得て射る心法。着發の心ある射者に用ひて宜しい。

ホーネ 鋒根 鐵の一種。腸鑷の變形したもの。

ホーノキユー 奉納弓 神に獻ずる弓。或は祈願の弓。神前の弓とも云ふ。

（射義成功紀・卷之一）
ホーノキ 朴の木 モクレン科の落葉喬木。葉は倒卵狀橢圓形で長き約三十糎に及ぶ。枝頭に黄白色の大形の花を開き香氣は高く。

ホーゾー ホーダ ボーヤ ホーラ ホーリ

ホーノキ 朴鐵 鐵の一種。朴の木で作つたもの。

ホーノハノハサミモノ 厚朴の葉の挾物 挾物の一種。朴の葉を挾物としたもの。



ホーバ 方羽 四立羽のこと。寛正記「方羽の時は何にても小羽は必ず山鳥の引尾也」

ホーヒヤ 棒火矢 火矢の一種。鐵製の筒に火薬をこめて發射する。國朝砲煩權輿錄「又大國火矢ト云ハ、大明國傳來ノ略言トゾ、今棒火矢トテ諸國ニ用」和漢三才圖會廿一「火箭棒火矢 或有下用二木板羽一者ハ口傳、按、火箭有二數品、相傳云、寛永年中、防州赤石内藏助、始作二棒火箭、而後播州三木渡大夫、紀州寺島長助、氏田政兵衛、吉川源五兵衛、和州大野佐五衛門、其外諸家得レ名者多有以三工夫ニ改作、故有二異同、以爲二家傳、」

ホーヒラキノヤジリ 朴格之鏃 朴や格を材とした鏃。参考保元平治物語・鏃

ホーネ ホーノ ホーバ ボーヒ ホーベ

西八郎爲朝之條「上矢の鏃ハ生朴格などにて目の上八角におし削り目九ツさしたるに及一寸手先六寸わたり六寸の大鷹股をねぢすげ」

ホーベンノヤ 方便の矢 (一)教導上便宜な矢(二)佛が衆生を導く手段方法を矢に譬へた語。

ホーベンノユミ 方便弓 (一)教導上便宜な弓。てだて上の弓。(二)佛が衆生を化益のために用ひる手段方法を弓に譬へた語。

ホーモイ 逢蒙 善射。羿の弟子。羿に射を習ひ、後師の羿を殺した人。

ホーヤ 棒矢 卷葉矢のこと。羽を矧がずに一見、棒の様な矢。

ホーライシモズケ 蓬萊下野 名工京の弓師。吉田重勝（雪荷）の門人で吉田六左衛門元尙の國內免許者。

ホーリヨノマキ 法量卷 寫本一卷 小笠原持長著「伊勢弓馬叢書」の中の一書。「法量物」（持長作）と異つて本書は圖解を主としたもの。卷末に文安三年丙寅（皇紀二、一〇六）六月二十九日、沙彌淨

ホーリ
ホキニ
ホキル
ホーロ
ボイズ
ホイス
ホオア
ホオカ
ホガミ
ホガワ

元(特長)の奥書及び弘治二年丙辰(皇紀二、二一六)八月、信豊の奥書がある。

ホーリヨノモノ 法量物 寫本一

小笠原特長著「伊勢弓馬叢書」中の一書。大的、丸物、草鹿、笠懸、小笠懸、流鏑馬、大追物、子牛追物、袂物、矢開、弓、弓袋、矢、産所墓目、鞭、伏鳥懸鳥射る事等を記したるもの。一本には「文安三年(皇紀二、一〇六)七月二十八日沙彌淨元」と末記がある。

ホーリヨモノ 法量物 一卷 大

的、丸物、草鹿、笠懸、小笠懸、矢開等の法量を記したるもの。奥書に應永廿七年八月廿八日とある。「群書類從」卷第四百十五所收。

ホーリヨモノイホン 法量物異本

弓書。前書の異本。

ホーリヨモノカチダチキガキ

法量物歩立開書 弓書。歩射の法量に就いて記したるもの。「法開」とも云ふ。

ホールドイナグ Holding 英國射

法、五法の第四、持のこと。

ホーロク 實録 鏃の一種。

初射三發、只用三鋪筋軟竹弓、約三千餘斤、百日之後、射法漸熟、弓漸勁、日増三倍之。

ホク 骨で造つた鏃。

ホク 木 弓材の一。武經射學正宗・掌下・弓之材料宜擇第三「弓之材料、筋角竹木連合四者、而後成」

ボクコ 鏃鏃 矢の名。(玉箭)

ボクキユコジツノマキ 木弓故實

卷 第一至八 寫本四冊 木弓に就いての故實を記したるもの。(生弓齋文庫本 第六十二帙 第六百九十三—六百九十六號)

ボクキユコジツテシヨ 木弓故實提要

刊本一冊 栗原信充著 嘉永七年刊。木弓の故實に就いて簡略に記したるもの。(生弓齋文庫本 第六十二帙 第六百九十二號)

ボクタイセイシヨクトーエンケイ

木體青色東圓形 五輪碎の一。種子が芽を出し、幹生じ、枝を葉も繁茂するやうになれば、木體となり、色は青くして春の時期となつたものである。方角でいふと、東方に當り、形でいへば球の如きものであるから、東圓形といふのである。射でいふ



ホーロクヒヤ 炮礮火矢 炮礮火矢

包圭火矢 火箭の一種。銅製の空丸の中に火薬を詰め、布に包んだ上を漆で塗つたもの。火を點じて敵中に投じ、爆發させる。信長記・十一「近く寄て弓鐵炮を射かけ、船の樓よりほうろく火矢を投入、攻捕と云ければ」

ボイズ ぼいす 矢音の一種。引目の

外れた時の矢音。射鏡「大を射る時にあたりたるをぼいすとあたる」と語る也。はづれたるをばいすとはづると語るべし。

ホイスン ぼいすん 「ぼいす」に

同じ。高忠開書「一、矢音の事。引目の犬にあたりたるはときといふ。はづれたる矢音、ぼいすん」と云ふ。

ホオアゲヨ 帆を上げよ片帆にあげ

よ下せよといふは遠矢の風の吹とき 竹林派緑矢の歌。風の吹き様によつて緑矢を射る心得の歌。

ホオアゲヨ 帆をあげよ片帆にあげ

と形もよく、中りもよく、何等缺點のない花形即ち美しいものになつたことをいふ。射知要法(竹林派)「木體青色東圓形、是は右の水體の心を覚えて春に至りて萬木枝葉榮え花咲くごとくに弓形、身形、面持、花形美しきをいふ也。」

ボクド 木弩 支那の弩の一種。木材

の弩。

ボクトーセン 撲頭箭 弩の箭の一

種。

ボクシヤ 僕射 支那唐の宰相の職

名。僕は主、つかさどる。射を司るといふ意もと秦が武を重んずるところから侍中・尙書・博士・郎などの官に主射をおいて督勵した。これを僕射といつたのであるが、唐制によつて、尙書省の長官を左右僕射とし、中書令(令は長官)侍中と共に宰相の職とした。宋は後にこれを改めて左右丞相といひ、金元ともに存在したが、明に至つて、廢した。我が舊制の左右大臣に當る。

ホコ ぼこ 弓の幹。弓の體。矛・文・

鋒・戟・鏃。

ホコ 鏃 鏃の一種。

と形もよく、中りもよく、何等缺點のない花形即ち美しいものになつたことをいふ。射知要法(竹林派)「木體青色東圓形、是は右の水體の心を覚えて春に至りて萬木枝葉榮え花咲くごとくに弓形、身形、面持、花形美しきをいふ也。」

よおろせよと云は遠矢に風の吹く時日 置流大藏派・大和流等の遠矢の歌。

ホオアゲヨ ぼをあげよまたぼをか

けよおろせよといふは遠矢の風のふくとき 印西派・道雪派等の遠矢の歌。「射義指南」のは「かけよ」を「上げよ」とある。「美人艸口傳書」のは「またぼを」を「またぼに」「遠矢の風の」を「遠矢に風の」とある。

ホオカケテ 帆をかけていそく舟に

はあらねども水ゆく鳥の心しるべし竹林派の歌。一本「あらねども」を「あらずとも」とある。

ホガミ 小腹 射術、胴造の規矩の個

條の一。下腹に力を入れてしつかりと据ゑること。(小笠原流)

ホガワ 穂皮 空穂の名所。空穂の穂

に著ける毛皮。切腰より先の方の惣名。

ホキユ 蒲弓 流で作つた弓。役に

立たない様な弓。

ホキンノナンチキユ 鋪筋軟竹

弓。筋を外竹の方にならべつけた弱弓。武經射學正宗・卷中・早射勁弓之惑第四「故

ホコオコシ 鏃起 打起の事。ねた物

を起すが如くに彈き起す様に弓を擧げる事。(大藏派)

ホコオツメル ぼこを詰める 弓の

長さを短くすること。

ホコサキナリ 鏃形 鏃の一種。立

鋒とも云ふ。

ホコスマリ ぼこ詰り 弓を普通尺

より短くした弓。例へば「指矢弓」「騎射弓」の如きものを云ふ。

ホコタケ 鏃長 弓の幹の長さ。

ホコナガ 矛長 弓のほこが普通(七尺三寸)よりも長いもの。又その弓。矛短の對。

ホコナリ 鏃形 「鏃形」に同じ。

ホコネ 鏃根 鏃の一種。

ホコネサクラスカシ 鏃根櫻透 鏃

の一種。鏃根に櫻透のあるもの。

ホク ボク ボクコ ボクキ ボクタ ボクダ ボクド ボクシ ホコ ホコオ
ホコサ ホコズ ホコタ ホコナ ホコネ

ホコフ ホコミ ホコユ ホサ



ホコフセノカネ 鉾臥の準 日置流
弓構の事の内目録。弓を引込んだ時弓は
前に四寸伏す心持のこと。鉾とは弓であ
る。

ホコミ 鉾見 射術弓構の時、年の内
を檢べた視線を上鉾に轉じて上の弦輪の掛
りある部を僅かに注視すること。

ホコミジカ 矛短 弓の矛の普通(七
尺三寸)よりも短いもの。又その弓。矛長
の對。

ホコユミ 鉾弓 重藤ほど繁くなく、
所々に藤を卷いた塗弓。

ホサ 歩叉 箭を挿す器具。腰に帯び
る。韓羽の奇ニ哥舒僕射詩「歩叉抽箭太
如レ笛」

ホサイ 鞆鞍 鞆鞍 うつば。箭を盛
る具。廣韻「鞆鞍、盛レ箭室」

ホサキ 穂先 空穂の名所。穂の先の
こと。蒲本。「空穂」の條参照。

ホシ 星 (一) 的の中央に繪描く黒又

ホサイ ホサキ ホシ ホシア ホシキ

は白の圓形を云ふ。丸物草鹿之記「徑五寸
の丸物ならハ、矢たまりの星は二寸五分也
星は黒くぬる。是をほしと云。まはりの白
き所をハ連錢と云也。大方笈懸的のこと
し。」(二) 置的の二寸的の中に及なく鳥
のこと。(置的の本書)(三) 三的の時、人
毎に上にある小さい的のこと。(圖的開書)
ホシアメナシキリフ 星雨なし切生
矢羽切生の一。



ホシキリフ 星切生 矢羽の切生の一
種。黒い羽に白い星があつて水玉の様にあ
えるもの。鶯にある。平家女護鳥四「星切
斑のとがり毛」



ホシナデンベエ 保科傳兵衛 射士
酒井大學内 吉井助之丞弟子 承應四年
(皇紀二、三一五) 乙未四月一日 四代將
軍徳川家綱公の時、江戸淺草三十三間堂に
於て、惣矢二千二百十三本の中、千二百二十

一本通矢した。而して明曆二年(皇紀二、
三一六) 丙申四月一日 惣矢五千二百十五
本の中、二千三百廿九本通矢した。(江戸
深川三十三間堂矢數帳)

ホシニホシウラホーシトエーナライ
星に星裏睨子と云習 射義成功紀念之
二「星に星と云は的是何寸にてもあれ、窺
ふ所は雉星なり、きて其雉星察んと欲は、
我身に求て、心眼を細に開く(し)、常に小的
を掛て射る時は、矢近着 大的を射る時は
矢散亂す、是を以て右の道理を察すへし、
裏星と云は外に陰的を立て、眞的を窺
はす、星に睨子の心法を修行し、裏睨子心
に叶たる時に眞の星へ移す事なり、此修行
卷業を射るにも見事なり」

ホシノイチエモン 星野市右衛門
射士尾州、星野小左衛門息子 承應三年
(皇紀二、三一四) 甲午四月廿三日 四代
將軍徳川家綱公の時、京都三十三間堂に於
て、惣六千五百五十三射の中、二千九百五十
本通矢した。(年代矢數帳)
ホシノカンザエモン 星野勘左衛門
堂前の大射士 尾州藩士。茂則と云ひ、老

いて澤林と號した。尾州竹林派長屋六左衛
門弟子 萬治三年(皇紀二、三一九) 己
亥四月四日 四代將軍徳川家綱公の時、京
都三十三間堂に於て、惣七千七百七十二射
の中、五千二百六十五本通矢した。而して
寛文元年(皇紀二、百二一) 辛丑四月廿二
日 惣五千八百五十三射の中、三千六百八
十本、同年五月十四日 惣一萬七十七射の中
五千五百八本、同二年四月十一日 惣九千
五百五十四射の中、五千八百五十一本、夫
々通矢した。次に、同二年五月廿八日 惣
一萬百二十五射の中、六千六百六十六本通
矢して、射越を稱した。更に、寛永九年
(皇紀二、三二九) 己酉五月二日 惣一萬
五百四十二射の中、八千本通矢して、射越
天下一を稱した。(年代矢數帳) 勘左衛門
の人格の高い事は 紀州の和佐大八を助け
た事によつてその一端が窺はれ、又射術
の向上のためにも盡力した事が彼の行動
によつて明示されてある。詳しくは「翁草」
を見られよ。弓書に就いても功績が少くな
く。先づ伊勢の御寶藏から「射法本紀」發
見し「本書」「中學集」等に再註を加へて

ホシノ

ある。野史に「星野勘左衛門 射術家、尾
張名古屋藩士。射を善くし平生天下第一流
の人たらんことを期す、寛文二年京師蓮華
王院三十三間堂に於て射を試み、徹矢六千
六百稱して總一と云ふ、蓋し士人の射を試
むるや、慶長十一年淺岡平兵衛と云へるも
の始めて之を試みて以來、世相相競ひて之
れを爲す、而して寛文八年葛西園右衛門と
云へるあり(不羸隨筆に吉野順正に作る) 徹
矢七千餘本稱して總一と云ふ、勘左衛門之
を聞き、其の稍々己れに勝るを以て奮つて
之に越えんと欲し、乃ち九年五月朔日より
嚙齋して明日の亭午に至り、徹矢八千而し
て猶ほ餘力あり、時に竊かに謂へらく、徹
矢尙ほ此の數に超えなば、或は他日壯士の
望を喪ひ、射藝をして衰弊せしむるに至ら
んと、乃ち自ら罷め、騎に乗じて歸り、所司
代及び町奉行に至りて狀を以開し、直に島
原の技樓に遊び、終宵飲樂し活氣悠揚毫も
平日と異なるなし、後十四年を歴て貞享四年
四月十六日紀伊の士和佐大八郎と云へるも
の、總矢一萬三千にして徹矢八千三十三に
達す、時に大八郎尙ほ少し、容貌魁偉脊力

あり、此の日射を試みるの初め、徹矢殊に
少なく、觀者皆之を危む、時に勘左衛門看
棚に在り、また竊かに謂へらく、少年惜む
べしと、因りて庇護して總一の稱を得せし
めんと欲し、竊かに大八郎を招き、小刀把
りて其の左掌を刺して血を出だし以て試み
しむ、大八郎忽ち正形に復し、竟に八千を
透すを得たり、後幾くもなく勘左衛門病で
歿す。(翁草に或は云ふ紀伊の國守頼宜、
勘左衛門の順正に超過せるを聞き、順正に
命じて再び射を試みしむ、時に順正病を以
つて之を辭す、乃ち大八郎を國中に擯んず
時に大八郎年甫めて十五身の長五尺六寸、
順正之を教導し、日を刻して射を試みしむ
るに徹矢殊に少なし、順正乃ち前宵に於て
弓の上下の再を截詰め明日更に之を試みし
むるに徹矢殊に多しと)とある。
ホシノシヨウザエモン 星野小左衛
門 射士 尾州様衆 瓦林與次右衛門弟
子 元和八年(皇紀二、二八二) 壬戌五月
廿一日 三代將軍徳川家光公の時、京都三
十三間堂に於て、三百二十二本通矢した。
次に、寛永八年(皇紀二、二九一) 辛未四月

十九日 惣四千三百廿一射の中、二千九十三本通矢した。彼は繼續射通には南のついで十九間半にて射通したと云ふ。(年代矢數帳)

ホシノスンポーノコト 星の寸法の事

大和流弓道天之卷二段第五「星ノ表ノ指渡ノ寸法ヲ取テ三ツ折ニシテ二ツ分ヲ捨テ一ツ分ヲ二ツニ折テ中ニ墨ヲ付テ正輪ニ當テ寸ノ端ニ墨ヲ付ル、是星ノ寸法也、是天地人ノ三ツノ曲尺也ト云ヘドモ同コトナラバ天地中央ノ曲尺ト云フベシ、推ハカルニ天ノ厚サ地ノ厚サ空ノ厚サ同ジ様ナルベキト也」

ホシノヒコベエ 星野彦兵衛 射士

尾州 長屋六左衛門弟子 寛文二年(皇紀二、三二二)壬寅六月六日 四代將軍徳川家綱公の時、惣六千六百七十七射の中、三千卅三本通矢した。而して、寛文五年五月十一日 惣二千六百七十二射の中、千七百五本通矢し、更に、同年六月二日 惣一萬三千卅八射の中、五千九百六本通矢した。(年代矢數帳)

ホシノヘイタエモン 星野平太右衛門

門 射士 松平隠岐守殿御内 星野平馬嫡子 父指南 石井友之進弟子 延享二年(皇紀二、四〇六)丙寅十一月三日 九代將軍徳川家重公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、五百九十四本通矢した。(年代矢數帳)

ホシノホシ 星の星 射術、目付の規矩の一。的の星の真中を目付として定めよとの意。(弓術要覽・卷二)

ホシノミアン 星野味庵 會津の人

始め掃部と稱した。味庵流の祖。小笠原流の分れ。足利義輝公の師範、小笠原大膳大夫より弓馬諸禮を受けた。本朝武藝小傳卷二「星野味庵者與三烟興實一同會津人也、始號三掃部一小笠原長時到三會津、天正十一癸未年於三星野之宅一卒、始味庵扣三長時貞慶一請三傳書一長時詳授三興之、至今稱三味庵流三未流在三諸州」

ホシマキ 星卷 弓籐の名所。矢指籐の上部にある籐。

ホシヤ 歩射 歩立の射術。騎射の對五尺二寸の的を串にかけて、三十二枚の距離で射る。貞丈雜記卷之十二(武藝之部)

ホシヤヒカイ 歩射秘解 一卷 射禮に關する故實書。奥書に「庚寅(享祿三年)神無月十五日 兵庫頭植屋記之 弘治元年乙卯三月吉日書寫之華 寶永六年八月十五日 尾府下ノ士天野信景」とある。鹽尻卷之八十五所收。

ホシヤマツリ 歩射祭 歩射(土地によりホウシヤ、又はビシヤと訛る)は騎射に對するもので、共に會て朝廷で行ふた射禮から出たものであつて、今に各地の神社に神事として行はれてゐる。千葉縣香取郡久賀村のオビシヤに就て見るに、同村では毎年二月七日に鎮守の惣體神社(祭神諸册二尊)の祭禮を斯く呼んでゐる。當日は村の生れ子(他村嫁嫁に往つた者)は、いづれも生家に還り來り、神社の境内は諸商人が店を掛け、村の青年男女は遊び廻る。オビシヤの儀式は晝間の祭典に先立つて行はれるが、その作法は先づ櫛の木で弓を拵へ、竹で十二本の矢を作り、次で半紙十二枚をつぎ合せて、養蠶籠の様な物に張りつけ、これに三本足の鳥の繪を大きく描いて七八間の距離に置き、拜殿に置いて氏子

「一、歩射と云は騎射に對して云也、すべてかち立にて、射る大的・小的・草鹿・圓物などの惣名也、奉射とは別也」「歩射」の條參照。

ホシヤ 歩射 寫本一卷 小笠原持長著 弓馬故實の書。犬追物歩射の式法を詳説したもの。應永廿九年壬寅(皇紀二、〇八二)三月一日持長、興元の連名があり、次に高家紹眞等奥書がある。「弓馬叢集」所收。

ホシヤ 歩射 寫本一卷 武田元信著 弓馬故實の書。犬追物、歩立體拜の事を主として詳説したもの。永祿六年癸亥(皇紀二二二三)十一月五日 高家紹眞寫傳の奥書がある。「弓馬叢集」所收。

ホシヤカイゾエ 歩射价副 寫本一卷 弓馬故實の書。主人歩射の時の价副式法を記したもの。「弓馬叢集」所收。

ホシヤカイゾエノサホー 歩射价添の作法 寫本一册 歩射の价添の作法を記したもの。(生弓齋文庫本 第二十四巻 第二百六十四號)

ホシヤキキガキ 歩射聞書 寫本一

卷 佐竹宗三著 弓馬故實の書。歩射に關する聞書。永正十年癸酉(皇紀二、一七三)十月五日、先來秘傳の由を自ら奥書し、同十三年小八木忠勝の奥書もある。「弓馬叢集」所收。

ホシヤシレイ 歩射矢禮 寫本一卷 武田信豐著「伊勢弓馬叢書」の中の一書。射體配の故實五十一箇條に就いて記したものである。弘治二年丙辰(皇紀二、二一六)八月信豐の奥書がある。

ホシヤタイハイキ 歩射體拜記 寫本一卷 歩射體拜の次第を圖説したものである。永正二年乙丑(皇紀二、一六五)二月五日、某の奥書あるものを寛政四年壬子(皇紀二、四五二)十二月二十日伊勢貞春より寫傳したもの。此の本は文久元年吉長盛徳の寫本にかゝる。「弓馬秘藏」所收。

ホシヤノミツマト 歩射の三的 小的、大、中、小の三つ。即ち、大きなものは八寸或は九寸、中小は一寸づゝ小さくする。大を前に中を後に、小を上を立てる。

ホシヤノミツモノ 歩射の三つ物 大的(或は圖的)草鹿・圓物のこと。

がこれを射るのである。若し一回でその鳥に射中する事が出来ればよし、射中てぬ時は何度でも、射るので概ね三人も代り合つて射れば、鳥の翼か足かに中てる事が出来る。土地ではこれを悪魔拂の神事だと云つてゐる。此の作法は纔に面影を傳へてゐる文であつて、餘りに簡略過ぎてゐるが、嚴格に故實を残してゐる土地では、射手となるべき氏子の家も限られてゐるし、射手になつた者は精進の上に射術の稽古をするなどの掟がある。

ホシリ ほしり 矢の物にあつて

さし貫く音にいふ、醒睡笑・六「小兒の矢さきはづれず、ほしりほしりと當たり候」

ホソイキサブロー 細井喜三郎 旗本、吉田六左衛門元尙の國內免許者。(雪荷派)

ホソイタツキ 細伊多都伎 平題箭の一種。鰐根の類のもの。鹽尻七「白木弓塗弓雉羽矢ノ事 問雉羽矢、常人は憚る、何の故歟、答、明證を不レ知、但し天子御梓弓に箭四具をそへり、角の大伊多都伎、細伊多都伎、本一具器 其箭、雉の羽を以て作る故に憚にや」

ホソウ ホソカ ホソキ ホソジ
ホソズ ホソネ ホソボ ホソミ

ホソウツボ 細空穂 空穂の一種。

毛皮をかけた空穂の穂。騎馬空穂とも云ふ。貞丈雜記・卷之十一(武具之部)「一、細うつぼと云は騎馬うつぼの事也、騎馬うつぼとは毛皮かけたるうつぼの事也」弓張記「うつぼの事、きはうつぼ、ほそうつぼと云、去なからほそうつぼといふかよきなり」企「大略ほそうつぼはさきを猪のかわにてかまとを青漆などにするなり」

ホソカタウキス 細片浮洲 篋の一種。

片浮洲の篋廻りの細目のもの。「片浮洲」片浮洲篋の條参照。

ホソカワケキユトバノホー 細川家弓馬法 寫本一冊 細川家の弓馬の法を記したるもの。(生弓齋文庫本 第二十六帙 第二百八十五號)

ホソカワユーサイ 細川幽齋 武將。 藤孝。元常の嗣。幽齋はその號。吉田重勝(雪荷)の高弟。天下免許者十一名の中の一。足利義晴、義輝に仕へ、足利滅後織田氏に従ひ、丹後田邊に封ぜらる。關ヶ原の役に石田三成招くも之に應ぜず、居城を固く守る。嘗て三條西實技より古今傳授を受け歌名は

高い。慶長十五年歿年七十七。

ホソキ 細き 弓の把のひくいこと。太きの對。

ホソキツルトクノコト 細き弦とく

の事 日置流祕書百七箇條ノ四十四「太き弦とくるの事、細き弦とく」の條参照のこと。

ホソキヤ 細き矢 篋廻りの細い矢。

ホソキリフ 細切生 矢羽切生の一種。

ホソジリ ほそじり 犬の名所。犬の尻のこと。(犬追物類鏡)

ホソズル 細弦 弓弦の細いもの。重さ二匁以下を云ふ。

ホソネ 細根 鐵の一種。細長い根の總稱。

ホソボソノイヌ 細々の犬 常に内々の犬追物を云ふ。

ホソミチ 細道 打上所。笠懸的に對してさぐりの右側にある。笠懸矢沙汰の記「さぐりより馬を打ち上げてする道を細道と云、是れは略儀也、必ず此道より馬をあぐ

べきにあらず、縦令しげく馬をあげおるすに仍りて道を踏切切る心也(貞丈云、略儀也とは、かねてわざと細道をこしらへ置ては略儀と云事なり、然れどもわざと細道をこしらへおく事はさぐりのはたを馬ふみくづして見苦しき故わざと作る也)」

ホソミチゴニズレノコト 細道五人連の事 射知要法(竹林派)「是は五人にても何人にも一人射放し直に下に居る次の者射放す前の者は矢を番ふ段々に射る也。註(本多利實翁)曰、細道に大勢立て防矢いたす時の射方を云ふ也、如斯なれば雁行操懸り操引共に矢絶ゆる事なし。」

ホソミチデ 細道で何人にも射れる物引に進退あるものとしれ 本多利實翁「射形百道」の中の一節。

ホソミチデ 細道で兩敵に逢ふ其時は足の活用もちゆると知れ 本多利實翁「射形百道」の中の一節。

ホソミチリヨテキイヨノコト 細道兩敵射様の事 射知要法(竹林派)「左右(足を踏違へて射る也。註(本多利實翁)曰、是は間近き所にて兩方に敵を受

たる時の射様をいふ也、近き敵より射べく放したらば矢を番ふると同時に足を踏違へて又一方の敵を射る也。」

ホソムラ 細村 弓村の一。手幅を狭く村したもの。(射義成功紀・卷之一)

ホソヤ 細矢 篋廻りの細い矢。高館草子「斯程の細矢に中つて、果敢なくならんずる口惜しきよ」

ホソヤカケトユイコト 細矢かけといふ事 日置流射學「第二十二、細矢かけといふは、細き矢は初心にては引きたまりありて、すぐに射出しがたきに用ふべし。先づ矢をはけて、かけの高指の上の折目にて大指の爪を抑へ人差指の先にて大指の折目通りを抑へ引きたつる時に高指に、力を強く出すべし。又矢の残る事あらば、二つの指同様に抑へて引き込み、勝手納りて人差指をひかへてはなつべし。」

ホソヤガケ 細矢かけ初心の射手の引きたまりはしめて教ふ法としるべし「日置流射學」所收勝手懸の歌。

ホソヤノカケノコト 細矢の掛の事 日置流六十箇條第十二條「一分透シ片空

ホソム ホソヤ ホダ ホツケ
ホツシ ホツタ ホトケ

師ウキスクリ矢等ハ勿論ナリ」一分透しとは、細い矢を射る時の取掛様で、拇指と食指の兩指から凡そ一分位の透間がある様に取掛けて、矢が蹠に觸れない様にする取掛片空とは二年竹、節空とは一年竹の意。

ホソヤフトヤノコト 細矢ふと矢の事 日置流祕書百七箇條ノ十一「細矢ふと矢とは遠物射に宜しく、ふと矢は近物分の物など射る節用ひたるがよく御座候」

ホソヤマゴシロ 細谷孫四郎 射士 土屋相模守内 淺村頼母指南 寶永六年(皇紀二、三六九)己丑五月廿日 六代將軍徳川家宣公の時、江戸深川三十三間堂に於て、九歳にして、半堂、惣矢一萬千八百八十九本(十九日暮六時より廿日八時迄)の中、七千六百八十九本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ホダ 鞆 譽田の略。鞆の古名。

ホツケツヤスザエモン 法華津安左衛門 伊勢住。吉田六左衛門元尙の國內免許者。(雪荷派)

ホツシリ ほつしり 的などに矢の當たつた音に云ふ語。(文法上、副詞)

ホツタハツスケ 堀田初助 射士 西村初右衛門弟子 延寶三年(皇紀二、三三五)乙卯四月九日 四代將軍徳川家綱公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の三百六十七本通矢した。(年代矢數帳)

ホツタヘイキチ 堀田平吉 射士 本多佐渡守内 堀田彦助男 井上力三郎内 吉澤權太左衛門指南 天保三年(皇紀二、四九二)壬辰十一月十一日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十三歳にして、五十五間、惣千射の六百二十二本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ホトケド 佛洞 (一)射術洞造の一。眞直なるものを云ふ。弓射體、四方四面中洞とも云ふ。(二)棒立の洞。美人草「一洞造の事、かゝると、のと、しづむと、ふすとあり、つゝ立たるも佛洞とてあしく五の洞の眞中を用ふべし」

ホトケトフ 佛とは何とかくらん人届に弓矢をかくぞきとれものゝふ 教直極傳の歌。

ホトケバ 解翎 眞羽の名稱。

ホドモヨク：程もよく初のすまじよき射手はげにも氣高くみゆるものなり。小笠原流澄の歌。澄しの時間、態度の頃合よく、初めの澄しよの射手は實に氣位も上品に見えるものであるとの意。

ホニアゲヨ：帆にあげよ又帆にかけよおろせよといふは遠矢の風の吹とき吉田流遠矢の歌。帆をあげよ云々の歌に同じ。「又帆」は「片帆」か。

ホネアイズジミチ 骨合筋道 「骨合筋道」の條参照。

ホネアイズジミチトユコト 骨間筋道といふ事 日置流射學「第四十、骨合筋道」と云ふは弓を握るに腕の中筋より手の内まで墨をうちて又かねの手より上の中筋にあたるべし。此の手を違へざるやうに稽古あるべし。たとへば骨は竹にて管を切り放したるが如し。筋は又糸を通したるが如くなり。其の筋骨違ひては生れ付きたる身も出でがたし。筋骨すくなる時は切りつく柱に高梁をかくるが如し。然れども腕首に平骨あり。丸骨あるべし。口傳なくばなりがたし。此の習ひにて手の内おのづから

我位になるなり。然る間是の位を夜の手の内ともいふなり。」
ホネアイト：骨合と上筋を唯緩みなく押へて射るぞ押へなりけり。大和流指矢の二寸の押の事の條の歌。骨節の喰合が違はぬ様に上筋も緩ませず押手は二寸押へる心持で射るのが二寸の押へであるとの意。
ホネアイト：骨合と云は糸にて竹の管つらぬきて見る心なりけり。大和流持満の歌。骨合と云のは左右の手首、肘、肩、腰、股、膝の關節の喰合直にして、後は雁金骨の正しく對するを云ふ。恰も竹の管を糸に貫いて見るのと同じ理であるとの意。
ホネアイノ：骨合の違ひて力味ある射手は血道つかへて肢體縮まる。大和流持満の血道歌。
ホネアイヤ：骨間や筋みちわたる手先こそ千里のほかをはかる手のうち「日置流射學」所收押手手の内の歌。「骨間筋道といふ事」の條参照。
ホネイテワ：骨射手は弓の底を射る肉は中皮は上へを射るとしるべし「大和流

小的全鑑」所收、弦之別の條の歌。
ホネニイタル 骨に至る「太刀を當」
「皮の別」の條参照。

ホネニシラストユコト 骨に知らすと云事 海の幸(吉田流)「一、骨に知らすと云事 たとへば弓を射候に、只引付け、はなしたるものにてはなく候、勝手を引付け浮勝手にても、又は附候勝手にても皮肉迄は、知り候得共、骨の知り申射手は、鮮き者に候間、骨の覺候様に引附はなち候ものなり、たもちある弓も、又は早き調子の弓も同じ心持に候、骨しらすしては眞のはづみなき物に候間此心持能々覺へ給ふべき事どもなり」

ホネノイテ 骨の射手 弓の底を射る故に、弦の打込強くして深く矢の別れは弓手の脈所の先まで矢を送る。「骨の射手」の條参照。
ホネノオサマリ 骨の納り 弓手の腕口の所へ納るをいふ。皮肉骨の三つの納りの一。「三所に納る」の條参照。
ホネノワカレ 骨の別 「骨の別」の條参照。

ボフク 拇腹 大拇(主に右手)の腹。射法本紀「懸以三拇腹、不以二頭高」

ホムダ 鞆 「鞆」の古名。舍手の儀で弦の當る聲をいふ。略してほだともいふ。日本書紀(應神紀、前紀)「注、上古時俗號鞆謂三衰武多」

ホモト 蒲本 空穂の名所。穂先に同じ。

ホラノコエビラ ほらの小籠 相國寺塔供養記「御後官人大判事中原章頼ホテノ小籠

ホリイワミノカミ 堀石見守 吉田六左衛門元輝の印可者。石見守は老中である。(雪荷派)

ホリウチキザエモン 堀内喜左衛門 射士 阿部伊勢守内 吉田助右衛門門人榮重といふ。嘉永五年(皇紀二、五一二)壬子十月三日 十二代將軍徳川家慶公の時、京都三十三間堂に於て、惣百射の中、六十八本通矢した。(年代矢數帳)

ホリエジンノジョー 堀江甚之丞 射士 浦上雲平弟子 貞享三年(皇紀二、三四六)丙寅五月十三日 五代將軍徳川綱

ボフク ホムダ ホモト ホラノ
ホリイ ホリウ ホリニ ホリカ ホリゴ

吉公の時、京都三十三間堂に於て、惣二千九百八十射の中、射損じ、千二十二本通矢した。(年代矢數帳)

ホリエスケエモン 堀江助右衛門 射士 松平肥前守殿衆 賀州 伴喜左衛門弟子 慶長十一年(皇紀二、二六六)丙午正月十九日 二代將軍徳川秀忠公の時、京都三十三間堂に於て、二百二十本通矢して、射越を稱した。更に元和九年(皇紀二、二八三)癸亥五月二日 九百廿九本通矢し、第三回は寛永三年(皇紀二、二八六)丙寅四月四日 三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣千九百十五射の中、九百四十五本通矢した。(年代矢數帳)

ホリカンクロー 堀勘九郎 弓工勘十郎弟子平安城弓町、藤放の値段は十匁。(弓矢細工之書)

ホリゴンノスケ 堀権之助 射士 大河原勘介弟子 寛永六年(皇紀二、二八九)己巳四月廿五日 三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣千五百六十射の中、三百五本通矢した。(年代矢數帳)

ホリサコンシヨウゲン 堀左近將監 吉田六左衛門元輝の印可、副老中である。(雪荷派)

ホリシユエーノシン 堀習之進 射士 溝口伯耆守内 奥田權太左衛門指南 文化十四年(皇紀二、四七七)丁丑三月廿八日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十五歳にして、惣百射の中、十五本通矢した。同年四月二日 惣百射の中、十五本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ホリジユエーローザエモン 堀十郎左衛門 射士 板倉近江守内 加賀□□右衛門指南 享保七年(皇紀二、三八二)壬寅四月八日 八代將軍徳川吉宗公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣矢千射の中、二百七十五本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ホリトータ 堀藤太 源頼朝公の臣。弓馬の達人。文治元年(皇紀一、八四五)乙巳十月廿四日 勝長壽院供養の時、頼朝公の隨兵となつて、御堂の西方に候した。(吾妻鏡卷五)

ホリヤ ホルト ホロノ ホロバ ホロガ
ホロツ ホロノ ホロバ ホロガ
ホロギ ホロキ ホログ ホロケ
ホロタ

ホリヤサブロ 堀彌三郎 射士

清水 安富軍八指南 明和四年(皇紀二、四二七)丁亥十一月廿一日 十代將軍徳川家治公の時、江戸深川三十三間堂に於て、九歳にして、半堂、惣矢千射の中、八百二十三本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

ホリヤマトノカミ 堀大和守 江戸住

吉田六左衛門元輝の印可を受く。(尊荷派)

ホルト 石弩の外の凡ての弩から發射される箭のこと。

ホロ 保呂 保呂羽(翼の羽)の略。

ホロ 母衣 纒帛 保呂 保呂 鎧の背に負つて矢を防ぐために用ひた武具。五幅(五尺八寸)許りの布帛を囊狀に作り上下に粗緒をつけて、それを鎧に結ぶ。保呂の稱呼は領と云ふ。

ホロカケムシヤ 母衣懸武者 母衣を着けた武者。幸若舞曲(敦盛)「ほうかけむしやの船招くは、左馬の頭行盛か無官の太夫敦盛か」

ホロガシラ 母衣頭 母衣をつけた

ホロツケアナ 母衣附孔 鎧の鳩胸の上にあつて、母衣の紐をとほす孔。

ホロツケノカン 母衣の附銀 兜の響の孔の内より母衣又は引廻を附けるため出す緒。母衣を付る銀。通附の銀。上代に母衣掛武者の弓を持つて、空穂をつけた時の事である。



ホログシ 母衣串 母衣を鎧の背にさす串。備前老人物語「母衣串を拵へ、こゝかしこに金具を使ひ」

ホロケ 保呂毛 「保呂羽」に同じ。

ホロタアギ ほうたあぎ 「空穂」の参照。

ホロダイ 母衣臺 母衣の臺。

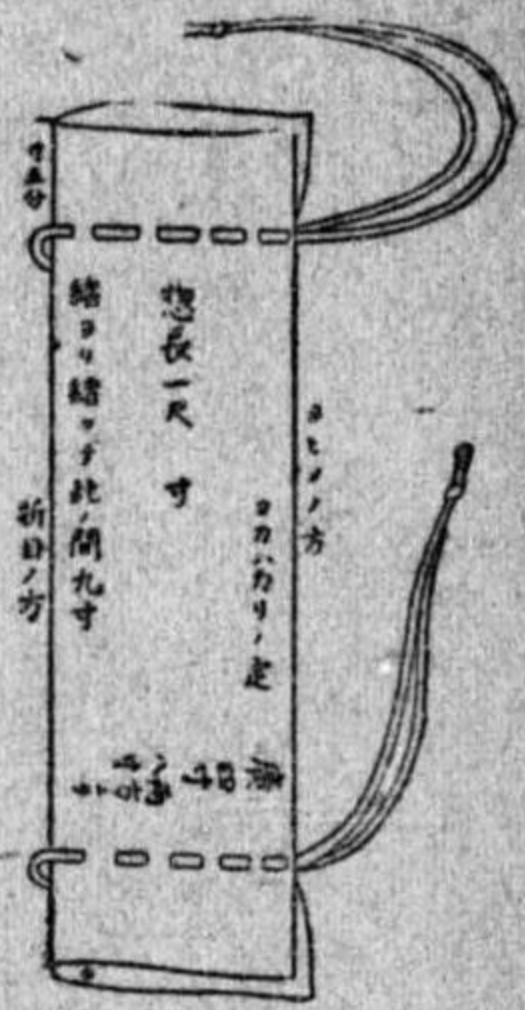
ホロダイシヨ 母衣大將 每衣のことを掌る役人の頭。武道傳來記・四「二百石の御加増くだし賜はり、母衣大將に御役替までなし下され」

ホロタタキ 母衣擲 空穂の名所。切腹より穂皮へ移る所。母衣に當る所故この名がある。

ホロツケ 母衣附 母衣附の鎧の略

ホロツケ 母衣附 母衣附の鎧の略

リ、



ホロムシヤ 母衣武者 母衣をかきた武者。頼井日記・攝州青野合戦「士大將母衣武者なり」

ポロ 勃嚙 吉田流の離。「ポロ」は一字金輪佛の種子、一切成就と云ふ事、左右一切成就してポロンと離れ中る事。

ホンアタリ 本中り 射術正しくして、的中したもの。

ホンキユ 本弓 本式の弓。狂言記外篇・八幡舞「小さい時から、はちこ弓の射手にて好きでござる。いやそれではな、本弓の事ぢや」

ホンシキゴゼンマト 本式御前の

ホロム ポロ ホンア ホンキ
ホンシ ホンジ ホンセ ホンダ

大和流印可以上の弓書。御前に就いて記したるもの。

ホンシゲド 本重藤 蛇形弓、蛇腹弓に同じ。大追物の弓である。大追物書「蛇形弓二所藤弓之事一、大追物ノ弓ハ蛇形弓一名重藤之事二所藤若ハ三所藤ノ弓ヲ用ニ本重藤ト云是也附ヨリ上ニ地ノ三十六禽ヲ表シテ三十六ノ藤ヲ卷附下ニハ天ノ二十八宿ヲ表シテ二十八ノ藤ヲ卷但四季ノ藤ハ右上下六十四籐ノ外也」

ホンシヨゴカン 本書五卷 寫本一册 石堂竹林坊如成作 竹林派の弓書。射の大本を説く。(生弓齋文庫本 第九帙 第九四號)

ホンシヨゴカンチュウシヨ 本書五卷註書 一至四及灌頂之卷 寫本三册竹林派の弓書本書五卷に註を加へたもの。(生弓齋文庫本 第五十六帙 第六百三十九一六百四十一號)

ホンシヨシカンノシヨ 本書四卷之書 刊本一册 關口源太 東京 明治二十七年刊 本書四卷に註釋を加へたもの。(生弓齋文庫本 第五十七帙 第六百四十四號)

ホロム ポロ ホンア ホンキ
ホンシ ホンジ ホンセ ホンダ

ホロノカザキリハイトルヤ ほうの風切はいたる矢 前條参照。

ホロノモノ 母衣の者 「母衣武者」に同じ。太閤記、六「母衣之者並びに使着」

ホロバ 保呂羽 鳥の左右の翼。

ホロブクロ 母衣袋 母衣を疊んで入れる袋。太平記・卷第廿九・將軍上洛「或は母衣袋より母衣取出して、是を先途の戦と思へる氣色顯れて、最後と出立つ人もあ

ホンセン 奔箭 走りゆく矢。飛びゆく矢。太平記卷第六・民部卿三位局御夢想「年光不待、奔、如奔箭下流水」

ホンダ 鞆 鞆のこと。

ホンダジエモン 本多次右衛門 射士 星野小左衛門弟子 明暦三年(皇紀二二一七)丁酉四月十六日 四代將軍徳川家綱公の時、京都三十三間堂に於て、惣二千七百射の中、千六十本通矢した。而して、同四年四月十八日 惣四千射の中、千五百四十本通矢し、次に、同五年五月廿四日 惣二千六百六十射の中、九百二十本通矢した。(年代矢数帳)

ホンダスエキチ 本田末吉 射士 御旗本御寄合 安富軍八指南 寛政九年(皇紀二、四五七)丁巳四月十九日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣千射の中、四百六十四本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

ホンダスケタユ 本多介太夫 射士 松平下總守内 鈴木吉之丞弟子 延寶六年(皇紀二、三三八)戊午四月廿六日、

一六六一

四代將軍徳川家綱公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢三千七百八十四本の中、七百七本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ホンダテツノスケ 本田鐵之助 射士 浪人 竹中惣藏門人 内藤豊前守内

岡村泰助指南 寛政七年(皇紀二、四五五)乙卯四月廿日 十一代將軍徳川家齊公の時江戸深川三十三間堂に於て、惣千射の中、四百九本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ホンダトシザネ 本多利實 尾州竹林派の弓術家。本多流の創始者。江戸の人。徳川の旗本本多八十郎利重の長男。保七年三月廿八日生る。橋之助或は廣と云ひ、生弓齋と號した。六歳の頃より弓術を嚴父に就て學び、武田流弓術射禮故實家栗原孫之丞信充の門に入り、射禮を學ぶ。尾州竹林派の宗を嗣ぎ、傳來の射法に新機軸を出して正面打起に改めた。西久保八幡神社の祠官を勤めつゝ明治廿五年第一高等學校々友會弓術教授を囑託されたのを囑矢として、東京帝國大學運動會、日本體育會、

東京美術學校、千葉醫學專門學校(現千葉醫大)、眞宗大學、宗教大學(現大正大學)、學習院輔仁會、華族會館、大日本弓術會等に教授し、晩年は西集鴨村に移り、自宅に弓道館を開いて子弟を養成した。大正六年十月十三日八十二歳で長逝し、牛込區下戸塚町の清源寺に葬る。法名を生弓院殿觀利實彰居士と云ひ、家に弓書壹千餘冊あつて生弓齋文庫と名づくる。

ホンダリユ 本多流 弓術の一流派。本多利實翁の創始にかゝる。最も新しい流派で、現代の弓界を風靡し、嫡孫利時氏を宗家として本部を東京市豊島區西巢鴨二四七に置き、支部は各地にある。

ホンチヨークキユバヨラン 本朝弓馬要覽 十五卷 壽樂齋編。弓馬の書を合刻したもの。即ち寒川辰清の「弓術要覽」五卷、齋藤定易の「馬術要覽」五卷、同「馭馬要覽」五卷、以上三書を合刻して卷末に「藝術要覽」二卷を加へる。天明七年丁未(皇紀二、四四七)八月の刊本。

ホンチヨークンキコ 本朝軍器考 新井白石著、卷數十二卷、附圖二卷(集古圖

けて同年出版する。
ホンチヨークンキコースシキ 本朝軍器考圖式 二卷 新井君美著、一名「本朝軍器考集古圖説」と云ふ。同條参照。
ホンチヨークンキコソツコーヘンタマハバキ 本朝軍器考圖後編玉帶二卷 松岡杜鹿輔著 尾張美濃兩國內の神社佛閣に藏めた本邦古代の箆、胡録等の軍記を考證圖説したもの。作法寸法迄を詳記する。寛政十二年庚申(皇紀二、四六〇)稻葉通邦の序、享和二年壬戌(皇紀二、四六二)二卷四冊に出版。著書は尾張國の人である。

鐵作謄名、兼明門人系、甲作人之部、甲作謄名、兜作人系、面作人之部、籠手作之部 鐵砲由來、同作人之部、劍相吉凶、弓之濫觴、弓作人之部、矢師名人之部、鞍作人、並花押等の十七章ある。嘉永七年甲寅(皇紀二、五一四)刊、横綴本で「新撰武器銘鑑」と題してあるものもある。
ホンチヨープゲイシヨテン 本朝武藝小傳 十卷 日夏繁高著「武藝小傳」の條参照。
ホンチヨープリンゲンシ 本朝武林原始 八卷 日夏繁高著、本邦武器の本源沿革を説明したもの。即ち、卷一に、劍刀之部、卷二に弓矢の部、卷三に射事之部、卷四に馬具之部、卷五に馬事之部、卷六に著具之部、卷七に備器之部、卷八に兵事之部を掲げ、各部細目を分つて、二百四十餘條の起源を詳説する。享保八年癸卯(皇紀二、三八三)林信充の序、同九年の自序、國枝齋賢の序、松平康懿の跋があつて同十二年出版。伊勢貞丈が増補して寫傳したものもある。同書には安永三年甲午(皇紀二、四三四)藤原忠奇の奥書がある。

説とも云ふ) 旗幟、金鼓、節鉞、弓矢、弩砲、火器、矛、槍、劔刀、甲冑、鹵楯、帷幕、鞍轡に分類して、軍器の制度起原沿革等を詳説し、文獻の徵する價値あるもののみを挙げ、附圖は神社佛閣等に秘藏したものを集めたもので、本文と併せ見ると參考となる。刊本は九冊、外に序目一冊、附圖(即ち集古圖説)四冊。寶永六年の目下部景行の序、享保七年の安積澹泊の跋、又元文元年の新川元成の序、翌二年梓行。叢書本は本文之附圖各一冊とする。「故實叢書」「白石全集」第六卷所收。本書の註譯書に軍器考首書・同標疑・同増註・同考餘評等伊勢貞丈著のものあり、軍器考補正土肥經平著、軍器考宇治因忠著等がある。

ホンチヨークンキコシキニコースセツ 本朝軍器考集古圖説 二卷 新井白石著、神社佛閣等に秘藏した古代軍器を圖説したもの。一名を「本朝軍器考圖式」と云ふ。享保二十年乙卯(皇紀二、三九五)三好文成の序、正徳五年乙未(皇紀二、三七五)平元成の跋、同年自序 元文五年庚申(皇紀二、四〇〇) 日下部景命の跋を附

ホンテンオー 梵天王 Bahava. 羅舍摩梵摩。別名を尸棄 Sikihi, 世主 Prayapati, と云ふ。天竺にて始て矢を作るに云ふ。(弓箭記)
ホンドー 本堂 卅三間堂のこと。
ホンブンノカネ 本分之規 射術、足踏の規矩の一。的の中心より足を立る所まで心で眞直に墨繩を引て其筋へそむかずに踵を合せて八文字に踏み、其の廣さは兩踵の間に己の肩幅の入るほどにして左足を爪先、右足は踵をよく踏詰め兩膝を内へしめ合す胴作をすること。(大和流小的全鑑)
ホンブンノツルミチ 本分の弦道 射術、弦道の一。廣狭なく中道に引込む事。「三段の弦道」の條参照。
ホンマタダヒテ 本間忠秀 射術家。通稱孫四郎、資孝の子。相模の人後醍醐天皇方の強力の精兵。初め足利尊氏に仕へた。新田義貞に屬して尊氏を和田崎に拒き騎射の絶妙を示した。後ち尊氏のために六條河原で斬られた。

ホンママゴシロシゲウジ 本間孫四郎重氏 「本間忠秀」の條参照。

ホンチヨープキメイカン 本朝武器銘鑑 一卷 矢澤幸朗著。本朝古今の武器作者の系譜。作流を考説したもの、その總目は増田明珍略系、早乙女家略系、古具足師

ホンマリユ **本間流** 弓術の一流

派。本間孫四郎忠秀の流。

ホンマリユキキガキ **本間流聞書**

寫本一冊 本間流の弓書。(生弓齋文庫本

第一帙 第一號)

ホンマリユードント **本間流傳統**

寫本一冊 本間流の傳統を記したるもの。(生

弓齋文庫本 第九十帙 第九百五十五號)

ホンライ **本來** 射術引取の條目虹

形の時の習の一。曹を着て前立物の吹返し

て弦をあてないこと、即ち丸く引付けた弦

道故に丸く返るの意。(山村派傳來註書)

マ

マアイ **間合** 的場と射場との間のこ

と。尺二の場合十五間が定法である。

マイチモンジ **眞一文字** 掛口の一

鞆の掛口の帽子に對して大體直角になるこ

と。三つ鞆は眞一文字である。

マイラスカシ **まいらすかし** 大和

流月道天之卷二段第二「マイラトハ、腰板

ニサンヲ打、マイラ戸ノ如クスル、又ハス

カシニモスルト云フ事也、是ヲ誤テ、マイ

ラスカシト云來ル也。マイラト、スカシト

ニ様ニ見ルベシ、但柵ト書也」

マイリ **まいり** **まいり**は初參の射手

の立つ所。大的の時二度目の後弓に立つ。

マエ **前** 的に向つて右側のこと。後

の對。

マエイテ **前射手** 二人以上射手が立

つ時、前に立つ射手のこと。後射手の對。

マエウシロ **前後** 近き遠きと中程

の構弦道射手によりぬる 大和流弓構の歌。

射手の骨格によつて前に構へ後に構へ或は

弦間狭く又廣く或は中道に構へるものであ

るとの意。

マエウシロ **前** 後ろ照り伏し左右

高下無く眉の通りへ諸起せよ「大和流小的

全鑑」所收。諸打起の歌。

マエオ **前緒** (一)道順儀の前方、上

部にある緒紐。(二)犬射籠手につく紐。革

の紋横溝浦をつけたもの。

マエオキノモノ **前おきの物** 人を

見て驚いて去ぬるものと云ふ意で、鹿・猪

狐・兎・狸・狼等をいふ。圖的聞書「前お

きの物とは兎狸狐狼猪これらを前おきの物

と申す也、惣て是れを本に狩にする事はな

し、自然鹿狩などの時又は野山に行く時ふ

と前へ出るを前おきとは申す也」

マエオキノモノイルヤノコト **前起**

の物射る矢の事 高忠聞書「前おきの物

射る矢の事、何矢もくるしからず、またそ

やけんじりにて射べし、射取るべき爲に

射るにはひも袖を納め肩ぬきにて射べき

也」挾物の記「一、前起の物射やうの事、

弓ハさだまらず、矢ハかふらかりまたなと

にて射へし、矢所なし。」

マエオシノコト **前押の事** 備忘集

(日置流正統)第一卷「三角にて有、肩

はまりにてもあり、然間剛強柔弱の心愛に

あり、口傳莫大夫のみならず前押する事多

し、必初身の時初て的などを射に先づむか

ふ當物有に依ておほつかなし、然る間勝手

思ふまゝに放されず、或は矢束つまり手前

は縮みはなれ持出などして後付事多し、さ

れば兼て能分別をして射させたらんは功者

不功者の二儀可有之者也」目安の卷(竹林

派)「廿九、つぼむ事は前筋の弱き故か、

馬手を臂へきり過てかたみに引かれてつぼ

む事も有べし。是は矢束を詰させて切る心

を去りて別れの位に離れよ弓手は前筋を強

くつきはるべし、手先にてつぼむか肩にて

つぼむか惣體にてつぼむか、足踏の曲尺に

も有べし、其是非を見分くる事肝要なり。

註(本多利實翁)曰、つぼむといふは形の

縮む事より起る病にして弓に取りて悪しき

事也、是は多く老人或は弱き性質の人の癖

也、押手より初まる事多し、或は勝手肩に

附過ぎて左肩ぬけつぼむもあり、是は矢束

を詰めさせてといひて三つの矢束の内唯

矢束の傳を以て直すべし。切る心とは無理

に離す事にて則ち肩に強く預け置く謂也。

別の位とは四ヶの放れの内別の離れを用ひ

よといふなり、つぼむ箇所は多く手先肩或

は惣體にてつぼむ、足はつぼむにあらざ緩

むなり、足踏の相違より形つぼむなり、是

は蜘蛛の曲尺にて治すべし」

マエオシヤ **前押** やこずける人の稽

古には矢先をちかくかたきもの射よ「日置

流射學」所收、押手手之内の歌。押手を前に

出したり、或はこづき上げて放す人の直し

の稽古には矢先を近く、當物との距離を近

くするとか、又は、堅い物を射よとの意。

マエオシワ **前おし**は常はみにくし

退脚もさもあらばあれ極裏の弓 日置流・

雪荷流・道雪派・印西派等の歌。放れに押

手が前へ出ると、胴の右に傾く退脚も常

には醜いけれども、楯裏から射出すにはよ

いとの意。

マエガカリ **前懸** 「俯す身」に同じ。

マエカワアヤノシン **前川綾之進**

射士 阿部駿河守内 伴鐵之助指南 文化

十三年(皇紀二、四七六)丙子四月廿三日

十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十

三間堂に於て、十歳にして、五十間で、惣

百射の中、五十三本通矢した。(江戸深川

三十三間堂矢數帳)

マエギレ **前切** 「四つの發」の一。

同條参照。

マエギレアトギレコロモチノコト

前切後切心持の事 日置流秘書百七箇條

ノ第四十節「前切れ後切れ心持と申は矢碌

に參らす候義なり、前後へ切れ申候事矢に

依り弦に依り射候様に依り申事にて候、矢

かた押しに候へば必らず其矢前後へ切れ申

候矢細きに弓強く放れ荒く候へば其矢前切

れ申候、矢強きに弓弱く放れ口悪しく候へ

ば其の矢必らず後へ切れ申候、弦道より右

の外へ弓出るは入木と申候弦によりかけ候

へば必らず矢後つき申候、仔細は放れの節

により戻りたる故に管の内にて前方へこ

ち出す心持にて御座候」

マエタカク **前たかく首**のこはれる

射手ならば本のすわれる弓を射させよ 竹

林派肩の歌。前たかく首のこはれるとは左

肩高く首の硬ばり縮めること。「肩高く首

の縮まる射手ならば本の据れる弓を射させ

よ」の歌参照。

マエダケ **前竹** 弓の名所。「内竹」

に同じ。同條参照。

マエタケスジトダケスジトリヨ

前竹筋外竹筋取様の傳 弓村の

傳の一。(用射録)

マエダタネスケ **前田種助** 射士

高松家中 岡内嘉右衛門弟子 岡内千藏後

見 前田苗佐平太子 享和三年(皇紀二、

四六三) 癸亥十月十五日 十一代將軍徳川家齊公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、五百九十五本通矢した。(年代矢數帳)

マエダチ 前立 的の中心の延長線上より前に立つをいふ。押手の強い射手、或は勝手の弱い射手に多い足踏である。

マエテビヨ 前手病 押手(弓を握る左手)から生じる病癖のこと。是れを分けて張・卓・嫩・老・彎・剩の七とする。各條参照。

マエナミシチローサプロ 前波七郎三郎 射士 鈴木萬右衛門弟子 寛文六年(皇紀二、三二六)丙午六月朔日 四代將軍徳川家綱公の時、京都三十三間堂に於て、惣三千廿射の中、八百八十三本通矢した。(年代矢數帳)

マエナラス 前ならず技合四寸割短に右の手高く肘に心よ 大和流弓構の歌。「割短」の條参照。

マエノカズツカ 前の數塚 前弓の數塚のこと。射御持長記「前の數塚の串に石を一つ入れ候也、數塚こぼして後に、弓

石とて射手の立つべき通り、前に置く也。」**マエノフシ** 前のふし (一)鹿の名所。「鹿の目」参照。(二)猪の名所。「猪の圖」参照。

マエムキ 前向 羽の内向の矢のこと **マエヤ 前矢** 的の右に行く矢。

マエヤノユクコト 前矢の行く事 目安の巻(竹林派)「四十、前矢の出づる事は胴のひつみ足踏の心得なるべし、胴は右のめがたを少しほどき重を専らにすべし右肩左肩の曲尺並に足踏の曲尺にて直すべし、又矢の弱を會に心の至らずして前矢の出づるもあるべし、其味を窺ふべし口傳大事なり、肝要は目にあるべし。註(本多利實翁)曰、胴のひつみ足踏の心得とは左足前へ進む時は前矢出づ、胴は右のめがたをとめがたは横腹といふ事なり、重を専らにすとは胴を眞直にして足踏み兩足の眞中に重ねよとの事也、又矢の弱を會に心の至らずしては取りて持合の附かざるを云ふ、則ち右の拳の收り氣乗りにく窺ひ居るを云ふなり、肝要は目にあるとは窺ひ物に従ふ物なり也」

マエノモノツルオトノコト 魔縁の物の弦音の事 射御持長記「まゑんの物の時の弦音の事、弦音をして技をとらへぬ事也、大なる秘事也、口傳有之。」**マエノヒキメ** 魔縁引目 引目の一種。妖魔降伏のために作ったもの。**マカゴヤ** 眞鹿兒矢 「鹿兒矢」に同じ。同條参照。眞は接頭辭。麻可胡矢。眞鹿兒。

マカゴユミ 眞鹿兒弓 「鹿兒弓」に同じ。同條参照。眞は接頭辭。**マカバ** 眞樺 矢矧の一種。矢に糸を巻いて別のこと。或は籐を巻くこと。安齋隨筆卷之十三「箭に樺を巻くと云ふはウラハギ、本ハギを巻くなり。糸にても紙にて巻くなり。紙に對して糸にて巻くを眞樺と云ふ。飾抄弓箭の篇樺の條に、建曆の御禊に、中將資平用眞樺紅梅色なりと見えたり。紅梅色は卷糸の色を云ふなり。眞樺を梅の皮と心得るは誤りなり。糸にても、紙にても巻くことを樺巻と云ふ義を別書に記しおく故、今略之、弓にも樺を巻く、是も紙巻に對して細藤にても巻くを眞樺と

マエユミ 前弓 番つて弓射る時、最初の番にあつた射手。後弓の對。今川大雙紙「前弓の人は、つがひたる矢をばづして、肩を入るべし」大的體配記「一、かずつかへよるべき様の事。前弓は弓のうらは一尺計を、かずつかのかどにうちかけて畏也、後弓はうらはかずかずつかのねにとくかどかずに畏べし」

マエユミノタイハイ 前弓の體配 高忠開書「一、前弓の時はかずつかの方に弓のうらは一尺ばかりをきて持せて、兩手にてひばを解て、右のひばを右の手に取て、さて弓にとりそへて、先左のひばを刀のこでしより引とをしまはして腰にはさむ也、右のひばを左の手にてまきて、小袖とすわうとの間へをしいれて、かたの前おしこむなり、さて身づくろひ、左の足よりはじめて、三足あゆみよりて、扱足を引そへて、的を一目見て、又左よりふみ出し、よくふみさだめて、右の手にて弓をととり、かずつかのきはに立也、弓をばゆびみつにてとるべし、我がたより少たかく、三つかな輪に立也、つるをば的の方へもむけず、

云ふなり。笛にも樺を巻くなり、糸を巻くなり。」**マカブラ** まかぶり 犬射引目の名所。かざかへしのこと。**マガモ** 眞鴨 *Anas platyrhynchos* *platyrhynchos* L. 雁鴨目ガンアフリ科。翼長約二八五耗。青頸鵞の原種で色彩が酷似してゐるが體形は小、肉味良く獵鳥としてよい。その羽は指矢に用ひる。**マガリヤ** 狂矢 筈の弱の箭の曲つたもの。(射義成功記・卷之一)**マガリユミ** 曲弓 反弓のこと。弓身の素質形上から見たもの。**マガリヤオ** 曲矢をと望むはいかゞ立べくも只直弓こそみまほしけれ 遠矢久曲の歌。**マガリヤオ** 曲矢をとのぞむはいかにひとたちもたいま弓こそみまほしけれ「日置流道雪派射義指南歌之卷」所收の歌**マガワ** 眞皮 鞣の材料による鹿皮のこと。**マキ** 眞木 眞弓の木の略。檀。**マキエヒラ** 蒔繪籠 蒔繪を施し

又さきへもむけずして、すみかけて弓をたつべし。扱はだぬぎさまに、的を一目みておしはだぬぎ、すわうの袖のおりめをとりにて、刀の小尻を引まはして、前の腰にはさむ也、扱矢をさしはげて、弓をかまへて一目見るなり、まづ定見所三つ是也、はやには、とむき、乙矢には、うちむきを射る也矢をさしはげさまには、先へひねりむけて矢をはぐる也。扱射果て、すわうの袖をはさみたるをばづして、よくくつろげて、先右のかたへ手を入れて、扱ひちり左へおし入て、もとのごとく引なをして、左のあしよりひきて、扱右を引そへて、よくあもんをなをし、左よりふみいだし、三足あゆみ、本の座にかしこまるなり。」

マエノモノオイルトキノコト 魔縁の物を射る時の事 高忠軍陣開書「狐狸其外魔縁の物など射る時は、右の足を前へ一足踏み出して射る也、急なる時は足ぶみの沙汰に及ぶべからず、矢はとり矢に可射也、鷹の羽、山鳥の尾にてはぎたる矢にて、右の足をふみ出して魔縁の物を射て、しりぞかずと云事なし、大なる秘説なり。」

た籠。儀仗用のもの。小右記「長和四年十一月十九日乙丑今日從二太政官一移二幸枇杷殿第一(中略)諸卿着三例裝束一餘着平絹柳色下裏平塵劍蒔繪籠等二」

マキエノユミ 蒔繪弓 塗弓。中古

から用ひられた儀仗用の弓。鋒に蒔繪を施したるもの。隨身用の弓で宮中衛府五位以上公卿所用のもの。後、武家でも用ひた。弓箭根元記「一、蒔繪ノ弓。下地ハ色ニモ、黒色ニモ塗テ、其上ニ唐草ノ類、或ハ石墨或ハ鱗形等ヲ蒔繪ニスル也。其紋ガラハ尙好ミニヨルベシ。是等ハ草ノ弓也トイヘドモ、年齢ニヨリテ用之、若輩ナドハ今モ用之」明月記「寛喜二年閏正月七日、歸家之後、宰相蒔繪弓籠、隨レ有レ借、送ニ新兵衛佐許二」

マキキリ 卷切 籠の一種。左巻笛巻などの類。卷切籠の略。

マキキリノ 卷切籠 「卷切」の條参照。

マキズル 卷弦 弦の一種。塗弦。弦の上を更に麻で巻いて包み黒漆したもの。高忠軍陣開書「式の弓の弦は卷弦也、塗様

帳」

マキムラセイジユロー 牧村清十

良 射士 寛永八年(皇紀二、二九一)辛未四月十七日 三代將軍徳川家光公の時京都三十三間堂に於て、惣二千九百五十一射の中、六百五十一本通矢した。(年代矢數帳)

マキメ 卷目 矢幹に矢羽及び矢根をつけるために糸その他のもので巻く。管の邊を巻くを管巻、矢羽の下を本巻、矢の根に接する邊を金巻、又は根本巻、その直ぐ上を沓巻と云ふ。今川大双紙「一、矢の巻目の寸法の事。ねた巻五分、沓巻六分、本巻六分、上巻(管巻か)三分、ケラ首三分、

卷目黒塗の時は拭籠・節陰たるべし。赤漆の時は白籠たるべし。」弓箭根元記「一、卷目ノ事。管巻ハ切口ニ同ジ、末樺ハ管巻ノ一倍也。本樺ハ管巻ト末樺トニ處ノ廣サ程也、アザ巻ハ本樺ノ一倍、此内ニテ三ツ物一ツヲ沓巻ニスル也、但見好様ニスベシ大概ハ先如レ此也。○管巻ハ眞糸ヲ成程細ク縷テ可巻之。○末樺・本樺ハ矢ニ依テ替ル也、然レドモ大法ハ管巻ノ如クニ眞糸ヲ細ク縷テ巻ナリ。○アサ巻モ同レ右。○沓

卷弦とは常の弦の上を麻にて大刀のつか巻ごとく、ちかへて巻くをせきつると云也、又一方へ巻く事もあり、それとも巻弦と云也、それは略儀也、巻弦をば能く射ならして後、巻てぬる也。」

マキテ 卷手 弦の名所。中仕掛のこと。外に芋を以て巻く故に卷手と云ふ。

マキノカツザエモン 牧野勝左衛門

射士 松平出雲守殿御内 長屋無入 長屋六左衛門弟子 貞享五年(皇紀二、三四八)戊辰五月十四日 五代將軍徳川綱吉公の時京都三十三間堂に於て、惣六千五百射の中二千六百六十二本通矢した。(年代矢數帳)

マキノカバ 眞木の樺 的矢につかふ、まゆみの樺のこと。佐竹宗三開書「一的矢につかふまゆみの樺、まきのかば共申也」

マキノカヘイタ 牧野嘉平太 射士 讃州 眞鍋藤八郎弟子 寛永七年(皇紀二、三七〇)庚寅六月十六日 六代將軍徳川家宣公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、二百七十九本通矢した。(年代矢數帳)

卷ハ麻糸ヲ縷合セ、是ニテ卷事、何レノ矢ニモ可也。:(中略)○又云ク、卷目ノ分量ニ數説アリ、一ニ云ク管ハ籠ノ徑リニツ分、但矢ニヨル。管ト管巻トノ間同ク一ツ分、管巻ハ籠ノ一徑ヲ三ツニシテ、其一ツ分、管巻ト上作トノ間、管巻ノハマト同ジ。上作ハ管巻ノ一ツ半、下作ハ管巻ノ二ツ、沓巻ハ管巻ノ三ツ、鷹俣ナラバ、上作ハ管巻ノ一倍、下作ハ管巻ノ三ツ程、沓巻ハ四ツ程、金巻ハ二ツ程ト也、又一ニ云、籠ノマハリヲ取テ三ツニ折、其一ツ分宛ヲ管巻ト縷頭トニシ、同其二ツ分ヲ上作トシ同三ツ分ヲ下作トス。征矢ノ沓巻ネタ巻三ツ伏、但ネタ巻ヲ一ツ伏ヨリ少長クスルト也。又一ニハ的矢ナドハ、籠ノマハリノ寸ニ本作ヲシテ、上作ト沓巻トヲ其半分ニシ管巻ヲ上作ノ半分ニス。征矢ハ沓巻ヲ籠ノマロミノ一倍ニシ、本作其半分ノ末作其半分、是大法也、昔ハ何矢モ管巻三分、上作六分、本作一寸二分、如此次第ノ一ニ一倍宛ニ巻、管ハ管巻ノ一倍、蠟頭ハ管巻ノ等分、是根本ノツモリ也ト云リ。」

マキメノシシ 卷目の鹿 狩詞 未

マキノハ 槇の葉 鉄(小根)の一種 長根に屬する。槇(植物)の葉に形を取つたもの。細長くして、尖にふへらみがあつて、根本の處には返刃が少しある。



マキノマロキユミ 眞木丸木弓 丸木弓の一種。檀の木ノ弓。今川了俊道行振「生ひまがるまるきの丸木の弓とりはすくなるよりも力こそあれ」

マキハギ 卷作 矢矧の一種。糸や樺などを巻いたもの。(射義成功紀・卷之一) マキフスベノユガケ 卷ふすべの鞆 卷ふすべ革でつくつた鞆。弓法私書「卷ふすべのゆがけ誰々にも似合たる也、染革は人に寄りて似合ぬ也、殊軍陣へは卷ふすべ然るべき也」貞丈雜記卷之十四(皮類之部)「一、ふすべ革は松葉を火に焼て其烟にてふすべて色を付る也、今世は松葉にたばこの莖と二色を用る也。」

だ列卒が卷落さず、山の嶺等に人数の内に交つて有るを云ふ。(弓法私書) マキツツ 卷弓 Der unwickelte Bogen 丸木弓の一種。弓身の一部又は全部を蔓・樺皮・籐・紐・金環等のもので巻いたもの。 マキヒシ 纏弓 革、糸、籐等を巻いた弓。「節巻弓」の條参照。扶桑略記「寛平六年九月十七日記曰:(中略)所取雜物大將軍軍籠物甲冑貫革袴銀作太刀纏弓革録宛夾保呂各一具己上附脚力多米常繼進上」

マキヨ 磨鏡 寫本一卷 小笠原元長者 犬追物の法式故實二百七十八箇條を記す。巻頭に「小笠原播磨殿元長開書」とあつて、巻尾に「寛正元年庚辰(皇紀二、一一〇)二月五日豊後守高忠播磨守元長」と記してある。

マキリフ 眞切生 矢羽切生の一種。安摩切生。



マキワラ 卷藁 射術の用具。藁を巻いて束ねて作つたもの。立卷藁、横卷藁の二種ある。射術の練習用のもの。弓一杖の距離に置いて之を射る。直径一尺二寸から五寸位、長さ二尺八寸から三尺位(立卷藁は三尺六寸)高さは射手の目の高さ。「胴結」「つぐら」の條参照。



マキワライヨノコト 卷藁射様の事

弓術要覽卷之二「一、卷藁を射る時ハ弓手の拳を押當たるがよし、打起の時鎌先四寸後へなる様に打起たるよし、物見へてらす、たゞ人の呼たる時そと向きたる顔持なり、眼尻眼頭にて見定め小鬘をつりたる心持よし。」

マキワラオ: 卷藁を射する数は千二千後に射る事をするべし 本多利實翁「射形百首」の中の一節。

マキワラオニトキトコロトナライアルコト 卷藁を結ぶに時と所

抑へ、袂先を袴の紐或は帯に挟む。これは弓を引くとき、袂の邪魔になつて、袂を引くであほる事のない様に防ぐ爲である。それから右手の弓をそのまゝ、本弮を的の方に斜めに持出し、其途端に左手で握を抑へ、右手を放し、同様に左膝頭邊に本弮の附くようにする。右手は同時に右の膝の角へ右手の拇指の背の當るようにし、弓と矢とを左右の手に分けて一度卷藁を見、而して右手の矢を少し手の内を寛にして、甲矢、乙矢を見分け、間違はぬ様覺へて弓を越して右手の三指(拇指、人差指、中指)にて下弦を抑へ、ぐるりと弓を廻しながら眞中(體の)に置き、直ぐに右手の二本の矢の中の甲矢を番へ、他の一本(乙矢)は打違ひに矢尻を此方に向け、左手の中指で下の乙矢を抑へ、弦の所へ乙矢の射附節の當るだけにする。右手を一度右脇の下所に結んで附け、乙矢と甲矢と打違ひにしたものを右手に持ち添へて、其儘立ち上る。足は一束につけば、卷藁を見ながら左足の足踏の目當を附け踏み出し、止め、これに従つて右足を出して足踏の恰好を作る。それから弓

との習ある事 弓術要覽卷之三「一、卷藁を結ぶに傳あり。内の胴結、白砂の胴結、鞠懸の胴結、五月の胴結、御座の胴結、春の胴結、登星の胴結、婚禮の胴結等品々に習あり、胴締といへるも此事なり、上古のつぐらより始め、引目射る時に古代のつぐらを用る事あり、俗間射者の引目にハ加様の事もしらずと見えたり、歎息すべし。」

マキワラケイコユミ 卷藁稽古弓

卷藁練習用の弓。(射義成功紀・卷之一) マキワラシヤライ 卷藁射禮 弓術

の禮式の一。私人として人前にて射術を行ふ時に用ひる。的は卷藁で射手との距離は弓一杖、矢は卷藁矢二本(甲矢・乙矢)射る。射禮は射手の言葉で云へばタイハイと云ふ漢字にて體配即體を配る意。徳川時代では漢字の體配を平假名にて「たいはい」と書かせた。その「體配」は次の通りである。先づ左手に弓を採り、右手に矢一手(二本)一甲矢・乙矢一を採り、弓は握り、矢は根或は射附節の邊をとつて(流派によつて異なる)それ〴〵兩方の袂の下に入れて出る。

を前に取り、常に構へる様に弓構をして、乙矢の射附節の矢尻を右手(手の内上向)の小指、薬指で本弮の所を左手の指の所まで引き右手を放し、又、筥中節の所を右手(手の内下向)にとつて、それを抜き取つて下に伏せ置く、甲矢は弦にかつたまゝ、矢の根は的に向ひ、右手を左脇腹の所に當てがひ、氣分を收め、一度、卷藁を見元の様に正面に頭をして取掛けをする。胴造、弓構、打起、引取、會、離れにうつり、殘身、弓倒し、右足からひいて座り、乙矢の管をとつて右に廻し、根をとつて弓は左膝頭の邊に立て、前述の甲矢の様に射る。矢の射所は、甲矢は卷藁の中央より少し上を射、乙矢は中央より少し下の方を射る。乙矢を射放し、殘身、弓倒し、座り、それから自分の正面に弓を斜にして右手を出し、甲矢を射る時行つた通り、外竹の矢摺籐の上を三指で持つて右膝の先に立て、左手を空手にして左袖の袂に夾むを抜き取り、左手を右方の懐の深くへ差し入れて、左肩を少し落し、懐を廣くして左手の腕を入れれば袖の中に入り、それなり袖を通して手を差出し、右手を

卷藁の大凡二間半、或は二間手前で貴人の方に向つて黙禮し、卷藁に向き直り、左足より三歩、左右左と進み、卷藁前、大凡一杖位の所に止り、其儘下に座る。弓手の方の膝は立てる。次に、右膝の所に左膝が来る様に向を換へ、貴人の方に眞向になる。即、その時の射手の膝は左膝につき、右膝を上げる、常に弓を置く方の膝は立てる、卷藁に向ふ時左手にあつた弓は、右膝の立つ時、同時に右手にうつる即、左に向きの變る時右手を出し、左手の持つ弓を體の正面に持ち來て矢摺籐の外竹の上の節の所を右手の三指(拇指・人差指・中指)で押へ左手は内竹を撫で下げ弓のふくらがる所に手を添へて右手とともに弓を的の方即卷藁に向けて右の膝頭の邊に置き、左手は左の袖を抑へ、袖をば右袖の下の邊に一度返す返してすぐに卷藁を見ながら袖を向ふに指す、又前に返した様に折り返し、左手の肌を脱ぐ段取をする、肩を脱ぎとる時は左手を襟の合せ目より直に出さずにづつと右の脇下に入れ、左手の出しよ様にして肌を脱ぐ、肌脱と直ぐに片々の左袖を其左手で

持つてゐる弓の矢摺籐の所まで下げて卷藁の方に向を變へ、左膝の上に弓を置いて左手の手に握を取つて座りながら右膝を附け左膝を上げ、弓を下に置く。その時弦は外、弓は内であれば、弦を貴人の方に向けるは禮に失する故、置いてから左手で向を直すのである。それより、左右の手は左右の脇腹について一束に立ち、卷藁に射つた矢を抜く順序になる。先づ、左から踏み出し進み大凡矢管の一尺か一尺五寸の所に止り、止まると少し體を左斜めにし、三足にして左右左と小足に卷藁に近寄つて、甲矢から抜く、抜き方は左手の拇指と人差指との又へ甲矢を挟んで其手を卷藁に當て右手は矢の羽中節の所を束に握り、矢の筥中節の所まで引き出して右手を放し、又それより少し下つた所の押取節即、袖摺或は筥中節の所を右手で押へて抜く。抜いた矢は手の内へ矢尻を取つて、又其手で甲矢同様乙矢を抜き、抜き取れば甲矢と一所に根を揃へ、持ち直す。斯様にして、前とは全く反對に右の方に少し斜めに右左右と三歩正面のものとの所に後戻りして、一時此所に猶

豫して、右から足數何足とは限らず前の所に退く、即ち先きに弓を置いた所に戻る。戻れば其儘其所に座し、左手にて弓の弦を押え、弦を向ふに向け弓を事前にする恰好にして握を左手で取り、袂の下に入れこれと同時に矢も右の袂の下に入れ、三足に右左右と右より下り、下つてもとの通り座り、貴人の正面に體を向けて禮をする、禮終つて左廻りに弓と矢を持つたなりである。

マキワラシヤレイ 卷藁射禮 射禮の一。卷藁で射の禮式を行ふこと。「要則禮射」丙の條参照。

マキワラセイヌルコト 卷藁制する事 弓術要覽・卷之四「一、卷わら制することは先吉日を撰汚穢なき人をして是を作らしむべし、古き疊をくつして是を中のもとしてそれへ藁を卷付、つかねて下結を古き弦にてしむる上薦の仕様はわらはのかまをとりにてもに青き苧繩にて大通りに編なり、さて陰陽の繩上ハ右繩にて左ねぢにねぢ結ふ下の繩ハ左繩にて右ねぢにねぢなるなり。」

ひと云て、弓射習ふ者の的なり。今世も同じ事也。然れども、古は人に弓射て見するにはどうゆひを射て見する事はなし。挾物を立て射て見せし也。卷藁前といふ事、古はなきことなれども、今は専ら世上一統にある事なれば、是も亦知らずしては如何なり。」

マキワラマエシヤホーシヨーシキ 卷藁前射法小式 定藤定行者 大和流の弓書。卷藁前の射法體配に就いて記したる。著者は森川香山の高弟。

マキワラマエノコト 卷藁前之事 手寫一軸 卷藁前の事に就いて記したるもの。(生弓齋文庫本 第百十帙 第千三百三十二號)

マキワラマキヨ 卷藁卷様 射學聚方集(竹林派)「藁をすくり揃へて一握りづゝかり結びして藁の穂の所にて打ちかへていくつも合せて太き凡しめて一尺二寸位に成ほどにかさねて三所かり結をして細引にて能くしめるなり。結びやうは棒を以て細引の端を棒に結びて其棒を以て左右引きちがへてしめて巻き藁を段々増し壹尺二

マキワラダイ 卷藁臺 卷藁をのせる臺。卷藁の條参照。弓術要覽・卷之四

「一、卷藁臺四方三尺四寸上の高さ三尺六寸、檜木式なり、四方の隅に金具を遣ふべし」大和流弓道天之卷二段第二「臺ハ二尺八寸四方也、但シ書院杯ニハ小サキ臺ハ似合サル事有ベシ、其時ハ三尺六寸四方ニ可レ爲也、卷藁ハ臺一杯ノモノ也、但シ書院卷藁ノ臺ニハ金物打テ腰板ニ四季ノ繪ヲ書クモノ也」射學聚方集「臺高さ二尺八寸四分前一寸下り人々の形に順ふべし、肩の高さを定木とする口傳也、横幅 二尺四分、柱太さ參寸三分 卷藁繩三所にて結ぶ青繩なり上巻青繩にて藁を編化粧にかける尤天地を切揃ふる」

マキワラダイスンポノコト 卷藁臺寸法之事 寫本一冊 卷藁臺の寸法を記したるもの。(生弓齋文庫本 第三十三帙 第三百七十號)

マキワラニニ 卷わらに弓のとり打矢の根をはもたせかざるさはう成けり「弓禮秘歌卷」所收の歌。

マキワラマトバノシヨ 卷藁の場之事 寫本一冊 卷藁及び的場に就いて記したるもの。(生弓齋文庫本 第二十二帙 第二百三十八號)

マキワラヤ 卷藁矢 卷藁を射るに用ひる矢。卷藁の練習矢。卷藁矢はその太さによつて、太い矢には鐵鐵、中の矢には木條、細い矢には白角の鐵をつける。篋は別に定もないが、白篋を用ひるのが普通である。羽はつけないこともあるが、つければ雉のめん鳥の風切を用ひる、羽丈は四寸である。矧ぐ時は漆矧にする。沓巻、ねた巻をするのが正式である。羽角木。

マキワラワ 卷わらは座鋪の内の射

矢は一手なり木條と知れ 本多利實翁「射形百首」の中の一。

マキワラノシダイ 卷藁之次第 寫本一冊 卷藁の次第を記したるもの。(生弓齋文庫本 第百六帙 第壹千九十九號)

マキワラノシヨ 卷藁之書 小笠原流傳書。卷藁に就いて記したるもの。

マキワラマエ 卷藁前 五科の一。卷藁に向つての射法。或は卷藁を射て射前を正すこと。眞の射法で貴人高位の御前で射る物であつて禮儀作法が正しい。「卷藁射禮」の條参照。弓術要覽・卷之二「此卷藁に向ふて射法をきはめ、曲直推挽の法を正し、とくと射前を定める、是れを當流にてハ内教と號し、卷藁前ともいふなり。足踏を定め、體を直くし、弓構、握手の裏打起、引様、たもち、離れ等の意味を自得させ、癖をたゞし、自然と天地のうまれのまゝの善體を教ふるの義なり。」四季草・春之下「七十九、卷藁前といふ事。近世卷わら前と名付て人に弓射て見するに、卷藁に向ての射禮あり、古はなき事也、射手方の古傳書にはなき事也、今卷藁と云物を古はどうゆ

かたゆへ乙前にならひあるへかりけり「弓禮秘歌卷」所收の歌。

マキワラワ 卷藁は机の板に置なれば晴の時には角先を持って 日置流の歌。卷藁を本式卷藁臺に置く時は、式禮で、その他の晴の時には角木の根を持ち隠して體配せよとの意。根を出すのは無禮となるからである。

マクイヌキヨノコト 幕射貫様の事 射學聚方集(竹林派)「根は劍尻にして羽は山鳥の尾一枚にて巻はぎにして射るなり、是矢を廻すべきためなり。註(本多利實翁)曰、幕といふ物は貫き難き物なり、根は劍尻といふ先平たき根なり、又山鳥の尾に限らず都て長き羽ならば何にても宜し、雉子杯も同じ事なり、全く矢を廻す爲なり、矢大まがりに行く時は幕は能く貫く物なり」

マクウチノ 幕内の物は劍尻射るものぞ其他の矢の根通らぬ物ぞ 本多利實翁「射形百首」の中の一。

マクソ マクマ マクラ マクリ マグル マグレ マゲフ マケフ
マコト

マグルサライダカ まぐそをさらいだか
鶯の山形
鶯の柄木縣の方言。

マクソタカ まくそたか
鶯の山形
縣最上郡釜山村東田川郡藤島町、千葉縣印旛郡等の方言。

マクソタカ まくそたか
熊鷹の郡
馬縣・千葉縣・茨城縣・静岡縣・米澤市・岡山縣都窪郡等の方言。

マクソツタカ まくそつたか
熊鷹の埼玉縣の方言。

マクマエニ まく前に向ひ弓と箭持かさね座とりをなして順にたちよれ「弓禮秘歌卷」所收の歌。

マクラカワ 枕革 押手鞆の名所。指矢前用の押手鞆の指の根の節の上に當る革。

マクラパンキユ 枕半弓 就寝の際、枕元に備へる半弓。

マクラユミ 枕弓 枕半弓に同じ。射義成功記・卷之一「用心弓、鯨短弓、手束弓或は小弓、短弓、角弓、膝下弓の名目あり、何も同器なり、傳曰、寝間の弓ハ用心を慮して心の矢を強く張へきなり。」

マサウジ 正氏 根鍛冶。天文の比備後國 三原に住む。代々ある。裏に五阿彌と切る。平根多く、大和守正氏と切るものもある。(矢鏃銘鑑)



マサキチ 正吉 陸奥守包保弟子。正保頃、大和國郡山に住む。三九郎。包明とも切る。(矢鏃銘鑑)

マサキヤクロー 正木彌九郎 八代將軍徳川吉宗公の時、幕府より神樂坂に地所を恩貸せられ、射術の教授をした。(有徳院殿御實紀附録卷十二)

マサンゲ 正鎮 根鍛冶。元龜頃。播磨。(矢鏃銘鑑)

マサツネ 政常 尾張國、清洲に住む。相模守、後、名護屋に移る。美濃奈其太郎の末流で九代ある。初代は天正の比より弘化の比まで、現存する作品は中々上手である。

マサノブ 正信 根鍛冶。元龜比 播磨國栗完ノ内(矢鏃銘鑑)

マサウ マサキ マサン マサツ
マシノ マシヨ マシラ

マクリ まくり 犬追物の時、一度に犬を多くはなさせて射ること。

マクリオイル まくりを射る 「まくり」に同じ。

マクリカケテ まくりかけて 犬追物の時犬に近く逢ふ様に馬を扱ふこと。(犬追物類鏡・卷之四)

マクリヒラク まくりひらく 犬追物類鏡・卷之四「一、まくりひらくと云ハ具足に云、まくりひらくと云ハ外にての事也まくと云ハ犬と馬との間遠き時犬に近く逢んとて手綱をつかひて馬を寄する事を云なり、ひらくと云ハ犬と馬との間近く成を間を廣くなさんとて手綱をつかひて馬をのくるを云也、弓手馬手共に同前なり」

マグル まぐる 押手手の裏の控へ過ぎのこと。

マグレアタリ 紛當り 紛中り 偶然的中すること。

マクレル まくれる 押手手の裏の上押のこと。

マゲフシ 曲節 飯田石見守傳來之書「曲節と云は昔海中より氣しやうのもの上候をあそばし候ずるために、すわ大明神、やばさめのまを三御たて候て、矢九御持候て、三々九度あそばし候て、彼氣しやうのものあそばし候ずるとめし候へば、三々九度あそばし候て矢のなき時、海中より氣しやうの者上候などに、其時すわ大明神御氣默有て、的を八御たて候て、矢を九御持候て、八のまをあそばし候へば、矢はなきかと心得て、けしやうのもの上候を一御手挾候矢にてあそばし候事を曲節と申也、此八の流鎗馬のまを八御たて候間はさみ者同心にて候、かちだちの大的こまとにあひかはりたる事也。」

マケワザ 負態 負襲 負事 賭弓。小弓・碁・歌合・相模などの勝負で、負け方から勝方を襲撃すること。西宮記・正月下・殿上賭弓一致平親王供三小弓負態」

マコトノシヤ 信射 仁射・義射・禮射・智射の四つを兼合せて一心に込めた射のこと。(大和流弓道人之卷)

マコトノユミ 間每弓 鏃詰りの弓のこと。射義成功記・卷之一「備急のため」に間毎に弓を具へ置きなり。但口傳あり。」

マサヒサ 正久 根鍛冶。元龜の比、備後國、三原に住む。(矢鏃銘鑑)

マサヒロ 正弘 根鍛冶。文龜頃。三河國。

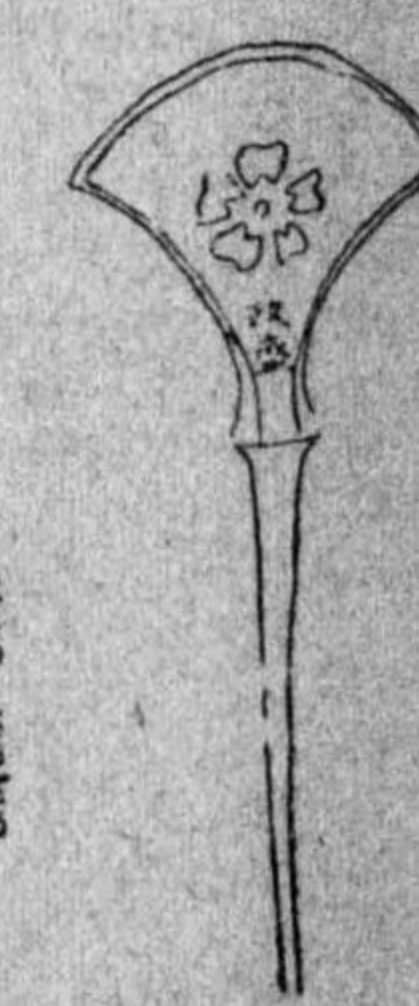
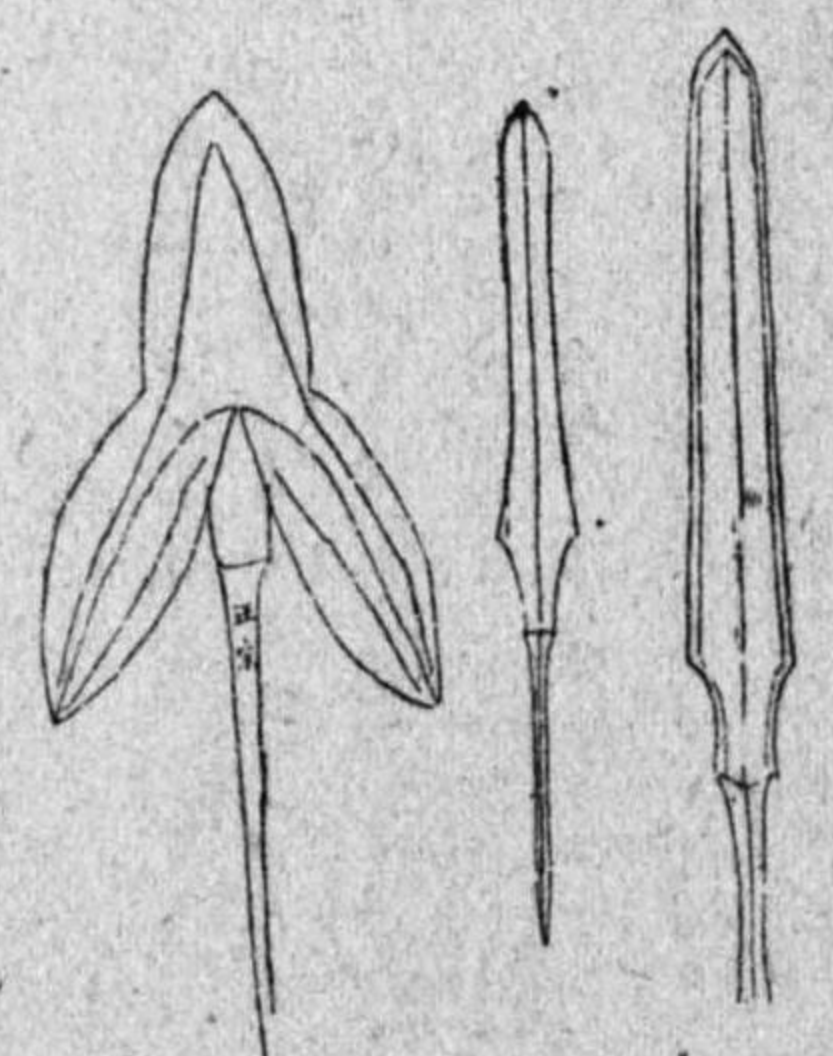
マサミツ 方光 矢根鍛冶。應永の頃大和國愛宕に住む。千手院の流。

マサムネ 正宗 相模鎌倉の刀匠。藤三郎行光の子、岡崎五郎入道と號した。正慶頃。古今の名人。根に定角、劍先、雁股澤瀉等がある。

マサモリ 正守 根鍛冶。文龜頃。三河國。

マサモリ 政盛 刀鍛冶。天文の比、伊勢國、雲林院に住む。根が多い。

マサノ マサヒ マサミ マサム マサモ



マシソゾゾ 増野壯藏 射士 龜井能登守殿家中 牧内藏丞内 増野磯右衛門嫡子 都守勝之丞指南 同家中石河官左衛門門弟 仁木竹助世話 寶曆十年(皇紀、二、四二〇)庚辰四月廿五日 九代將軍徳川家重公の時、京都三十三間堂に於て惣千射の中、五百六本通矢した。(年代矢數帳)

マシヨキユ 魔障弓 魔障を制する意の弓。「那智弓」に同じ。同條参照。

マシヨノヒキメ 魔障の比目「魔縁の比目」に同じ。



マシラフ 眞白斑 鷹などの羽毛に白い斑のあること。又そのもの。

マスガカミ 益鏡 寫本一卷 小笠原元長者。犬追物検見の故實書、寛正四年

癸未(皇紀二、一二三)四月十日元長の奥書、永正二年乙丑(皇紀二、一六五)七月七日多賀豊後入道宗悦の後序がある。

マスガタ 升形 宮殿・社寺などの建築で柱の上などに置く方形の木。三十三間堂の升形の高さは一丈四尺七寸八分である

マスコタスカシ 柘形透 鑊(平根)に柘形の透しのあるもの。
マングナルミ 眞直ぐなる身 射術胴造の一。的前射る時の胴造。(竹林派)

マスダイリエ 増田入江 射士 高松家中 増田太兵衛嫡子 山崎規矩輔指南 享和二年(皇紀二、四六二)壬戌五月七日十一代將軍徳川家齊公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、五百六十本通矢した。(年代失数帳)

マスダイチロー 増田太市郎 射士 仙石越前守殿御内 増田藤助嫡子 龜井短藏指南 文化六年(皇紀二、四六九)己巳九月廿一日 十一代將軍徳川家齊公の時、京都三十三間堂に於て、惣百射の中、惣千射の中、七百四十五本通矢した。(年代失数帳)

外ノ羽ヲ引摺ニ付ベシ。眞羽ヲ用ル矢ナラバ、眞羽ヲ走羽ニ付、鷹ノ羽ヲ外ガケニツケ、其外ノ羽ヲ引摺ニ付ル也。○又云ク、二種ノ羽ナレバ、立交、割交トモ云之。ダトヘバ鷹ノ羽ニツト、眞羽ニツトナラバ、鷹ノ羽ヲ走羽ニ付、眞羽ヲ外ガケ、弓スリニ付ベシ。又眞羽ニツト鶴カ鶴カノ羽一ツナラバ、眞羽ヲ走羽ニ付、外ガケ、弓スリニハノコリノ羽ヲ付ル也。尤略儀ノ物也。〔三鳥合〕の條參照。

マゼハギノノカラ 交劔の箴 三鳥合のこと。鷹の羽、染羽、眞羽のこと。高忠聞書「まぜはぎのからとはいふなり。わり合のからと云事いふまじきこと也。但鷹の羽、まとり羽、染羽をわり合て、まぜはぎにして仕て候などといふべきなり。たゞわり合のからと云まじき也」

マゼハギマトヤ 交劔的矢 交劔に別いたる矢。岡本記「一、まとも矢惣してまぜはぎにする事なし。小笠原はりま殿なども、ひとへせあはへ御下向ありて、皆々まぜはぎのまともとせ事と被仰候事也、第一の口傳なり。」

マゼハ マゼハ マセヤ マダ マタイ マダカ マダケ マダノ マダラ

マセ ませ 矢摺簾下握革の上の所へ鉄を打つて射ること。備忘集(日置流正統)第四卷「ませとは口傳あり、火箭を射る時に可用儀也口傳。」

七十本通矢した。(年代失数帳)
マスダイチロー 増田太市郎 射士 仙石美濃守内 眞鍋彦五郎指南 文化十三年(皇紀二、四七六)丙子五月七日十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣百射の中、五十九本通矢した。而して、文化十四年(皇紀二、四七七)丁丑三月廿八日 惣矢数六十一本の中三十本通矢し、更に、文政四年(皇紀二、四八一)辛巳四月廿八日 日失数、惣矢六千二百五十五本の中、二千三百五十八本通矢した。(江戸深川三十三間堂失数帳)

マスダナオスケ 増田直助 射士 石川宗十郎内 柴田茂次右衛門指南 享保二年(皇紀二、三七七)丁酉十一月十八日八代將軍徳川吉宗公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣千射の中、五百十二本通矢した。而して、享保三年(皇紀二、三七八)戊戌三月廿二日(明六ツ時より同四ツ半時迄)惣矢千七百六十九本の中、三百七十九本通矢した。(江戸深川三十三間堂失数帳)
マスラオ: 丈夫之鞆之音爲奈利物部(たづねのこゝろのねはなれもの) 元明天皇御製。(萬葉集)

マゼハノヤ 交羽矢 交劔にした矢。
マゼハワリアワセ 交羽割合 交劔のこと。

マセヤソキチ 間瀬八十吉 射手 秋元但馬守内 同家中 小俣七郎指南、多賀谷文四郎後見、享和三年(皇紀二、四六三)癸亥三月十七日 故竹中惣藏殿七回忌に際し、十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、七歳にして、半堂、追福百射の中七十八本通矢した。而して、文化元年(皇紀二、四六四)甲子四月三日 八歳にして四十間で、惣千射の中、八百九十九本通矢した。更に、文化八年(皇紀二、四七一)辛未四月八日 十五歳にして、惣百射の中、二十七本通矢した。(江戸深川三十三間堂失数帳)

マタ 俣 雁股のこと。弓張記「當世かりまたをたまたと計云事おかしき事也いふましき事也。」
マタイテ またいて 「二の矢」の條參照。

マタカワ 股皮 蹠の名所。帽子と人差指との股に當る皮。

マダケ マダカ マダケ マダノ マダラ

集・卷二)

マゼハ 交羽 雜羽 交劔にした矢羽
東大寺獻物帳「烏漆鞍一具(納白黒交羽 骨鐵箭四十隻)」

マゼハキ 交劔 各々異つた鳥の羽で別のこと。或は羽二色で別ぐをいふ。鷹と眞羽(鷲)を用ひ、走り羽に鷹を、外がけ、ゆすり羽に眞羽を別ぐ。交劔は、引目からにする。弓法秘傳開書「まぜはぎと云は鷹の羽、染羽、眞羽など也、鷹の羽にてはしり羽、眞羽にて弓すり、その羽にてとかけをばぐ也。」弓張記「ませはぎにするときはいつれも眞羽一つ入たるかよし、鷹の羽も入たるか本なり、但ませはぎとは本式になき間、何としてもくるしからず。」弓箭根元記「一、交作トハ三ツ羽ヲ三種ノ羽ニテ作ラ云ナリ。然ル則ハ染羽ヲ立羽ニスベソトトガケ、弓スリニハ他ノ羽ニテモ取交テ作レ之。○又云ク、鷹ノ羽ヲ用ル矢ナラバ、鷹ノ羽ヲ走羽ニ付、眞羽ヲ外ガケニ付、其

マダケ 苦竹 *Phyllostachys teretifolia, C. Koch.* タケ科だけ属の最も普通な竹。竹幹の太さ、肉の厚さ、弾力に富む點、弓材として極めて好適である。眞竹の周圍六寸以上八寸位のものを長さ八尺餘にして、規定の位置に七節あるものを切り、四つ割にする。芽通りを除けて鴈竹の直線のものを用ひる。

マタノヤ 俣野矢 股矢 (一) 雁俣の矢。(貞丈雜記・卷之十) (二) 雁俣の野矢。(阿多武久路・上)

マダラキリフ 斑切生 矢羽の切生の一種。斑のあるもの。

マダラノムカバキ 斑行麤 行麤の一種。鹿の斑毛のもの。曾我物語 卷第一 河津の三郎討たれし條「いとらがちやくしかはづの三郎ぞきたりける。おもしろくこそいでたあたれ。あきのムすりづくしたるあひにひきがきたるひただれに、まだらのむかばきすそたぶやかにまはなす。」
マダラユミ 斑弓 弓箭根元記「一、斑弓。爲龍タル弓ヲ塗ニ、タトヘバ内外ノ」

マチ マチイ マチオ マチギ マチダ マチヤ マチエ

竹ヲ黒ク塗バ、兩ノ傍、本末ノ梢ヲ赤ク塗之。内外ノ竹ヲ赤塗漆ニセバ、兩ノ傍、本末ノ梢ヲ黒ク塗之也。朔卷、月輪卷、矢摺一藤、日輪卷アルベシ。其外ノ籐所ハ好ミニ任スベシ。此弓ヲ蛇腹弓トモ云。二重漆ノ弓是ハ外竹内竹ヲ漆赤漆ニシテ、ト云事アリ木ヲ漆赤漆ニシタルヲ云也。又云。傍白木、傍黒ノ弓ヲモ班弓ト云ベシ。然レドモ軍陣エハ不レ持レ之。此蛇腹弓ハ軍陣エモ持ベシ。○又云、内外ノ竹ヲ黒ク塗テ、兩ノ傍、末本ノ梢ヲ赤漆ニシタル班弓ヲバ、尤傍赤ノ弓トモ云之。」

マチ 待 鐵の名所。鐵の篋代を受けられる所。まぢぎは。幸若舞曲・高館「照井殿に矢一筋奉らん、受けて見よと……まぢをこぶしにひっかけ」

マチイ 待射る 敵の來るを待ちむかへて射る。(文法上他動詞上一段活用) 日本書紀(雄略紀・五年)「天皇詔ニ舍人曰、猛獸逢人則止、宜逆射而且刺」
マチオ 待緒 空穂の名所。「空穂の名所」の條參照。
マチオタテルトユーコト まぢをた

一六七八

のまぢきはぬきて見るべし、是れ秘説也、鹿に限らぬ事也。」

マチダコスケ 町田小助 射士 酒井雅樂頭内 村山三五兵衛弟子 元祿十年(皇紀二、三五七)丁丑四月六日 五代將軍徳川綱吉公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢一萬五百十五本の中、五千三百五十三本通矢して、その天下惣一を稱した(江戸深川三十三間堂矢數帳)

マチダイノジョ 町田大之丞 射士 板倉石見守内 武田三郎兵衛弟子 延寶五年(皇紀二、三三七)丁巳四月晦日 四代將軍徳川家綱公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、九歳にして、惣矢六千二百二十三本の中、四千二十一本通矢し、半堂の天下をとつた。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

マチヤバ 町矢場 (一) 市中にある射場。(二) 市内の揚弓店。
マチユミ 待射 敵を待つて射ること
新猿樂記「中君夫天下第一武者也。合戦、夜討、馳射、待射、照射、步射、騎射、笠懸、流鏑馬、八的、三々九手袂等上手也。」

マツイクスタロ 松井楠太郎 射士 浪人 鹽見孫三郎指南 享保元年(皇紀二、三七六)丙申八月十一日 八代將軍徳川吉宗公の時、江戸深川三十三間堂に於て、九歳にして、半堂、惣千射の中、九百八十五本通矢した。尙翌享保二年(皇紀二、三七七)丁酉四月十六日(十五日暮六ツ時より十六日九ツ半時迄)鹽見孫左衛門指南の下に、十歳にして、惣矢一萬本の中、八千四百四十一本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

マツイヘイハチロ 松井平八郎 射士 田安 竹中惣藏指南 明和四年(皇紀二、四二七)丁亥四月晦日 十代將軍徳川家治公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十一歳にして、半堂、惣矢千射の中、六百九十四本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

マツイミカワ 松井三河 代々あつて、通矢の検見を掌る役人。堂見六人が通矢何程と記した帳面に列形をして、其の認證をする。

マツウラヒゼンノカミ 松浦肥前守
マツイ マツウ マツオ マツカ マツキ マツザ マツス

江戸住。吉田六左衛門源元輝の印可者。(雪荷派)

マツオマサノスケ 松尾政之助 射士 松尾隆の弟子 月日不記(延寶二寅五月五日の次にある。)惣矢千射の中、三百本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)
マツカゼノクライ 松風の位 「朝嵐」に同じ。
マツカワベンノスケシゲアキ 松川辨之助重明 射士 柳澤彈正少彌領分 越後國蒲原井栗村 松川三之助嫡子 松平肥後守内 故竹崎郷右衛門弟子 秋元但馬守 故大沼優之助門人 天保六年(皇紀二、四九五)乙未五月八日 十一代將軍徳川家齊公の時、京都三十三間堂に於て、惣百射の中、三十九本通矢した。(年代矢數帳)

マツキカンジ 松木勘次 射士 酒井左衛門尉内 杉立信吉指南 文政四年(皇紀二、四八一)辛巳四月九日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣千射の中、七百六十本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

マツザキカツヤ 松崎勝彌 射士

雲州矢人 中川勘左衛門弟子 延寶三年(皇紀二、三三四)甲寅十月廿三日 四代將軍徳川家綱公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、百四本通矢した。(年代矢數帳)

マツザキキンザエモン 松崎金左衛門 射士 松平丹波守殿御内 木村喜曾右衛門指南 明和五年(皇紀二、四二八)戊子四月廿二日 十代將軍徳川家治公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、五百六十四本通矢した。(年代矢數帳)

マツザキホズミ 松崎穂隅 射士 松平隠岐守内 中村丹下弟子 寺崎勘太郎指南 寶曆七年(皇紀二、四一七)丁丑九月五日 九代將軍徳川家重公の時、江戸深川三十三間堂に於て、五十間で、惣矢千射の中、六百八十三本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

マツスグナルミ 眞直くなる身 「眞直くなる身」に同じ。
マツスグニ まつすぐにたちたる朋を殘身に矢先を知るぞつよみとはいふ 竹林派指矢の歌。眞直に立つた朋で打起して

一六七九

重をかけて矢先の高下を知るを強みと云ふとの意。

マツスグニ：真直に能く居りたる柱胴押手勝手の貫を通して「大和流小的全鑑」所收四角柱（柱胴）の條の歌。「柱胴」の條参照。

マツダイラガズノリ

松平一擧 射士 御旗本 内藤豊前守内 岡村恭助指南

享和三年（皇紀二、四六三）癸亥三月十七日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、故竹中惣藏殿七回忌に際し、惣百射の中、二十六本通知した。（江戸深川三十三間堂矢數帳）

マツダイラサダツネ

松平定恒 道雪派の射士。伴道雪の一子、一陳の高弟。

仙臺藩雪荷派の射藝指南役 山内小藤太致信の師（道雪派）

マツダイラマゴジユローヨシテル

松平孫十郎勝照 森川香山秘隱唯受一人内の相傳の高弟であるが尙信、僞凭に師事する。初め掌月堂有水子と號し、後眞容堂執中子と改めた。享保十三年弓海集上中下を撰編した。此書は香山及び信一の語つた

乙酉四月十八日 十一代將軍徳川家齊公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、六百六十九本通知した。（年代矢數帳）

マツバラソウタロー

松原宗太郎 射士 本多隠岐守内 父松原熊藏取立 仙石讃岐守内 増田太市郎指南 嘉永元年（皇紀二、五〇八）戊申五月十三日大風雨十二代將軍徳川家慶公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、五百九十本通知した。（年代矢數帳）

マツムラヘイジユロー 松村平十郎 弓師 柴田勘十郎弟子 藤放の直段十友。（弓矢細工之書）

マツメ 松理 松目 弓木の種類。側木の七品の第六。木の性堅く重くねばくた

マツモトハ

松本派 松本流のこと。

マツモトミンブシヨウユ

松本民部少輔 吉田道實の季子。大津松本に於て射をよくした。後、越前で戦死する。松本流（松本派）の祖。（本朝武藝小傳卷三）

マツモトリユ 松本流 弓術流派の一派。吉田流の一派。前條参照。この派及

弓道の秘隱等を載せたものである。僞凭は之を印可の弓書に加へた。（日本弓道系圖）

マツダウマスケ

松田馬佐 射士 松浦壹岐守内 澁川權左衛門指南 後見 阿州 玉置惣五郎 享和元年（皇紀二、四六一）辛酉四月十二日朝六時より暮六時迄

十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、日矢數惣五千七十八本の中、千二百四十六本通知した。（江戸深川三十三間堂矢數帳）

マツダトシチ

松田藤七 弓師 京都鉄屋町五條上ル。藤放の直段十二友から十友。（弓矢細工之書）

マツノイチジユロー

松野一十郎 射士 松平陸奥守内 平塚親右衛門弟子

元祿七年（皇紀二、三五四）甲戌四月廿一日（朝六時頃）夜五ツ半迄）五代將軍徳川綱吉公の時、江戸浅草三十三間堂に於て、惣矢六千五百九十七本の中、三千九百本通知した。（江戸深川三十三間堂矢數帳）

マツノシエモン

松野志右衛門 射士 貞享二年（皇紀二、三四五）乙丑四月廿五日 五代將軍徳川綱吉公の時、京都三

び針野、大塚、淵上の四家は斷絶して今は世に傳はらない。

マツヤ

的矢 的矢の訛り。運歩色葉「的矢マツヤ」

マツヤニ

松脂 松の樹脂、松の莖、葉から分泌する液。天鼠、ぎり粉等の材料となる。

マツヤマカツノスケ

松山勝之助 射士 細川玄蕃頭内 眞鍋辰右衛門指南

明和二年（皇紀二、四二五）乙酉十月十三日 十代將軍徳川家治公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣矢千射の中、四百五十九本通知した。（江戸深川三十三間堂矢數帳）

マツツガイ

眞手結 細密な手結の意。荒手結の後、近衛府舎人が練習の爲めに行ふ射技。左近衛府は五月五日 右近衛府は同六日を例とする。「手結」の條参照。

マト

形的 形の圓の意とも、目處の意ともいふ。弓術を習ふ時、目標として置くもの。板、紙、布、革等を材とし、形は種々ある。的の字は白はまとの全體の色、勺はつむむ。中に一點は即ちまとの繪をつむむ

十三間堂に於て、惣四千百射の中、千三百八十四本通知した。（年代矢數帳）

マツノフシ

まつのみし 鹿の名所。同條参照。

マツノマタゾ

松野亦藏 射士 京都 松野兵庫子 父指南 文化十一年（皇紀二、四七四）甲戌五月廿六日 十一代將軍徳川家齊公の時、京都三十三間堂に於て、十三歳にして、半堂、惣千射の中、九百九十五本通知した。（年代矢數帳）

マツバ

的場の 的場の訛り。運歩色葉「的場 マツバ」

マツバヤシキハチロー

松林沂八郎 射士 阿部鐵丸内 松林記兵衛嫡子 海野仁左衛門弟 野矢矢嶋之助指南 文化八年（皇紀二、四七一）辛未三月九日、十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十三歳にして、五十間で、惣千射の中、七百六十四本通知した。（江戸深川三十三間堂矢數帳）

マツバラクマゾ

松原熊藏 射士 膳所 本多下總守内 松原六太夫嫡子 増田太市郎指南 文政八年（皇紀二、四八五）

意。「候」の條参照。四季草・春之下「上古の大きな事、内裏式に正月十七日の射禮に用ひられしは、板を以て、これを編む親王は三尺、其の外は二尺五寸云々、延喜の木工寮式に、正月十七日大射の的は、三尺の的十枚、二尺五寸の的百七十枚、又五月五日四衛府の騎射の的は、一尺五寸の的三百二十四枚」と見え、宇治拾遺に、「鳥羽院位の御時、白河院の武者所の中に、宮道式成、源清則、ことに的弓の上手なり（中略）三尺五寸の的をたびて、之れか第一の黒み射落して、持つて參れよと仰せあり」と見えてゐる。以上は公家の用ひたの的の大きさである。後清和天皇の御代に至つて的の制が改まり、大的、小的、騎射的等が定められた。中古以來武家の射的的は、法量物に、的の勢五尺二寸とある。此寸尺は頼朝の時に定められたか、義満公などの定められたかは詳かでない。或は、上古よりの繪を三重に黒く輪を畫くと、續日本紀に文武天皇の御宇、大寶三年春正月丙子朔（中略）王辰大射の祿法を定められた時、祿には布を賜ひ、外院に中れば、布幾端、

中院に中れば布幾端、内院に中れば布幾端と定めて、祿の多少を三段に立て給ふた事が見えてある。院の字は玉篇に胡官切、周垣也と註がある。丁度垣をめぐらした様なものである。的に輪を畫く故、外院・中院・内院といふ。内裏式には、外規・次規・内規とあり、内院・内規は、こまなこの黒み、中院・次規は二の黒み、外院・外規は三の黒みである。三重に輪を畫く事は、祿の多少を三段に分けるためである。中古以來武家では祿の三分に分ける事がなくなつたので、的に輪を三重に畫く事が徒に的の面の飾となつた。後世、武家の世には射術の法の流行に伴つて、各種の的が行はれ、鎌倉時代以後歩射的には的の大小によつて大の・半的・小的・切の等があり、その他、草鹿・圓物、的の立方により布利布利・三的・袂物・四六三等があつた。騎射的に笠懸、流鏑馬的、大迫のの犬等がある。射術の名によつて名付けた者に奉射的、百手的、圖的等がある。奉射的、百手的是は大的で、圖的は小的である。詳しくは各條参照。

マトアイ 的間

射手と的までの間の意。高忠開書「つくり物などに大はさま小はさまとは的あひの事也。」佐竹宗三開書「一、的あひ二十三杖に打て、一杖よせてかくれば、廿二杖成、射手の立所ハ廿二杖の外たるへし。」

マトアイノ： 的合の遠近前後に隨ひて胴の乗合自得せよかし「大和流小的全鑑」所收、胴作の條の歌。

マトアラウ 的あらふ 的を張り直すこと。岡本記「一、まとあらふといふ事はたりうの事。當流においてなし。いつれもはりなすといふ。」

マトイ 的射 的をかけて矢を射ること。的を立て、射術を練習すること。爲忠百首 下「神無月たつかの弓を引つる、今日やまといの初めなるらむ。」

マトイカケ 纏ひ懸 取掛の一。食指と中指とを以てしつかりと大指の頭を抑さへること。日置流射「第二十四、纏ひ懸といふ事 纏ひ懸といふは管を取り込み、二つの指にて管をまとひかくるなり。此の懸は強き懸なり。初心の人矢こぼれ、矢た

まりある人によし。惣じて矢業の達者に能き懸なり。是れを軍用の懸といふなり。」指南書上「一、まとひかけの事 かけの押へゆひしまりまハる様にひつたりと掛る也第一惡き也なれとも早氣つきたる射手に射させてよし。又敵にあひ大根なと射時には是を射る也。」射義註解上「一、まとひかけと云事。小指にて矢一筋篋中の邊を根を上にしてはさむ。食指中指無名指の三つを大指の上にかけてまとひて射るを云。用前に用る強かけ共云也。」

マトイユミ 纏ひ懸 弓に簾、樹皮等を巻いた弓。裸弓の對。

マトイルコロノコト 的射心之事 寫本一冊 的を射る心の事に就て記したるの。(生弓齋文庫本 第十八帙 第九十四號)

マトウラノジ 的裏の字 「鬼の字の事」 「小的の裏に鬼の字を書事」の條参照。

マトエ 的繪 的に蛇の目を三重に畫くこと。又はそのもの。貞丈雜記卷之十二(武藝之部)「一、的に繪に黒き輪を三重

に書、眞中の輪を一ノ黒と云、其外の輪を二ノ黒と云、又其外の輪を三ノ黒と云、是中古以來の詞也。上古は内規次規と云、内裏式正月十七日觀射式に見えたり、規とはぶんまはしの事、又内院中院外院とも云、院の字は説文に周垣也とある。周垣とはかきをめぐらすとよみて家のめぐりに垣をめぐらしたる如くの面に黒く輪をめぐらす也、内院中院外院にて上中下のあたりを分て祿を給りし事、續日本紀の文武天皇大寶三年の記にみへたり、内規内院一ノ黒也。次規中院は二ノ黒也、外規外院は三ノ黒也如此三重に輪を畫するは上中下のあたりを分つべき爲也、後世に上中下の中り吟味なし」日置當流的繪の寸法「的の中白星の直径は的直径の三分の一、次ぎの黒の輪は残り三分の一、次ぎの黒輪は又その残りの三分の一と順次三分の一づゝに畫く」

マトエイダシノシヨ 的繪出之書 寫本一冊 的繪の描き様を記した書。(生弓齋文庫本 第七十帙 第七百九十一號)

マトエサンイン 的繪三院 「的繪」の條参照。

マトエサンキ 的繪三規 「的繪」の條参照。

マトオキサノコト 的大さの事 四季草春之下「上古的の大きさの事、内裏式弘化十二年に定に、正月十七日の射禮に用られし式なり、正月十七日、大射的、三尺の的十枚、二尺五寸の的百七十枚、又五月五日、四衛府の騎射的、一尺五寸の的、三十圓枚と見へたり。宇治拾遺に、鳥羽院御位の御時、

白河院の武者所の中に、宮道式成、源清則員ことこの弓の上手也。中略 三尺五寸の的をたびて、これが第二の黒み射落して持て參れよと仰ありと見えたり。右は公家に用ひられし的大さ也。中古以來、武家に射る的は、法量物に應永年中小笠原備前守の源清則記す所の書也の勢五尺二寸と見えたり。此寸尺頼朝の時より定められけりか、義満公などの定られしか詳ならず。」

マトオイダ 的を射た 的に當ること。轉じて物事が思ふ處に入つて、目的を達することの意。

マトオイダク 的を抱く、的を抱く様に的中上より後に立つこと。

マトオイル 的を射る 射術を行ふこと。

マトオイルユミ 的を射る弓 的前弓に同じ。

マトオオクトコロ 的を置く所 塚のこと。同條参照。

マトオカケル 的を掛る 的串を鳥居の様にしてそれに的を掛ること。大的・草鹿・丸物等の的を掛る。(大和流弓道天卷之卷)

マトオキコト 的のおき事 貞丈雜記卷之十二(武藝之部)「一、的のおき事と云事、遊佐河内守長教天文が小文云、十六日の相催申候おき事候條御家中射手被遣可被下候 筒井殿御宿所と云古案あり、おき事とは詳ならず、然れどもかけ物を置て射る事をおき事などいひし物なるにや、今世に云おきとはかはるべし、則く七まとの略式にて射るを云なるべし、且く七まとの

とく相手を定めて射るにはなくしてたい
壹人宛の中りにてたがいにかげ物をとるを
云へるなるべき歟。」

マトオシラブルトユーコト 的を調
と云事 式の繪を取つた的のこと。(射義
成功紀卷之三)

マトオシロメル 的を白める 大和
流道弓道天之卷二段第五「一、的ヲ白ムル
トハ晝ノ内ノ白ムルト云フハ小堀ニ水ヲ打
テ砂ヲ掃上ゲ、新シキのヲ立ルヲ云フ、砂
ハ黒クハ白ケレバ也、又暮合ニ至テ白ム
ルトハ的ノ裏ヲ見セ或ハ的ノ表ヲ白紙ニテ
包ラ云フ也。」

マトオタツル 的を立る 小的・挟
物等は立てよ取れよと云ふ。的をかけるこ
と。小的を立るには的の輪の閉目を挟串で挟
み上へして立る。「挟串」の條参照。

マトオツル 的を吊る 的を塚にか
けること。こぶち掛として竹を曲
て、其先に糸をつけて、それに
的をつけて、小塚に杭をさして
的の内側の處を掛て上の繩の方
へ引掛て釣る。つまり、竹は小



上より一尺二寸
さげてつる也、
但とぢかはある
かはたるべし、
一尺一寸計りの
布を用ふべし、
たかばかりの定め也」

「布皮」の條参照。

マトガワ 的輪 小的の輪。まとわく。

マトカワクシ 的皮串 的皮をかけ
る串。材料は楡を用ひ、徑二寸につくる。

丸串である。形は鳥居形で、寸法は横串八
尺六寸、左右へ四寸宛出して堅串をつける。
堅串は八尺五寸で地下に一尺五寸入れるか
ら地上は七尺である。これに的皮をかける。

マトギ 的木 日置彈正政次の工夫に
なる弓。的弓。

マトキニワ 的木には少し下方弱め
よしこれを手際の弓の本末 本多利實翁
「射形百首」の中の一首。

マトグシ 的串 的を懸け又は挟むに
用ひる柱。(一)楡の二寸丸、横串は長さ
七尺八寸、四寸宛左右へ出す。堅串は八尺、
内一尺四寸土に入れて、六尺六寸の高さに

マトガ マトカ マトキ マトグ マトク マトシ マトス マトズ マトツ
マトダ

塚の後に立て、前へはめる。二三尺の太い
竹を小堀に横に地より四寸上に打込み、是
を下に引かけ上は挽めた竹に釣るのであ
る。

マトオトクミル 的を遠く見る
「的を見る事」の條参照。

マトオトレ 的を取といふは手易き
事ならず熟練積る上の業なり 「大和流小
的全鑑」所收、拳中の條の歌。

マトオハズシタ 的を外した 的中
しないこと。轉じて目的を達しない喩。

マトオハル 的を貼る 的を貼には
美濃紙四、五枚重ね紙などをする様に生
糞糊を以て重ねて、的輪を其の上に置き、
四方の端を取て的輪へ貼付する。前方に輪
にからばりをして輪の丸みの曲らぬ様に貼
る。

マトオヒト 的を人たすきに掛て射
る時はあたらすともはづれざりけり 竹
林派澄見所の歌。

マトオヒト 的を人躍にかけて見る
ときは中らぬまでも外さざりけり 大和流
澄見所の歌。

なる。此の中左右八寸、上八寸、下六寸あ
けて的をつる。釣るには釣繩を用ひる。塚
より二枚前の皮串を挟んで立てる。丸物・
笠懸の時は黒ぬりである。(二)小的の的串
の寸法は、尺二的の尺には長さ一尺二寸
にして三本宛用ひ、九寸並七寸の的には尺
一寸の的串を二本用ひて左右を挟む。五寸
的には長さ一尺の的串を用ひ、上一本でと
める。「侯串」「折懸串」の條参照。

マトグシタツルコト 的立つる事

佐竹宗三開書「一、大的草鹿丸物懸時の串
立にハ、前の方より立物也。笠懸の的の串
ハ、後の方より立そむると」

マトクテンマト 的口傳的 大和流
印可以上の弓書。

マトシダイ 的次第 寫本一卷 弓
馬故實の書。的の次第六十九條を説き、卷
末に「右條々八幡太郎義家、新羅三郎義光
以後、當家代々の秘傳、至吸松齋迄、終他
宗相傳無之候、然に今度不思議之因縁、貴
殿へ相渡申候、夢々御他見有間鋪者也」と
奥書する「弓馬雜集」の第二所收。

マトオミイダス 的を見出す 狙ひ
の一種。右の眼で的を見初めて、矢の根少
しの上より上に付き、五分の延合に至つて中
心に當る様にするを云ふ。練目。

マトオミテ 的を見て心にうつるそ
の色は顔へ見る物としるへし 大和流澄見
所の歌。射義成功紀・卷之二所收物見の歌。

マトオミルコト 的を見る事 佐竹
宗三開書「一、的を遠く見る。我物に見る。
近く見ると申事大に祕事也。一番に見るハ
遠く見る。二度め我物に見る。三度めをハ
ちかく見る也。如此的見る事三度也。」

マトカワ 的皮 的の後一杖に張る布
の幕。矢を禦ぐもの。長さ七尺二寸、幅六
幅。古は皮で造つたが今は布である。塚の
前一杖の所に立てる。山形。貞丈雜記卷之
十一(武具之部)「一、的かわの事。かの字
をにごりて云時は小的の輪の事也、かの字
すみていふ時は的のうしろに張る布の幕の
様なるを云也……的輪の革如此書也。」延
喜式 二十八部「凡大射、五位已上箭激觸
的皮二者、猶中例」法量物異本「的革の
布六幅也、長さ五尺計り色は淺黄也、とぢ所

マトシロムル 的しるむる 弓張記

「まとしるむるといふ事、くれに成たる時
うらをおもてへなしてたつるを云也、ねこ
つらになり候時まとしるむるといふ也。」
丸物草鹿記「丸ものをしるむるといふこと
引合などにて包て射る事なり、是は幕をお
しむ時の事なり」

マトスジ 的筋 的と射手との直線上
のこと。

マトズナ 的綱 的を吊る綱。丸物草
鹿之記「一、的綱ハ白青黒三色の三くりの
綱にして、三筋用る也。笠懸の時の如し、
又紅なる糸の四組なるをも用る也」

マトズル 的弦 的筋用の弦。

マトソロエ 的調 大勢の射手を揃
へて射手の善悪を見ること。(弓馬故實)
吾妻鏡卷卅九「治二年」廿日癸亥、明春正月
御弓始事、爲レ試ニ其堪否、陸奥掃部助今日
被レ催ニ射手等ニ之處、左親衛以ニ安東五郎太
郎ニ爲ニ御使、被ニ仰遣ニ云、寒中の調者、爲ニ
射手ニ尤不便也」

マトダスキ 的介 射術、胴造の目
録。胴の中筋を眞直にして、的と十文字に

あたる様にする。目當物を我身の心眼に確と引締めて我が身は的の眞脇に立ち、的中へはまる心で射る位をいふ。「一分三界」の條参照。

マトダスキノクテン 的介の口傳
的を穩に掛ると云ふ事、的を己に取付て射よとの事。即ち的に己の氣を取られると當氣を起すので、これを戒しめたもの。

マトタテ 的立 (一) 的を立てる役。或はその附近の取締り等をする。容貌端正な者が之を勤める。流鏑馬次第「私に射る時は立ざうしき六人して立つる也、三所の的に、右の方に立ちそふ、二人づゝ也。」(二) 的奉行のこと。但し室町時代までの稱。

マトタテヤク 的立役 「的立」に同じ。同條参照。

マトツケ 的付 射手の中り、外れ或は勝負を記す役。北山抄・正月(十八日賭射事)「取レ硯就二的付座」

マトツケフミ 的付文 的付の記した勝負付の文書。北山抄正月(十八日賭射事)「勝方奏樂、左右次將、以二的付文二奏」



ギキキ

マトニツキ 的日記 「的付」に同じ

マトニツキツケブギョー 的日記付奉行 「的付」に同じ。

マトニハサミモノオタテテイルコト 的にはさみ物をたて、射る事 笠掛記

「一、的にはさみ物をたて、射る事有、す法つねのはさみ物にかはるべからず、くしをば長くして的のまん中にあたるほどにして的にあて、立べし。草鹿をかけて射るもはさみ物をたて、候も同前、此ニはくし六寸にかざるべからず、中になるほどにすべし。」

マトニハツトノメトユークト 的に法度のめと云事 岡本記「一、同法度のめと云事も此一目つかふも法度の目の内なり、法度の目とは定りたる目づかひの事也別しての口傳也。」

マトニヒトメツカウトモースコト 的に一目つかふ申事 岡本記「一、

上卿」

マトデバリノキ の出張之記 「伊勢家傳來古書目録」所收、永祿六年五月十日 伊勢六郎左衛門尉貞文の記したもの。

マトテメテ 的の手馬手一肘や手先に氣を配る射手はさながら弓に射られて「射義指南歌」一首中射形廿五首の中の一。

マトトウマバシリノアイ 的と馬走の間 流鏑馬次第「一、的と馬走の間三尺五寸也」

マトナキニヤオハナツ 的無きに矢を放つ 目當なくして矢を放すこと。目的を定めずして徒らに事をするに譬へる。

マトナキユミニヤゴエ 的なき弓に矢聲「的無きに矢を放つ」同じ。

マトナワ 的繩 的を懸ける繩。「的網」に同じ。同條参照。高忠開書「うちませに的の繩をするに白と黒とにてうちまする、もしなき時は淺黄にもするなり、笠懸的の事也。」弓馬問答「繩の方量、太き三尺六寸、長廿七廣十杖五尺也、けつりきわ繩のきわより三杖なるへし、十二騎の

まへなるいてのいはて、かしこまりたるを一め見てうちあげ候。その見る目の事也。」
マトニヤノアタリハズレノコト 的に矢のあたりはづれの事 笠懸開書「矢的にあたりてたふれてよこつなにもかゝるべし。其時は矢取心得て、矢道の前より取候へし。又うしろの方より矢取矢はあたりには成へからず。同矢的にへいしとあたりて、的よりさきへこへて行事あり、それも矢のはすの方、的よりこなたにてそとつきてこへは能矢なり。」

マトニワ 的庭 的間、矢庭に同じ。了俊大草紙「的庭の遠きは、昔は弛弓にて三十三杖に射塚を築て、的をば三十杖に立し也、今は或は廿六七杖、又は其よりも近くもするか」

マトノアシ 的之足 的のしたぶち。武經射學正宗・卷上・論注法第五「或認二的之足與之首」

マトノアズチ 的の塚 的前の塚。圖の開書「的のあづち、又は丸物などのあづちを始めてつかする時も弓杖打ちて見るはぬり弓にて打つべし。自然的をも懸けて

繩の内は四杖半なり。」

マトニオニノジ 的に鬼の字 「小の裏に字を書事」も條参照。
マトニコアガリノシュートユークト 的に小學の衆と云事 賭射の詞、餘計の射手の事。式正の的に人数に限りある。臨時の的に爲に外に射者を定め置く事である。(射義成功紀・卷之三)

マトニサンドノメツカイトユークト 的に三度の目遣ひと云事 弓馬故實「的に三度の目つかひと云事、はだぬきかけて一度、小足をつかひて一度、兩射さまに見て射る、是れにて三度也。」

マトニシメノスジクテンノコト 的に七五三の筋口傳の事 射學聚方集(竹林派)「七五三とはしめと讀むゆへ、的にしめを張て清むる心と知るべし。書様圖の如し。註(本多利實翁)曰、此的ぶちの木に七五三の筋を引て的を清むる事、古より傳はれる慣はしと覺ゆ、然れ共何れも圖的行はれ來りしより以來なり、即ち上ぶちに三、右ぶちに五、左ぶちに七を書く也」

射る時にあひを打ちて見るは白木などにて打つ共くるしからず」
マトノイワレノコト 的のいはれの事 射學聚方集(竹林派)「夫的と云は天竺の三皇三代目柏皇帝の臣下に貴尤と云ふ惡臣有て起て都を攻んとす是を隨へんとしたまふに海中に栖むて有ゆへ如何ともしがたし、臣下に貨狄といふ者あり中天竺より弓を作り舟を作りて貴尤が島へ押寄せ是を射る、其矢貴尤か眼に立眼の大なる事五尺二寸計りなり、彼眼白か匂ひたる故に的是は白匂と云なり、此眼を抜眼を磐石に取かけ山につき込める故に山とは是を云也、然るに五帝三皇の代終て夏の禹王の代になりて九年雨降て此的山を水越て貴尤が眼出んとす其時山の前に堀を九筋掘て水を流し其土を的山の根に押付也、其土の名を阿土といふ也、阿土とは土をおもねると書也、今に至ての山の前なるを小阿土と云事は此時より始也、的串といふは貴尤が眼をつなぎ付たる木也、廻り一尺二寸上の横串堅木に同じ、槍にて削黒ぬりにすべし、横串端へ出る事二寸五分也、今の世にせい六寸とい

ふ説あり、たとへば六寸成共横串の先は前に同じ。的山の高一丈二尺横一丈二尺も又一丈五尺も有べし、阿土をつき所によるべし、阿土の高八尺廣五尺二寸共いふ。」

マトノウツムクトエーコト 的のう

つむくと云ふ事 大和流弓道天之卷二段第五「的ノ急ニ立タルヲ云フ、ノゾキタルヤウニアルヲ云フ、常ノ人ウツムキタル如ク也、是ハ射者詞ニアラズ、曇ルト云ベシ」マトノウラニカクモンジノコト 的の裏に書く文字の事 「鬼の字の事」の條参照。

マトノエ 的の繪 「的繪」の條参照。

マトノオチ 的の落 「睡り」の條参照。

照。

マトノカケヨ 的の懸様 笠懸開

書「先後の串より立初て、扱横串を後のきわよりすくに、入道のとほりへすくに横串を先ときて、さて前の串をは、五寸はかりさきへ出して立へし。是は的をはむけて立たる儀也。同的を懸る時は、兩人して懸へし。横綱をしかとよめ、さて上の繩を横串にしかと留へし。同的の惣とは、地の上

七號)

マトノシヨ 的書 寫本二卷 弓馬故

實の書。的の諸式百十一條を説明する。「弓馬雜集」の第四、五所收。

マトノシヨ 的之書 寫本一卷 長

澤正信著 弓馬故實の書。的の事を詳説する。「弓馬集法」所收。

マトノシヨ 的之書 寫本八册 的

のことに就いて記したるもの(生弓齋文庫本 第一巻 第五號—十二號)

マトノシヨ 的之書 寫本一册 的に

就いて記したるもの。(生弓齋文庫本 第三十一巻 第三百五十號)

マトノシヨ 的の書 射形直様之事

寫本一册 的に就いて記し又、目安の中、射形直様之事を收む。(生弓齋文庫本 第六十二巻 第六百九十七號)

マトノシヨ 的之書 藤野義業著、

大和流の的に關する弓書。

マトノジヨホー 的之定法 寫本

一册 的に規定に就いて記したるもの。(生弓齋文庫本 第九十一巻 第九百八十一號)

マトノシン 的之心 的のまんなか。

武經射學正宗・卷上・論注法第五「使後後矢時目認の間一塊」或認的之心」或認的之足與首、精神手法、俱向此一塊而發上」マトノソムキタルトエーコト 的のそむきたると云事 大和流弓道天之卷二段第五「的ノ前後へヒネタリタルヲ云フ。」マトノタイハイトエーコト 的のた

いはひと云ふ事 春草・卷之上「たいは

ひの字體拜とも帶佩とも書く也。歩立體拜記 是に永正二年二月細川高國小的其外的の古傳記 五日と有記者不知細川高國小的其外的の古傳書共を見るに、皆初めたいはひの事と條目を出して、射手數塚の前にて水干の紐を納むる事、數塚へ歩み寄る足つかひの事、弓杖つきて肩をぬぎ水平の袖を納むる事、弓構事矢のつがひ様の事、射て退き様の事、肩ぬぎを入れ様の事、本の坐へ歸り様の事等をその一ヶ條の内に引つゞけて書きつらねたり。然れば、たいはひと云は始より終までの射禮の事也。體はからだと讀み、射手の容儀を直くする事也、拜は禮の事に、水干の袖を納むるより始りて、射終つて本坐へ歸るまでの容儀を正し、法式を守りて

より五寸に可懸、又時に寄りて四寸三分にも懸へし、的革の串を立、同布皮をも懸べし。懸様口傳。」射御持長記「的の懸様、九杖に打ちて八杖に的の串を立て、前の串は後の串より五寸しゃくりの方へ出す可し、的は地上六寸に懸くべし、布かはは的串より、はり弓一杖に打ちて、弓の鳥打の程に串を立つべし、是れを的の串の如く、前の串五寸可出也、さてこそはむき射よげに見ゆる也」法量物異本「的の懸様馬場本へ打ちむけて立つべし」

マトノカシラ 的之首 的の上ぶち。

武經射學正宗・卷上・論注法第五「弓軟則認的之首」

マトノコト 的之事 寫本一卷 的

の故實を記入した八枚の寫本。「弓馬秘説」所收。

マトノシダイ 的之次第 寫本一册

的に就いて記した的之書。(生弓齋文庫本 第一巻 第九號)

マトノシダイソタ 的之次第其他

寫本一册 的の次第及びその他に就いて記した的之書。(生弓齋文庫本 第一巻 第一號)

射る故に體拜と云ふなり。されば體拜の字を用ふべし。帶佩の字は道理にかなうべからず。近世正月御弓場始の的をたいはひ的と云ふ人有、古よりのたいはひはひと云事はあれども、たいはひ的と云ふ事はなし。たいはひ的を云ひ誤りて、たいへい的と云ふ人あり。いよ／＼誤をかきねたるなり。」マトノタテヨ 的の立様 小笠懸

的の立様は 射御持長記に「的は板也、方四寸板めの方の内かたをきざむべし、串は土の上一尺六寸、藤を黒くぬりてはきみきはに銀にてせめを入る也、的の立様のと馬走の間八寸、切めを前の方へなして少しはむけて、串の下すり糠を入れて、其上に土をかけて立可也」とある。

マトノツリナワノコト 的のつり繩

の事 法量物異本「一、堅綱横綱以下三筋也、但十九と云布にて青黒白三色にして幕の手繩の如くする也、又白黒二色にてもする也」

マトノテリタルトエーコト 的の照

たると云ふ事 大和流弓道天之卷二段第五「常ニ云ヘルハ的ノアラノ來ルヲ云フ。」

七號)

マトノトキツンタチノコト 的の時

つんたちの事 圖的開書「一、的の時つんたち(つゝ立つ也、最初第一番也)の事をさし出の甲矢共さし出の乙矢共さし出の一手とも申す也、つんたちとも申す也、さして共申す也、つんたちの一手の事也、先々大的にも申すべし本也。」

マトノトキユミオオトシタルオトリ

ヨーノコト 的の時弓をおしたるを取様之事 今川大双紙「一、若足本に落は

（イ候刻）則其まゝ取べし、但弦前へなり候ハ、かた手にてあげて執べし。若足もろごかさばおさめたる袖を引かけ、後足をうごかしかしこまりて執べし。又遠くへ落るハ、じきに肩を入れて、足を引ずして執て、如前なをりて立つ也。何れも弦前になり候ハ、片手にて可執也。」

マトノトキユミヤオモチテユバエテヨ一の時弓矢を持て弓場へ出様

佐竹宗三開書「一の時弓矢を持て弓場へ出るには、後へなる弓の本はずと、矢の管のかたと同高さに持て出へし。かたさかりなるは見にくき事也。」

マトノハギヨリノコト 的のはぎ様

の事 類聚流鏑馬次第「長谷川流鏑馬日記云、的のはぎ様の事、槍の木のまきの板也、コワとコワとを合て、二枚はぎなり、的の寸法、廣さ一尺九寸、厚さ一分に、中串の長さ四尺五寸、串の面一寸、（四方ながらおなじ）但的串の長さは、射馬の寸身によるべし、しほどでの根とくらぶべし。」

マトノハシニシメオカクコト 的の端に七五三を描くこと 「七五三」の條

参照。

マトノハジメノコト 的の始の事

四季草・春草・卷之下「七十四、仁徳天皇の御宇十二年、高麗國より鐵の的を奉りし時、諸人射貫く事なかりしを、的の祖盾人宿禰これを射貫ける由、日本紀に見えたり、是我國にて的射る始なりといへり。用ゆべからず。神代已に弓矢ありしなれば、などかの射る事もならざらん。出雲風土記に天下を造る所の天神のまゝとて、射給ひし所なるゆへ、矢代と云と見へたれば、的は神代よりありし事を知るべし。」

マトノホリヨ 的之法量 置之

の本書「一の之法量ハ二寸、四寸、八寸ニ限リタル儀ナリ、二寸ニハ鳥ヲエガク是ヲホシト云、杉ノ葉ヲカザル、四寸ニハホシヲ付ル、八寸ハ繪取法之如シ。」



マトノホシ 正鶴 「こまなこ」の條 参照。

マトノミヨリノコト 的のみやうの事 國的開書「一、先足踏をして小足を踏みて足ふみ出しさまに的を見る時は遠く／＼と見るべし。扱足を踏みはだけ肩ぬまさまに的をきつと見るべし、矢をつがひて扱的を見る時はねだ／＼と見るべし、是は故實也。」

マトノメアテ 正鶴 「こまなこ」の條 参照。

マトノロク 的の祿 安齋隨筆卷之十「續日本紀卷、文武天皇大寶（武器考證ハ慶雲）三年春正月丙子朔、（中略）壬辰定二天射祿法一親王二品諸王、臣二位一箭中二外院一布二十端、中院廿五端、内院三十端、三品、四品、三位一箭中三外院一布十五端、中院廿端、内院廿五端、五位一箭中三外院一布六端、中院十二端、内院十六端、其中レ皮者一箭同布一端若外二内院一反重中者倍之六位七位一箭中三外院一布四端中院六端内院八端、八位一箭中三外院一布三端、中院四端内院五端中レ皮者一箭布半端若外中内皮及重中者如レ上但勳位者不著一朝服一立三當位次一」

マトノワカワ 的の輪皮 的のふち。

大鏡卷之七「帥殿の南の院にて人々あつめて弓あそはし、に云々又入道殿射させ給ふとて攝政關白すべきものならハ此矢中れと仰せらるゝに初めと同じ様にまとのわかにはかり射させ給ひつ、響應しもてはやし聞えさせ給へる興もさめて事苦うなりぬ。」

マトバ 的場（一）的を立てる方。主に小的（尺二的）の場に云ふ。弓場の對。矢場。あづち。弓馬問答「一、的場といふ事ハ惣名也。的かくる方ととりわけ的場といふ。射方をハ弓場と云也」弓馬秘説「大的草鹿杯のをもあづちと云べし、的場と云事はある間敷候、但大的など、又かりの時、的場と云も不苦、それもあづちと云事の猶可然候。」（二）射場。大和流弓道天之卷二段第六「射場ノ事 立テ射ル處ヲ射場ト云也、如レ此三段ニ分ルト云ヘドモ、射場的場ト云テ能キ也。」

マトバ 的場 寫本一冊 的場に就て記したるもの。（生弓齋文庫本 第九十帙 第九百五十八號）

マトバイゾメノシキ 的場射初之式 寫本一冊 的場の射初の式に就いて記す。

（生弓齋文庫本 第百七帙 第千九十六號）

マトバイリノシキ 的場入之式 寫本一冊 的場入の式に就いて記す。（生弓齋文庫本 第九十三帙 第千二十四號）

マトバキヨリコ 的場去離考 寫本一冊 本多利實著 的場の距離に就いての論考である。（生弓齋文庫本 第五十五帙 第六百二十三號）

マトバケイエイノマキ 的場經營之卷 寫本一冊 的場の作り方に就いて記したるもの。（生弓齋文庫本 第四十五帙 第五百二十一號）

マトバゲンジロ 的場源次郎 射士 森刑部弟子 承應三年（皇紀二、三一四）甲午四月初日 四代將軍徳川家綱公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢二千本の中、百六十一本通矢し、更に明暦元年（皇紀二、三一五）乙未四月二十三日 惣矢二千本の中、六百本通矢した。（江戸深川三十三間堂矢數帳）

マトハサミグシ 的扱申 扱物的を扱む申。長さ五寸二分。二分を割つて的はさむ。

マトハジメ 新年に始めて的を射試みる儀式。鎌倉時代には弓始とも始ともいひ、室町時代には弓始、的始、弓場始と云ひ、江戸時代には弓場始と云ふ。吾妻鑑卷八。正月六日「御酒宴最中、有御的始ニ「弓場始」の條参照。

マトバシヨ 的場書 寫本一卷 弓馬故實書。的場の事六十八條を詳説する。「弓馬雜集」第三所收。

マトバニデルトキノシヨゾクノコト 的場に出る時の装束の事 的出張記「昔は水干立髪ほし、くず袴を着ると見え候、當世の出立様、打髪ほし素襖袴着べき也、着物などは時にしたがひ衣裳定らず候、袴などは斟酌あるべく候也、冬は小袖あまたきる事あり、一つ胸に着べし、引き違へ／＼はきざるものにて候、素襖の袖右の方を糸にてとづるものにて候。」

マトバノキ 的場之記 寫本一卷 射事的場の次第を詳説したるもの。「弓術秘傳書」所收。

マトバノシタイ 的場之次第 寫本一冊 的場の次第を記す。（生弓齋文庫本 一六九一

第二十七巻 第二百九十八號

マトバノトサ 的場の遠さ 笠懸

の時は、法具物異本「的場の遠さ、弓杖九杖に打ちて八杖に立て、今程は七杖六杖斗也。」振々の時は、三的之卷「操の遠さ七杖半又は九杖也」大的の時は弓馬問答「三十三杖に打ちて、二杖よせて串を立レハ、三十一杖と可心得。」とあり、上古は三十杖二十七杖、或は廿三杖にも縮めた。圖の開書「的場の遠さの事、本式昔は三十三杖に打ちて三十二杖に串を立てる本也、公方様の御的二十五杖にて鹿苑院殿時代にてあり、當座に於いて二十五杖は近きとて二杖のけさせら二十七杖になされ候、亦三條の御所にては二十一杖にて射させられたる事あり、近來は二十三杖に打ちて二十二杖に串を立てる也。」

マトバノマト 的場之的 大和流小

的全鏝上持滿の「條的場に的のあるものと思つての臨んでねらふ時は心氣的に馳せて體中の氣力虚ぶする故惣體十分の滿を得ずして外れ矢出すべし、故に的場の的の立たと見ず、的を拳へ引取りて見るべしとの

名目にして、約束へ引込みて的をつなき、氣を戻しての拳へ引取りて見る時は氣は外へ散れず、體中にまとまりて一杯に滿る故氣體十分の滿を得て外る、矢なかるべし、此的場の的の名目あるに依りて次の中り拳と云箇條は出たる事也、愚詠的は只的場にあると思ふ故外れん事を苦みぞする「拳中」の條參照。

マトハリ 的張 的に紙を粉糊で張ること。

マトバユミデンキ 的場弓傳記 寫本一冊 的場弓に就いて記す。(生弓齋文庫本 第八十二巻 第八百九十三號)

マトヒトクレトユコト 的一幕と云ふ事 大和流弓道天之卷二段第五「的一幕ト云フハ七日ノ事也、古昔ハ一七日充ツル迄射テ射擧ノ的ヲ射テ仕舞ト云フ。」

マトフギヨ 的奉行 武家時代の職名。(一)弓始(正月十七日)の時、矢數を記入する奉行。東山殿年中規式。代長祿二年。正月十七日、未刻御弓場始、射手六人御的奉行兩人。(二)的立役に同じ。

マトマエ 的前 (一)步射の。的

らせる役。倭名類聚鈔卷四(術藥部)「司格上儀云、執レ格司レ射中當レ舉レ之。」矢申。

マトモチ 的持 流鏝馬の諸役の一。的を一枚づゝ持つて、的奉行の指揮をうけて、的の懸替を掌る。射手一騎に的持は三人。裝束は小素袍、侍烏帽子で草履を穿つ。

マトヤ 的矢 矢の一種。的を射るに用ひる矢。其の製は一樣ではないが、矢箆は白篋を本儀とするがさはし篋・焦篋・拭篋を主に用ひる。節數は三節(射付、篋中、羽中)等は節管、羽は鷲羽を本として切符、中黒、小中黒を本式とする。鏝は平題をつけ一手(甲矢・乙矢)揃へたものを用ひる。高忠開書に「的矢のこしらへの事、さはし篋たるべし、すげ節を正すべし、節は管節篋中の節羽中の節篋本也、管は節管たるべし、節をば削るべし、羽は眞鳥羽本也、殊に切符可レ用、管節ほとらひ三ふせ可レ然、管巻をば黒く塗るべし、のこひ篋にもする也。」とある。吉田流(大藏派)「一、的矢の事、外向を陽と云、内向を陰と云、兄

に向つて射射すること。的に同つて射藝を試みること。射手との距離は十五間半五射の一。眞行草の眞の一。弓道六品の一。狂言記・松脂「近日的前をなざるに依つて」要前・操矢前・堂前・遠的・卷葉前等の對。(二)的のまへ。的のさき。

マトマエイト 的前射手 的前を行射する人。

マトマエジャライ 的前射禮 「的前射禮」に同じ。

マトマエジャレイ 的前射禮 射禮の一。的前に於て射禮を行ふこと。これに「居射禮」と「立射禮」とがある。各條參照。

マトマエデ 的前でにぎり落せる射手ならば鱗手の内致へ射させよ 大和流押

手手之裏の歌 鱗の手の内とは弓の内竹の内(左角)手の虎口の眞中に當るをいふ。

(印西派)或は手の虎口が内竹の中央に當るを云ふ(大藏派)がこゝのは後者である。

マトマエニ 的前に出る程ならばかへつるや替いたつきを先たてゝもて「弓禮

弟の矢と云、外向を兄内、向を弟と云也(一)五身七道の書(四季草春之上)「的矢紙はぎの事の條的矢は紙はぎ本式なり。」平家物語卷四・鷲鷹の羽で矧いたりける的矢一手ぞさしそへける。

マトヤ 的屋 楊弓場に同じ。新永代藏・五「的屋・藥店」

マトヤオインヨノヤトユコト 的矢を陰陽の矢と云事 吉田流(大藏派)「一、的矢を陰陽の矢と云事 外向を陽と云、内向を陰と云也、兄矢弟矢と云事 外向を、兄矢、内向を乙矢と云也(萬祕傳書)」

マトヤオバ 的矢をばさはし篋節ハ五つなり羽は眞羽鷹と紙はきにせよ 本多利實翁「射形百首」の中の一。

マトヤオト 的矢音高く開ゆる射人ならば手の裏弱き射人と知べし 日置流押

手手之内の歌。矢音は矢摺を摺る音の意。

マトヤオト 的矢音高くきこゆる物ならば手の内よわき射手と知べし 大藏派

マトヤズル 的矢弦 弦の一種。的

に同じ。

祕歌卷」所收の歌。

マトマエノ 的まへの弓たててゝも

上刺やならばの小根も兵にあはせよ「弓禮

祕歌卷」所收の歌。

マトマエノヤ 的前矢 「的矢」に同

じ。同條參照。

マトマエノユミ 的前弓 「的弓」に

同じ。同條參照。

マトマエワ 的前は立つくばいぞま

きわらは居前たちまへ古法なりけり「弓禮

祕歌卷」所收の歌。

マトマエワ 的まへは弓かつき矢指

しき皮を右にもちそへねりいつるなり「弓

禮祕歌卷」所收の歌。

マトミチ 的道 的へ行く道。「矢道」

に同じ。

マトメノカブラ 丹目鏡 源家五大

鏡矢の一。目を圓形に開く。鏡の色黒漆に

塗る。巻目も同色、此外圓目の鏡に變らな

い。冬三月の上矢。上矢の鏡は鏡にきす。

前用の弦。

マトヤナドコロノズ 的矢名所の圖



マトヤニワ： 的箭には鷹八嶋につる小とりほかをは是になそらへてしれ「弓禮秘歌卷」所收の歌。

マトヤニワ： 的矢には羽の外向きを早矢といふ内に向ふを乙矢とはいふ 本多利實翁「射形百首」の中の一節。

マトヤノゴトシ 的矢の如し 的と矢の様に常に離れずに親しむに譬へて云ふ。異本曾我物語「我等兄弟、的矢の如くありつるに」

マトヤノサダメ 的矢の定 射法輯要(竹林派)「筈周り 一寸より一寸五分位なり。鈞合 中分中程より少し上の方にて鈞合すべし。筈形り 中ふくらにして根管の方少し細くこかせてよし、中の細くこけたるは大に悪し。羽丈 的矢は羽幅の廣きを用ゆ、古來は的矢の時是非紙別になく

ては不叶様なり、近來大方黄糸はぎを用ゆる等の事は時にしたがふべし。羽は大鳥の尾名の付く羽を用ゆべし。爪黒薄びやう、中黒、大中黒、切符等なり、其外品々有り。銜箭かつぎを用ゆべし、椎の實は賭的射の用ゆる所と知るべし。」

マトヤノヤオト 的矢の矢音 弓張記「一、的矢の矢音ひやうふしと云、はづしたる時ハ右に同事也。」

マトヤノユガケ 的矢の轆 轆の一種。前用の蝶。的蝶。

マトヤマ 的山 梁のこと。的を立てる小山。諸書當用抄「的山高さ七尺五寸、廣さ弓杖一杖半にも、又一丈五尺にも、あつさは三尺、土臺少し廣くすべし、皆是れ秘事也」三議一統大雙紙「一、的山つくへき事。何方につくとも其宅を懐たく様に有へし。太平記・卅一・笛吹時軍「相隔てたる事、草鹿の的山計りに成りにける。」

マトニガケ 的の轆 前用の轆。三つ轆。或は四つ轆である。高忠開書別記「的轆も指をつぐ付くる事略儀也、とも皮にてはつくべし、ゆかけのの長きをたまらぬ

もの也。」

マトニミ 的弓 前用の弓。手冨へ軽い弓がよい。的弓は白木、側白木、むらこぎの三種に限られ、尙丸物・草鹿、はさみ物にも用ひる。白弦をかける。岡本記「ま

と弓と人の所望の時」古今著聞集卷九(弓箭)「或所に的弓射けるに」塗弓は騎射の弓で、歩射には用ひなかつたが、萬やむを得ない時は相當の禮をとつて用ひる事が許された。しかし現今では明らかな區別をつけない。五月雨頃は、白木弓の温氣に合つて調子を失ひ、なりのくるひ易いことを厭つて反つて塗弓を多く賞用する様になつた。

マトニミニ： 的ゆみに藤つかふへき物ならず切つめなともりやく儀なりけり「弓禮秘歌卷」所收の歌。

マトニミニ： 的弓になき音高く聞へても弦ねによりてよしあしぞある 雪荷派道雪派等の離の歌。

マトニミノ： 的弓の音高く聞ゆるは手の内弱き射手と知るべし「射義指南歌」壹百首中、射形二十五首ノ一首。

えなば手の内よわき射手と知るべし 竹林派・道雪派等押手手の内の歌。

マトニミノ： 的弓の音高らかに聞ゆるは手の内弱き射手と知るべし 大和流・印西派吉田流等の押手手の内の歌。

マトニミハリガオノズ 的弓張顔之圖 手寫一折 的弓の張顔の圖を示したるもの。(生弓齋文庫本 第三十四帙 第三百八十八號)

マトニミモ： 的弓も遠射せんにもかねてよりはりてをかすば得矢はつかまじ 竹林派の歌。得矢はつかまじは矢飛が悪いであらうとの意。

マトニミモ： 的弓も遠射せんにも兼てより張つて置ずば矢はばつくまじ 日置流の歌。

マトニミワ： 的ゆみは木竹目はしり節あひのすこしのひたる竹をもちひよ「弓禮秘歌卷」所收の歌。

マトニミワ： 的弓は遠射せんにもか

ねてよりはりてをかすは矢はつくまじし 日置流道雪派「射義指南歌之卷」所收の歌。

マトヨツニワル 的の四つに割る 大和流小的全鑑上「約束へ引込み弓の真中目付藤の所への當て其的を堅横十文字に四つに割りて其真中をねらひ持満を云、堅は弓横は目付藤にて十文字に割て其真中を射通す心持にて如何程の大なりともねらひ所は的の正中雖もみの穴の一點より外にはなき事故右の如く十文字に四つに割て見れば自然と的の正中に精神まとまるべし、此の正中の一點をねらふ心なければ的も大きくなるに隨て氣ゆるみ矢所亂れて外に矢出つべし、的の大小に拘はらず、ねらふ所ハ

的の正中一點にありと心得べし。愚詠 弓手馬手拳に的を引付て四つに割り取り真中を射よ。」

マトリ 眞鳥 鶯の異名。安土日記「矢籠眞鳥の羽を付け」萬葉集註釋七五「眞鳥ハ鶯也、えびすはわしの羽をば、まどりのはと云ふなり、うなてのもりは美作國の名所也、うなての森をいひ出んための諷詞なれば、まどりとすむといへり、その故はうな

ては、うみのはたと云ふ心をこめれば、わしはうみちかき森にすむ鳥なればよそへよめるなり、うなてとはうなは海也、一ははたの義也、邊なり」

マトリノオホトリバ 眞鳥の大鳥羽 鶯の尾羽十四枚あるもの。岡本記「ねんのものをいる矢につくる羽の事。まどりの大鳥羽をかならずつけへし。」

マトリバ 眞鳥羽 鶯の羽の惣名。矢羽の最上なもの。高忠開書「一手指んどうの拵へ様の事、羽は眞鳥たるべく候」

マトワ 的輪 的の周圍の枠。的枠に同じ。

マトワク 的枠 的輪のこと。的のまわりの曲輪。木を曲げて輪にしたもの。

マトワスンボノコト 的輪寸法の事 大和流弓道天之卷二段第五「小的ノ寸法ハ二寸、四寸、六寸、八寸、一尺、一尺二寸ノ的ヲ用フ。一三五七九ノ寸ハ不用也、仔細ハ是陽數ナレバ也、陽ヲ矢先ニ立テ射破ル間敷爲又ハ陰ノ數ハ物ヲ殺得ヌルノ道理ヲ以テ用ル。但用捨ハ物ニ可レ依口傳アリ。」

マトワタダ… 的は只的場にあると思ふ故外れん事を苦みぞする「大和流小的金鏝」上巻所收、的場的の條の歌。

マトワリ 的割(一)射術の時、的に向つて弓を眞直に立て弓手を伸し、手首で弦を少しやり過し、手首を内に曲げながら弓を内に返すこと。見所の第二、澄の第一。傳來聞書「矢を番ひ立て足踏胴作を定め馬手を腰に收め弓手を的へ廻し 弓にて的を割て身の曲尺を澄し見る」(二)見所の第一、的の大きを見ること。山村派註書「的の法量を見る也、座に着き矢を番ひ右の手を膝の上帯のきわに納て的を見る」(三)見所の第三、會に入つて的を狙ふ時、矢摺藤の上、弓の眞中の的を見る様に弓で的を二つに割て兩眼で狙ふこと。

マトワリヨンスンノカマエ 的割四寸の構 日置流六十箇條の第三條弓構の事の内、單の身に同じ。戰場に於て特に斯く稱した。弓の村準によれば前竹六分外九分、これに糸を巻き、漆を塗れば其幅凡そ一寸許りとなる。人身の横身の厚きは凡そ四寸、其内に一寸の弓あれば敵より射出す

矢は拒ぎ得る故に吉田印西先生はこの構を用ひた。

マナコ 眼 的の中央の星のこと。的の星を一つに眼とも云ふ。こまなこ。マナコノト 眼 目付の規矩の一。(弓術要覽・卷二)

マナベウジエモン 眞鍋宇治衛門 射士 龜治郎事 讃州 享保四年(皇紀二、三七九)己亥四月廿六日 八代將軍徳川吉宗公の時、京都三十三間堂に於て、惣五千射の中、射損じ、二千四本通矢した。(年代數帳)

マナベカメジロ 眞鍋龜治郎 射士 讃州 眞鍋藤八郎嫡子 寶永五年(皇紀二、三六八)戊子六月十一日 五代將軍徳川綱吉公の時、京都三十三間堂に於て、十七歳にして、惣千射の中四百七十二本通矢した。(年代數帳)

マナベタツキチ 眞鍋立吉 射士 松平能登守内 眞鍋辰右衛門男 祖父彦五郎指南 享保元年(皇紀二、四六一)辛酉三月晦日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、四十間で、惣千

射の中、九百九本通矢した。而して、文化八年(皇紀二、四七一)辛未四月三日 土井甲斐守内 祖父眞鍋彦五郎指南 當時同姓左衛門取立 惣千射の中、五百廿五本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

マナベテツゾ 眞鍋銃藏 射士 土井錦橋内 眞鍋彦五郎副子 父指南 杭村駿河守内 吉村憲兵衛當時取立 文政九年(皇紀二、四八六)丙戌十月十一日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十三歳にして、五十間で、惣千射の中、八百八本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

マナベヒコゴロ 眞鍋彦五郎 紀州竹林派の射士 越前大野の藩主土井能登守内 眞鍋辰右衛門指南 明和二年(皇紀二、四二五)己丙三月十九日 十代將軍徳川家治公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣矢百射の中、四十五本通矢した。而して、明和三年(皇紀二、四二六)丙戌五月四日(四日暮六時より五日九時迄風雨にて)惣矢七千二百本の中、二千十二本通矢して射損じ、更に、明和四年(皇紀二、

四七)丁亥四月十七日(十七日暮六時より十八日暮六時迄)惣矢一萬拾五本の中、二千二百三十本通矢した。尙明和五年(皇紀二四二八)戊子四月十三日(十三日暮六時より夜五時半時迄)二百十九本通矢したが、大風に付射損じ、同四月廿五日(廿五日明六時より暮六時迄)惣矢七千本の中、二千五百三十三本通矢した。「射學短話」は彼の家から出た弓書である。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

マナベヒコゴロスケミツ 眞鍋彦五郎祐光 射士 土井能登守内 實父淺山八郎兵衛直射元取立 酒井雅樂守内 金澤鐵次郎高剛指南 嘉永六年(皇紀二、五一三)癸丑四月十九日 十三代將軍徳川家定公の時、江戸深川三十三間堂に於て、本堂、惣百射の中、六十四本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

マナアマンオモテ まねあまの面 矢羽の一種。羽形圖「上中品 まねあまの面と云。」



マナベ マナア マネオ マネキ マネヤ マバ マハイ マハギ マハノ

マネアンマ まねあんま 矢羽の一種。(羽形圖)



マネオ まねを 矢羽の一種。(羽形圖)



マネキリフ まねきりふ 矢羽の一種。(羽形圖)



マネヤカタオ まねやかた尾 矢羽の一種。(羽形圖)



マバ 眞羽「眞鳥羽」に同じ。他の鳥の眞羽は鳥の名をつけて云ふ。マハイキユ 麻背弓 支那弓の一種。



マハギ 眞矧「眞矧」に同じ。眞羽を矧ぐこと。

マバノヤ 眞羽の矢 鶯の羽をはいだ矢。眞鳥羽或は眞鳥とは鶯の事。ウシニ大鳥小鳥があつて、大鳥は尾十四枚、小鳥は尾十二枚である。源平盛衰記・帝卷第卅五・巴關東下向の事「二十四差いたる眞羽の矢の射残したるを負ひ、重藤の弓にせき弦かけ連錢草毛の馬に金覆輪の鞍置きてぞ乗りたりける」

マフサギ 間塞 空穂(靱)・平胡録の名所。ふたのこと。岡本記「うつぼのふたに別の名あるかの事。まふさぎと申へし。別て口傳あり。」武器考證に「間塞ハ平胡録ニスルナリ、壺ニハセズ」

マフシ 射翳 鳥獸を射るために、柴などを折つて身を隠すもの。和名鈔四「射翳、文選射雉賦注云、翳於計反隱也、障也、所以隱射三者也」

マブシサス 射騎さす 射騎によつて身を掩ひ隠すこと。「射騎」の條参照。
マブタキ 問塞「問塞」に同じ。弓法私書「うつぼの名の事。ねを、こしかは、うけ緒、かけ緒、かまど、まぶたき、矢くばり、此外は名のある所なし。うつぼを一ぼ、二ぼと云事あるべからず、唯一つ二つと云べし。」

マボシ 眞星 的の眞中の星。
ママキ 麻々伎 細射、眞卷 ままき矢、まき弓の略。延喜式・内藏寮「梓弓一張、矢四具 中略一万余具」爲忠百首下「まき射る大宮人は今日やさは冬のゆみ場に立ちはじむらん」
ママキノヤジリ 細射 鏃の一種。平題のこと。
ママキノユミ 眞卷の弓 弓の一種。丸木の弓に櫛を築く巻いたもの。後この櫛の替りに藤を用ひてこれを築く巻いたもの「繁籜」と云ふ言葉も出て来た。
ママキヤ 麻々伎矢 ままき弓に用ひる矢。的矢。
ママキユミ 櫛木弓 麻々伎弓後末々

北は樺太より南は九州に至る迄産する。異名マユミノキ・ヤマニシキギ。漢名 桃葉衛矛・白杜・土荅樹・明開夜合。
マユミ 眞弓 弓に同じ。眞は美稱。萬葉集・卷二「水焉斯信濃乃眞弓、吾引者宇真人佐備而不言將言可開」
マユミ 馬弓 騎射 馬弓の略。伊呂波字類抄本「騎射 馬弓 天武天皇九年有此事」年中行事歌合「射手人のあやめのかづらながきねにけふのまゆみを引やそへまし」
マユミ 櫛弓 丸木の一種。櫛の木を削つた弓。「延喜式」兵庫寮によると長さ七尺六寸、制成に三日の功を用ひ、塗理して漆を塗り、すべて十五日で一弓を作る。制によつて白櫛弓・反櫛木・腹櫛弓等があり、又産地によつて安達太郎櫛弓・十津川櫛弓・常陸櫛弓・信濃櫛弓等の名がある。源平盛衰記世卷第十五 宇治合戦附頼政最後の事「七もちりなるまゆみのしめ塗にぬりたるに塗りぐる懸けて眞中を取り」

マユミ 満弓 木に弦を張つた眞の弓のこと。(弓箭根元記)
マユミツキユミ 眞弓月弓射る程のこと。
マユミ マリカ マリヤ マルオ
マルキ マルタ マルナ マルネ

伎弓細射(一)弓の一種。木と竹とを合せて作つた弓。的弓に用ひられた。(二)眞弓に藤或は櫛で巻いたもの。(古今要覽稿)「まき弓の歌」の條参照。
ママキユミノウタ まき弓の歌「安齋隨筆」卷之八全條参照。
ママコステ 繼子捨 射術、離の一。操矢の時、離れを惜まずに拂ひ捨てよとの意。(自他射學師弟問答)
ママヤイチノエモン 間宮市野右衛門 射士 星野勘左衛門弟子 延寶九年(皇紀二、三四一)辛酉四月廿一日 五代將軍徳川綱吉公の時、京都三十三間堂に於て、惣六千四百射の中、二千九百廿七本通矢した。(年代失數帳)
ママヤシチジユロー 間宮七郎 射士 間宮一左衛門弟子 元祿六年(皇紀二、三五三)癸酉九月十二日 五代將軍徳川綱吉公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、小根矢を使用し、七歳にして、半堂惣千射の中、九百五本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)
ママヤジロヒヨエノフヨシ 間宮

師はあらじ習わずきかず事をしぞしる 竹林派の歌 眞弓は的弓、月弓はたい弓の意。
マユミツキユミ 眞弓月弓射る程の師はあらじ習わぬきかぬ事をしぞしる 大和流の稽古修業心得の歌。
マユミノキ 櫛木 櫛の木。櫛(一)に同じ。
マユミノズ 眞弓之圖 的弓のこと。弓長七尺五寸より七尺三寸迄。握り下口傳二尺六寸二分、亦權衡見徳之曲尺と云ふ。



マユミマト 眞弓的 的弓の的の意。續世繼物語・卷十「又いづれのとしにか、まゆみのまとかくることをとねりのあらそひて、日くれに夜ふくるまで侍りければ」
マリカガリ 鞠かざり 卷葉の結様の一。(弓術要覽)
マリヤ 末利矢 末利柳 末利耶 古代の矢の一種。鏃矢の類(厚額抄)或は征矢(日本私記)

次郎兵衛信由 道雪派三代目。江戸の人、幕府旗本の士、將軍徳川家綱公に仕へ、大番組頭となる。當時江戸中第一の射手と云はれた。
ママヤシヨザエモンノフヨシ 間宮所左衛門信吉 伴喜左衛門一安(道雪)の直弟子。道雪派二代目。一流の名人と云ふ。
ママヤマゴイチ 間宮孫市 射士 浪人 間宮市左衛門指南 寶永元年(皇紀二、三六四)甲申五月十二日 五代將軍徳川綱吉公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣六千四百本の中、千本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)
ママイタハズ 荳板口 「荳板口」の條参照。

マルオ 丸緒 平胡録の名所。平胡録につける上帯の異稱。腰緒を着ける根緒、草でもする。(射義成功紀・卷之一)
マルキノユミ 丸木弓 「丸木弓」に同じ。判官物語・忠信最後「山鳥の羽の矢十六さしてまききの弓一ちやうそへておかれたり」
マルキユミ 丸木弓 弓の一種。自然木を丸く削つて作つた弓。古製の弓のこと。木質の名稱によつて櫛弓、楸弓、柘弓、梓弓、檀弓等がある。「平義器談」下「海録」卷五同條参照。
マルタケノユミ 丸竹弓 弓の一種。丸竹で作つた弓。この弓は押手に強みなく角がないので放れにくい。
マルタロー 丸太郎 源頼朝公の臣。弓馬の達者。「吾妻鏡」によると文治元年十月廿四日勝長壽院の供養の時、弓馬達者として清撰され隨兵として西方に候した。
マルナガマゴベエ 丸永孫兵衛 京都の謀師。(弓矢細工之書)
マルネ 丸根 鏃の一種。征矢である柳葉、楸の葉などの類の中鏃を立てないで

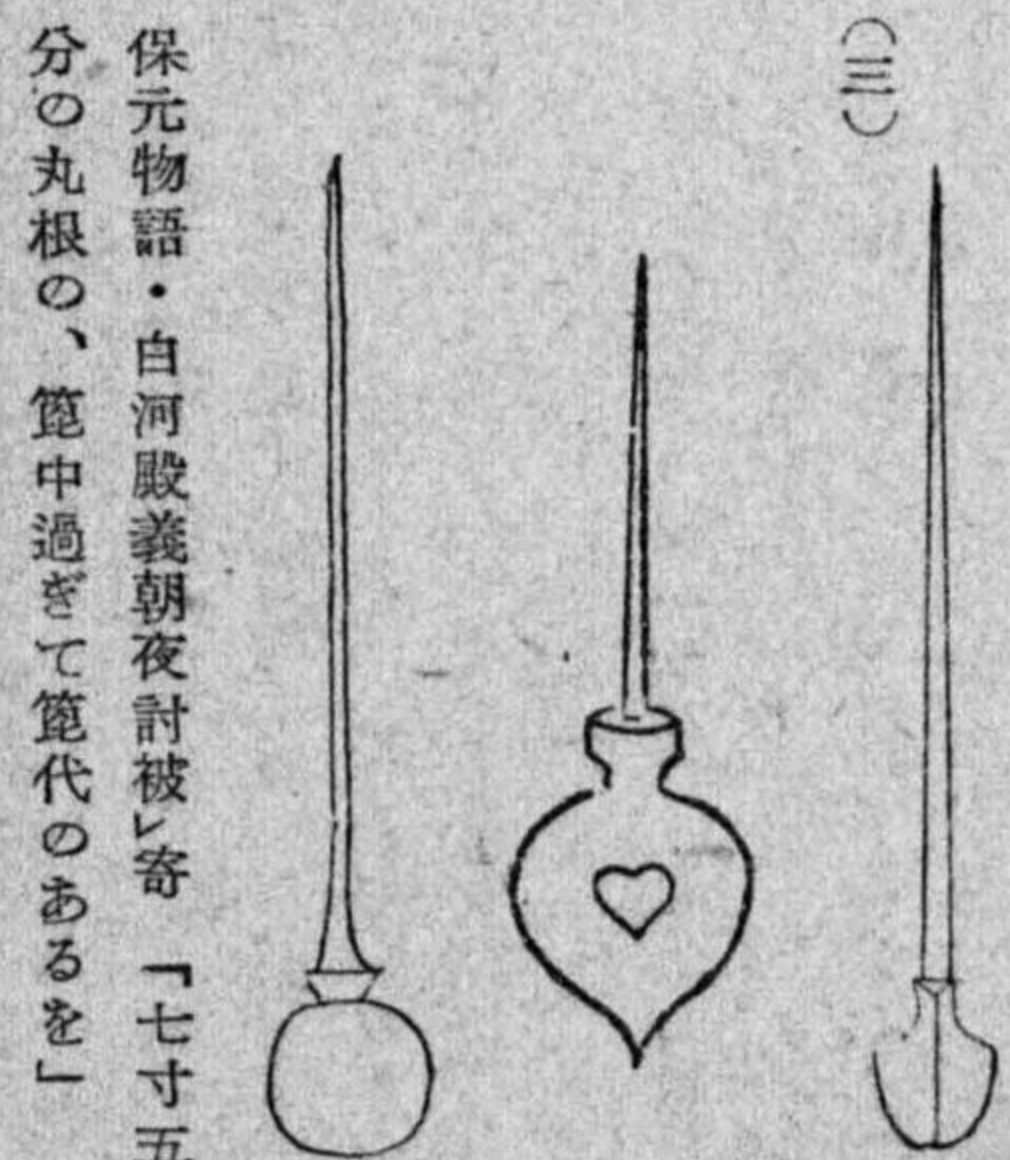
丸くすつたもの。貞丈雜記卷之十(弓矢之部)「一、丸根と云矢じりは楨の葉のごとくにして中にしのぎを立ずして少丸ミを付る也、カイシノギの如し、細川玄旨弓馬聞書に云、丸根は今人のヤウジガタト申根也と見ゆ、伊勢常眞記云、根ハ丸根或ハヤウジ形ナド也云々射手具足秘傳に云、征矢の根は丸根本也、家中竹馬記云、ウツボニ矢サスハ征矢ヲサス、拭篋ハ略儀也、根ハ丸根楊枝形也劍尻モ空穂ニサスニ不苦云々」



(二) 圓い棒の先を平めて一文字に刃を付けたもの。堅物を射貫くに用ひる。大和流弓道天之卷二段第四「一、丸根ノ事。丸根ハ前ニ記スケタバノ事トモ云ヘリ、又神頭ノ事トモ云ヘリ、冬ノ上刺ニ用ル也。」



右ハ征矢丸根ト云也、又根平目ニシテ丸根也ト云説アリ、是ハ餘頭ト云根也左ニ記ス



(三) 保元物語・白河殿義朝夜討被レ寄「七寸五分の丸根の、篋中過ぎて篋代のあるを」

マルネトガリヤ 丸根尖矢 劍尻のこと。高忠聞書「まるねとかり矢とは今のけんしりを云へし」

マルハギ 丸矧 矢矧の一種。羽の莖を割らずに矧いたもの。

マルマト 圓的 的の一種。丸い形の。

マルムラ 丸村 弓村の一。角村に對して、握りの具合に丸味をもたせたもの。

マルモノ 丸物 歩射的の一。歩射の三物の一。丸い物を射習ふ的。徑八寸鞠の形の様で、下地浮木で拵へ、ハンヤで肉を

串に付、扱前の串に付け、扱上をつるすへし。はつす時ハ前の串より後をとき、扱上をとくへし。懸時下四寸也。」

マルモノカワヌノコト 丸物皮布の事。「うち笠懸」の條參照。

マルモノクサジシノアタリハズレノヤノサタノコト 丸物草鹿のあたりはづれの矢の沙汰の事 笠懸の時の沙汰に同じである。

マルモノクサジシノキ 丸物草鹿之記 寫本一冊 歩射の三物の中、丸物と草鹿に就いて記したるもの。(生弓齋文庫本 第一帙 第一號)

マルモノクサジシノキ 丸物草鹿之記 寫本一卷 伊勢貞春著 丸物草鹿の事について詳説した故實書。寛政四年壬子(皇紀二、四五二)八月二十日の奥書をして松岡平次郎に傳へたるもの。「弓馬秘藏」所收。

マルモノクサジシハサミモノ 丸物草鹿挾物 寫本一卷 多賀高忠著 同故實略説で、高忠が註して傳へたるもの、文明十五年癸卯(皇紀二、一四三)の奥書がある。

丸物草鹿之記 寫本一冊 伊勢貞春著 丸物草鹿の事について詳説した故實書。寛政四年壬子(皇紀二、四五二)八月二十日の奥書をして松岡平次郎に傳へたるもの。「弓馬秘藏」所收。

マルモノクサジシハサミモノ 丸物草鹿挾物 寫本一卷 多賀高忠著 同故實略説で、高忠が註して傳へたるもの、文明十五年癸卯(皇紀二、一四三)の奥書がある。

工藤小次郎行光等藤澤次郎親綱が家に會合して作り出せり、左金吾頼家將軍此由開し召れて、御盡の内儀のをかけて射させ給ひしほどに、人々是を學び射たりしと申傳たり。」とある。

マルモノ 丸物 大和流印可以上の弓書。丸物に就いて記す。

マルモノ 圓物 寫本一卷 弓馬故實の書。圓物諸式を詳説する「弓馬叢集」所收。

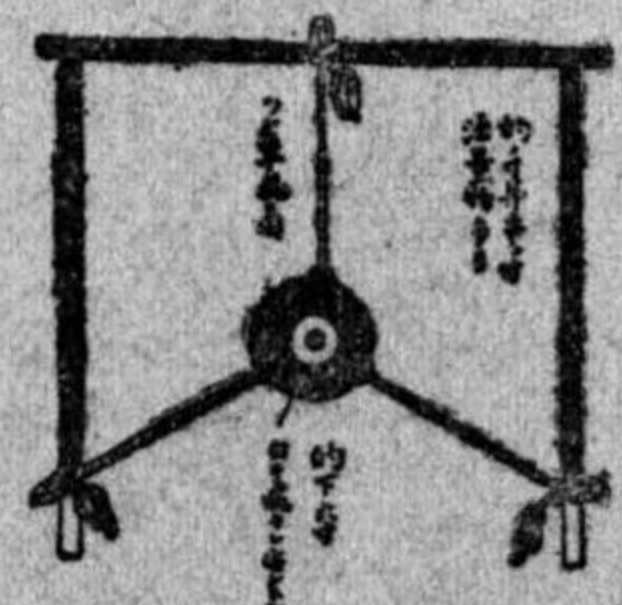
マルモノアソビ 圓物遊 圓物を射て技を競ふこと。

マルモノイテ 圓物射手 圓物を射る人。高忠聞書「丸物の日記に丸物射手とあるべし事の字ある間敷也」

マルモノオシロムルトニイコト 丸物をしろむると云事 丸物草鹿之記「引合などにて包て射る事あり、是ハ暮をおしむ時の事也。」

マルモノカクベキコト 丸物懸べき事 丸物草鹿之記「一、築地と串との間より持て出へし。心の内に見あてかひて下に置、左の手にておさへ、右にてうしろの

着て革で繻曲栗色にこれを塗る。中の繪取ハ蛇の目を畫く。夏草「圓物は裏板徑八寸丸くして白革にて縫ひくみみて中に毛を入れてふくらかす也、丸き玉二つに割りたるが如し、繪の出し様は外黒く次は白く、中黒し、このふをれんせんといふなり、裏に革の乳三つ付て綱を貫き大的のごとく三方の串に結びつく、串は大的の如し。黒く塗るなり、圓物は土より上六寸にかくるなり云々塚の遠き弓十一杖に打ちて、十杖的の串を立つるなり、



塚との間の間一杖に近し、もし塚なければ布革をはるなり」圓物は化生の物を表したるものであるから屋形に怪異ある時に行つた。毎年弓場始の奉射の後、に射手の堪能を選び後庭で執行せられた。又必ず新宅を造作して始めて弓を射る際にこの圓物を射つた。矢は一手四目、又は一手神頭を用ひる。丸物の始に就いては「丸物草鹿之記」に「正治年中海野小太郎幸氏

る。「弓馬叢集」に所收。
マルモノクサジシブリブリノイヨノコト 丸物草鹿ぶりの射様の事 圓的聞書「矢代をふりて小的のごとくに射べし、人数は不定候かけも小的の如くたるべし、又人数すくなき時は矢代を一づもならべてふり立あがりに射べし、一の前に射たる人は今度是我と矢代を取りて一の跡に置いて射べし、二番めに射たる人前にて射べし、次第ノ一に如此立ちあがりて射べし、小的の時も人数すくなき時は如此射る也、立あかりと申す時は如此する也、矢代を羽のすれぬ程に少しづゝ間を置いて前の方へよせてならべて置く也、立ちあがりの時は次第にうしろへ矢代よる也。」
マルモノシキ 丸物式 寫本一冊 丸物式に就いて記したるもの。(生弓齋文庫本 第九帙 第百九十一號)
マルモノジョジョノコト 圓物條々之事 寫本一冊 圓物に關した故實の箇條を記したるもの。(生弓齋文庫本 第二十八帙 第三百十一號)
マルモノノアズチ 丸物の塚 圓物

之事「一、あつちの高サ三尺九寸、横四尺八寸、兩の脇ひろき三尺五寸宛也、上のよこは六寸計つくべし、あまりにはすればあづちのなりわろし。大かた此分にて見て能様ニ可拵。」

マルモノノアタリハズレノコト 丸

物のあたりはづれの事 丸物草鹿之記「笠懸の矢沙汰と同事なるべし、沙汰する時は二の立串に、弓の弦を添て、犬の時十文字の横點のこくと張弓を渡して、矢の管にても神頭の方にて懸りたらハ能矢也、不然ハわろき矢也、此外矢の沙汰の事ハ笠懸の矢沙汰に同じ、笠懸の書に記す間爰には略之、又草鹿の矢沙汰も同じ事なり。」

マルモノノコト 圓物之事 寫本一

卷 上田貞長著。圓物を射る故實法式を略述したもの。卷末に「右此一巻小笠原播磨守元長相傳之寫也、天正二年(皇紀二、二三一)七月吉日 上田越前守貞長」と奥書がある。「續群書類從」卷六百七十一、武家部第十七所收。

マルモノノシヨ 圓物書 圓物に關する故實書。(類聚名物考)

に竹を合て、ひごをいれない弓。此弓に繼木多い、今も田舎では間々此弓を用る、但しひごをいれるのは近代の事であつて、此時から蒸打熔打の差別をする様になつた。(射義成功紀・卷之一)

マロキノユミ 丸木弓 弓の一種。

木そのまゝで弓にしたもの。

マロビサグリ 臥疏 犬追物類鏡卷

四「犬のまろひたる跡を云也、又つきさくりとも云也、日記の圖に如此なる形を書きたるハまろひ疏のしるし也。私説、又まろぶ疏ともいふなり」



マロブサグリノハビキ まろぶ疏の

羽引 犬追物類鏡・卷四「犬のまろひたる所にて矢の羽地を引すりたるを云なり」

マワス 廻す 肘形の一。勝手の肘尻を引廻すこと。(大和流小的全鑑)

マロキ マロビ マロブ マワス マワリ マワル マンイ マンオ マンコ

マルモノノナワ 丸物の繩 弓法私書「丸物の繩を黑白淺黄三色にて三つぐりに打也、布を三色に染る也」



マルモノノニツキ 丸物の日記 圓

物の時の記録。高忠開書別記「丸物の日記には丸物射手と斗りあるべし、事と云字は犬追物日記に犬追物手組事と書くならではある間敷也、笠懸草鹿小的をはじめ百手はさみの惣てよの事に事と云字ある間敷也」

マルモノノホリヨリノコト 丸物

の法量の事 圓物之事「丸物の勢八寸、れんぜんの白ミ一寸、矢たまを四寸、ちのなかさゆひ二ツふせ、よこ串五尺、内のり四尺三寸立、串土より上三尺七寸、土に入分一尺二寸計、串のふとさ口一寸、楡木にてすべし、丸かるべし、扱黒くぬるべし、土に入分八角なるべし。」

マルモノノマキ 武田流 圓物之卷

寫本一册 圓物に就いて記したもの(生弓齋文庫本 第六帙 第六十一號)

マワリカシラ 廻頭 (一)犬追物の

時、馬の前を左から右へ廻る犬。右から左へ廻るも同じ。(犬追物類鏡・卷四)(二)犬の矢所の一。犬追物之記地「檢見傳于喚次告矢所詞事：亦矢所ハト間時廻頭答フ」

マワリジシ 廻鹿 狩場調的、矢

の中つた時鹿形が廻つて、弓手馬手切向後を射習ふ術のもの。(射義成功紀・卷之三) 略したもの。(日置流道雪派)

マワリハズ 廻筈 矢筈の一種。自

由に筈の廻る様にする、雁股矢に用ひる。(射義成功紀・卷之一)

マワリヤ 廻り矢 山名家犬追物記

「一、十二騎思々ニ射ル、其矢所名所故實アリ、此時介添ノ矢取カケ、廻り矢ヲ取テ與ル事ナリ。」

マワルヤズマ 廻る矢通間 四つの

矢通間の一。矢の圓を描いて走ること。弓手馬手兩つとも悪い時に生じる矢飛である。

マンイン 萬引 滿を引くこと。

マンオジス 滿を持す 弓を十分に

引きしほる。史記・周亞夫傳「軍士吏、被」

マワリ マワル マンイ マンオ マンコ

マルモノヤサタノコト 丸物矢沙汰の事 射鏡「的中りて其矢たふれて本串をこへたればはづれ矢也、的にあたりて其矢つなにかゝりて落ちたり共矢筈少しも本串の通りに懸る様に見へば中りなるべし二三分もはずその通りにかゝらば中りなるべからず、たとひ又矢筈本串にかゝりかゝらず見へたり共矢取心得ずして後より其矢を取りたらばはづれ成るべし、前より取りたらば中りにあるべし、然れば矢の取り様大事なる故に能く見分して矢を取らすべし、矢取の心得肝要たるべし、綱にあたりたる矢など用ふる事ゆめあるべからず、矢のいづ方へも落たればそれをかになれて候といふべし。」

マレアレ 圓連荒 矢羽の一種。

マレオ 圓連尾 矢羽の一種。

マレナルオ まれなる尾 矢羽の一種。(羽形圖)



マロキウチノユミ 圓木打弓 内外

甲鏡三兵刃、數弓弩一持滿

マンコ 滿固 一ばいにみちてしかと

きまつて動かぬこと。武經射學正宗・卷中・妄射葦砧之惑第三「射學根本全在引弓滿固」

マンジノカネ 卍字之曲尺 四方詰

に同じ。大和流小的全鑑・下卷「一、萬字之曲尺 卍の字を萬字と云、卍の字豎横十文字にして上下左右等分に出合て欠けなき形也、此字の心の惣躰曲尺に適て胴と弓手馬手豎横等分に物見足踏指切肘尻首尾左右相應して欠けなく惣身の曲尺約束違はず出合やうに引込むを卍字の曲尺と云也、肢躰の内何所にか曲尺に外れ釣合あしき所あれば欠けある故物躰等分の釣合を失て必らず外れ矢となるべし、故に惣躰欠けなく卍字の曲尺に適て納る所約束第一の曲尺合也愚詠 胴手足物見の曲尺の違ひなく圓く備はる卍の曲尺なる」

マンダラキユ 曼荼羅弓 (一)一

張弓に同じ。七張弓の一。

マンダラキノユミ 眞多羅樹弓 多

羅樹弓に同じ。(射義成功紀・卷之一)

マンダラキノユミ 眞多羅樹弓 多

一七〇三

マンダラノユミ 曼荼羅弓 「曼荼羅弓」に同じ。甲陽軍鑑「七丁の弓と申すはまんだら弓、楊弓、じやたい弓、御たらし弓、ほうふ弓、中弓、内弓」

マンダラヒキメ 曼陀羅引目 引目鏡の一種。引目頭の下へ更に小さい引目を作つたもの。春草卷之上(射藝)「まんだら引目の事、一近世まんだら引目といふ物あり、其形常の引目の如くにして、引目頭の方に、又小き引目を作り付たる物也、其形物室町殿時代に記したる古傳の書如く此なる物也、是何の用に立つ物ぞや、此には曾てなき物也、按ずるに前に記るせし所のまんだら弓といふ弓あるによりて、まんだらといふ矢をも新作したる成べし此まんだら引目、射手方の故實には曾てなき物也、用る事なかれ」



マンダラユミ 曼荼羅弓 「一張弓」に同じ。

マンダン 萬彈 彈ははじき弓。彈は萬日にして稽古が成るとの意。(武經射學正宗指迷集)

マンネズル 萬年弦 弦の一種。切れずに永く保つ弦の意。その製は次の通りである。射學大成・一「萬年弦之事。牛筋を弦麻の中へ交ぜ、ねり合て弦を造れば切ることなし、白弦塗弦ともよしと云、試べし」

マンバ 滿肥 滿肥 ゆみを握るに五本の指で握る手の内のこと。五指俱に握つて緊しいのを滿肥と云ふ。武經射學正宗・卷中・妄射藥砧之惑第三「前拳握レ弓、五指安妥、不論滿肥一與鷹爪一俱要ニ虎口平仰ニ武經射學正宗指迷集・卷三・錄ニ武備要略射法「胡射者、左手滿把持レ弓、右手雙搭扣レ弦、惟以ニ力勝。」

マンマルニツキノワノゴトクヒキフクラメテ まんまるに月のわの如く引きふくらめて 弓をよく引いたのを語る語。(岡本記)

マンリキデ 萬力で物をとらゆる如して詰と押へと伸にかゝりて 大和流指矢

の歌。萬力で物を取り引張る様に勝手懸で弦を確と抱へて五分の詰二寸の押へと總身に伸をかけて放せとの意。萬力とは車知の異稱。これは數人の力を兼ねる。

三

ミアイノツメ 見合の詰 「三心相引」に同じ。同條參照。

ミアンリユ 味庵流 「星野味庵」の條參照。

ミイツバイ 身一盃 身の長に引て弓に割込むこと、弓手馬手の張合ふこと。八方詰に同じ。

ミウライエムラ 三浦家村 義村の子。寛元四年八月十六日流鏑馬射手を勤め第四番に打出て、其體は古堪能を恥しめず人々は美談とした。その後笠懸・犬追物等の射手を勤めた。(吾妻鏡卷卅七)

ミウラコトジ 三浦小藤次 射士 京都町御奉行組 三浦儀右衛門嫡子 柴田笈之助弟子 享保廿年(皇紀二、三九五)

乙卯九月廿三日 八代將軍徳川吉宗公の時 京都三十三間堂に於て、惣千射の中、七百本通矢した。(年代矢數帳)

ミウラシマノスケ 三浦嶋之助 射士 松平丹波守殿御内 木村喜六弟子 元祿十六年(皇紀二、三六三)癸未五月十六日 五代將軍徳川綱吉公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、二百二本通矢した。(年代矢數帳)

ミウラジユローヨシツラ 三浦十郎義連 源頼朝の臣。義明の子。小坪衣笠の戦に勇名を著はし、義經に従つて義仲を討ち、一ノ谷の戦に戦功あつて左衛門尉に任ぜられた。御家人中、殊に弓箭の達者として撰ばれた御殿所祇候衆十一人の中の一人である。「吾妻鏡」卷二及び卷七には牛追物の射手を勤めてゐる。

ミウラセイザエモン 三浦清左衛門 射士 松平阿波守殿御内 延寶二年(皇紀二、三三四)甲寅四月廿一日 四代將軍徳川家綱公の時、京都三十三間堂に於て、惣千五百廿射の中、千三百十七本通矢した(年代矢數帳)

ミウラヘイロク 三浦平六 源頼朝公の臣。弓馬の達者。(吾妻鏡・卷五)

ミウラリユ 三浦流 流鏑馬の三流の一。貞丈雜記卷之十二(武藝之部)「一、やぶさめに三流あり、小笠原、武田三浦是也、射手方開書、小笠原山城守説に云、流鏑馬に三の流有、矢の出し様變る也三浦流鏑馬は、矢を空へ出す也、笠の端を切れと也。笠のはをきれば、矢をつがふ時、矢を出せば、そへ出して、笠のはを突切るやうに出す」

ミウラワダコロ 三浦和田五郎 弓馬の堪能者(吾妻鏡・卷十五)

ミエダセイザブロー 三枝清三郎 射士 三宅善兵衛弟子 寛永五年(皇紀二、八八)戊辰四月廿六日 三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣千百十射の中、六百七十三本通矢した。(年代矢數帳)

ミオオサメテモツテユミトナス 身を修めて以て弓と爲す 身を修めて思を正しくし、定つて後發する。俱に道の宜しい所に中る。揚子法言「修身以爲レ弓、矯レ思以爲レ矢、立レ義以爲レ的、奠而後發、發

必中矣。」

ミオクリズケ 見送り附 射術、引取の曲尺。速速なく直ぐに引いて靜かに引取ること。心、弓、伸、詰合、中り等の箇所を調へて引取るのである。「をしみ附」とも云ふ。

ミオハナル 身を離 大和流的小金鑑下卷「是は引込に弦外になりて弓に身はまり合さる故引込て後次第に弓矢弦身を離れて弛む也、此弛みを唯止めんとしては決して止らず、内弦に引込て弓に身はまり合ふ時は求めずして身を離れ弛む事止るべし此内弦に引込む事頗る難し、外より見たる所は弦も身に付て内弦のやうに見ゆるも弦外にしてはまり合はぬ事あり、又弦に遠く外弦のやうに見ゆるも内弦にしてはまり合ひたる射者あり、引込の釣合にありて言語筆頭に盡しがたし 先ハ第一に打起しより引込む時虹形の心なく下へたわみて引込む射者は必らず弦外になりて弓に身はまり合ぬと知べし、打起より虹形に引込む時に大抵ははまり合ふへき事なれとも引込餘る事あるゆへ極意に至りては打起より耳を割り

ミガキ ミガク ミガケ ミカズ

て一文字にすいと肩口へ詰り合て引込むをよしとする也。」

ミガキノ 磨篋 矢篋の一種。節ばかりを磨取て、茶碗はだは取らずに、胡、桃或は榧の實を布に包んで色の付く程に磨いたもの。白檀色を呈する。三歳竹がよい。
ミガキノハズ 磨管 矢管の一。念を入れて磨いたもの。

ミガク 磨く 随分と吟味すること。
(犬道物類鏡)
ミガケ 磨け 矢のあたりはつれを正すこと。(犬道物類鏡)
ミカズキカワ 三ヶ月草 指矢押手の名所。敗革のこと。



ミカミ ミカワ ミギカ ミギノ

ミカズキナリ 三日月形 (一) 鎌の一種。三日月の形をしたもの。圓月、平川形に似てゐる。(二) 弓形の一。丸く引る様に弓村して餘り手下の立たない様にする。こと。(竹林派指矢前日巻)

ミカズキニイチモンジノカネノコト 三ヶ月に一文字のかねの事 射形秘傳極意之書「是極之秘傳人の知らざる射也、横五つのかねの一文字へ三ヶ月形かを前より後へ横に乗せて一文字と三ヶ月形かを前より落合折左右心の極り也、其故は一文字にはかり引つまれハはなれ行つたりよくは一つはるに引くはなれに三ヶ月と一文字和合の余慶有ゆへに和らかにさへ出る也、世に云あから骨の合と云所、三ヶ月のかねなり、左右後へ引てこゝろの一文字に引も也、其内三ヶ月を四分、一文字を六分の心ハ陰陽也、是を三ヶ月に一文字四分六分のかねと云也」

ミカズキホネ 三日月骨 犬の名所。犬道物之記 地「檢見傳于喚次告矢所詞事……亦中ハト問時三日月骨ト答ア」

一七〇六

ミカミイチベエ 三上市兵衛 射士 元和九年(皇紀二、二八三)癸亥五月二日二代將軍徳川秀忠公の時、京都三十三間堂に於て、二百四十八本通矢した。(年代矢數帳)

ミカワマト 三河的 三ヶ輪的のこと、即ち一尺二寸的の一の黒、二の黒、三の黒と三ツの輪の繪を出した故に三ヶ輪と云ふ。(弓術要覽卷三)
ミギカタハラヌケドノクイテナオ ショーノコト 右肩腹抜け胴退く射手直様の事 指南書 下「是ハ左の爪先とゆひへて一の字に成様に踏扱右爪先左きびすと知りへなし、きびすと爪先間廣さ五六寸に踏射る也、胴直に次第に足踏直すへし口傳」

ミギノアシ 右の足さぐりに乗てまなぬがぬからがいにこそ横點をうて「犬追物葛袋」所收、まるふさぐりの十文字の條の歌。
ミギノテニ 右の手にからうかいニツ持ながら左に弓をひつぎけり「犬追物葛袋」所收、十文字の條の歌。

ミギノテニ 右の手にからうかいニツ

もちながら左の手に弓をひつぎ「犬追物葛袋」所收、つるゝわかるゝの條の歌。
ミギノテニ 右の手に弦をつまみて寸を取時はつれも弓をふせけり「犬追物葛袋」所收、十文字の條の歌。

ミギノテニ 右の手につるをつまみてふせながら左は弓をにきるなりけり「犬追物葛袋」所收、十文字の條の歌。

ミギハ 右羽 右の尾羽のこと。
ミキモダユ 三木茂大夫 播磨國明石の人。明石火矢の創製者といふ。武藝小傳・卷八「三木茂大夫者播州三木人也、好三火術」達三棒火矢、末流在諸州、推日三木流」

ミギユガケ 右鞞 一具鞞のこと。諸鞞の對。天正年中御對面記「一、かちだちの時、左の方ハ左ゆかけと云、右の方を右ゆかけと云。」

ミククリ 三括 賭弓の時、三十文の隠語。
ミクジハジメノオンマト 御公事始の御的 室町時代に公事始に御的を射る

ミギノ、ミギハ、ミキモ、ミギユ、ミコト、ミコミ、ミサゴ、ミサシ

こと。及びその的。佐竹宗三開書「一、正月十五日の朝御所にてさきつちやう五本はやさせらるゝと云々。同十八日の夜大にさきつちやう三本はやさせられ、其あかりにて御の三弓立いかにもふた」といさせられ候。射手ハ一番と云々。細川殿、畠山殿又ハ一色殿一家中也。此的を御公事始の御的と申、云々」

ミクリヤコサブロー 御厨小三郎 射士 松浦肥前守内 本間右衛門弟子 貞享三年(皇紀二、三四六)丙寅三月廿二日五代將軍徳川綱吉公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣百射の中、十九本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ミケン 眉間 犬の名所。兩目の間の少し上を云ふ。(犬道物類鏡)
ミコシノカネ 見越之曲尺 遠近を見定る事。或は目中物の遠近大小を見定める事。(日置流美人草)

ミコトリユ 尊流 弓道流派の一。古流に屬する。弓矢の道は神の發明にかゝる故、後人稱して尊流といふ。又、「神道流」「日本流」ともいふ。各條参照。日本

ミクク、ミクジ、ミクリ、ミケン、ミコシ

弓道系圖「日本流 地神五代ノ始メ天照大神ノ時弓矢始マル、是ヲ尊流ト言フナリ、夫ヨリ亦神ニ傳ハリ、神ヨリ天皇ニ傳ハリ天皇ヨリ武將ニ傳ハルナリ、神道流ト謂モ是ナリ」

ミコミ 見込 射術五味の一。矢の離れた後の姿勢と心の働きの味ひを云ふ。澄しの一で残身或は伸と云ふ。未來身の整ふ事を大事とする事である。各條参照。(射學小目録傳書・竹林射法大意)

ミサゴサバシ 鴨鳩縮 縮篋の一種。鴨鳩の羽色にさばすこと。節景をつけて、篋間を鴨鳩のほろ毛の色に漆で縮。(弓箭根元記)

ミサシノヤ 身差矢 矢籠鞞等に至るまで我身寄の方に秘藏の矢をさすのでこの名がある。或書に八體の矢の別名である。(射義成功紀・卷之一)
ミシハセバ 肅愼羽 肅愼(上代に今の樺太、シベリヤ沿海州地方を指した稱)國から輸入された鳥の羽。
ミズキワオ 水きはを射よとのとき印は心さへうきしづみいる胴つくりとや

一七〇七

西派用方の歌。印西派の註に「浮き上る所を沈みて射る也」とある。

ミズキワオ：水きはを射よとの時は心さへうきしづみたるどうつくりかな 日置流道雪派用方の歌。「射義指南歌之卷」所收。

ミズキワオ：水きを射よとの時は心さへ浮沈みたる胴作りなり 大藏派用方の歌。

ミズキワオ：水きを射よとの時は心さへ浮沈なる胴作とや 大和流用方の歌 水上のものを射よと云ひつけられた時は心も胸も波の浮沈に應じて一致する様に息相を合せて射るものであるとの意。

ミズクリワ：身作はすなをに立し姿にて心の綱の控へゆるすな 大和流胴造の歌。「射義成功紀」卷之二所收。

ミズクルリ 水舩 鐵の一種。木は桐、柘ふくら柴で長さ二寸ばかり、巻目三所糸目の見えぬ様に塗る。鉄角形を用ひる。先に付いた小さい雁俣を月剣と云ふ。「鉄根」の條参照。

るりと返りゆくうき鳥を射る時はふせり 大藏派用法の歌。

ミズノアワノ：水のあわのくるりくるりとめぐり行くうき鳥を射る時ぞふせり 道雪派用方の歌。「射義指南歌之卷」所收。

ミズノアワノ：水の泡のくるり／＼とめぐり行く浮鳥を射るときは伏せり 印西派用方の歌。

ミズノアワノ：水の泡のくるり／＼とめぐり行く浮鳥を射る時は伏せり 日置流・雪荷派等の用方の歌。

ミズノアワノ：水の泡のくるり／＼とめぐり行く水鳥を射る時は伏せり 竹林派用方の歌。

ミズノイエモン 水野伊右衛門 射士 戸田左門殿御内 同名不寒弟子 萬治二年（皇紀二、三一九）己亥四月八日 四代將軍徳川家綱公の時、京都三十三間堂に於て、惣四千六百九十一射の中、千五百三十九本通矢した。（年代矢數帳）
ミズノウエニ：水の上に浮て流るゝ鳥を射ば伏弓にして見渡して射よ 吉田流用方の歌。「射義指南歌之卷」所收。

ミズノ ミズバ ミズヒ ミズマ ミズヤ ミセハ



ミズコキノデン 水こきの傳 弓弦を製作する過程の一。より竹に張つた麻苧を水こきして弦を作ること。

ミズトリイヨノコト 水鳥射様の事 高忠開書「水鳥を射る事、水にある鳥を其まゝ射べきとも、又おひたてゝ、かけ鳥に可射共、射手のまゝ也、それも紐を納めて、はだぬきて、袖を納めて、かぶらにても、かりまたにても可射也、船の中にて

いる時は、弓のもと、船につかへて弓引きにくし、弓手の方のひざをよく船ばたに押しあてゝ、弓を引くべし、又馬上にても、かちにて可射也、射様に異なる儀あるべからず、水に入るころにて、弓を引き出て、出る所をいるといへり、故實也。」
ミズトリノミズニウカメルガゴトシ 水鳥の水に浮めるが如し 検見の沙汰する時の心得。犬追物検見記「一、検見水

鳥の水にうかむがごとく沙汰せよと、申おかれし上ハ、いかにもゆふ／＼として、下には聊も無油断、そに入、さいに入、火打の火を打ちらすやうに、弓手馬手上下に矢あり共、能見分てさばくべし。水鳥の下やすからぬと、歌道に申ならハし侍る。尤かんしんせしむるものなり。」安齋隨筆卷廿一「堀川院百首に基俊の水鳥の歌。もがみ川うき寐はすれど水鳥のしたの心はやすけくもなし 犬追物の書に検見は水鳥の浪に浮めるが如しとあるは此の歌の心をもつてかけるなり。」

ミズナガレノカタ 水流れの形 射術、肘力の規矩。日置當流で弓構へから、そのまゝ、弓はなゝめ左に上げられ、その高さは右手は自己の頭上一寸位、左手はこれより心もち低い程度で、此時矢は全長の約三分一、若しくはそれよりややく引かれて居る。この時矢尻の方は必ず矢管の方より低いのを原則とすることを指す。

ミズヌキ 水遁 空穂の名所。「露落」に同じ。
ミズノアワノ：水のあはのくるりく

ミズノオ 水の尾 勝手の一二のふしの間のこと。（射義註解）

ミズノソクサイキエーホーヌキガキ 水野足齋弓法拔書 弓書（類聚名物考）

ミズノダンエモン 水野彈右衛門 射士 神先政右衛門弟子 元祿元年（皇紀二、三四八）戊辰十一月十日 五代將軍徳川綱吉公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、六百本射損じ、二百五本通矢した。（年代矢數帳）

ミズノデンエモン 水野傳右衛門 射士 浪人 海野仁左衛門弟子、寛文三年（皇紀二、三二三）、癸卯五月五日、四代將軍徳川家綱公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢八百五十一本の中、百五十一本通矢した。（江戸深川三十三間堂矢數帳）

ミズノハンヤ 水野半彌 射士 櫛田次左衛門弟子 寛永元年（皇紀二、二八四）甲子 三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣九百卅三射の中、百六十二本通矢した。（年代矢數帳）
ミズノヨザエモン 水野與左衛門 射士 脇坂中務殿御内 片岡平兵衛弟子

寛文四年（皇紀二、三二四）甲辰閏五月二日 四代將軍徳川家綱公の時、京都三十三間堂に於て、惣六千七百廿射の中、二千六百本通矢した。（年代矢數帳）
ミズバシリノカケタチ 水走の懸口 勝手懸口の種類。少し勝手の腕を下げて、其の拳が自由になる様に掛る懸口のこと。
ミズバシリノカツテ 水走の勝手 矢を發すとき勝手の肘を少し下げ、拳の働を自由にすること。水走の懸口。
ミズヒヤノコト 水火矢の事 射學聚方集（竹林派）「鹽硝拾貳匁 硫黃拾參匁 灰麻柄一束 くゝりやう火矢同前但上に油紙をあて亭にて巻き其上を紙にて張置なり。」

ミズマキカワ 水巻革 薄かほ色にふすべ、すじかへに筋を細く長く巻ふすべ（渦巻）たもの。躰の皮に用ひる。（貞丈雜記・卷之十四）
ミズヤ 水矢 矢の一種。水中の物を射る矢。別名鯉矢（射義成功紀・卷之一）
ミセハ 見世羽 三ツ立羽の名。走羽のこと。

ミソキ 御祓 御祓的の略。

ミソギノマト 御祓的 月之的の中
六月の的。(大和流)



ミソナワス： みそなはず弓矢のわざ
ぞ世の人のたけき心を引おこすらん 昭憲
皇太后御歌。みそなはずは御覽すと云ふ意。

ミタスケエモン 三田佐右衛門 藤
堂大學守家臣、吉田六左衛門元尙の國內免
許者。(雪荷派)

ミタビミテ： 三度ひ見ると我身の
曲尺の手を合すは中り求めんが爲め「大和
流小的全鑑」上卷 三つの見所の條の歌。

ミタラシ みたらし 御弓(一)天
皇の御弓の敬稱、「たらし」は弓のこと。
御は敬語。倭訓栞、前編、みた「みたらし、日
本紀に弓、祝詞に御弓をよめり、御執の義
也、萬葉集に御執の梓弓と見えたり、御は

天皇にかゝる、御執の弓は、劍を御佩のつ
るぎといへる類也「下學集、下七」「御多羅
枝、性最初截多羅樹枝以作弓、故云爾
也」(二)公方様の御弓のこと。(高忠聞
書)(三)主人の弓のこと。(今川大双紙)
(四)弓のこと。弓箭根元記「一、弓ヲ御
多羅志ト稱スル事。神功皇后ノ御諱ヲ息長
足姫等ト申奉ル。異國ヲ御征伐ノ時、御身
ノ長ヲ以テ弓長ヲ被レ定ニヨリ、御諱ヲ取テ
弓ノ稱トシテ、御タラシトハ云ト也。乃チ
新羅國ニ到テ、官軍矢ヲ放ツ時、是則ヲキ
ナガタラシノ勅定也トヨバハリサケビケル
ヨリ、矢サケビト云事起ルト、ト部家ノ
神書ニアリ、大事ノ秘中ノ秘説ナリ。○又
云ク、御多羅枝トハ天竺ニテ多羅枝ヲ以テ
弓ヲ作ル故ト也。是ハ俗説ニシテ世人ニ傳
レ之」平家物語武器談「御たらし 弓の事な
り、本は御とらしなりとトた五音相通する
故御たらしとも云、萬葉集に御執の梓弓と
書てみたらしにあつさゆみとよませたる」

ミタラシノコトモリス 御弓事申
「御弓の奏」に同じ。延喜式職式「凡正月
七日節會、兵部省進弓矢、舍人叩門、其

ミチヨードカケ 御調度懸 「御調
度懸」に同じ。
ミツ 三つ 「三つ糶」の略。
ミツイキユエエモン 三井久右衛門
射士 梅田次左衛門弟子 寛永四年(皇紀
二、二八七)丁卯四月廿七日 三代將軍德
川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣
五百卅七射の中、二百五十二本通矢した。
(年代矢數帳)

ミツイマゴハチロー 三井孫八郎
射士 浪人 三井孫兵衛指南 明和二年
(皇紀二、四二五)乙酉八月廿五日 十代
將軍德川家治公の時、江戸深川三十三間堂
に於て、六歳で、半堂、惣矢百射の中、六
十八本通矢し、更に明和六年(皇紀二、四
二九)己丑三月廿五日 十一歳にして、惣
矢千射の中、七百八十八本通矢した。(江
戸深川三十三間堂矢數帳)

ミツイマゴベエ 三井孫兵衛 射士
浪人 河野新左衛門指南 享保十四年(皇
紀二、三八九)己酉九月廿九日 八代將軍
德川吉宗公の時、江戸深川三十三間堂に於
て、惣矢千射の中、四百八十本通矢した。

詞曰、御弓事申給牟止。内舍人姓名門候止
申。」

ミダレサシノコト 亂さしの事 箴
傳授(武田本)「八幡殿奥州御陣の砌、敵
の射る矢にて矢把をいきらせ、其矢みたれ
んとす、修理少進藤原景道取あえず中刺を
以からみ留たり、それより宜のといふ事秘
傳として家の習とす、またさすへといふ事

ミダレサシノコト 亂さしの事 箴
傳授(武田本)「八幡殿奥州御陣の砌、敵
の射る矢にて矢把をいきらせ、其矢みたれ
んとす、修理少進藤原景道取あえず中刺を
以からみ留たり、それより宜のといふ事秘
傳として家の習とす、またさすへといふ事

ミツカケ 三掛 三つ糶 糶の一種。
ミツガシラ 三頭 技の名所。上弓の
技持の所。用射録・上卷「一、技付かけや
らハ先緒こしらへ詔となして弦輪を弓のも
とはづにとくとくハへさせ前竹からたるま
ぬやうにくらべ上弓の三つかしらより指四
つふせくすねよく付けその四つ目に緒の眞
中をふせ左へまきつけ上巻を左へ巻」
ミツカネ 光包 矢根銀冶、丹波國綾
部住。光助の子。幸次が曾孫。定角をきる
(矢鏃銘鑑)

ミツガヒトツ 三つが一つ (一)射
術手の裏のことで、上押過ぐるも悪く、下
押過ぐるも悪く、中筋を取り、弓を握りつ
ぶさぬ様に活かして、中押に受ける手の内
の一つよりは外にないとの意。(備忘集第
五卷) (二)白麿大追物の時、検見が射手
の矢筈、矢音、弓を能く引くかと吟味して



も是より始たり、是を勝軍矢からみといふ
也口傳」
ミチ 滿 射術、會のこと。抱。持。
ミチコソワ： 道こそはあれどもつか
ぬ人心つかぬ心は習にはなし 竹林派稽古
修業心得の歌。つかぬ心とは教への道につ
かぬ心の意。
ミチシマノシマタリ 道嶋嶋足 桓
武天皇朝の人。騎射の巧手。(弓術要覽・
卷之一)

も是より始たり、是を勝軍矢からみといふ
也口傳」

ミチ 滿 射術、會のこと。抱。持。
ミチコソワ： 道こそはあれどもつか
ぬ人心つかぬ心は習にはなし 竹林派稽古
修業心得の歌。つかぬ心とは教への道につ
かぬ心の意。
ミチシマノシマタリ 道嶋嶋足 桓
武天皇朝の人。騎射の巧手。(弓術要覽・
卷之一)

ミチモチトワ： 滿持とは抱へのうち
を云ふぞかしいつは百の業を失ふ 射義
指南歌一百首中眞十二品十六首の一。「い
つく」の條参照。
ミチヨージ 御調度 貴人の矢のこ
と。公方様の矢のこと。
ミチヨーズ 御調度 「御調度」に
同じ。
ミチヨーズカケ 御調度懸 矢を掛
けるもの。
ミチヨード 御調度 貴人或は主人、
若しくは公方様の矢のこと。(軍陣開書・
京極大草紙)

ミチモチトワ： 滿持とは抱へのうち
を云ふぞかしいつは百の業を失ふ 射義
指南歌一百首中眞十二品十六首の一。「い
つく」の條参照。
ミチヨージ 御調度 貴人の矢のこ
と。公方様の矢のこと。
ミチヨーズ 御調度 「御調度」に
同じ。
ミチヨーズカケ 御調度懸 矢を掛
けるもの。
ミチヨード 御調度 貴人或は主人、
若しくは公方様の矢のこと。(軍陣開書・
京極大草紙)

中りにすること。(大追物磨鏡・下)
ミツキリフ 三切生 矢羽切生の一



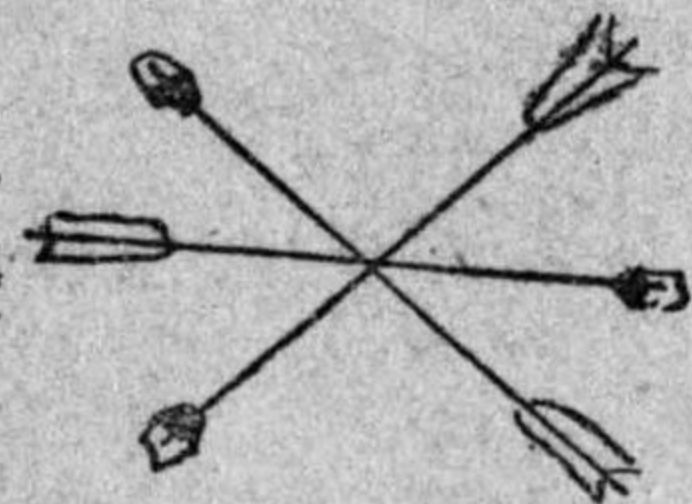
ミツクミ 三構 的前三の見ところの事、是も亦賭射の詞である。(射義成功紀卷之三)

ミツクミノヤ 三組の矢 大追物の時、矢三つ落ち重り組んだ矢。大追物類鏡卷二之下「是ハ三組の矢也、何も捨へし、ともに能矢の時の事成べし、若一もわろくハ三組にあらす」

ミツコフシ 三つ拳 「三拳」の條参照。

ミツジンドー 三神頭 神頭三ツの中、甲矢二ツ乙矢一ツのこと。今川大雙紙

「三神動之事、早矢二ツ、乙矢一ツ、三神動と申也、以上三ツ也」上覽抄「三ツ神頭の事、羽の付け様、外向を一ツ、内向二ツ



付、かよき也、色々にいふ説あれ共是れがよき也」

ミツタテ 三立 矢羽が三羽(走羽、外懸羽、弓摺羽)のもの稱。みつば。

ミツタテノヤ 三つ立の矢 三枚矧の矢。「三立」の條参照。

ミツタテバ 三立羽 「三立」に同じ 弓箭根元記「一、矢ニ作タル羽ノ名ノ事。

三ツ立、四ツ立ニテカハル。三立ハ上羽ヲ立羽トモ走り羽トモ云。内ノ羽ヲバ弓摺ト云、外ノ羽ヲバ外懸トモ風切トモ云。〇口

傳ニ云、立羽トハ中筋ニ立故ニ云レ爾、是走り羽ト云ハ、矢ノ行ヲ走ルト云ニ依テ也、三ツ共ニ走レドモ、中筋ニ立テ陽ノ伸ル形

ナル義故也。内ノ羽ヲ弓摺ト云ハ、弓ヲ摺ル故也。此羽弓ニ離テモ弓ニ着過テモ矢行悪キ也。外ノ羽ヲ外ガケトモ風切トモ云ハ

外ニカクルニヨリ、又此羽ニテ風ヲ切故也」

ミツタテバ 三つ立羽眞の的矢と木鋒と指矢遠矢の物にぞありけり 本多利實翁「射形百首」の中の一節。

ミツニヒトツ 三に一 「三が一」に同じ。

ミツニヒトツノヤ 三に一の矢 はうじ際の矢。(檢見故實可覺悟條々)

ミツノイキアイ 三つの息合 近き物を射る時は息合で胸腹をほそめて弓を詰

て放す。遠物を射る時は息をつがずして息のはづむ所で放す。眞弓を射る時は亦息を出して詰をぬかさずして射ることを云ふ。

(射法指南抄)

ミツノオサマリ 三納 押手、勝手、心の三つの納まるを云ふ。(大和流)

ミツノオシエ 三之教 出肩、入肩、中道の三つの教。大和流的全鑑・上巻、生

質に依りて引込むに出肩、入肩、中道の教あり、出肩の生れの人ハ弓を前に構へ弦道

廣く引込ます。入肩の人は弓を後ろへ構へ弦道狭く引き取らす。中道の人は身通

りに教の如く弓を構へて弦道廣からず狭からず、中道に引取らす也、是を第一とす。

如此なれば左右の肩出入なく眞直にして惣體正しく曲尺に適ふ也、然れとも其人の生

質に依て出肩も入肩もある故直るだけは直すべし。直り兼ねる人は生質の肩を用ゐて教立べし、然れとも其生れを用ゐると云て弓

の曲尺によく合せ、目印と左肩とを合せて射るとの意。

ミツノクサビ 三つの轄 (一) 押手 勝手、腰又兩肩根、肘の三つを轄にしてしまること。(津田信貞射法指南書入) (二)

勝手、肩と肘と掛口を合すこと。(射法指南抄) (三) 兩肘、胴と掛口を合すこと。

(山村派射法指南書入)

ミツノクニ 三の國おさまる事は弓ちから箭の道つゞく御代そ久しき「弓禮秘歌卷」所收の歌。

ミツノキョウジヤク 三つの強弱 射術上、強弓の最も注意すべき所が三ヶ所ある。即ち一、手の裏の強弱。二、身の曲

尺直なる強弱。三、抱惜む強弱の三ヶ所である。大事の強弱である。(竹林派射學中目録)

ミツノコフシ 三拳 (一) 押手、勝手、心の三つをよく整へ射ること。(射知要法) (二) 的、射形、心の三つのこと。

(竹林派本書・第四卷)

ミツノスマシ 三の澄 「澄むと云」の條参照。

ミツノダイジ 三つの大事 (一)

馬上弓の三つの大事とはをしもちり、すかへ、向ふの物を射るには馬の兩耳の間を射ること。「三つの習」とも云ふ。(二) 笠懸の三の大事とは第一に引目のうち入れを見ること、二に矢かず、三に矢の沙汰のこと。或は第一にうち入を大事に、二にうち入てはひらきわたしを、三にあたりを思へと。(笠掛記)

ミツノチヨンガケ 三つの丁躰 躰の一種。扱指、人差指、中指の三本ある柔皮の手袋。

ミツノデン 三つの傳 弓構の上中下三段の別のこと。(日置流正統備忘集第一卷)

ミツノナライ 三つの習 (一) 序破 急の三つを云ふ。序とは靜に引く、破とは少し早く、急とは成程早く引くこと。序破急と云ふのは打起して弓手の肩越ぬ内、肩を越て少し早く勝手へ引廻す時弓手にてわり込み馬手をさそわれ成程早く引付るを序破急の引込とも云ふ。(二) 「三つの大事」(二)に同じ。

ミツノハナレ 三つの發 放つ、放

る、放たるの三つ。又は上段、中段、下段の三つの發れがあると云ふ事。各條參照。(大和流小的全鑑)

ミツノハリガオ 三之張額 弓の勢

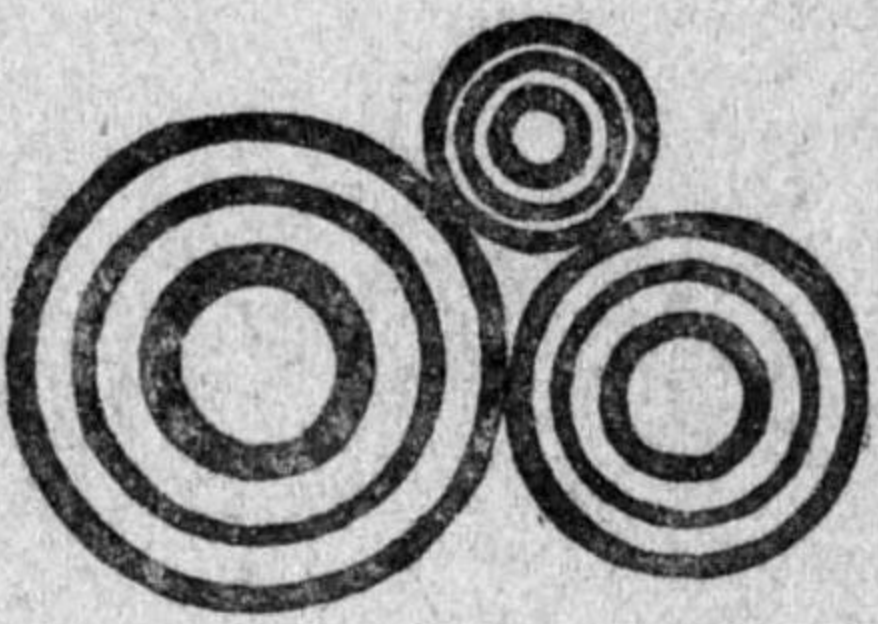
三つ。(一)眞行草の弓。惣額、手下の立つもの、手下の弱いもの。(二)三の張額と云ふのは弓の張り、弦の張り、矢の張りの揃ふを云ふと。(三)三世の「張額」に同じ。同條參照。「張額」の條參照。

ミツノヒヨコシ 三拍子 拍子、打起、引取のこと。備忘集(日置流正統)第一卷「弓構打起する間、又上てから引取間引付て抱る間、此三つを三拍子といふ也。註(本多利實翁)曰、三つの拍子といふは三度三所の拍子射る度毎に揃ふ様にすべし、此調子揃ふ時は早氣の人も自然納ると知るべきなりといふ儀なり。」

ミツノマト 三つの的 流鏑馬的的。流鏑馬次第「三つの的の寸一尺八寸、串の長さ三尺五寸、はさみぎは四寸なり、二所をとづる紙よりにてとづべし。(元長尙清の記同じ)」

ミツフシノ 三節筥 すげ節、羽中節、篋中の節の三節の筥。ミツツホド 三つほどあらん勝手のもたれをば押手にふたつてくれこそ射よ小笠原流持満の歌。三つ程あらん勝手のもたれとは、弓手弱くして勝手勝ちに引取れば、矢筋上につき心氣凝て押手を下げようとしても下らないで放ち煩うてもたれる、これは押手に二の力、勝手に一の力の心持で引込み射よとの意。

ミツマト 三的 步射、騎射の二種ある。(一)流鏑馬のこと。的を三ヶ所に立てることによる。就弓馬儀大概開書「一、三的とは、流鏑馬のこと也。又かちだちに小的を三たて、いゝるをも三的と云也」(二)小的を三つ一處によせて三つ金輪に立てたもの。的に大中小あつて、的の寸法は五寸上り三寸上り、二寸上り等がある。徑



ミツフ ミツツ ミツバ ミツマ ミツメ

一コト、三の見せ所四の澄といふ事 弓術要覽・卷二「一、三の見せ所四の澄しといふにあり、是ハ兩の乳又臍の事なり、四の澄しとハ當物手さき勝手胸なり、豎一横一の理も四つの澄しにあり。」射義註解(道雪派)上「一、三つの見せ物といふ事、兩乳臍の三つを顯すやうに肌を押開をいふなり。」

ミツノミドコロ 三の見所 (一)

一に踞ひて矢を番へ、右の手は右の膝にをさめて、的の立様に前後へ至みるか、上下の別あるか、なきかを見定め、二に立つて的の通りに足踏をして本拜を膝に當てて弓手を伸し、右の手は腰に納めて見る、三に足踏、胴作、弓構皆的の通りを違へず手前の正しい事を察して後、的を見定て矢を放つまで眼を動かさぬこと。これを三つの見所と云ふ。(大和流)(二)大追物の時、馬場へ打入て先づ我をかへり見、屋形を見、繩を見る事。(大追物馬場打寄之記)

ミツノヤズカ 三つの矢束 (一)

引く矢束、引かぬ矢束、唯矢束の三つの矢束の意。(二)充分に引き筋骨のよく詰り、

心ゆるやかな矢束。

ミツバ 三羽 「三立」に同じ。

ミツバノソヤ 三羽征矢 三立羽の征矢。蟬丸・五「無間奈落にまつさかさまに墮つる事、三ツ羽の征矢よりいと早し」

ミツビヨシ 三拍子 (一)射形に於ける拍子の三。即ち、弓をかまへて打ちあげの間、打ち上げ引き込みの間、引きつけ手持ちの間をいふ。(日置流射學・第七十六・拍子といふ事)(二)押手、勝手、離れの三つの拍子。(日置流六十箇條)(三)ひやうずいはた、即ち、弦音、矢音、弓倒の音の三つ。佐竹宗三開書「一、的射時、三拍子と申ハひやくずいはた也。ひやうとハ弦音、すいハ矢の走羽の音、はたは弓たをしの音也。」

ミツビヨシ 三拍子かねそなへたる射手云は陰陽和合離れまでよし 弓道の教歌。

ミツビヨシ 三つ拍子がわねやうに射る射手を後のすましのよき射手といふ 小笠原流澄見所の歌。

ミツフシ 三節 「三節筥」の略。

の取り様の事、ちひさきは同ちひさき射たると地に成るべし、大なるも中なるも其的に從ひて地に成るべし、如此ある間かけ料足も取る人の方へも出す也、又どの的にても勝負取るもの也、おちの射も例式的的の射様出しやう同前也、三矢四矢其の外皆々同前也、四矢も矢一つ所に成るべし」

ミツマトノスンボノコト 三的の寸法の事 圖的開書「小さきは四寸計り中のは六寸計り、大なるは七寸計り、立て様は小さきは一の上、大なるは前の下、中なるは後の下、串三つにてはさむべし、猶々口傳可有之」

ミツマトノマキ 三的之卷 寫本一冊 三的に就いて記したるもの。(生弓齋文庫本 第四十五帙 第五百十二號)

ミツメ 三つ目 手の内の一。中指をしむる事。眞の角身に體する事。「大筋違手の内」の條參照。

ミツメカブラ 三目鏡 鏡矢の一種。鏡に目が三つあるもの。源平盛衰記・卷十三・熊野新宮軍「大江法眼押寄テ互ニ時ヲ作ル事三箇度也、三目ノ鏡矢ナリヤム事ナ

ク、太刀長刀ノヒラメク影電ノ如シ」
ミツメノカブラ 二目鏡 「三目鏡」
に同じ。

ミツメノカブラヤ 三目鳴矢 「三目鏡」に同じ。

ミツモノ 三物 (一) 騎射の三式。

即ち流鏑馬、笠懸、犬追物の稱。後世、流鏑馬が行はれぬ様になつてからは犬追物、笠懸、歩射の稱。高忠聞書「三物とは流鏑馬、笠懸、犬追物の事なり、但し近年は流鏑馬まればなる間、犬、笠懸、かちだちをいふなり」

(二) 歩射の三物、即ち、大的、草鹿、圓物のこと。(三) 弓、弦、箭のこと。(四) 巻藁前、的前、指矢前を射形の三つ物と云ふ。

ミツモノオ： 三物を射するふほどの人なりと心にあたる位むするな 大和流放の歌。「射義成功紀」卷二所收。

ミツモノヨツモノ 三つ物四つ物

七つ道具の事。具足、同かたな、同太刀、同矢負ふ、同弓持、同ほろをかける、同かぶとを着ること。是を七つ道具、或は七つ物ともいふ。右の七つ物を二つに分けて具足、胄、母衣を三つ物といひ、かたな太刀

弓矢を四つ物と云ふ。(太平記武器談)
ミツヤ 三つ矢 犬追物の時、射つた矢、三つある時の矢沙汰。武田小笠原によつて相違する。

ミツヤダイ 三矢代 大和流印可以上の弓書。

ミツヤマ 三山 「際」に同じ。同條参照。

ミツユガケ 三つ轆 三指轆 「三掛」に同じ。

ミテ 三手 犬追物の時、上手、中手、下手のこと。

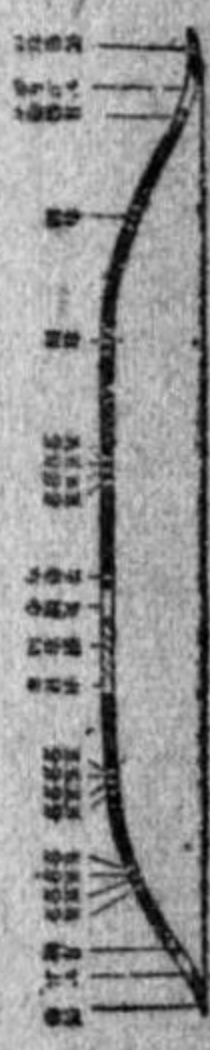
ミテノイヌ 三手犬 三手犬追物の略。(藤原軒日録)

ミテノイヌオモノ 三手の犬追物

犬追物の一種。白鹿犬追物に同じ。射手三十六騎の時、上手十二騎、中手十二騎、下手十二騎である。射鏡・四一、三手の犬追物と云は、射手は三十六騎を三分、犬の数は百五十疋、検見も喚次も定べし、射手の中に若輩一騎出して、喚次をさする事も有、内検見二騎あれば、内外の検見也、



此時は喚次、外の検見する也、日記は、二騎の時は名字をならべて可し書なり、喚次といふ字計を可し書、射様は初の手より常の如く一度に可し出、二番めも下手出、中手は三番めに替べし、かはり様中にはさじのきはより出て、馬場中をかはるべし、下手常の如く、右のついでにきはをかはるべし、検見喚次は、射手替時、たる口よびて、ぶちを腰にさし、繩のちがへめに待べし、射手そるへば、初之如く可し仕、射手の替様も、馬場中にてちがひ候やうにかはるべし。」
ミテミマク： 見てみまくなりかたけるをは直すともつよみの位知るは希なり「中用秘術弓要集」所收、人心十文字、曲尺の條の歌。
ミドリ 身通り 大和流小的全鑑上卷「此箇條は傳來の閉書等も區々にして一定し難し、左に一々記載すべし、其閉書に曰く脇の下引ながら引込む羽分よりすり付すくに打起不宣、又曰はは羽分の時鱗の形なくして直に身通りより打起すなり、あしし、又曰、筆に及ばず羽分より直に打上る心か又曰、弓手馬弓早くけたに打起事也、



ミトコロドノユミ 三所藤之弓

(一) 「三所藤」に同じ。(二) 小笠原免許の順の弓。仕掛淺黄である。

ミトコロト： 見所と澄は程を考へて動く心を靜むるぞかし 大和流弓道天之卷一段第一所收、すまし見所の條の歌。「大和流小的全鑑」上卷所收、發之後の條のは「靜むるぞかし」は「澄むるぞよし」とある。

ミトコロニオサマル 三所に納る

射者の上中下の術位によつて末梢・本梢・中關の三ヶ所に弦の打込て納るに各々遲速の差あるを云ふ。津田信貞射法指南書入「未梢より納倍本梢其次に中關と納る。」射法指南抄「三所に納るといふは末弮に弦當て納扱本弮に當て納る、中管に當て矢を突出して納る、然れとも能き射手は一拍子に納る様射る也」美人草「弦の納りとは弦の納る所三所あり、一番に本梢二番にうら

あし、又曰、けたにグムとくる弓手馬手一度に上る馬手は脇の下より上る、右は何れも鱗の形なく骨合筋道を合せず、馬手は弦計を引て惣體釣合はず疎忽にけたにずいと打起す事を云ふ、又一本の註書に曰、身通りの眞直に打起すを云ふとあり、是は弓手馬手前後へ曲らず身通りの眞直に打起す事なるべし、又山村派の註書に曰く、目當に向ふの氣味なり、目當に向ふとは身を左の方へ捻り廻し矢尻を矢取り塚の方へして打起すを云ふ、あししとあり、愚案するに藤田休耕が 初めの説の鱗の形無くして直に申たる言葉也

身通りより打起すと云ふ説と山村派の閉書目當に向ふの氣味と云ふも皆身通りの字義に穩當ならず、只一本の註書に身通りへ打起すと云ふが身通りの主意に能く當れり、此身通りと云ふ箇條は諸流の書にも見へず、只秘穩の部中庸卷打起の條に云く、打起しは弓を照らさず、伏さず、末梢進み過ぎず、又かつがずに構へたる弓形りにして前へ擧げず身通りなるを正鶴に中るの打起とすとあり、之を以て此箇條の正解と爲すべし、弓手馬手前後なく身通りの眞直に打起

守府將軍となる。嘉承元年歿、年六十八、弓術要覽卷一「源義家公幼より弓箭の道に賢く射るところハ元より精射にましまし清原武則が所望によつて堅甲三領を射透し玉ふ、陸奥筑後の戦つひに東夷を責伏玉ひしも弓箭の道に達しよく其理にかなひ玉ふか故なり、父頼義朝臣八幡大神の廣前にて首服をさせ八幡太郎と名付玉ひし其御まもりも一入有ける事にや、一とせ白河院御とのごもり玉ひて後もにおそわれさせ玉ふ事有けるに然るべき武器を召せしめて、義家朝臣に仰事ありければ眞弓の黒ぬり成るを一張まいらせけるを御枕の上に置せ給しかバ御惱忽平癒なりけりと古事談・宇治拾遺等にしるせり、志士平常に心肝に銘し弓箭の理にかなふべし。」

位入道と云ふ。同四年に以仁王を奉じて平家を押へようとして敗れ、宇治平等院で自刃した。年七十七。

ミナモトノヨリミツ 源頼光 精射 満仲の子。圓融天皇以後五朝に歴事し、諸國の國守を経て攝津守に至る。常に藤原氏に附いて勢力の扶植に務めた。三條天皇の皇太子にまします時、狐を射て、その射妙と謙讓を褒められた。

ミナモトノヨリヨシ 源頼義 精射 弱弓の名手頼信の子。安倍頼時、貞任父子の亂を平げ陸奥を平定し、伊勢守に任ぜらる。承保二年刺髮して伊勢入道と稱し同年歿、年七十七。弱弓を好み、しかも發して羽を飲まぬものなく、縦へ猛獸でも弦に應じて必ず斃れたと云ふ。

ミナモトノヨリノブ 源頼信 精射 満仲の子。一條、三條、後一條、後朱雀の四朝に仕へ、鎮守府將軍に至る。永承三年歿。年八十一。

ミニシメテ 身にしめてきつと引込む朝嵐強く引込む是ぞ村雨「大和流小的全鑑」上卷所收、朝嵐の條の歌。

ミナモトノヨリマサ 源頼政 善射 鶴退治で有名である。仲政の子。保元、平治の亂に功をたて、治承三年刺髮して源三

ミニシレル 身に知れる惡しき射味は思ふべし心の凝ぞくせの本也「弓道志數」

つめて股腰つよく射るにこゝろよ つつにもかねのつもりはあるものをかたさがりなる射なりあやうし「日置流秘書百七箇條ノ二十四」身のかねと申すは假令ばきや

ミノカネニ 身の曲尺に延て縮まざり込まば骨合筋道合ふと知べし「大和流小的全鑑」下卷所收、延て不縮の條の歌。

くどうがいな肩の高きもの何れにても惡しく生れつきのものにも其の射手の恰好の規矩御座候、確と見定め直し申候或は歪みかねられたる木にても 墨曲尺を能く當て候へば釣合能く成り候、又直ぐなる木にても墨曲尺當て所狂ひ候へば惡しくは御座候、夫れに付身の規矩と申すは身のかねは其射手の中ずみを見合せ稽古さするが能く候

ミノカサビ 身の轄 惣身の内弛む所へ轄を打締めること。射學衆議判(道雪派)「一、或人間、身のくさびと申事大切に候由如何と、印齋曰、身のくさびとは、總身の節々、くさびを締る如くしめて、氣をさけつまりはなるを待と、云々」

ミノカネト 身の曲尺と弓のすはりと矢と弦と直な心にあてかひて射よ「弓道志數」所收の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび氣のくさびしむる響に離れ生かして 吉田流持満の歌。

ミノカネニ 身の曲尺に合せて矢束定むるを約束とこそはいふべかりけれ 大和流小的全鑑下卷所收、約束の條の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノカネニ 身の曲尺に顔を重ねて見向きつゝ腹にて反て打起すべし 竹林派大和流等の遠矢打起の條の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手のうちのくさびをしめて引くなゆるすな「日置流射學」所收、持満の歌。一本に「引くな」を「引いて」とある。

ミノカネニ 身の曲尺に筋骨詰り合ふはよし延へてしめれ弛むとぞしれ「大和流」

ミノカサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノカネニ 身の曲尺に顔を重ねて見向きつゝ腹にて反て打起すべし 竹林派大和流等の遠矢打起の條の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手のうちのくさびをしめて引くなゆるすな「日置流射學」所收、持満の歌。一本に「引くな」を「引いて」とある。

ミノカネニ 身の曲尺に筋骨詰り合ふはよし延へてしめれ弛むとぞしれ「大和流」

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノカネニ 身の曲尺に顔を重ねて見向きつゝ腹にて反て打起すべし 竹林派大和流等の遠矢打起の條の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手のうちのくさびをしめて引くなゆるすな「日置流射學」所收、持満の歌。一本に「引くな」を「引いて」とある。

ミノカネニ 身の曲尺に筋骨詰り合ふはよし延へてしめれ弛むとぞしれ「大和流」

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノカネニ 身の曲尺に顔を重ねて見向きつゝ腹にて反て打起すべし 竹林派大和流等の遠矢打起の條の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手のうちのくさびをしめて引くなゆるすな「日置流射學」所收、持満の歌。一本に「引くな」を「引いて」とある。

ミノカネニ 身の曲尺に筋骨詰り合ふはよし延へてしめれ弛むとぞしれ「大和流」

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノカネニ 身の曲尺に顔を重ねて見向きつゝ腹にて反て打起すべし 竹林派大和流等の遠矢打起の條の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手のうちのくさびをしめて引くなゆるすな「日置流射學」所收、持満の歌。一本に「引くな」を「引いて」とある。

ミノカネニ 身の曲尺に筋骨詰り合ふはよし延へてしめれ弛むとぞしれ「大和流」

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノカネニ 身の曲尺に顔を重ねて見向きつゝ腹にて反て打起すべし 竹林派大和流等の遠矢打起の條の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

所收の歌。

ミネ みね (一) 羽の名所。「かゝ形」に同じ。(二) 烏帽子の名所。烏帽子の頂上の稱。

ミネコスモノ 嶺越物 狩詞。山を走り越える鹿。高忠聞書「嶺じす物と云は山を走り越ゆる物也」

ミノカネ 身の曲尺 射術、胴造の曲尺。「日月身」に同じ。

ミノカネトユーコト 身のかねといふ事 日置流射學「第五十二、身のかねといふことはたとへば、胴を柱にして、弓手妻手はぬきをさしたるが如く十文字かねの手なるべし。高き物を射るときは胴よりのき、低きを射るときは胴よりかゝるべし。拳ばかりをあげも、勝手ばかりを下げもしなば、矢先ばかりかたきにより、究る事あるべからざるなり。又常の稽古をもむなくしてあたらしき手前となるべし。然る間常々の稽古にも胴を究めて矢所の上り下りは股腰にて射て試ること専一なり。弓手妻手貫をさしたるごとくにして胴は柱に足は生木ぞ 弓は只ひくはなつなきし

ミノカサビ 身の轄 惣身の内弛む所へ轄を打締めること。射學衆議判(道雪派)「一、或人間、身のくさびと申事大切に候由如何と、印齋曰、身のくさびとは、總身の節々、くさびを締る如くしめて、氣をさけつまりはなるを待と、云々」

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ミノクサビ 身のくさび心のくさび手の内のくさびをしめてきつと射はなせ 小笠原流持満の歌。

ても引込持に少しも力入らざるなり。之れをあまりといふなり。此の體を習練する時は其の心おろやうにして放つて心の伸びありといふなり。大體の射術にては至りがたきなり。自然と出来る道なり。日置流秘書百七箇條五十七・五十八「身の伸と申すは矢引き渡したももの内離れの際に腹より息込み手先へも勝手へも腰へも兩足へも行き渡り申したる時ハ離れ申し候、左候へば右引込み時分に身弓の強みにて縮み申し候、抱への内に息込み行き渡るに従ひ身伸び申し候、扱離れにもいよ／＼押手勝手釣合ひ弓の收まり能く候、一分の轄五分の占めと申すも右同断にて離れ際にて腹より息込み一分加之候へば手先にて矢の詰り五分も内へ入り申すものにて御座候、夫れ故身の伸び離れて伸び一分の轄五分の占めを申すこと候」

ミフ 三府 三符 三生三文矢羽の一



種。鷹の羽の斑が黑白各々三つづづしになるもの。この斑は非常に少なく珍重せられる。妻白三府を賞美する。
ミフシノ 三節筥 「三節筥」の條参照。

ミフシノノ... みふしの、揃へる矢筥や高うすへをつま／＼有と上にさ／＼けよ「武田本儀傳授」景通五十五歌の中の一。一首。
ミフタフ 三府二府 矢羽の一種。鷹の羽の斑の一。



ミフヨフ 三符四符 矢羽の一種。鷹の羽の斑の一。即ち、符が黒四つ白三つあるもの。



ミミズクノスタネ 木兎宿禰 紀家代々相承大江源平等諸流傳授之。(鹽尻卷之四十二)

三十三間堂矢數帳)

ミヤクドコロ 脈所 手首のこと。

「皮の別」の條参照。

ミヤケシローベエ 三宅四郎兵衛

射士 内藤帶刀内 大橋長藏弟子 慶安五年(皇紀二、三一二)壬辰三月十三日 四代徳川家綱公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、根矢を使用し、惣矢二千三百二十四本の中、五百三十三本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ミヤケパンザエモン 三宅伴左衛門

徳川の御家人。徳川八代將軍吉宗公の時、射術の教場を開く、幕府より昌平坂の下に射術の教場を賜はり射術を教授した。(有徳院殿實記附録十二)

ミヤケハンサブロー 三宅半三郎

射士 松平宮内大輔内 森川貞兵衛弟子 延寶八年(皇紀二、三四〇)庚申三月十七日 五代將軍徳川綱吉公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、十三歳にして、惣矢一萬の中、六千本通矢し、半堂の天下本一品を稱した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ミヤケマゴタロー 三宅孫太郎 射

ミヤガ ミヤカ ミヤク ミヤケ ミヤコ ミヤザ

ミミタタキ 耳たたき 鹿の名所。

猪及び鹿の名所。同圖参照。

ミヤイカンエモン 宮居眼右衛門

力士。元龜元年江州常樂寺の角力の時、織田信長の感に入り、重藤の弓を賜はつた。これが角力に弓渡しの式の初といふ。

ミヤガワコーノスケキノナガ 宮川幸之助清長

道雪派八代、肥後藩士宮川庄兵衛の子。寛政六年七月家を嗣ぎ、祿三百石を領した。同十一年十月中島五郎右衛門跡弓(術)師範役を命ぜらる。文化五年閏六月弓師範役持懸にて鐵砲三十挺、副頭を命ぜらる。同九年十二月、病氣にて副頭を辭し、同十年二月、弓師範役を辭した。

ミヤカワゴンノジョ 宮川權之丞

射士 小堀備中守内 丹羽九郎左衛門指南 享保十三年(皇紀二、三八七)丁未四月十二日 八代將軍徳川吉宗公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣千射の内六百四十五本射て百十二本通矢した。而して、享保十三年(皇紀二、三八八)戊申一月廿七日 惣矢千射の内、二百三十本射て、五十七本通矢し、更に、同年三月四日 惣矢千射の内

士 浪人 鹽見保右衛門指南 享保八年

(皇紀二、三八三)癸卯四月九日 八代將軍徳川吉宗公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣千射の中、四百廿二本通矢した。

(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ミヤケマゴハチロー 三宅孫八郎

射士 鹽見孫三郎指南 正徳三年(皇紀二、三七三)癸巳五月十五日 七代將軍徳川家綱公の時、江戸深川三十三間堂に於て、八歳にして、半堂、惣千射の中、八百八十八本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ミヤコイツチユ 都一中 都太夫

一中の略稱。楊弓の名人。

ミヤザキイダユ 宮崎猪太夫 射

士 吉田印齋弟子 寛永十年(皇紀二、二九三)癸酉五月三日 三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣二千九百六十射の中、九百本通矢した。而して、寛永十二年(皇紀二、二九五)乙亥四月六日 松平長門守殿内 惣四千三百八十六射の中、二千百廿九本通矢し、更に、寛永十五年(皇紀二、二九八)戊寅四月廿九日 惣六千六百七十七射の中、三千百廿二本通矢

した。又「射手鏡」によると四の指環は彼よりひろまると。(年代矢数帳)

ミヤザキゴンシチ 宮崎權七 射士
山城京の人。吉田左衛門元尙の國內免許者、彼の高弟に粕屋(加須屋)左近がある。

ミヤザキダイガク 宮崎大學 射士
阿部豊後守 寛文六年(皇紀二、三二六)丙午四月廿三日 四代將軍徳川家綱公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢四千三百五十三本の中、二千三本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

ミヤザキヤイチロウ 宮崎矢一郎
射士 阿部豊後守内 宮崎射太夫弟子 貞享元年(皇紀二、三四四)甲子四月十三日 五代將軍徳川綱吉公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢六千六百六十六本の中、二千三百八十本通矢した。而して、貞享三年(皇紀二、三四六)丙寅三月廿二日 惣矢一萬本の中四千七百本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

ミヤザキヤソエモン 宮崎八十右衛門
射士 阿部豊後守内 宮崎射太夫嫡子

ミヤモトカサイ 官本嘉齋 江戸住、日置流・雪荷派の名手。八代將軍吉宗將軍頃の人。(日本武道神妙記)

ミユンダチヤダイノコト 三弓立矢代
代 弓馬故實「三弓立矢代」の事、十組まづふりて、今残り五組をば間を置きてふる也、立ち様も上通り十人、次に下矢跡五組は上矢下矢とまぜて十人立つべし、是れ迄三十人也」

ミヨシオノキチ 三好斧吉 射士
御本丸御持弓頭。建部大和守組與力 三好郡兵衛男 竹中惣藏指南 寛政七年(皇紀二、四五五)乙卯九月廿三日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十五歳にして、四十間で、惣千射の中、九百九十一本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

ミヨージユツ 妙術 射術の的術の中の第三、妙はたへ、くはしと讀み、視術目術に於て自得することあつて、漸次巧妙の位に進むこと。射法本紀三曰、妙術。於小成レ大」

ミヨシヒテツグ 三好秀次 吉田雪

ミヤモ ミユン ミヨシ ミヨイ

元祿八年(皇紀二、三五五)乙亥四月十一日 五代將軍徳川綱吉公の時、江戸淺草三十三間堂に於て、惣矢八千二百四十五本の中、三千六百五十三本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

ミヤザワシチローベ 宮澤七郎兵衛
射士 松平隱岐守殿内 吉田印齋弟子 寛永十年(皇紀二、二九三)癸酉三月廿一日 三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣三千四百五十射の中、千四百十八本通矢した。(年代矢数帳)

ミヤジノリナリ 宮道式成 的弓の上手。鳥羽院の御時、白河院の武者所。宮道彌益の裔。

ミヤハライチベエ 宮原市兵衛
射士 秋元但馬守内 宮原古外子 寶曆四年(皇紀二、四一四)甲戌四月二日大風 九代將軍家重公の時、江戸深川三十三間堂に於て、日矢數、惣五千二百四十六本の中、千六百四十四本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

ミヤハラカクタ 宮原貫太 射士
秋元但馬守内、岡市兵衛指南 寶曆六年

(皇紀二、四一六)丙子十月廿九日 九代將軍徳川家重公の時、江戸深川三十三間堂に於て、八歳にして、半堂、惣矢千射の中、八百六十八本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

ミヤハラスケエモン 宮原助右衛門
射士 秋元伊賀守内 河野一左衛門指南 享保二年(皇紀二、三七七)丁酉四月十一日 八代將軍徳川吉宗公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣千射の中、四百五十四本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

ミヤベトマ 宮部東馬 (一)射士
松平右京太夫内 安富軍八指南 明和六年(皇紀二、四二九)己丑四月十六日 十代將軍徳川家治公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十歳にして、半堂惣矢千射の中、八百七十五本通矢した。(二)射士 松平右京亮内 安富源之進指南 寛政七年(皇紀二、四五五)乙卯十月六日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、十四歳にして、五十間で、惣千射の中、五百二十四本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢数帳)

荷翁の天下免許十一名中の一人。(雪荷派)

ミヨシユエーハンゴゴクヒノマキ

三好流半弧極秘之卷 三好流の半弓に就いて記したもの。寫本一冊(生弓齋文庫本第十八帙 第二百號)

ミヨリ 身より 日記に射手の名の右脇に線を二行五つ置いて書くこと。

ミヨリノヒキメ 身よりの引目 腰に差した引目の中、我身の方に寄つた引目。(犬追物類鏡・卷四)

ミライ 未來 射術の中、矢をはなつてから後を未來といふ。日置流射學・第九十一「過去現在未來といふ事。構ひてより打起までは過去にして、引き込みてより放つ迄を現在とし、はなつてより後を未來といふなり。此利いろあるべし。」

ミライシン 未來身 射術上、離れて行く跡を云ふ。離れて後の形變らず揃つた所を云ふ。殘身。見込みに同じ。「過去身」「現在身」の對。(射學中目録)

ミワシコ 三輪矢籠 矢籠の一種。(射義成功紀・卷之一)

ミヨシ ミヨリ ミライ ミワシ ムイ

ム

ムイ 牟夷 黃帝(紀元前二、六九七一、五八七)の時矢を作つた人。これが弓矢の始であるとする。(史記評林頭註柯維駟の説)

ムカイカゼニイルココロモチノコト 向風に射る心持の事 日置流秘書百七箇條ノ十八「向風に射る心持と申は、是れも右(横風)と同じ風はげしく参り候、射かけ候へば矢を風にて吹落し申ものにて御座候、其風吹き通り又後に少し風参り候節射込みたるが能く候」

ムカイカゼノコト 向風の事 備忘集(日置流正統)第二卷「低きを吉とす是亦右(追風)の裏也」

ムカイザマ 向様 犬追物の矢所。
ムガイセンサイ 無蓋箭靫 箭靫の一種。蓋の無いもの。「弓箭葫蘆」の條参照。

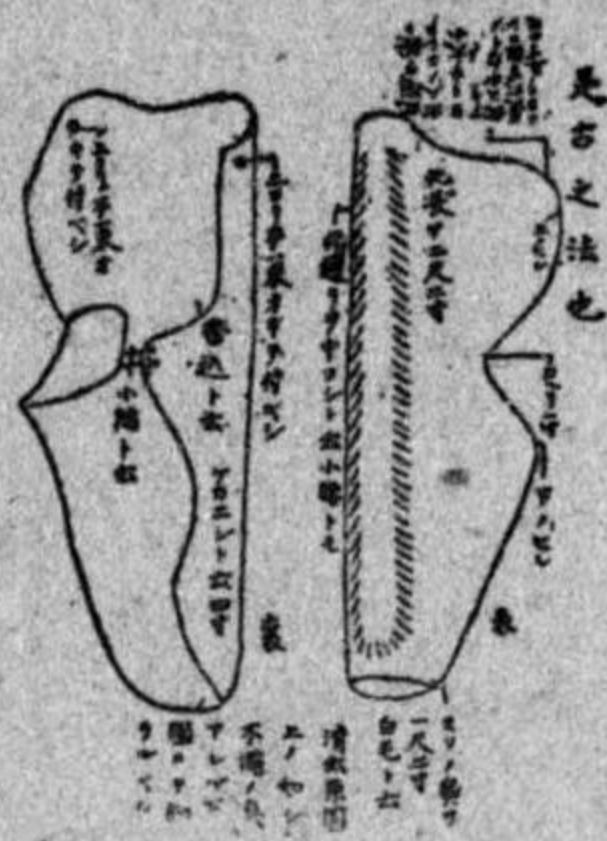
ムカイバ 向羽「外翔羽」に同じ。

ムカシツケ むかし付 空穂の名所。同條参照。

ムカシヨリ 昔より今もかり場の二つくそくゆて行藤毛沓をそいふ「弓禮秘歌卷」所收の歌。

ムカシヨリ： 昔より云ひ習はせし持満とは弓の全部を束ね云ふなり 本多利實翁「射形百首」の中の一。

ムカバキ 行藤 昔時狩などの時、兩足前方に主として鹿の皮、熊、虎、豹などの皮で前垂様のものを作つて用ひる。これを行藤と云ふ。尙、當今は流鏑馬の時に用ひる。その種類に袴行藤（神事行藤）、塗行藤、御所行藤、わり合せ行藤等がある。



大追物雜々「行藤の事。むかばきを三尺六寸に切るとは申せども、是れは昔の事也、

ムカバキミスルサノコト 行藤見

する様の事 扇鏡「行藤見する様、左皮を上に置きて、くしかみを人の左へなし、ちとすちかへて置く也、持ちて出す様、左手に置く也、前にて其まゝひろげて出すなり。」

ムギツブ 麥粒 矢籜の勢の一。管と矢先とは太き同じで、中央が少し太いもの即ち、前後が細くて真中の太いもの。（中高管ちいさく根先細い）麥粒形。

ムギツブナリ 麥粒形 麥粒に同じ。ムギツボ 麥つぼ 「麥粒」に同じ。ムクトオキテ むくとおきて 岡本記「猪のおきたるをばむくとおきてとかたるべし、口傳有之。」

ムクリハギ 剝矧 矢の矧ぎ方の一。ムクイヌ 向犬 大追物の名所。大追物之記 地「檢見傳干喚次告矢所詞事亦矢所ハト問時向犬答フ」

ムコーガケ 向掛 弓手觀のこと。ムコーシンド 向ふ四度 三度射した時に云ふ。（笠懸射手牀配記）ムコーセン 無扣箭 支那箭の一種。

ムカバ ムギツ ムクト ムクリ ムコー ムコク ムシウ ムシヤ ムシヨ

今はその人體に仕合せ候也、夏毛は廿の年迄はく也、それ過れば秋ふた毛よし、わり合は略儀也」高忠聞書「狩場のむかばきは夏毛を用ふる也、但し秋二毛も不苦、むかばきの切りやう例式にかはるべからず。」全

「行藤の事、鹿の皮本也、殊に夏毛は本也、大追物、笠懸などにはおきななき人は夏毛を用ふべし、十八九廿あまり近きは夏毛の秋毛たるを用ふべし、中老宿老に至つては秋ふた毛の黒き皮を用ふべし。」

ムカバキオタタクコト 行藤を鼓く事 鞭で行藤を打つこと。大追物檢見條々「行藤鼓の事。繩の内（大追物の時也）にても外にてもかた犬ある時は（貞丈云、かた犬共かたむ犬共云走らずしてかみみ居る犬なり）鞭にてむかばきを打つ也、打ち様つゝけて打つはわるし、少しあひをおくやうに二三よきほどにひやうし開ゆる様に可打也（貞丈云是れは檢見のする事也、犬をおどるかすべき爲め也、右本文の外むかばきつゝみの大追物の諸書に見えたり、今略之、又近世むかばきにやたらひやうして右皮に皮袋を付くると云説あり、古傳に

今はその人體に仕合せ候也、夏毛は廿の年迄はく也、それ過れば秋ふた毛よし、わり合は略儀也」高忠聞書「狩場のむかばきは夏毛を用ふる也、但し秋二毛も不苦、むかばきの切りやう例式にかはるべからず。」全



ムコーテハナス 向ふて放す 遠笠懸記「矢をちとはなすは向ふてはなすと云也、おしもじりて射るをばねちてはなすと云也、（貞丈云、かさがけ射るに向ふても矢をはなし、ねちてもはなす、兩様ある事を知るべし）」

ムコードージヤクトニウコト 向ふ同尺と云事 射義註解（道雪派）下「足踏脚作の大勢なり。何にても射る物へ左の足の爪先を押し向け、脚作をひとへに、右の足を開きて構るを云也、縦は大勢立會の的など射る時、中通り出る者は的へ直に向ふといへども、大前大後にては的へ大きに背くなり、大前の人は的へ左足を押し向け、右をば五六寸も前へ踏出してひとへに成る也大後にては右を五六寸も後へ踏して直になるべし、右の心得萬事へ通ずる事也。」

ムコーナンド 向ふ何度 笠掛の時、馬場本より今射る詞（笠掛記）ムコーバ 向羽 「向羽」の條参照。ムコーヤ むかふ矢 大追物の時の

なき物也、射手方に會つて入用なき物也」ムカバキラタツコト 行藤を裁つ事 大追物方聞書「行藤裁つ事、左皮より裁つべし、裝束をすること、左皮より緒なども付くべし。」

ムカバキカワ 行藤皮 鹿の皮を本として殊に夏毛を用ひる。其外は豹、虎、熊の皮等を用ひる。ムカバキズクリ 行藤造 行藤を造るを業とする人。

ムカバキノ： 行藤の行は草摺しは引ははいたてはかま兩儀かたどる「弓禮秘歌卷」所收の歌。ムカバキノマキ 行藤之巻 寫本一冊 行藤に就いて記したもの。（生弓齋文庫本 第四十六帙 第五百三十四號）

ムカバキノワリアワセノコト 行藤のわり合せの事 高忠聞書「行藤のわり合の事、夏毛と秋毛とわり合せする時は夏毛は前へ成り、秋二毛は後へなるべし、其謂は行藤の始り夏毛なり、さるに依つて、夏毛を前へなす也、わり合は略儀也、はれの犬、笠懸の時、はくまじき也。」

矢所の一。ムコーヤマケイタロー 向山鑑太郎 射士 坂井右近内 本多左太夫門人 天保九年（皇紀二、四九八）戊戌九月十三日

十二代將軍徳川家慶公の時、江戸深川三十三間堂に於て、生年十一歳にして、四十間堂惣千射の中、八百三十三本通矢した。右千射の射上で申半刻過に到り、矢通追々難見分、射繼出來兼候處、當日堂書役衆依所望推而射繼、酉上刻過射上候、四十五間で惣百射の中、四十六本通矢した。（江戸深川三十三間堂矢數帳）

ムコク 無國 射士 寛永七年（皇紀二、二九〇）庚午四月廿五日 三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂に於て、惣千九百七十二射の中、七百本通矢した。（年代矢數帳）

ムシウチ 蒸打 弓を打つ方法の一。蒸して打つこと。炙打の對。ムシヤコジツ 武射故實 寫本一冊 武射の故實を記したもの。（生弓齋文庫本第十三帙 第三百三十九號）

ムシヨ 無性 「無性」の條参照。

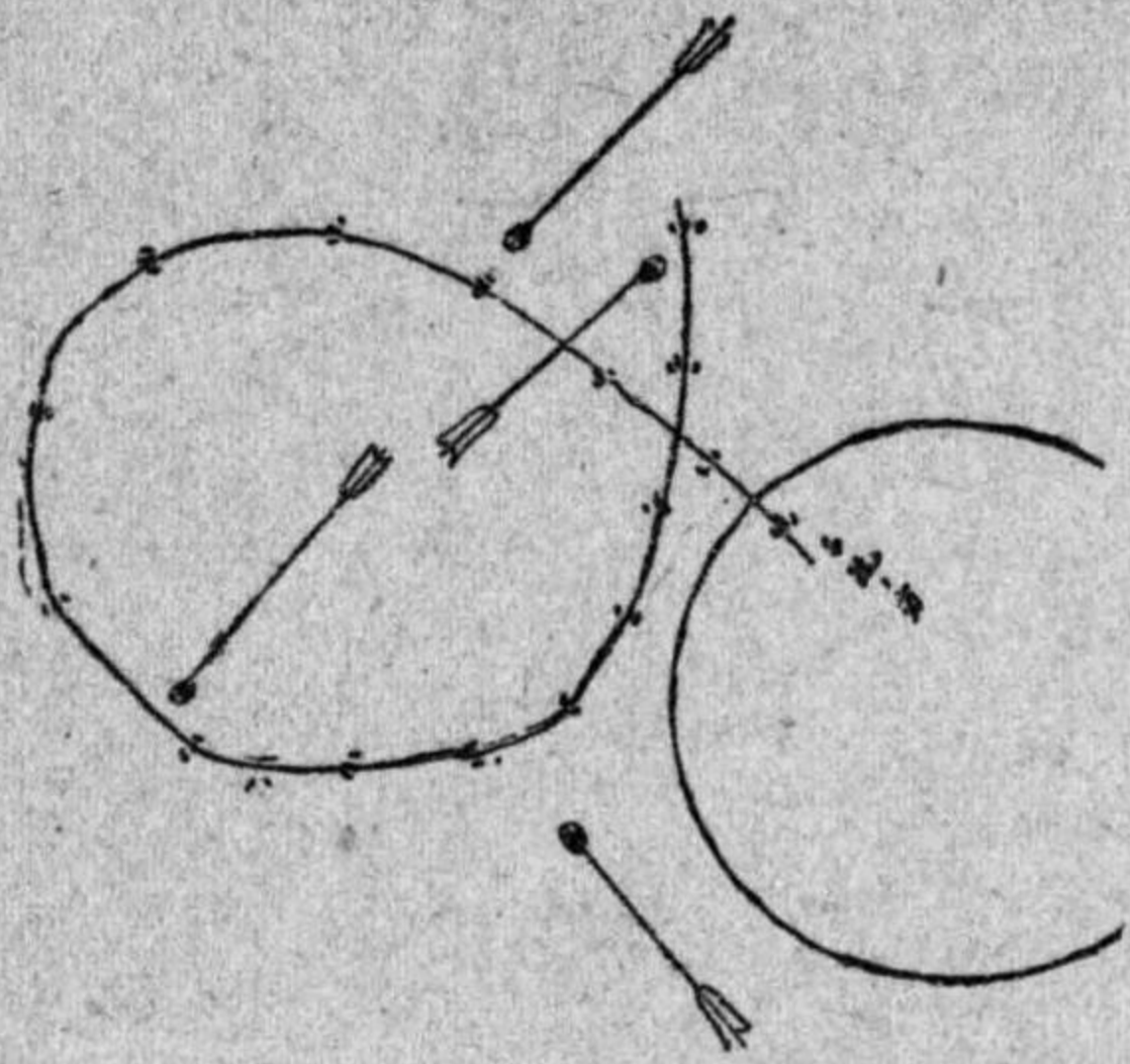
ムシロ ムシン ムスブ ムダヤ ムチ ムチサ ムチノ ムチワ ムツノ

ムシロノダン 蓮の段 弓術修業段

階の一。弓の規矩準繩を覺えた程度を云ふ。
ムシン 無心 (一)掛の一。掛つた弦に心適はずして發れ行く事。(二)指矢前の放の一。

ムスブ 結ぶ 的出張記「籠手の緒をばむずぶと申す也」

ムスブヤ むすぶ矢 犬追物の矢沙汰の一。悪い矢である。左圖の下の矢。



ムダヤ 無駄矢 徒矢 「空矢」に同

じ。的にあたらぬ矢。

ムチ 鞭 馬具の一種。騎射の時用ひる。手に持つて馬を打つて進ませるもの。竹又は革製の細長い杖。ぶち。大和流弓道天の巻第五「鞭ノ寸尺二尺八寸、或ハ二尺七寸、或ハ三尺六寸ニヌル也」



弓張記「一、むちの長さの事。常に持は三尺計可然、大射むちは寸の取やう有て、なかき物なり、みしかくむちのさき、鏡の中へは入てわるき物なり」

ムチサキニ... 鞭さきにくらべし羽引寸法をまほしのへりにたかくあけけり「犬追物葛袋」所收、四寸羽引の條の歌。

ムチノユビカケ 鞭のゆびかけ 犬追物射手のむち緒の端をわなに於て中指にかける所。検見の鞭には緒かけはない。

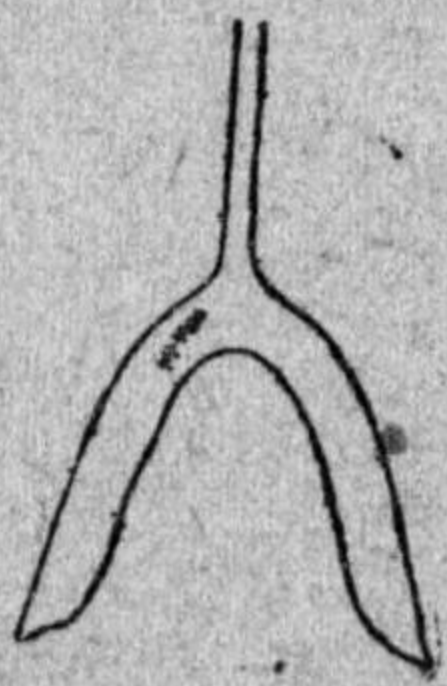
ムチワタダ... 鞭はたゞ身よりのかたに紙こよりとつか二ヶ所をいわへ付へし「箠傳授」(武田本)景通五十五歌の一首。

ムツノカサネ 六重 一に足踏の強

一七二八

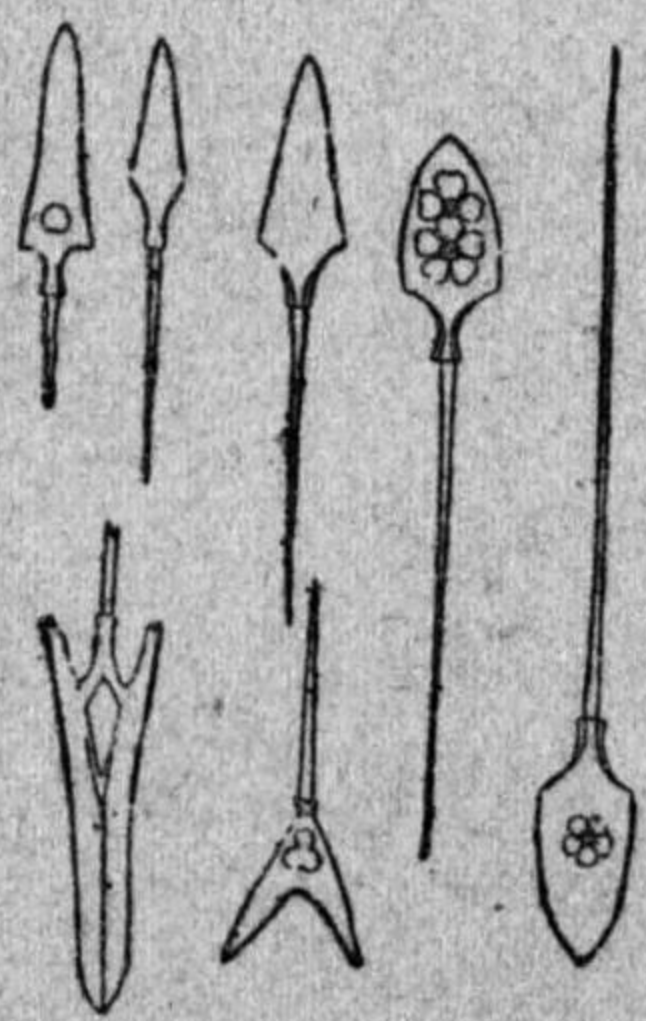
二に膝の強、三に腰の強、四に手先の強、五に勝手の強み、六に胸より首根を延る強みのこと。(自他射學師弟問答)

ムツノクニ... 陸奥國會津塔寺八幡宮藏古鏡圖



ムツノクニ... 陸奥國磐瀨郡須賀川驛

古鏡圖 陸奥國佐場野醫王寺藏



ムツノクニ... 陸奥國鹽竈社人藤塚ム藏古弓圖

ムツノクニ...

陸奥國鳥海伐木所得鐵圖



ムツメ 六目 六目引目の略。

ムツメノカブラ 六目鏡 鏡矢の一種。目の六つあるもの。



ムトコジロー 武藤小次郎 源頼朝公の臣。弓馬の達者として清撰され、勝長壽院供養の時、御堂の西方に候した。

(吾妻鏡・卷五)

ムトシヨゲツサイ 武藤松月齋

延子と云ひ、武田勝頼公に仕う。弓法を一宮隨巴齋宗是より授けらる。(本朝武藝小

ムツノ ムツメ ムトコ ムトシ ムナガ ムネコ ムネタ ムネチ ムネト

傳・卷二

ムナガタヤ 胸形箭 筑前國宗像郡から産した箭。令義解・賦役令「諸國貢獻物者：服食器用器、胸形箭之類是也」

ムナカワ 胸革 「技走」に同じ。

ムナサキ 胸先 犬の矢所。犬追物之記地「検見傳于喚次告矢所詞事：亦中ハト間時胸先答ア」

ムナスジ 胸筋 射術、胴造の時、胸の筋を眞直にして臍の下まで通せといふ事。(小笠原流)

ムネアゲハマユミ 棟上破魔弓 棟上式に用ひる破魔弓のこと。

ムネアテ 胸當 「胸當」の條参照。

ムネオウル 胸を割る 射術、離の一。押手を延ばすに同時に、押手の拇指をねぢ込む様にし、拳を的に向けて突込む様に、胸を弓の中に割込ませること。

ムネコシノヒキメ 棟越墓目 墓目の法の一。妖魔を伏する爲に、家の棟を越して墓目を射ること。軍陣開書「むねこしの引目の事。引目を三つ持て、三つ可射也、北へ不可射、同日東南へ引目を向た

ムナカ ムナサ ムナス ムネア ムネオ

らばよかるべし、西へ向て射も不苦、病者などの祈禱に射には、主の居たる棟をよこさまに可射越引目は犬射引目たるべし、射様は三の引目を二つをばそばに置いて、一つをば弓にとりそへて、つくばひてひばをつめて、獨弓の足ぶみをして、かたぬぎて、袖を納めて可射、引目の落所は、屋根又は楯を納めて可射、其人の棟を射づくく落ちたりとも不苦、其人の棟を射こすべし、足ぶみはだけて射時、前の左の足あげて、矢をはなし後、足をしかと土へふみ付くべし、是れはむねこしの引目射時ばかりに限りたる事也、是秘説也。」畏りて立つ時の足ぶみやう「はまゑんの物の引目」の條参照。

ムネタダ 宗忠 文明比、丹波宮津住、和州千手院の流。平根多く、銘あるものは稀である。宮津入道とも云ふ。(矢鏃銘鑑)

ムネチカ 宗近 山城國の鍛冶。永延比。三條小鍛冶、小狐丸作者、定角或は大比。根が多い。(矢鏃銘鑑)

ムネトノモノ むねとの物 大切な物との意。(犬追物類鏡)

ムネナガ 宗長 根鍛冶 寛永の比

一七二九

播磨國、姫路住。

ムネニツルノアタルコト 胸に弦の

あたる事 目安の巻(竹林派)射形悪事

直様品々口傳之條「五十一、胸に弦の障る

事は腰のかゝみて胸にてせき上て當るもあ

り、又馬手は平附にて弓手は大指の附根に

て弓を推過ぎて弓の立ち過ぐる故に當るも

有り是も弓懷弦道の口傳と重を専らにして

胴と肩との曲尺を口傳して馬手は次骨の味

を以て收め弓を少し伏する心にて射させよ

但伏せ過ぐるも當る事有り、夫れは弦搦と

しんい骨を以て弓を起せ、又弓手の肩の立

ちて肩胸迄をせり上げてあたる事もあり兎

角身のひつみに依つての事なる間射手の勝

手へ廻りて身の曲尺を見合直すべし」

ムネノクサビ 胸の轄 左右よく釣

合ひ離れるときは射手自身知らずに張る心

となるを云ふ。

ムネノシユゴ 胸之守護 大和流秘

隠弓書。

ムネノツメ 胸の詰 五分の詰の一。

ムネノユルミ 胸の緩 五緩の一。

「五緩」の條参照。

ムネンムソノハナレ 無念無想の

離 拍子定る射手の離のこと。

ムハリ 木華黎 蒙古、札刺兒部の

人。沈毅で智略があつて、射を能くした。

成吉思汗の經略に従つて功を擣て、征金の

軍に従つて陣中に歿した。年五十四。魯國

王に追封さる。諡は忠武。(元史)

ムヘイゾク 無柄鏃 鏃の一種。莖

のないもの。

ムマユミ 馬弓 騎射 「馬弓」に同

じ。

ムメイシコトカワニスルコト 無名

指異皮にする事 大和流弓道天之卷一段

第六「根本三ツ掛ナルヲ指矢弓ハ強キ故ニ

四ツ掛ニシテ弓ヲ強ク引ン爲也、的鏃ニ外

ト皮ヲ付テ射ケレバ今ニ至テ白皮ニテスル

也(註)白キマカワニテ無名指ヲツグ、吉

田大内藏始ムル也」

ムメイノカブラ 無名鏃 弓箭根元

記「一、頼政鶴射タル時ノ鏃ノ事、篋ハ白

篋也。鏃ハ黄芩ニテ作レ之、阿ノ鏃也、鏃

ヲバ不塗シテ白キマ、也、卷目ハ黒カルベ

シ、山雞ノ引尾ニテ作之、小羽ハ蓮雀ノ羽

ムライゼンダイユイ 村井善太夫

射士 松平主殿々内 片岡助十郎弟子 寛

永五年(皇紀二、二八八)戊辰四月十九日

三代將軍徳川家光公の時、京都三十三間堂

に於て惣千射の中、六百四十本通矢し、翌

六年四月十九日、惣四千四十四射の中、千六

百六本通矢し、翌七年皇紀二、二九〇)庚

午四月十五日、惣千五百七十射の中、五百

本、更に、同五月四日、惣四千廿八射の中

千五百五十五本、夫々、通矢した。(年代

矢數帳)

ムライハチローベエ 村井八郎兵

衛 射士 浪人 吉田助左衛門弟子 正

保四年(皇紀二、三〇八)戊子四月十八日

三代將軍徳川家光公の時、江戸淺草三十三

間堂に於て、惣矢四千二百七十七本の中、千

二十七本通矢した。(江戸深川三十三間堂

矢數帳)

ムラオカゴロヨシフミ 村岡五郎

良文 弓道流派の一。良文流の祖。

ムラオトル 村を取る 新木の弓の

両側を削つて、よい形にする事。

ムラオヌク 村を抜く (一)村をし

也。根ハカリマタ、諏訪ノカリマタ也。弓

ハ重藤應レ爲射得之、大事口傳、此鏃ヲ無

名ノ鏃トモ云説モアリ。」「兵破ノ鏃」の

條参照。

ムモンクロカワノニツケ 無紋黒革

鏃 (一)白革、黒革の鏃のこと。弓法私

書「無紋黒革のゆがけは略儀也、平人はき

すまじき也」(二)紋をつけない黒く染めた

鏃のこと。

ムモンソメバノヤ 無文染羽野矢

斑のない染羽を刷いた野矢。(吾妻鑑)

ムモンノカワ 無紋の皮 白革のこ

と。大迫物書「決拾之事：無紋ノ革ト云ハ

白革ノ事也、大抵ハ用ニ薰革也非無二紋所

儀也」

ムヤ 六矢 矢を空穂に六本さすこと

六矢は忌む習がある。書札並雜々開書「う

つぽに矢を指すは身寄を次第に上にねをさ

すべし、五七九かり俣上に二つ指すべし、

ねを六つ指すまじ、惣別六矢を持つまじき

也」高忠聞書「うつぽに矢を六つさゝぬ事

也、うつぽにかぎらず、じんどうなど小者

にささする時も、六つさゝず、當流にむや

た弓に矢數をかけて、又村すること。(二)

矢數をよく繕めて直にする事。

ムラカキノウマ むらかきの馬 笠

掛馬のむらに走る馬。(笠懸射手躰配記)

ムラガキモチキ むらがきもなき

平均して走ること。細川笠懸日記「馬にむ

らがきもなきと云事、笠懸馬に限りて云事

也」

ムラカネ 村準 弓の幅、厚さ、弭に

就いての割合のこと。

ムラカミキンゴ 村上琴吾 射士

酒井文内記内 井田守右衛門次男 内藤大

和守内 多賀谷文四郎指南 寛政十年(皇

紀二、四五八)戊午十月十五日、十一代將

軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に

於て、十一歳にして、四十間で、惣千射の

中、九百三十六本通矢した。(江戸深川三

十三間堂矢數帳)

ムラカミゲンエモン 村上源右衛門

射士 丹波保津 柴田笈之助弟子 享保六

年(皇紀二、三八一)辛丑四月廿九日、八

代將軍徳川吉宗公の時、京都三十三間堂に

於て、惣千射の中、三百四十七本通矢し

とていむ也」

ムユートワ 無有とは肘の上なる盃

の木も動かぬ發なりけり「大和流小的全鑑」

上卷所收、發の歌。

ムユノハナレ 無有の發 射術、

離の一。放ちなき放。發るゝ限りを知つて發

す發。身の曲尺を以て放れた後も惣躰は少

しも動かず弦と掛と思ひ合て相分れる發。

(大和流小的全鑑)

ムユミ 歩射 歩射のこと。高忠聞書

「一、歩射とかきてかちだちとよみ、むゆ

みともよむ也」

ムラ 村 弓を削り治める事。「村」

とある時は此弓は何某の「村」など云つ

て、其の村けずりしたる人の名を顯はすの

である。

ムラ 幹 弓材の意。

ムライコチンジ 村井小傳次 射士

浪人 吉田助左衛門弟子 正保二年(皇紀

二、三〇五)丙戌四月十五日、三代將軍徳

川家光公の時、江戸淺草三十三間堂に於

て、惣矢六百本の中、二本通矢した。(江

戸深川三十三間堂矢數帳)

た。(年代矢数帳)

ムラカミスケザエモン 村上助左衛門

射士 丹波保津 神先皆右衛門弟子

村上源右衛門嫡子 延享三年(皇紀二、四〇六)丙寅九月四日 九代將軍徳川家重公の時、京都三十三間堂に於て、惣千射の中、四百十四本通矢した。(年代矢数帳)

ムラカワノ 村皮篋 篋の一種。篋條をため上げて、篋村のある所を削り取つて平らにし、皮の付いた所と皮のない所と交つて村々として自然の模様ある様に仕立てた篋である。

ムラクモサワシ 村雲篋 篋の一種。篋色をとり、雲の様に模様をして村雲に飾したもの。

ムラケズリ 村削 (一) 弓村の二。規矩に準じてところ／＼を削つたもの。

(二) 村削弓の略。

ムラケズリノ 村削篋 (一) 矢條の一種。漆ではきかけなどのやうにくまかつた篋。(二)「村皮篋」に同じ。

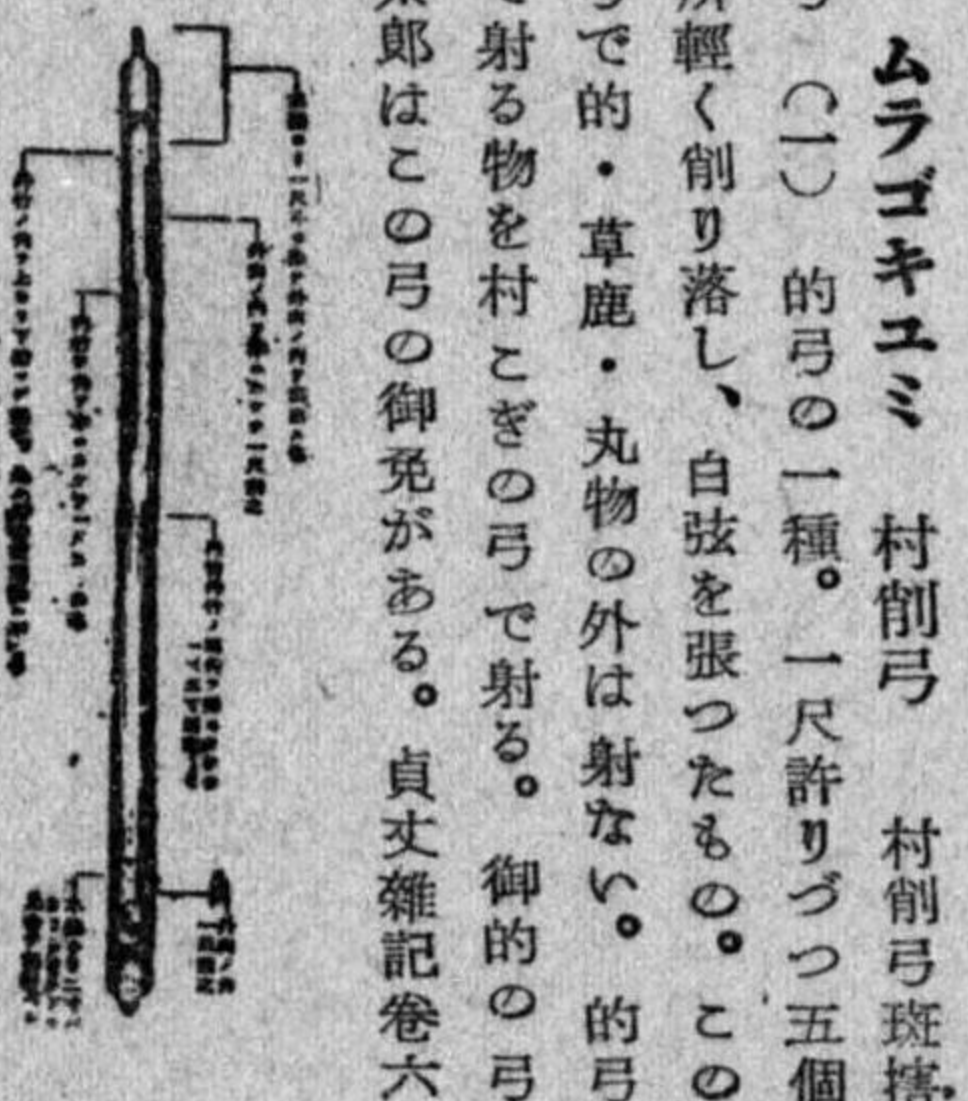
ムラゴ 村濃 的矢篋色の一。村に所々濃くもの。

ムラコキ 村濃 是は金銀の箔で成共砂子の様にムラ／＼とぬること。

ムラゴキ 斑摺 村摺、斑摺弓の略。尺素往來「村摺」

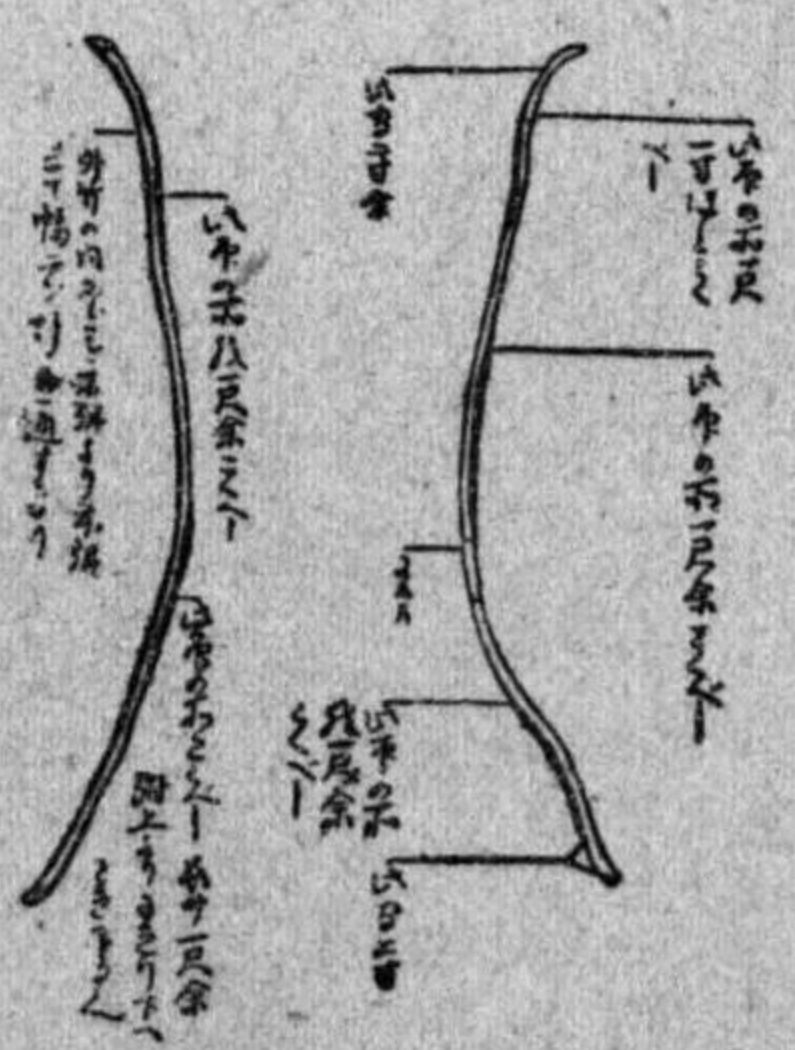
ムラコキノデン 村こき之傳 寫本一冊 村削の傳を記したるもの。(生弓齋文庫本 第百八帙 第百十六號)

ムラゴキユミ 村削弓 村削弓斑摺弓 (一) 的弓の一種。一尺許りづつ五個所軽く削り落し、白弦を張つたもの。この弓での、草鹿・丸物の外は射ない。的弓で射る物を村こぎの弓で射る。御的の弓太郎はこの弓の御免がある。貞丈雜記卷六



十(弓矢之部)「むらごきの弓と云ふは、法量物になく、外はうらはずの際迄通るべしにぎりの中と本はずへよりて通す三所こくべし、内はうらはずへ通して鳥打より下邊へこくべし、中をほそくこきつゞけて少し本へよりて又村こきにして本はずの際まで

こくべし、以上五所にこく定めたるべし、弓馬故實に云く總べて赤うるしにぬり(赤うるしとは朱ぬりにあらず漆計にてぬればおのづから赤くなるなり)木の所をこくべし、口傳こき様有るなり、(こきやう法量物の如く)こくとはかなにてかろく削る事なり、所々村に削る故むらごきと云ふ是れも的弓なり。」



(二) 三品條の弓。(小笠原流)

ムラゴサワシ 村濃篋 (一) 篋篋の一種。篋色を取る時、篋間に村々にとめ、うるしをのこし、血の溜つた様に、節影の漆と一つ色にさばすのである。(弓箭根元記)(二) 暫く煤水につけたものを取出し

はけしきもの也、其心に掛の内を心得取掛て約束へ引込み、鞆の延る事もなく、身の曲尺に持満居て、弓手を村雨の如くに釣込み、惣身の釣合にてじり／＼と發る、掛の内を味を、名付て村雨と云也、朝風は眞の位の發れにして、鞆の内も延び合ひ、惣身より位詰に満て發る、心、村雨は少し早き心の發れ味にして鞆の延事なく、惣射手はげしく一時に詰り發る、掛け味也、朝嵐も村雨も之と云て教ゆる掛に非ず、術至て上の沙汰なりと知るべし」

紙で、左巻に上より下まで巻て亦煤につけて置く、煤の濃薄で、左巻のもまき付る。(弓箭記)

ムラサキイツボンツギユビ 紫一本

繼指 小笠原流歩射免許順序の第七階。この免許者は、赤籐弓或は白籐弓である。「五色の弓」の條参照。

ムラサキイツボンツギユビユガケメ

ンキヨ 紫一本繼指鞆免許 紫一本繼指鞆を用ひる事を免許されること。又その人。

ムラサキガワユガケヒモ 紫革鞆

紐 小笠原流歩射免許順序の第八階。この免許者は黒籐弓である。「五色の弓」の條参照。

ムラサキニホンツギユビ 紫二本繼指

指 小笠原流歩射免許順序、第五階。この免許者は青籐弓或は黄籐弓である。「五色の弓」の條参照。

ムラサキニホンツギユビユガケメン

キヨ 紫二本繼指鞆免許 紫二本繼指鞆を用ひる事を免許されること。又その人。

ムラサキノムチ 紫の鞭 「紫竹の鞭」に同じ。同條参照。

ムラサキヒモユガケメンキヨ 紫紐鞆免許 紫革鞆紐を許されること。又その人。

ムラサキホロ 紫母衣 母衣の一種。紫色のもの。承久軍物語「ちくこの六郎さゝもんはくろかはおとしのよろひにむらさきのほろかけて」

ムラサキヤ 紫や白や五色のたくほくは大将の外用ひざりけり「武田本能傳授」景通五十五歌の中の一節。

ムラサキワ むらさきはあへてゆるしの色なればこきも薄きも同じことなり

「美人艸口傳之書」所收の歌。

ムラサメ 村雨 掛口の教目の一。村雨のさら／＼と降り出してしとやかな形を云ひ、爽かに洗みなくさつと放す離を云ふ。肘尻よくしめて放れに少し後方へふる心持にてほろりと放せば村尻詰まつて放れにもつれがない。大和流小的全鑑上巻「一、村雨 是も前の朝風の如く、村雨の心を掛の内用ある事にて、村雨は非時に降りて、

はけしきもの也、其心に掛の内を心得取掛て約束へ引込み、鞆の延る事もなく、身の曲尺に持満居て、弓手を村雨の如くに釣込み、惣身の釣合にてじり／＼と發る、掛の内を味を、名付て村雨と云也、朝風は眞の位の發れにして、鞆の内も延び合ひ、惣身より位詰に満て發る、心、村雨は少し早き心の發れ味にして鞆の延事なく、惣射手はげしく一時に詰り發る、掛け味也、朝嵐も村雨も之と云て教ゆる掛に非ず、術至て上の沙汰なりと知るべし」

至つては秘傳を失はんことをなげき、則ち此に記す。先づ村雨には嶺の霧谷へ落つるものなり。離れの心これなり。きり落すといふ儀なり。きり落す離の徳愛に擧ぐべし。矢にのびあり。矢すみて出づるゆるみなし。掛なりにはなれてかけにさはらず。見所あり。弓手妻手釣合あり。肩根も出てこすはるべし。弦道ろくにはなる、第一中りあり。其の法勝てはかる可らず。至つて高し。尤も門弟の外親子たりともゆめ、他言あるまじきなり。掛け様は朝嵐のかけやうなり。是れ當流に專要に用ふるなり。村雨に嶺の朝霧谷に落ちきりおとすべき懸の村雨又云ふ肩通りはら、と引き渡すを村雨といふ説あり。心得ざる儀なり。射義註解上「一、村雨といふ事。雨にしとる、とくしたるきかけ也、おさへ指ふたつのふしの中に押すなり。」

ムラサメノコト むらさめの事 日

置流秘書百七箇條ノ十二「村雨を申は離れの事に御座候、離れの心持はむらさめの如く時知らず、さつと降り來り候。後雨と覺え申候弓は離れて後放れを知る、斯様の心

持故よき離れを村雨と申義にて有之候、惣して離れを戸のかけがねに例令へ候ことにて放すと申は懸とたくなむ、もぎはなしにて悪しく誠は離れと可申候」

ムラサメニ： 村雨に嶺の朝霧谷に落ちきりおとすべき懸の村雨「日置流射學」所收、離の歌。

ムラサメヤ： 村雨や稻葉のつゆといふことも其程々をしるよりぞしる 小笠原流離の歌。村雨も稻葉の露も離れを云ふ。

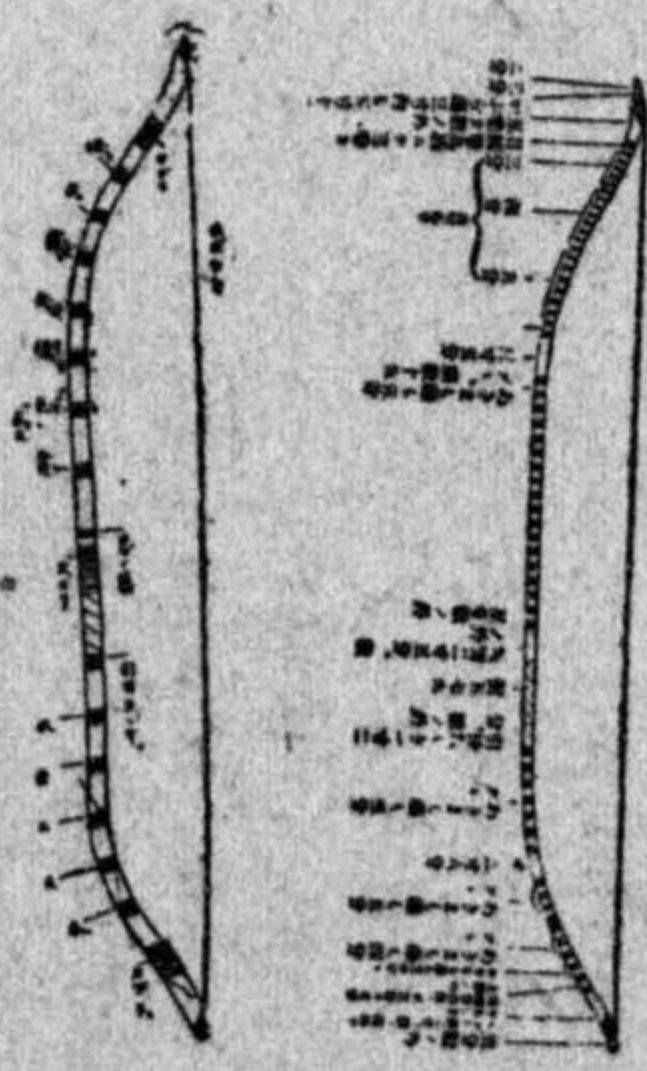
ムラサメヤ： 村雨や十筋の絲を上よりもほどく位は心にぞある 吉田流、村雨の條の歌。

ムラシ 村師 弓を村する職人。又それを業とする人。

ムラシアゲ 村仕上 弓を削ること。

ムラシゲド 村重籐 重籐弓の一種。籐の數に定めなく、一かたまりづゝ幾所も巻いたもの。武者物語・實檢書「午の年の人を大將に……むら重籐の弓を持すべし」貞丈雜記・卷之十一「一、村重籐の事、弓禮秘傳書、武田傳來ノ書、小笠原淨元記云、村重籐と云は籐をむら、とちらして

つかひたるを云也、是は重籐の根本とする所廿八冊六合て八々六十四のつもりに巻により其餘のこしらへ弓はすべてむら重籐と云也、しかれども中比より村重籐のもやうを定ても卷たる也、口傳可有之云々」



ムラシゲドノユミ 村重籐弓

(一) 重籐の一種。附より上に十二所附より下に九所籐を仕つたもの。

(二) 村重籐に同じ。

ムラタジローザエモン 村田治郎左衛門 射士 溝口駒之助内 村田宇内次男 奥田權太左衛門取立 岡本平三郎指南 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣百射の中、三十八本

通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ムラタヘイザエモン 村田平左衛門

(一) 藤堂和泉守家臣 吉田六左衛門元尙の國內免許者。(二) 藤堂大學家臣 吉田元尙の國內免許者。(雪荷派)

ムラタリキゾ 村田力藏 射士

御徒目付組頭 村田兵左衛門嫡子 安富軍八指南 享和元年(皇紀二、四六一)辛酉十一月十六日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣百射の中、五十七本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

ムラノ 村籠 矢箆の一種。漆または金銀の箔で砂子の様に村々に塗つたもの。

ムラベゼンゾ 村部善藏 射士

松平彈正少弼内 木村喜曾右衛門弟子 寛政元年(皇紀二、四四九)己酉四月晦日 十一代將軍徳川家齊公の時、京都三十三間堂に於て、惣百射の中、六十四本通矢した。(年代矢數帳)

ムラマキノユミ 村巻の弓 弓の一種。數をさだめずに村々に糸或は籐等を巻た弓。(射義成功紀卷一)

ムラタ ムラノ ムラベ ムラマ ムラユ ムロユ メアテ

ムラマサ 村正 刀鍛冶。大永頃 伊勢桑名に住む。千五と稱した。(矢鏃銘鑑)



ムラユミ 村弓 名匠の村を抜た弓の名。或人の説に「村弓と云ハ悪敷弓に紛る、故に遣ましき言葉といへり」と。(射義成功紀・卷之一)

ムロユミ 室弓 室内で引く弓。天井の低い室で引く時は上研を天井につけて引込み放れと同時に地を突くのである。これを天突地突と云ふ。

メ 目 引目の名所。引目の穴のこと。八週日記口傳「引目五つ所巻きたるは五行にかたどる、眞中なるはどう巻と云、どう巻よりしたをばどうと云、どう巻より上を

ば肩と云、どうより下を目と云、上の口の巻目をばのぐちのかたと云也、」

メアテ 目當 射つける先の物をさしていふ。的或は的の狙ふ所の意。

メアテオバ： 目をばすこし後に見かけつゝ退目みこしの曲尺をわするな 竹林派堂前の歌。

メアテオバ： 目當をば弓にて割て眞中をねらひ引取る式の目當ぞ 「大和流小的全鑑」下巻所收、的割の條の歌。

メアテニワ： 目當には小爪折目にしくはなし身にしむ程の朝嵐なり 日置流(吉田流) 初免指南歌。朝嵐の條の歌。

メアテノト 目當籐 「矢指籐」、「假粧籐」に同じ。

メアテノモノ 目當物 目當に同じ。今川大双紙「一、野原にて物を射るをば目當の物を射るなどと談るべし」大和流弓道天之卷四段第四「何ニテモ矢先ニ立ッ物ハ皆目當ノ物也、然レドモ的ハ的、挾物は挾物ト云事射手詞也」

メアテヨリ： 目中よりうしろへこのむ矢なをりは切の離にしくものぞなき 竹

林派指矢の歌。

メアテヨリ： 目中より前へきれ矢の、
なをし社懸と離ぞひち行をいぬ 竹林派指
矢の歌。

メイギドー 明義堂 大内裏、豊樂院
九堂の一。「次の南堂」とも云ふ。豊樂院
の西方、長さ十九間 觀徳堂と相對し射禮
及び節會等の時、觀徳堂同様、六位巳下の
席とする。

メイキユー 瞑弓 支那弓の一種。

メイキヨー 明鏡 「犬追物明鏡之
記」の略。

メイゲツ 明月 「くもりおすか」「有
明」に同じ。

メイゲン 鳴弦 (一)弓弦を引いて
鳴らすこと。(二)鳴弦の式或は法と云つ
て、皇子の御降誕又は惡魔退散などを祈る
時行ふ。笠懸開書「鳴弦の事、産所近き
座敷に居て、左のひざを立て、右をつきて
弓のにぎりを左の手に、弓を射る時のごと
く持ちて、うでを直に出して、右の手にて
さぐりより一尺斗り上よりなでくだして、
ひやう／＼とすべし、男ならば宵に三度、

夜中二つ、曉三つ、以上八つ也、女子なら
ば宵に二つ、夜半に三つ、曉二つ、以上七
つ也、弦音のやむ程手をよする事なし、ひ
やうと弦音する時、おんまりしゑいそはか
と唱ふべし、(貞丈云、となへ事前にいふ
ごとし)是れも一度／＼にめいげんの度毎
に唱ふべし、七日の間如此たるべし、夜引
目を射て後刻めいげんはすべし、弓をやり
て其座敷に立て置き、人にいろはすべから
ず、後のめいげんの時まで其まゝおくべ
し」軍陣開書「生るゝ子の湯あぶる時、め
いげんとて弦打をする事秘説なり、三つ三
つ三つ一十度打つ也、是れも三つ打ちて
少しあひを置いて打たする也、度毎に十度
ながら手をそゆる也、男女かはりはなき也、
諸事祝の時、又は祈禱の時、弦打つは此十
度打つ也」同「八幡殿義家めいげんする事
三ヶ度也と申すは、弓のにぎりを取りて一
度打つ也、少し間を置いて又一度打ち、又
少し間を置いて一度、以上三度打ち給ふ也、
はじめ二度は弦に手をそへずして三度の時
は手をそへ給ふ、これをめいげんする事三
ヶ度と申し來るなり、魔縁のもの邪氣退治

などの時の儀也」圖の開書「内向は甲矢に
射る事、自然魔障を退くる時射る事なり、
左様の物にむけては逆に物をする故なり、
猶口傳有之、かやうの時けふみ出す足、右
からふみ始むる也、唯の時は左からふみ出
す也、かやうの時は右からふむ也」貞丈雜
記・卷之十二「鳴弦の事、鳴弦とはつるを
ならずと書く也、上古ハつるうちと云ふ、
堀内院は在位の時、夜々おびえたまざらせ
給ふ事ありしに、義家朝臣南殿の大牀にさ
ぶらひて、御惱の刻限、鳴弦する事三度の
後、高聲に前の陸奥守義家と名乗りたれば
聞く人身の毛よだち、御惱おこたらせ給ひ
しよし、平家物語にみえたり、是れもたゞ
つるうちにて、鳴弦の法などいふ事はな
しときこゆる也、源氏物語にもつるうちの
事みえたり(夕がほの巻にあり)其の外ふ
かき物語などにあるも、たゞつるうちの事
にて、鳴弦の法とて別に修法あるとはきこ
えず」

メイゲンクケツ 鳴弦口決 寫本一
冊 鳴弦の口決を記したるもの。(生弓齋文
庫本 第十四帙 第四百四十四號)

メイゲンノシヤクキ 鳴弦之釋記

天地人 寫本三冊 鳴弦に就いて記す。(生弓
齋文庫本 第十四帙 第四百四十一百四十二
號)

メイゲンノダイジ 鳴弦之大事 寫
本一冊 鳴弦に就いて記す。(生弓齋文庫
本 第十四帙 第四百四十五號)

メイゲンノダイジ 鳴弦之大事 手
寫一軸 鳴弦に就いて記す。(生弓齋文庫
本 第十帙 第千三百三十七號)

メイゲンノホー 鳴弦の法 「鳴弦」
の條參照。

メイゲンノヤク 鳴弦之役 鳴弦を
奉仕する人。

メイゲンヒキメ 鳴弦引目 鳴弦に
同じ、引目を射て鳴弦すること。

メイゲンヒキメ 鳴弦墓目 寫本二
冊 鳴弦墓目の法を記したるもの。(生弓齋
文庫本 第十五帙 第五百四十四百五十五
號)

メイゲンヒキメキユーホーノデンシ
ヨ 鳴弦引目弓法之傳書 寫本一冊
鳴弦引目の弓法の傳書である。(生弓齋文
庫本 第十五帙 第五百四十四百五十五
號)

メイゲ メイコ メイシ メイセ
メガ メガシ メガタ

庫本 第十五帙 第六百六十二號)

メイゲンヒキメコ 鳴弦墓目考
寫本一冊 鳴弦墓目に就いての論考書。(生
弓齋文庫本 第十三帙 第三百三十七號)

メイゲンヒキメノホー 鳴弦墓目法
寫本一冊 鳴弦引目の法を記す。(生弓齋
文庫本 第十五帙 第五百五十二號)

メイゲンホーシオボエシヨ 鳴弦奉仕覺書
寫本一冊 鳴弦奉仕の覺
書である。(生弓齋文庫本 第三十六帙
第四百二十八號)

メイゲンヤク 鳴弦役 「鳴弦役」に
同じ。

メイコーセン 鳴箭筒 支那箭の一
種。戲射用。鳴箭筒をつけた箭。

メイシヤ 名射 (一)立派な射術。
(二)上手な射手。すぐれた射手。名高き
射手。

メイシヤシユ 名射手 名射(二)
に同じ、秀れた射手。

メイセン 鳴箭 かぶらや。箭矢。鳴
箭筒 鳴箭筒 鳴箭筒 鳴箭筒 鳴箭筒
メイテ メイテ メイド メイロ メウラ

鏑。史記・匈奴傳「鳴鏑」の注「鏑、箭也、
如今鳴箭也、矢鏑飛則鳴」

メイテキ 鳴鏑 「鏑矢」に同じ。史
記・匈奴傳「冒頓出獵、以三鳴鏑一射三單于
善馬二」

メイドコーセンノヤ 冥途黄泉の矢
「打根」の條參照。

メイドノヤ 冥途の矢 一貫流にて
初段に對する教の條目。

メイロクイツチ 銘六一知 江戸の
楊弓師。楊弓はもと楊を以て弓とする故に
その名がある。近代の花欄紫檀を以て作る
事は一知から始まるといふ。

メウラマキ 目裏巻 篋の一種。篋
の目を塗つたもの。

メガ 女鹿 牝鹿・狩詞。めじかのこ
と(高忠開書)

メガシラ 目頭 引目の名所。「引目
頭」のこと。

メガタ 妻肩 肩の先(端)のこと。妻
肩とも云ふ。目安の卷「胴造は、足二つの
一七三七

間、きびすと、爪先の眞中に居り、筋骨のゆるまぬ様に、左右の妻肩に居腰にてそり胸は直に肩の骨と胸の骨との金、違ぬ様に立べし。

メカナガトノカミ 目賀長門守 徳川吉宗公の近臣、名は守成。小笠原縫殿助持廣の弟子。射禮を鈴木對馬守安貞とともに吉宗公より授けられ、小笠原家に傳へた人。

メカブ 和布蕪 「和布蕪」に同じ。

メカブジンドー 布蕪矢頭 神頭の

一。「和布蕪」に同じ。

メカブラ 和布蕪 蕪の名。神頭の矢尻のこと。めかぶらを乾し固めて作る。ひめかぶら。海松蕪。

メカブラ 女鏡 鏡の形によつた區別

鏡の鏡の形の雁股の様になつてゐるもの。篋は白篋、羽は四羽、鷹の羽二羽、山鳥の引尾二羽、長さ四寸五分、但しつま白。矢束は自分の矢より二伏を長くするを常法とする。男鏡の對。

メグミノフシ 蕪節 「羽中節」に同じ。

メクラアタリ 盲あたり 偶然的に中すること。

メクライニ にくら射に日數つもりて射たれぬや道を教ふる人とはなん「弓術要覽」卷之二所收の歌。

メクライニ にくら射に琵琶杖なしに射られぬや道を教ふる人とはなん 日置流・吉田流・大和流・雪荷派・道雪派・印西派等の歌。日置のは「杖なしに」を「ならは」に「教ふ」を「教へ」とある。雪荷派道雪派のは目くら射もひにつまならばとし、教ゆる人とはなんとある。印西派のは道をおしゆるとある。

メクライニ にくら射に琵琶技さしは射られぬや道を教ふる人とはなん 日置流道雪派「射義指南歌之卷」所收の歌。

メクライニ 盲射に琵琶技習ふ射られぬや道を教ふる人とはなん「射義指南歌」一百首中修學五首の一首。

メクラガユミオヒク 盲が弓を引くの中することのないのに譬へる。諺語。

メクラノユミヒキワアルコトナシ 盲人の弓引は中ること無し 諺語。

じきと思ひども、的大きになれば心もともに大方になりて矢のきるゝ事多し。爰を以て的の内小眼を射るなり。的は一寸にて一尺にても目をつかふ所は其の小眼をはずさじとおもふべし。然らば則ち大きな時は次第／＼に中り多かるべし。又鳥鹿なども矢所目つかひの分別皆々此の心をすべし。鹿など大きなとて、大形に目をつけば大略は射はずべし。矢ところはよくとも目にあたるのなくば射まじきなり。人形も同前なり。むな板、わきたて矢所によるべけれど、目にあたるのなくば射はずべし。又挾物、ふせ鳥、何にても遠くとも近くとも一寸に見ゆる小眼を取つてねらふべし。古實には扇のかなめ、太刀の目釘といふも此の心なり。矢筋見やうの所にもあらまし見えたり。分のものたゝ一とかたに見定めてはなつ矢先に中らぬはなし。大的や小的もおなし遠近の小眼ひとつの目つかひぞよし。鳥の上に鳥はありける鹿の先に鹿はあるぞとこゝろへて射よ。

メツカイワ 目遣は矢の根につけて當物に移る處に中りこそあれ 吉田流澄見

メツカ メツケ メツタ メテ

所の歌。

メツケ 目付 (一)射術、五味の(一)的の視方で打起の前に目的の處を定めること。(二)弓の内竹節の名所。弓の煙反と握との間の部分を云ふ。

メツケド 目付籐 弓の藤の名所。矢摺籐の上に巻いた飛籐のこと。

メツケド 目付籐 目付籐あて、ねらふは初射の人極意となれば心のねらひぞ 大和流「小的全鑑」所收、目當の條の歌。

メツケド 目付所 目付をする所。「目付」に同じ。

メツケノカネ 目付の矩 鉢と矢道と心との中心に出會ふ所。「分之矩」の條参照。

メツケノコト 目付の事 弓術要覽卷之二「一、凡射るに目付を第一とす、前後左右の眼のさだまらざるハ悪し、能く目付を定るを常の教とす、眼付たかへバ心はなれ氣も一ならず、わざもかへる目付に規矩にあて星の星、眼の籐、半月、有明、外の目付、内の目付等の習あり、篋筋の見込といへる習あり、西土人ハ是を兼といひ第

メココノツサシメタルツヤ 目九つ指たる征矢 篋竹の目九節ある征矢のこと。(鹽尻)

メココノツサスカブラ 目九つ指鏡

鏡矢の一種。鏡に目の九つあるもの。保元物語・卷之二白河殿攻落「征矢はたび／＼

あたりしがかぶら矢にていはやと思ひて、目九さしたるかぶらの、目はしらにはか

を立、風かへしあつくくらせて、鏡巻にしゆをさしたるが

メスミフシ 目すみ節 矢節の名所。「羽中節」に同じ。

メタハズ めた筈 矢筈の一種。(百家説林)

メツ 滅 射術、離のこと。(美人草口傳書)

メツカイ 目仕ひ 的を狙ふ時の目の動作のこと。

メツカイトユコト 目遣といふ事 日置流射學「第八十、目遣といふは、たとへば射場十杖にして一寸の的を懸けて射るに一寸二寸の近所へよる矢十の内四ツも五ツもあるときは、的四寸ならば外れま

一の教とす、貫竊篇及唐王瑋が射法員半千か射決程子獻か射史、曾宣端か射經にもわけて審の義を説り」

メツケノフシ 目付節 「オットリノ節」に同じ。

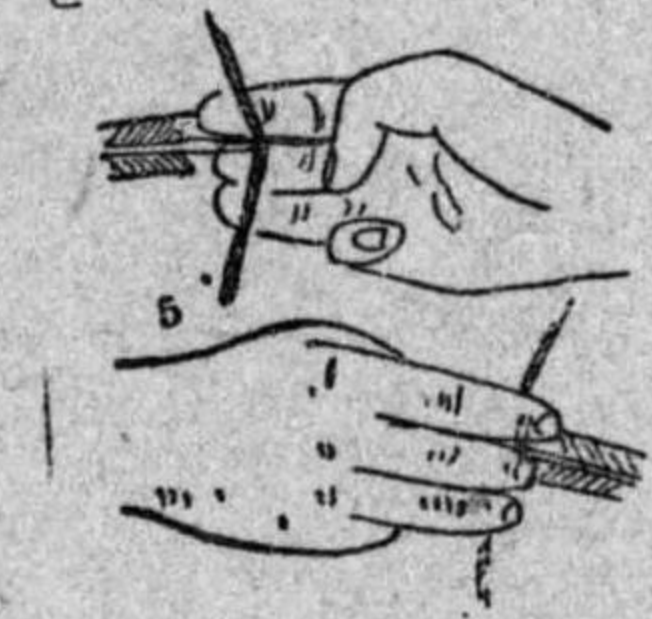
メツケフシ 目付節 弓の内竹の節の名所。煙反と握との間部分にある節の名。強弱節。おつとり節。

メツタマ 滅多的 賭弓の類で、布帛などで目を掩つて射、中たればその賭物を取る。寛文元年十二月廿二日町觸「めつた的。町中にて爲仕申す間敷き事」本朝文鑑・涼賦「或は滅多的に王餘魚の目をふさぐ」

メテ 馬手 妻手 (一) 右の手。弓手の對。貞丈雜記・卷之十六「左の手を弓手といひ、右の手を馬手といふ事、左に弓を持ち、馬に乗り、右にハ手綱を取る故也、古の武士、馬に乗る程なれば必ず弓を持ちし也、多賀豊後守高忠開書に云ふ。むかしはいつも馬の上にて弓をもたぬ人をバをかしき事に云ふ也、されば弓を我がもたぬ時ハ人に持たする間、ゆがけを馬の上にてさす

は、何時も弓をとりて射べき爲也、されば左に弓持つ故弓手といひ、右に手綱をもつ故馬手と云ふ也、馬手と書く事あり、妻の字用ふるは悪し、又雄手、雌手と書くも悪し、古書にハなし、弓手馬手と云ふ事本也」
(一) 犬追物の矢所の一。弓手を馬の頭を馬手へ越させて、犬の右を射るのを云ふ。
(三) 馬手切の略。

メデイターレニアンリリース
Mediterranean
release. モール



メテエサガル 馬手へ下る 岡本記
「馬上にて物を射るに馬手へさがる」と云事は、木にある鳥を木の本からさしあげていればいにくき間、あてへさがりてあしあけてゐる事也、これ第一の秘事也、但口傳有之」

メラカシラニタツル 馬手頭に立る
馬の右の方を繩の方へ向つて立てること。
(犬追物類鏡・卷之四)

メテギリ 馬手切

(一) 犬追物の矢所。
繩際の矢で向ひから右へ筋かひに行く犬の右を射ること。



(二) 射術、離の
一。左手より右手の力が勝つて右手で矢を發する時切れて出るもの。

メテキレノ 妻手切の鹿をば何といふやらん弓のもと管こすことそきけ 大藏
派用方の歌。妻手切の鹿は右方に走る鹿の意。

メテサキ 妻手先 犬の矢所。犬追物之記地「檢見傳干喚次告矢所詞事」亦矢所ハト同時妻手先答フ」

メテサンダンナオシノコト 妻手三段直しの事 日置流射學「第九十三、構ふる時に臂あがるは草なり。うち上げて引くときすぐなるは行なり。引き込みて臂少

し下るは眞なり。依つて中る所は神妙不測なり。中らざるは虚なり。よく離るゝは實なり。又中りて發せざるは實の中の虚なり。虚の中の實なり。又曰く臂あぐるは體前なり。臂自然に直なるは的前なり。臂自然と下るは遠矢重矢の法なり。初心には先づ臂直なる道を用ひ、上り下りは術によるべきなり。臂直を以て自然に少し下るは可なり。臂上るは術によるなり。常は悪し。初心は先づ付け高くつくる事を用ふ。自然と直になれば可なり。つけ低きは術によるべし。常は悪しきなり。初心はまづ上げて引きまはす事うしるにまはし自然に下るは可なり。うで直なるは術による。直にまはすは可なり。妻手にこそ三ツの直しのあるぞかしあがり下りに扱はず道」

メテスガイ 馬手筋違 犬追物の矢所の一。犬と射手が行きちがひながら弓の本弮を鞍の上を越して右の方に犬の右を射る。了俊大草紙「馬手すかひと云は縦は犬は西の方へ走るを射手は東向に馳進て馬手に走すかふを馬手すかひと云なり」

メテスゴ 馬手筋違 「馬手筋違」

に同じ。

メテニコツ 妻手にこそ三つの直しのあるぞかしあがり下りに扱はず道「日置流射學」所收、勝手懸の歌。

メテノクチ 馬手の口 犬追物馬場の戸口、南側にあつて中の手組の出入する所。中の口とも云ふ。

メテノシタ 妻手の下 犬追物の矢所の一。

メテノモノ 馬手の物 馬手側で射る場合のものを云ふ總稱。(了俊大草紙)
メテノヤオ 馬手の矢をまた打時をかはらぬは繩をまたけて寸を取る也「犬追物葛袋」所收の歌。

メテノヤノ 馬手の矢の遠近うつはかはりけり繩にくらへて管にくらへよ「犬追物葛袋」所收の歌。

メテノヨコヤ 馬手の横矢 犬追物の矢所の一。我目の通り犬の行所を射置矢。



メテメテノヤ 馬手への矢 犬追

メテニ
メテウ
メテノ
メテカ
メテメ
メテシ
メテモ
メテヨ
メテワ
メテド
メテナシ

物の矢所。馬手で射つた矢二つのこと。
(犬追物類鏡・卷四)

メテモノ 馬手物 「馬手物」に同じ。

メテヨコ 馬手横 犬追物の矢所の一。馬の向を横一文字にかけて行く犬の、右を射る矢。

メテヨコモノ 妻手横物 「馬手横」に同じ。犬追物之記地「檢見傳干喚次告矢所詞事」亦矢所ハト同時馬手横物答」

メテワタダ 妻手はたゞ弦にも矢にも迫るなよ向ふを定め軽く引とれ 小笠原流勝手懸の歌。

メド 目處 目差す所。めあて。目的。標的。

メドリー 芽通 眞竹の芽の部面を云ふ。

メナシ 目無 矯のこと。

メナシカブラ 目無鏡 矯のこと。角鏡。

メノウエ 目の上 引目の名所。「まかぶら」に同じ。

メノウチノ 目の内のひとみますわ
るは常の事見ひらけはさかり半眼はてす

日置流道雪派射術指南歌。

メノカネ 目之規 射手が約束へ引込み、矢筋よりの迄矢道を上下前後なく真直に見通し、矢道と眼と心との中心に出會ふ所を云ふ。(大和流小的全鑑)

メノカネノコト 目の曲尺の事 此れは目付の事である。備忘集(日置流正統)第三卷「こなたの目當なり、弓の握の上に能所を射覺え細き籐をつかふべし。夫をこなたの目當とす、但し遠近の違ひ有るべし、其時は奥に闇半月有明月と云ふ事を云ふ也、そこにて見合せあるべき也。」

メノカブ めのかぶ 神頭の種類。あらめの根のかぶのこと。海にある草をほしてなまひのときに神頭に作つてほしかためる。(弓馬故實)

メハシラ 目柱 引目の名所。引目の穴の兩脇に堅い竹を入れる。これは穴の端を缺かない爲のものである。

メヤス 目安 刊本一册 小笠原貞宗著。群書類從 第四百十六所收 小笠原信濃守司貞宗申、欲早依爲武勇稽古、彼止二犬追物御制一事とある言上書である。(生弓

齊文庫本 第二帙 第十五號

メヤス 目安 寫本一冊 竹林派の弓書。射形直し十箇條、射形惡事直様品々口傳之條四十條を收む。(生弓齋文庫本 第十帙 第九十五號)

メヤスノニジカイ 目安之二字解

寫本一冊 射術目安の二字に就いて解いたもの。(生弓齋文庫本 第八十二帙 第八百八十八號)

メヤスノマキ 目安之卷

寫本一冊 半紙版十二枚 日置流手前直之目安十ヶ條身なり惡事直し品々口傳二十ヶ條を收む。目安の拔書である。終りに「慶長四年八月廿三日 瓦林與次右衛門 延寶九年辛酉仲夏八辰ニ寫之 石川敏勝、貞享二年抄秋下四月寫之 小川正盛」とある。

メヤスノマキ 目安之卷 「目安」に同じ。

メラチ 雌埒 流鏑馬の馬場の埒の二つある中、射手の右方に低く結んであるもの。雄埒の對。弓法秘傳聞書「やぶさめ事、馬場の遠き二町也、女らち男らちとて二つあり、」

モチユ 毛忠 明の涼州の人。字は允誠。初名は給喇。騎射を能くして、正統中、功を以て名を毛忠と賜ふた。累遷して甘肅左都督となり、成化中中原の賊を討つて戦死し、武勇と諡らる。(明史・一五六)

モリモトナリシンマキコズケノ

スケノズ 毛利元就臣牧上野介之圖 拓本一折 牧上野介の畫像を拓本にしたもの。(生弓齋文庫本 第三十四帙 第三百八十六號)

モレンセイ 毛連生 名は廣、妻

陰の人。高穎叔の弟子。「武經射學正宗」の前身である「射略」を作つて授けられた。

モガミカワ ながみ川うきねはすれ

ど水鳥のしたの心はやすけくもなし。犬追物政清記「檢見は人鳥の水に浮ぶが如く沙汰せよと申す、中水鳥のしたやすからぬと歌道に申し習はし侍る。(貞丈云、水鳥のたとへば犬追物檢見の諸書に見えたり)今其證歌を記す、堀河百首水鳥の題基後の歌、もがみ川うきねはすれど水鳥のしたの心はやすけくもなし」

モギツケ 挽附 矢柄の節を削り落

モチチ モーリ モーレ モガシ

メンメ モーケ モーコ モーシ モーゼ

メンオトル 面を取る 弓の製作工程の一。弓を張り込んだまゝで、弓弦の受け方を調べ、小刀で前竹の角を斜めに削つてその出入を平滑にすること。

メンシヤセン 免叉箭 支那箭の一種。射服用。



メンメンノ 面々の生れに應ず弦道は二つなきゆへあやまりなせぞ「大和流小的全鑑」所收、弦道の條の歌。

メンメンノヤツカ 面々之矢束 引過ぎず、引足らぬ事もなく、面々の約束の中道の曲尺に合つた矢束のこと。唯矢束。

メンメンノ 面々の矢束は骨のつかひ目の合ふを度として定むるをいふ。「大和流小的全鑑」所收、面々之矢束の條の歌。

モークズル 儲弦 設弦 かけがへの弦。別に用意しておく弦。かへづる。う

モ

モーケヤ 儲矢 「替矢」に同じ。六百番歌合「梓弓まうけの矢にや引けるらんはてまで今日は中たりぬるか」

モーコシキシヤホー 蒙古式射法 Mongolian Release 亞細亞人種特有の射法。日本、滿洲、支那、朝鮮、土耳其、ペルシヤ等は此射法を用ひる。即ち、弓弦を拇指の第二關節に懸けて

引き、人差指は拇指

が弦から離れない様

にこれを抑へ、矢は

此二指の接ぎ目に支

へられて、人差指の

根で掌が下へ向く様に矢を捻つて引く射

法。弓は垂直に持つて矢は左手の拇指の上

に支へられる。「第五射法」の條参照。

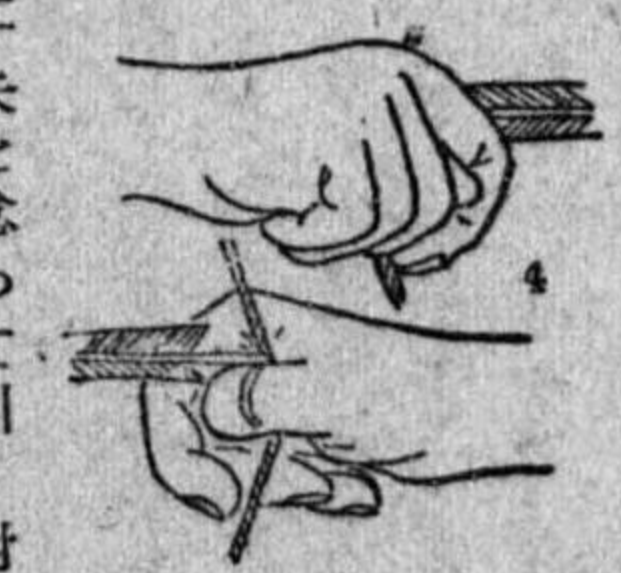
モーコヤ 蒙古矢 箭の一種。木箭で

羽尺が長い。柳葉の如き鏃をつける。

モーシヤ 妄射 みだりな射。射法に

よらぬ射。

モーゼン 猛箭 たけい矢。勢はげしく射る矢。楊維禎の詩「材官猛箭與之敵」



本 第二十一帙 第二百二十六號

モクケン 木圈 支那の鏃の一種。木で作つた指機。武經射學正宗・卷下・做指機法「花羊角圈亦可引用、外此牛角竹木圈、皆不堅固不適用也」

モクシツノユミ 木質の弓 丸木弓のこと。

モクシツヅク 木質鏃 木材の鏃。即ち、木鏃等のこと。

モクジユツ 目術 射術の的術中の第二。目の使ひ様、目の働き方。これは目をみはりて直視し、心氣を治め眼精を穩かにして目的物を正しく視はり、目ばたきもせぬのである。射法本紀「二曰、目術。一視正瞻而得無目瞬」

モクシン 木心 木のしん。木の中央。武經射學正宗・卷下・弓之材料宜擇第三「工曰、非三良弓一也、木心不正」

モクシン 目審 ねらひ。武經射學正宗・卷中・効射用大の太早之惑第五「身法一亂、則目審肩臂指掌之法俱亂安能中的」

モクセイロク 木生録 弓書。「美人草」に同じ。草木の生い立ちになぞらへた

一七四三

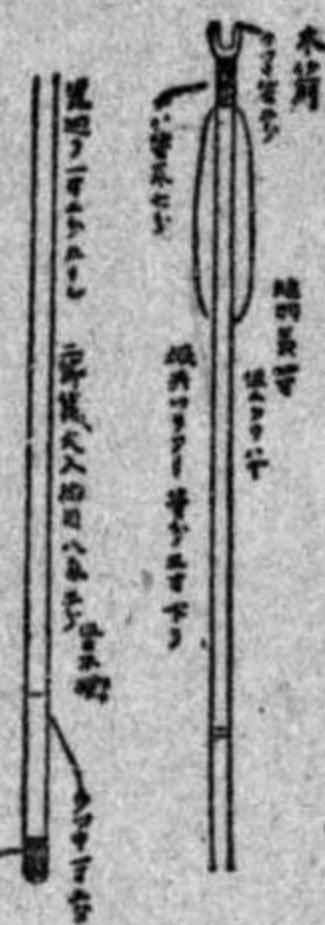
モギツ モギハ モギル モクウ モクキ

モクセ モクダ モクチ モクニ モクバ モクボ モクモ モクヨ モクリ

もので、松の木などの生い立ちの歪みあるものは添木を施して其の曲りを矯め、矯められた木は眞直になる意味を云ふ。

モクセン 木箭 (一) 箭制の一。木

でつくつた箭。射獵によい。支那の揚子江より北方人が用ふ。木箭に三種類ある。即ち樺桿・楸桿、柳桿と而して樺桿を以て最上とする。(各條参照) 武經射學正宗・卷下竹木箭宜擇第十二「北人多用三木箭、南人多用二竹箭、非北人好木而南人好竹也、木産於北邊、竹産於江南、各固其土之所産而用之耳、」(二) 朝鮮矢の一種。



朝鮮矢の一種

モクタイ 木胎 弓の木ひと。

モクタイセイシヨクトーエンケイ

木體青色東圓形 五輪碎の中の第三。射術上、この時が元氣最も盛んで、技も美しく出来る時である。本書(竹林派)第四卷「一、五りんくだきの事……三に木體青色東圓形 木は東也色は心は右の心を覺てより春青し丸し

モジリバ 振羽 羽のもぢれること。

又其の羽。

モタルルト… 持たるよと云ふはつよきによはきみち過ぎてはたらき自由なきわざ「日置流射學」所收、持滿の歌。

モタルルトニウコト 持たるよといふ事 日置流射學「第九十五、持たるよといふ事は、弓射る射ざると同じ事のやうにあれども、是れは初心功者によらず、時により折りに随ひ、心ならず覺ゆる時のことなり。是れは大形はまり過ぎるか、はまりなきかの二ツなり。物體のかねをあらためて射べし。射かたには六根つよく引きおさめ持たれぬやうにとく／＼と射よ 持たると云ふはつよきによはきみち過ぎてはたらき自由なきわざ」

モタレ もたれ 射術が會に及んでもその時間が長過ぎて氣分整はず、何時までも離れを誘はないもの。早氣の對。この原因に二つあつて、勝手の定まらぬ時、弓手の力の乏しい時等に起る。日置流射學第八十三「綾といふ事。あやといふは矢をつがふ其の調子をいふなり。……此のあやの心

モジリ モタル モタレ モチ

に至て萬木の枝葉え花の咲如くに弓成懸成面持其外花形を直す義也」

モクチユ 目中 「目中」に同じ。

モクニンノホ 目認之法 目でみ

とめる方法、即ち狙ひ様。武經射學正宗・卷上・論注法第五「目認之法極活、不可執一、或隨風而變、或隨弓之軟硬而變、」モクバ 木馬 木材で作つた馬。乘馬の稽古に用ひる。

モクハク 木樸 もくぼくともいふ。

すなほでぢみなこと。嫩竹の箭を爪の上にてせて撚り廻しての音。武經射學正宗・卷下・箭竹老嫩宜擇第九「指甲上撚之聽其聲、清響者爲老、木樸者爲嫩、乃爲一定論」

モクボクトーセン 木樸頭箭 支那

箭の一種。及びその鐵。



支那箭の一種

モクモン 木紋 柰目。もくめ。武經射學正宗・卷下・弓之材宜料擇第三「杜桑木紋細而堅」

モクヨ 木葉 鐵の一種。木の葉の

形をしたもの。

モクヨノマト 木葉的 挾物的

の一。木の葉の的は地上六寸に挟み立て、その葉の表面を射る。矢目を中りとする。矢目のないものは外れ矢とする。



モクリ 木理 弓の側木のもく。

モクリヨク 目力 めのはたらき力。

即ち視力、眼力。武經射學正宗・卷上・論注法第五「注者、目力凝注一處、精神聚而不分之謂、與前審字相應」

モクロク 目錄 師より弟子に射術を傳へるに就ての名目。

モジキリフ 文字切生 矢羽(眞羽)の切生の一。自然に文字の形の切つたもの、珍とする。

モジリ もぢり 弦の名所。弦輪のもぢる所。

モジリド 振籐 「千段籐」に同じ。

モジリノマユミ 振槽弓 丸木弓の一種。槽弓の換れのあるもの。

併稱。文昭院殿御實紀・卷一、寶永六年三月九日「持組は西城新門の番をとどめ、中仕切の門より兼ぬ可し」

モチシヨゾク 持裝束「射手裝束」に同じ。

モチダスハナレ 持ち出す放 射術

離の一。「ゆるむ放」に同じ。

モチスギ 持ち過ぎ 「もたれ」に同じ。

モチズキウマタ 望月馬太 射士

松平主殿領内 望月忠平男 當時大原志右衛門門人 父望月忠平指南 天保三年(皇

紀二、四九二) 壬辰九月廿八日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、生年九歳にして、四十間で、惣百射の中、九十五本通矢した。(江戸深川三十三堂矢數帳)

モチズキカザエモン 望月加左衛門

御家人甲賀衆 射士 吉田六左衛門元尙弟

子 國內免許者、寛永八年(皇紀二、二九

一) 辛未四月廿一日 三代將軍徳川家光公

の時、京都三十間堂に於て、惣二千二百卅

四射の中、七百十五本通矢した。(年代矢

一七四五

モチズ モチノ モチマ モチミ モチヤ モチユ

數帳)

モチズキキチゴロ 望月吉五郎

射士 吉田信濃守内 望月主水二男 松平主殿頭内 望月忠平指南 嘉永三年(皇紀二、五一〇)庚戌四月十日 十二代將軍徳川家慶公の時、江戸深川三十三間堂に於て生年十三歳にして、四十五間堂、惣百射の中、九十六本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

モチズキゴロキチ 望月五郎吉

射士 三浦志摩守内 三井孫兵衛指南 明和二年(皇紀二、四二五)乙酉四月廿日 十代將軍徳川家治公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣矢千射の中、三百九十本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

モチズキチユヘイ 望月忠平 射士 松平主殿頭内 島田平學指南 文政二年(皇紀二、四七九)己卯四月廿三日 十一代將軍徳川家齊公の時、江戸深川三十三間堂に於て、惣百射の中、六十本通矢し、而して、文政五年(皇紀二、四八二)壬午三月廿八日 惣百射の中、七十五本通矢した。(江戸深川三十三間堂矢數帳)

モチユミセイホーノコト 持弓制法の事 弓術要覽・卷四「一、持弓制法ハ能射こミたる弓を皮をこそげ節をおろすべし、但外竹の節を小刀にて削るべからず、鯨にておろすべし、にべのくちを能ほりてこくそをかひ籐の所々をきかへめて其間々を片手糸にてひし、と巻糸の下に漆をぬり其上に糸を巻阿膠などにて持弓を巻事ハ鹿相の義なり、關東漆の上々を其儘生漆にて少も地さびをすべからず、二十返も三十返も或ハ四十返五十返までも糸目見えぬほとに塗なり、漆斗にてぬる事尤肝要なり、如此制したる弓ハ損することなくくる事尤なきものなり。」

モチユミツツカシラ 持弓筒頭「持筒弓頭」に同じ。
モチユミテツポモノカシラ 持弓鐵砲物頭「持筒弓頭」に同じ。
モチワカケ： 持は懸滿るは弦のもとぞかし文字の心にいるぞ射手なる 大和流持滿の歌。弦のもととは弓の意。
モツコースカシ もつかう透 鏝の一。木瓜の透しのあるもの。

モチユ モチワ モツコ モテア
モトジ モトシ

モチズツユミノカシラ 持筒弓頭

江戸幕府の職名。持筒頭と持弓頭との併稱。明長帶録「御持筒弓之頭、此の場は武勇譽れの人にて、御床机の左右に居て帷幕の内座を離れず、御施のよみをしこる、當時は御城内中の御門、中仕切御門等を勤む、式日には自分詰め、非常の備へ肝要也」

モチノカシラ 持之頭 江戸幕府の職名。持弓頭、持筒頭の總稱。將軍の弓鐵砲を預り、陣中では將軍の左右に備へ、旗本を警備し、平時は江戸城本丸の中門西丸の中仕切門、二丸の銅門等に勤番する。若年寄の配下に屬して千五百石高を領し、菊間敷居詰である。

モチノビ 持伸 射術五味の一。持は狙ひの間の業、伸は狙ひ定まつて今にも矢を發さんとする時の筋骨の伸びること。
モチマト 餅的 的の一種。餅を以て的にすること。山城風土記「稱三伊奈利一者秦中家忌寸等遠祖伊侶具秦公、積稻梁有富裕、乃用餅爲的者、化三白鳥一飛翔居山峯」

モチミチテ： もちみちて末に放はる



モテアソフ： もてあそぶ玉と竹との心しれたんれんにしくことはあらじな 竹林稽古修業心得の歌。
モト 本 鷹などを數へる語。羽。醒睡笑五「大鷹一もと、それて來たり。」

モトイタツキ 本伊多都伎 平題の一種。鹽尻七「白木弓塗弓雉羽矢、常人は憚る、何の故歟、答、明證を不知、但し天子御粹弓に箭四具をそへり、再の大伊多都伎、細伊多都伎を合せて四具、其箭雉の羽を以て作る故に憚にや」
モトウスビヨ 本鷹 矢羽の一種。小鳥(鷹)に護田鳥生の紋があつて、黒味の上らぬもの。
モトウラノ 元うら筈 矢筈の一。本も末も同じ太さの筈。自然のものとは砂磨の二種ある。

モトグロ 本黒 矢羽の一種。眞羽(鶯)の斑の矢の下側の方が黒いもの。黒の部分白の部分よりせまき。

モチユ モチワ モツコ モテア
モトジ モトシ

一七四六

るぞかしそのよしあしを弦にたづねよ 大和流持滿の歌。

モチミツ 持滿 長祿の比、大和國手搔住、矢根鍛冶、同名別人多し。(矢鏝銘鑑)

モチヤ 持矢 勝負のない矢。持は勝負のないのを云ふ。弓法秘傳開書「勝負のある時はあたり矢ふるべし、持矢ならば最初あたり矢ふるべし」
モチユミ 持弓 自分の持つ料の弓。源氏冷泉節下「持槍、持弓」

モチユミガシラ 持弓頭 江戸幕府の職名。持弓組を率ゐる役。寶永三年武鑑「御持弓中略永見周防守」
モチユミグミ 持弓組 江戸時代、持弓頭の下に屬する與力、同心を以て數組に編制し、各組に組頭一人を置き、陣中には將軍の旗下を固め、平時は江戸城を警備する。營中御日記(寛永三年十月十一日)「安藤傳十郎、御持弓組五十五人同心御三預之一」

モチユミクミカシラ 持弓組頭 持弓頭の指揮の下に、持弓組の各組の長である役、及びその人。



モトサクリ 本疏 疏本のこと。これは繩の内の時に云ふ。

モトジカケ 本仕掛 弦の名所。下弦の仕掛。下仕掛。

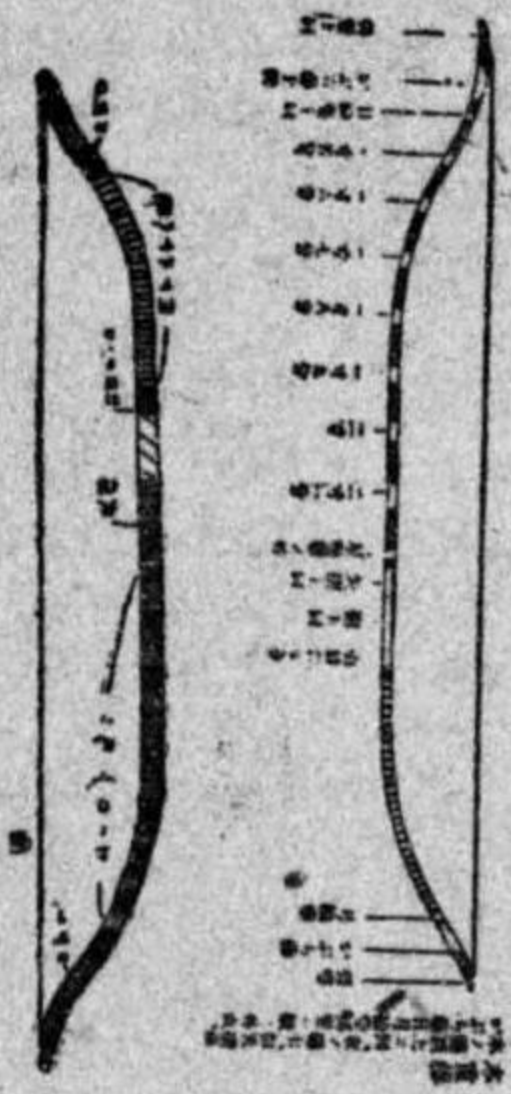
モトシゲ 元重 根鍛冶 元龜頃 紀伊、備前の流。(矢鏝銘鑑)

モトシゲド 本重藤 重藤弓の一種。握下引目たつき、月輪籐までの間を特に繁く廿八所に巻いたもの。握より上を二所籐した弓、大將の持つ弓。弦はせき弦。貞丈雜記卷之十(弓矢之部)「二所籐にするとはうらはずのかぶら籐と矢ずり籐をば黒くぬらず白くして置くを云ふ。其二所籐の間は籐をすき間もなく巻きて、籐の上を黒くぬるなりかぶら籐と矢ずり籐、の間は黒くぬるなりかぶら籐と矢ずり籐、の間は五分程おいて巻くなり、にぎり下は、もとはずのかぶら籐も白くして置く、其外九所巻きて籐をばぬらず、九所は九曜星にかたどるなり是れ口傳なり、弦にせきづるをかけるなり」弓馬故實「にぎり上を二所籐に

一七四七

モトシ モトジ モトス モトズ モトツ モトナ モトハ モトヒ モトマ

する弓の事、本しげ籐と云ふなり、是れは人に寄りて斟酌する弓なり、たゞ人は持たぬなり、祕事の弓なり」太平記・卷六・關東大勢上洛の事「三十六差したる白磨の銀管の大中黒の矢に本滋籐の弓の真中握つて」



(二) 握下を重籐の如に巻き、握上は籐のないもの。弓箭根元記「一、本重籐ノ弓、附ノ上強クシテ、手下ノ弱キニ仕レ之、稍卷千返卷・月輪卷・矢摺籐・日輪卷・梅檀卷マデ仕テ附下ニ二十四所(或ハ十七所)ニ藤ヲ仕フ也」

モトシマリ 本しまり 矢筈の一種。本の方がしまつて細い筈を云ふ。自然のものと、砂磨にして形をつけたものがある。

モトジロ 本白 矢羽の斑の一種。下

別の方の白いもの。羽の半は白く半は黒く白部がせまい。鶯、鶴にある。平家物語・卷十一・遠矢「白筈に鶴の本白、鴻の羽わり合せてはいだる」庭訓往來・六月「鶴本白」



モトスエノ： 本末の弓の心に随て柔に押合ふ中墨の曲尺「大和流小的全鑑」所収弓之押合の條の歌。

モトズリアイ 本釣合 矢筈の釣合の筈の方が重いもの。

モトツヨキユミ 本強き弓 手下の強い弓。この弓で射る場合は根先を五分下て番ふ。

モトナオ 元直 元文の比、薩摩國、奥次郎兵衛 元平の父。

モトハギ 本矧 本構 下作、下矧、矢の名所。矢羽の下のくきを巻いた所。羽の付根の處。羽莖のもののはぎ目であるので此名がある。「末矧」の對。

モトハギノフシ 本矧の節 矢柄の

一七四八

節の名。本矧の所にある節。征矢はこの節を賞翫する。射御拾遺抄「矢のふしの事、征矢はもとほぎのふし、的矢かふらはすけふし、大射から、笠懸からは羽中のふし賞翫なり。」

モトハズ 本珥 本管弓の名所。弓を射る時、下の方になる珥。運歩色葉「本珥ハズ」源平盛衰記・卷十五・宇治川合戦「弓のもとはず、童子がりに打ちかけよ」

モトハズオ： 本珥を肘に引取て末梢を張る弦の持合「大和流小的全鑑」下巻・弦持合の條の歌。

モトヒラ 元平 寛政の比 薩摩國、奥大和守平朝臣、元平は近代の名匠で根の作品も上手である。

モトマキ 本巻 矢の名所。矢羽の下を巻く。本巻は六分である。

モトムネ 本宗 根鍛冶。紀伊入鹿住む。本は和州に住む、上手で定角をきり、銘のあるものは稀である。(矢鏃銘鑑)

モトヨキオイルコト 本弱きを射る事 日置流秘書百七箇條ノ三十五「本弱きを射させ申す義は右(三十四)に同斷

にて是れは肩の高き射手に用ひさせ申し候、上強く候へば上筋を張り強き所にて張合ひ申すに付、自ら落し申候、然る故に本弱きと記し申し候、遠矢能くさし申し候は本少しつよきなる弓こそ能く御座候、誠の弓の成りは本末見合せ弓長短に依り能き程に恰好定めたるが能く候」

モトヨクユミ 本弱き弓 手下の弱き弓。これを用ひる時は根先を五分上げて番へる。

モノアイ 物間(一) 的と射手との距離。現今では十五間半を的前と云ひ、三十間以上を遠的と稱してゐる。然し昔は弓の長さを基本単位としてはづし弓、三十二杖、三十杖、二十七杖と定めた。今川大草紙「的庭の遠きはむかしは弛弓にて三十三杖に射塚を築て」云々同「笠懸の射塚は九杖につき七杖に的を立なり」了俊大草紙「笠懸の射塚も九杖につき七杖に的を立なり」上田越前守圓物記「圓物のあつちの遠さ十一杖に打て十杖に立へし、あつちと申とのあはひは矢たけより少しちかし」(二) 矢を射出して次の矢を射る迄の間を云ふ。

モトヨ モノア モノイ モノオ モノカ モノガ

モノアイ 物逢 射手が的にむかつた時の作法。東鑑・卷十三・建久四年五月十六日「存物逢故實」

モノアイノ： 物合の早き射手とは何をいふ心しづまる人をいふなり 大和流遠矢鎌合の歌。一本人を射手とある。

モノイウマ 物射馬 犬追物・笠懸・流鏑馬などに馴された馬。下地馬。(貞丈雜記)

モノイグツ 物射杓 騎射に用ひる杓。なめし革で作り、爪先に十二の鬘を作るを普通とした。鼻高杓。

モノイユミ 物射弓 犬追物の弓名。或は丸物弓或は凡て用弓の名とする。(射義成功紀・卷之一)

モノオイヌキアテカイアシブミノコト 物を射抜あてかい足踏の事 日置流秘書百七箇條ノ十九「物を射抜あてかい足踏と申は、先づ弓も強めたるが能く御座候、矢は成る程と堅筈に仕、根も細き根にで弦も細き弦にて成る程引きまわし兩足に心を付け上つりに無き様に無念無想に離れたるが能く候、惣じて何にても堅きもの試

めし候時は紙を濕し當て所に定めつけ置き其ぬれ紙を綺麗に射抜き候へば何にても必ず射抜くものにて御座候」

モノオモテ 物表 犬追物の時棧敷と繩との間。馬場かしらの方をいふ。(犬追物類鏡・卷四)

モノオモテノクチ 物表の口、犬追物馬場の入口、西面の北側の口、上手組の出入口である。

モノオヨク： 物をよく習はぬ射人のくせとしておのがすがたを我とほめけり。弓道修學心得の歌。

モノカゲ 物かげ 犬追物の時、繩の違ひめのむかふを云ふ。これは棧敷の方よりさして云ふたものである。

モノカゲノクチ 物掛の口 物陰之口 犬追物の時、馬場埒の巽の東の方の戸口。犬を牽入ない口である。

モノカゲノヤ 物かげの矢 射手をへたて、矢所などを見分られぬを云ふ。

モノガシラ 物頭 (一) 武家時代の諸隊の首領。弓鐵砲頭。(二) 犬追物の馬場の棧敷の前。(三) 犬の頭のこと。

一七四九

モノコトオ：もの事をこゝろにかけ
て見る射手ハ中らぬとても外ざりけり 大
和流澄見所の歌。

モノゴトニ：物事になまりたる身を
きつとせよ増て弓には冴て直なれ 大和流
朋作の歌。なまりたるは情けて氣乗りせぬ
こと。

モノソイオハシリキル 物そひを走
り切る 大追物の時、竹垣堀、築地など
の際を走り通る犬の事。「物際」と同じ。(犬
追物類鏡・卷四)

モノツカレ 物つかれ 犬のくたび
れ疲れたものを云ふ。(犬追物類鏡・卷四)

モノニヨリツルニイアリトユーコト
物に寄弦に異有と云ふ事 備忘集(日
置流正統)第三卷「的巻葉杯は可爲同前修
羅遠矢射貫杯は同前私云ふ輕き弦は手音あ
り、重き弦は手音なし、矢に於て位あり、
つるにて物を打にて可有心得。」

モノニヨリ：ものにより時に中れる
持満こそ修練のなせる業としるへし 大和
流持満の歌。

モノノベノマクキ 物部莫奇 筑紫
の人。欽明天皇の十五年十二月九日新羅を
討つた時、火箭を射て新羅城を燒落した。
モノフカクモノアサク 物ふかく物
あさく 射形を能くしたためて射たのを
物ふかくと云ふ。疎略なものを物淺くと云
ふ。(犬追物類鏡・卷四)

モノマエノシキ 物前の式 卷葉の
切り口を射る式。

モノミ 物見 射手の顔持のこと。打
起をする時、顔を的に向けること。何心な
くふりむく顔もちがよい。

モノミオバ：物見をばやよとして人の
呼時にいとこたへて見むく顔持 道雪派
物見の歌。

モノミガモドル 物見が戻る 顔持
が足らないこと。左に向いた顔持がもとに
戻ること。

モノミド 物見籐 弓の籐の名所。
籐の上に巻いてある籐。三儀一統大雙紙「一
尻籠の弓。只の弓とりの名所の有へき事、

物に寄弓に異有と云ふ事 備忘集(日
置流正統)第三卷「第一弓の木を見知る事
肝要也、大の木目うき松目からす目榎目杯
とてあり、是は何れもさえたる木也、うつら
目、しこがきまたとらふ目の木目などは
みな替りあり、是は何れも目の入組たるし
つこき木也、龍目と云ふは餘りに淺木にて
用に立たず弓の木は大形矢の心を引て吉、
弓に矢相應なれば也何れも修羅遠矢射貫的
巻葉指矢に差別可有私云しつこき目の入組
みたる木は手音なし、さえたるは手音あ
り、爰に於て位可有的巻葉は左のみ矢業い
らず音あるを専らとすべし。註(本多利實
翁)曰、此弓異有とは弓の側木の種類をい
ふ事にて木目のあらき方手音あるさえたる
弓なりといふ事なり、しぶとき木目或は龍
木目杯のやうの木は悪き物なる事を知らし
めたるなり。」

モノニヨリ：物により弓の構へは違
へども弓形身形は違はぬぞかし 大和流弓
構の歌。物によりとは、眞行草等の射前の
こと。

モノグシャゾクシヨ 物具装
弓附より巻たる物見籐なり。同「一、籐の
名所。附より上に巻たるは物見の籐なり。」

モノミトワ：物見とはふせばうしろ
にそればまへ中にそなふをかねとしるべし
「日置流射學」所收、物見の歌。

モノミトワ：物見とはやよとして人の
呼時にあるとこたへて見むく顔持 道雪派
物見の歌。

モノミトワ：物見とはやよとして人の
呼時にあると答へて見むく姿ぞ 日置流・
大和流・雪荷派・道雪派等の物見の歌。

モノミノコト 物見の事 日置流射
學「第七、物見といふは押手にあり。弓構
して射あてんと思ふ所に目をつけて其の目
をひかずにうちおこし、大指と節との間よ
り見合すべし。是れは生れつきずぐに顔も
かねも合ひたる人のことなり。顔あをのく
射手にて弓のうしろより見るもあるなり。
又甲を着ては弓の後より見るべし。物見と
はふせばうしろにそればまへ中にそなふを
かねとしるべし。顔もちがはびんをつりつ
くくび強くまじりまがらず見定めて射よ
物見よく勝手に弦をおさむべきひにくにさ

モノミノコト 物見の反る事
目安之卷(竹林派)「卅七、物見の反りた
るには左のけんへき筋をよく後へねぢまは
し、ぼんのくぼの髪のはへきは張て込目
に見すべし、又胸のそりたるに隨ひて反る
事も有り、直しは右にあかす。」

モノミノト 物見の籐 「物見籐」
に同じ。

モノミノユミ もの見の弓 寫本一
冊 もの見の弓に就いて記したもの。(生
弓齋文庫本 第九十二帙 第五五號)

モノヨワク：物よはく射る矢はかひ
も夏川や羽なき鳥のたちやわづらふ 印西
派離の歌。

東鈔 寫本一冊 劍の事、平緒の事、帶
の事、平胡録の事、東帶直衣の事、禮服の
事、旅衣の事、鞍具の事、鞍の事、切付の
事、手綱の事、車の事、馬の事等を記し、
應永十九年壬辰(皇紀二、〇七二)花山院
忠定・慶長九年西園寺實兼等の書寫の奥書
がある。

モノノシリオオシキル 物の尻を押
切る「あとのさぐりをおし切て」に同じ。
同條参照。

モノノシリオキル 物の尻を切る
前條に同じ。

モノノフノ：武士の心と弓の弦はた
ど太く強きに若くことぞなき 弓道修業の
歌。

モノノフノ：武士のしらで叶はぬ弓
のみち弓馬ふたつは左右とぞ開け「美人草」
所收の歌。

モノノフノ：武士の精兵なると仁義
禮信のみたずば射手にてはなし 吉田流稽
古修業の心得の歌。一本精兵をつはものと
讀む。

モノノフノ：武士の弱氣見するな梓

つといきのあるらむ 顔そらば右のまなこ
をみかまへて弓をおしきげ上筋をはれ 顔
もちは矢よとして人のよぶ時にぬるくこたへ
て見むくすがたよ 大和流弓道天之卷「一、
物見の事、射術物見と云は射者の顔持を云
也、進、退、伏、反、浮、沈なく、後より
人の呼ぶに何心なく振向きたる心也、首の
筋、胸の水走りへ合てたがはざるを十五間
にて、正鶴に至中の物見と云也」

モノミノソルコト 物見の反る事
目安之卷(竹林派)「卅七、物見の反りた
るには左のけんへき筋をよく後へねぢまは
し、ぼんのくぼの髪のはへきは張て込目
に見すべし、又胸のそりたるに隨ひて反る
事も有り、直しは右にあかす。」

モノミノト 物見の籐 「物見籐」
に同じ。

モノミノユミ もの見の弓 寫本一
冊 もの見の弓に就いて記したもの。(生
弓齋文庫本 第九十二帙 第五五號)

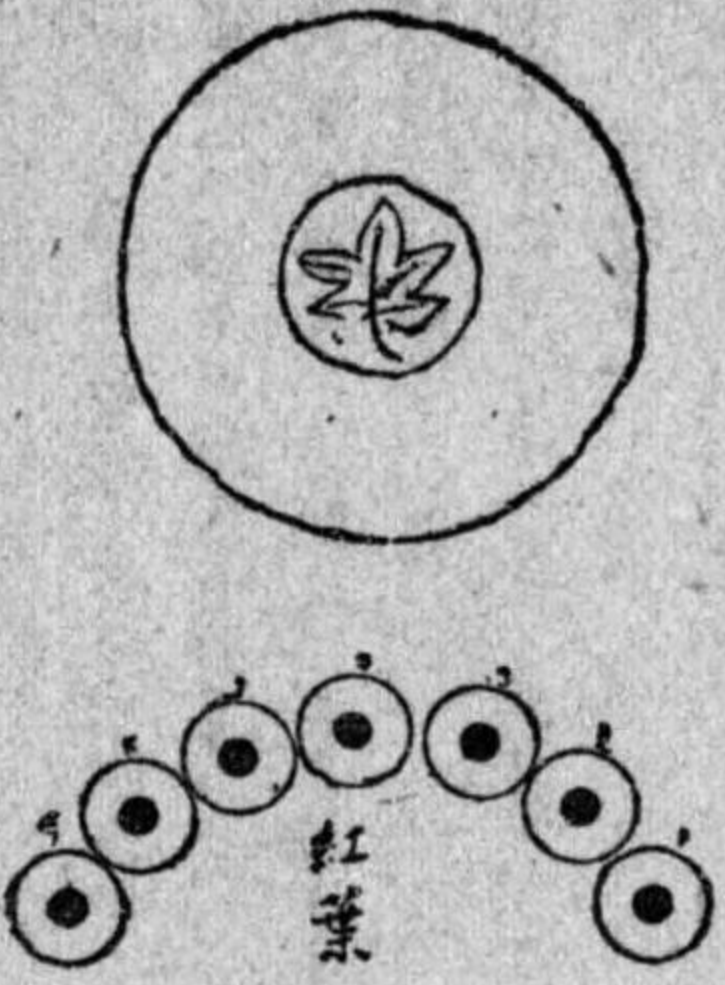
モノヨワク：物よはく射る矢はかひ
も夏川や羽なき鳥のたちやわづらふ 印西
派離の歌。

モノヨウク：物よはく射る矢はかいらも夏川や羽ぬけの鳥の立ぞわづらふ 日置流・大藏派等の離の歌。

モノワカレ 物わかれ 馬が辰巳へ行けば犬が本へ行く様に成るを云ふ。(犬追物類鏡・巻四)

モフ 模生 矢羽の切生の一。

モミジ 紅葉 (一) 繪的一。月の的八月の的。紅葉的とも云ふ。(上圖)(二) 射的的一。的の数だけ矢を持つて二組に分れて射上を競ふ。(下圖)



モミジカサネ 紅葉重 (一) 日置流

吉田流では手の内の一。紅葉にたとへたもので、手の内が小さく見える。其調へ方は弓の前竹右七分、左三分の所に拇指と人差

指との股の中心を當て、弓を一寸程押開き弓手の指を先開き、掌の真中を横ぎる筋を弓の外竹左角に當て、拇指に小指を寄せる様に握り、小指に無名指を添へ中指を拇指と無名指との間に弓の外竹の方より差込み、結局小指、無名指、中指の三指が揃ふ様になる。その形は丁度杖を握つた形を其儘人差指を延ばして其跡へ拇指を添へたのに等しく、拳は弓と直角をなすのである。爪揃。傘の手の内。(二) 竹林派・大和流等では善射善中の良射手、修業至つての位を云ふ。「紅葉重の事」の條参照。

モミジガサネノコト 紅葉重の事

日置流射學「第十七、紅葉重といふは手の内かねのての甲の肉を弓に取り込みて、下は指の付け根と手の内筋との間弓の外角をあてる。扱三ツの指先下よりしめ上げて握り、大指にては高指をにぎりかくすと思ひて、弓を打ち上げ、引きさまに手の内少しゆるすべし。きむる手の内なり。常には嫌ふこと多し。されども附落す人によし。又云ふ紅葉重とは楓を重ねるといふ古實なり。歌に、秋山や紅葉かさねの手のうちは

にぎりおとせる人のためかも」日置流秘書百七箇條ノ四十六「紅葉重と申すはかえでの葉にたとへたる義にて御座候、楓もみぢ仕り候時は末の小葉よりあかく色づき申し候、それに付、手の内も小指より占め次第に大指まで色づく如く占め申す故紅葉がさねと申し候、此紅葉重の手の内は強み申す射手下ぐる射手に能く覺えさせたるが能く御座候」

モミジカサネノテノウチ 紅葉重の手の内 「紅葉重」(一)に同じ。

モミジノシヤ 紅葉の射 「紅葉重」(二)に同じ。

モミジノマト 紅葉的 「紅葉」に同じ。

モモイチヨ 百射帳 堂上賭射の詞。或ハ百射的の帳名。常的には百射の帳との字を入れて云事が習である。(射義成功紀・卷三)

モモクセノ：百くせのあるが中にも一つづつわけて悪きをなすべきなり 大藏派稽古修行心得の歌。

モモココロ：もゝ心うら卵をのみき

し詰てかひなたるまはづむくさびぞ 竹林派「自他射學弟師問答」所收、矢東強弱の事の條の弓手に對する歌。

モモサシ もゝさし 空穂の名所。「空穂」の條参照。

モモシオヌリノユミ 百入塗の弓

塗弓の一種。百入に塗つたもの。

モモテ 百手 射藝の種類の一。八幡宮の廣前で一人で百手(二百本)射て神に奉納する射法を百手と云ふのである。これを略して十人で十手射る場合もあつた。(一

手は矢二本を云ふ故、二百射である)的は五尺二寸の大的で、距離は卅三杖が本式である。其他十三人、十五人、十七人などに射る場合もあるが、要するに射数は二百射を以て本儀とし、略して百射、五十射などにする事もある。看聞日記・應永二十五年五月一日「射二小弓：此間順頭也、於二田向二可射二百手之由有増」同・五月三日「可有二百手之由三品申レ之間、田向に行。先有二一獻、次射二百手、亥刻百手射了」雍州府志・七・土産門下「楊弓：凡矢數二本稱二一手、二百本謂二百手」和漢三才圖

會・十七・楊弓「堀與席相去七間半、毎以ニ五矢一決ニ勝負、二百矢謂二百手、百手内五十矢以上中の者爲ニ朱書、百矢以上爲ニ泥書、百五十以上爲ニ金書、百手悉中者爲ニ皆矢、最希有也」

モモテイ 百手射 「百射的」に同じ。

モモテイマト 百手射的 寫本一卷 百手射的の由來方法等を略説する。「弓術秘傳書」所收。

モモテイノマト 百手射的 「百射的」に同じ。

モモテエ 百手會 百手を行ふ會。

看聞御記(應永二十五年五月三日)「雨降百手會延引、而晡時屬レ時、可有二百手之由。」

モモテシタイ 百手次第 寫本一卷 射術百手の次第を開書したもの。「續群書類從」卷六百六十八、武家部第十四所收。

その内容は百手の次第開書の事の中に十七箇條、五度弓の次第開書の事の中に十二箇條、前者の卷末に「百手は早朝より夜に入までの的なれば、其内しち以下有之條。一段身をも清め、精を集也。第一爲祈念用之。」

五十過て座をも立てくつるき、酒などのむ事あり、定法にはあらねども、尤可然よし申傳へ也」とあり、奥書には「右此書ハ武田之舊記タリ、然處ニ建仁寺十如院先住、雄長老者、武田孫子タリ、次之住永洪和尚ハ依御父タル故聊不殘寫之置候者也 かつ屋左近」とある。

モモテシダイキガキ 百手次第開書 寫本一卷「伊勢弓馬叢書」の中の一書。

同故實二十九條を寫した五枚の冊子、武田の舊記の由の奥書がある。寛政四年壬子(皇紀二、四五二)伊勢貞春の奥書もある。

モモテダイ 百手臺 二百本の矢をのせる臺。十本づゝに編んでのせる。

モモテノジンジ 百手神事 島根縣國幣小社須佐神社に於て四月十八日に行はれる神事。須佐之男命大野に鳴鏑矢を放ち藤原醜男命にその矢を取らしめ給うた故事によると傳へられる。

モモテノタツシヤ 百手達者 (一) 百手射の上手。(二) 百發百中の射藝の達人 庭訓往來・正月「百手達者、究竟之上手一兩輩、可レ令二同道一也」